

「三重県子ども条例」の改正について

提出資料

○こども会議 ～こどもの意見の反映状況～ 1

○三重県子ども条例改正案(中間案)に対するパブリックコメントの結果・・・ 12

○三重県子ども条例 改正条例案..... 23

こども会議

～子ども意見の反映状況～

三重県

こども会議に参加した子どもの意見聴取結果

1 こども会議の概要

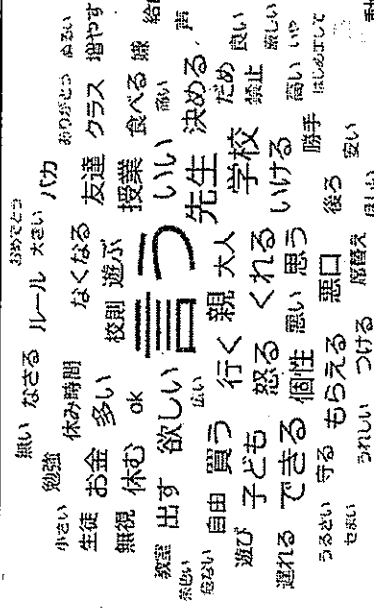
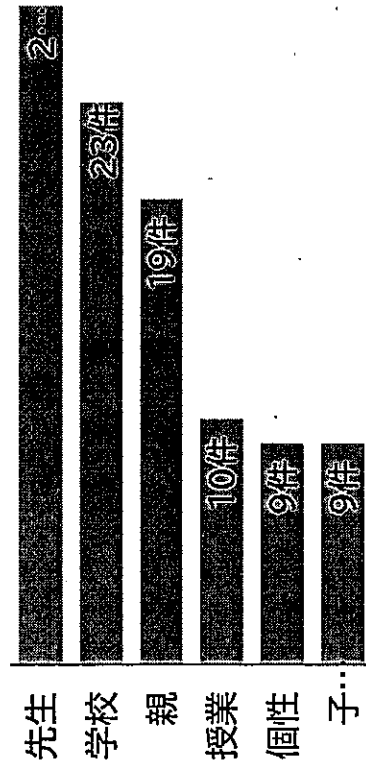
実施期間	令和6年6月20日～令和6年9月12日
実施方法	グループごとに対面での聴き取り
参加者	17グループ・225人(小学生～大学生)

聴き取り テーマ	「子どもの権利が守られていないと思うこと、 嫌だったこと」
意見数	337件

意見での出現回数に
応じた大きさで単語を
図示しています。

2 子どもの意見における頻出単語(名詞)

(その単語と合わせて使われていた単語)



動詞(赤)
名詞(青)
形容詞(緑)

3 子どもの意見の特徴(全体イメージ) ※AIテキストマイニングによる分析

4 主な意見

(先生について)

- 先生の機嫌が良い時と悪い時で
人に接する態度が違う。
- 先生が授業に遅れるのはいいけど、
生徒はだめ。
- 先生によって対応が異なる。

(学校について)

- 学校を休んだため、授業の残りが
あって休み時間がなくなった。
- 学校の下校時間が厳しい。
- 先生に学校に来たらと言われる
から強制させられているみたい

(親について)

- 今後の勉強のことで親に怒鳴られた。
- 親が部屋をノックせずに入ってくる。
- 親の考えを押し付けられる。
自由に考えてみたい。

(校則について)

- 今どきツープロックが校則でだめ。
- 個性を消すような校則を守らせている。
- メイクとか校則で禁止されているけど、
社会に出たらして当たり前。

第3条(基本理念)への反映

- ・みなさんからいただいた意見は、中間案の第3条(基本理念)に反映されました。
- ・第3条(基本理念)には、全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会を実現するための、基本的な考え方が書かれています。

みなさんの意見

- ・子どもも大人も一人の人間として対等に扱ってほしい。
- ・子どもは大人よりも立場がどうしても低くなってしまうがだから対等に扱ってもらいたい。
- ・男の子と女の子で分けられたり、差がある。
- ・生きるために何が必要か・・・命の権利、病院に行く権利、勉強する権利、学校に行ける権利
- ・小さい頃からの個性や性格の発達を妨害されず、損失してしまうようなことをされない。
- ・子どもだから言いたいことが言えない環境をなくしてほしい。
- ・三重県の大人に守ってほしいこと・・・こどもの話を聞く。

意見反映時のポイント

- ・子どもが一人の人間として尊重されること
- ・子どもの命や健康が守られ、成長できること
- ・子どもの意見が聴かれること

最終案(意見が反映されたもの)

第3条(基本理念)

全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ① 子どもは、生まれながらに一つの人格として権利を有し尊重されるべきものであり、いかなる理由による差別も受けることがないこと。
- ② 子どもの生命及び健康が守られ、健やかに成長及び発達することができること。
- ③ 子どもが自分に直接関係のあることに意見を表明することができるとともに、その年齢及び発達の程度に応じて、多様な社会的活動に参加することができること。
- ④ 子どもは、その年齢及び発達の程度に応じ、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

第5条(保護者の役割)への反映

- ・みなさんからいただいた意見は、中間案の第5条(保護者の役割)に反映されました。
- ・第5条(保護者の役割)には、親など子どもを育てている人の役割が書かれています。

みなさんの意見

- ・親が産んだのに「お金が無駄」と言われた。
- ・親が部屋をノックせずに入ってくる、ノックしたとしてもノータイムで入ってくる。
- ・親がたばこを吸っていたから子どもがぜんそくになった。
- ・大人は喫煙、飲酒をするが、子どもがいる場でもそれをする家庭もある。
- ・親の意見を押し付けられる。

意見反映時のポイント

- ・保護者には子どもを育てる責任があること
- ・保護者は子どもが安心して過ごせるようにすること

最終案(意見が反映されたもの)

第5条(保護者の役割)

保護者は、基本理念にのっとり、子どもの養育に関する第一義的責任を有することを認識するとともに、県、市町、子ども・子育て支援団体等から必要な支援を受けながら、子どもの権利を守るとともに、子どもが安心して過ごし、及び健やかに育つことができるよう努めるものとする。

第6条(学校等の役割)への反映

- ・みなさんからいただいた意見は、中間案の第6条(学校等の役割)に反映されました。
- ・第6条(学校等の役割)には、学校や児童福祉施設などで働く人の役割が書かれています。

みなさんの意見

- ・身体じゃなく精神的にしんどい時保健室に行かせてもらえない。
- ・おなかがいっぱいなのに掃除の時間になっても給食を食べさせられる。
- ・学校の先生も権利を知ろうとしている(学校は大事)。
- ・先生に学校に関わる大切な話をしたのに無視された。
- ・訴えたことに対して「様子を見る」と言って先送りにする。
- ・自分は悪くないのに先生に注意されたが、圧があって反抗しづらく、反抗しても「言い訳だ」と言っ聞いてくれない。
- ・「個性を尊重しましょう」と道徳の時は教えるのに、個性を消すような校則を守らせている。
- ・ピアス禁止→なんで先生はしていいの？ だったらいいのでは

意見反映時のポイント

- ・学校等で子どもが安心して学び、育つことができること
- ・学校等の先生が子どもの権利について学ぶこと
- ・子どもが意見を表明でき、その意見が十分に尊重されること(学校の校則などに子どもの意見が反映されること)

最終案(意見が反映されたもの)

第6条(学校等関係者の役割)

- 1 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもの安全を確保するとともに、子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について自らの理解を深めるための研修の実施及び受講に努めるものとする。
- 3 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもが子どもの権利について学び、及び意見を表明することができるよう支援するとともに、その年齢及び発達の程度に応じて、子どもの意見を十分に尊重し、その最善の利益を優先して考慮するものとする。

第11条(子どもの安全・安心の確保)への反映

- ・みなさんからいただいた意見は、中間案の第11条(子どもの安全・安心の確保)に反映されました。
- ・第11条(子どもの安全・安心の確保)には、虐待やいじめなどの権利侵害から子どもを守ることに、権利が侵害された場合に救済を図ることが書かれています。

みなさんの意見

- ・どんな条約があつたらいいと思ったか……いじめを受けない、相談できる
- ・嫌だったこと……いじめ、仲間はずれ
- ・いじめられてて自由を奪われた。
- ・嫌なあだ名をつけられて「嫌」と言ってもずっと言ってくる。
- ・三重県の大人に守ってほしいこと……交通安全 全
- ・青信号渡つたら車が突っ込んできた。
- ・歩道と車道は広いのに自転車の道はせまい。
- ・生きるために何が必要か……助けられる権利、誰かを頼る権利

意見反映時のポイント

- ・いじめ、事故などの権利侵害から子どもが守られること
- ・子どもの権利が侵害された場合に、助けられること

最終案(意見が反映されたもの)

第11条(子どもの安全・安心の確保)

- 1 県は、虐待、いじめその他の権利侵害(ソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるものを含む。)から子どもを守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。
- 2 県は、子どもの権利が侵害された場合に当該子どもの最善の利益を優先して考慮し、その救済を図ることができるよう、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 子どもを虐待から守ること及びいじめの防止等のための施策については、別に条例で定める。

第12条(子どもの権利について学ぶ機会の提供)への反映

- ・みなさんからいただいた意見は、中間案の第12条(子どもの権利について学ぶ機会の提供)に反映されました。
- ・第12条(子どもの権利について学ぶ機会の提供)には、県の基本的な施策の1つとして、子どもの権利について、大人も子どもも学べる機会をつくることが書かれています。

みなさんの意見

- ・42条、子どもの権利条約を大学生になってから知った。→小学生くらいから知りたかった。
- ・子どもと関わる大人が、この権利条約を知ることが大事。
- ・大人もちゃんと子どもの権利条約を理解してほしい。
- ・お年寄りの方にも「子どもの権利条約」について理解してもらいたい。

意見反映時のポイント

- ・子どもの権利について、子どもも大人も学ぶことが大事であること

最終案(意見が反映されたもの)

第12条(子どもの権利について学ぶ機会の提供)

県は、子どもの権利について、保護者、学校等関係者及び県民並びに子どもも自身が学ぶ機会を提供するものとする。

第13条(子どもの育ちへの支援)への反映①

- ・みなさんからいただいた意見は、中間案の第13条(子どもの育ちへの支援)第1項に反映されました。
- ・第13条(子どもの育ちへの支援)第1項には、県の基本的な施策の一つとして、生まれ育った環境等にかかわらず、全ての子どもが自分らしく豊かに育つことができるように支援することが書かれています。

みなさんの意見

- ・遊ぶ場所や勉強する場所を確保してほしい。
- ・公園を増やしたり、サッカーコートを作って。
- ・学校にもっと遊具が欲しい。
- ・子どもの遊び場を増やして。
- ・ボール禁止、騒ぐとクレームがくる公園では遊べないから、家の前の道路で遊ぶとそれはそれで言われる。だからゲームで遊ぶと、「最近の子たちはゲームばかり…」と言われる。
- ・公園や運動会で、子どもの声がうるさいと、遊ぶ場所が減っていく。
- ・コロナ禍の学校生活を経験していない大人が「それはそれで思い出」という。こちら小学校の卒業式、中学校の自然教室と職場体験がなくなっている。
- ・高校生が自由に集まれる場所が無い。

意見反映時のポイント

- ・子どもの学び、遊び、体験の機会が確保されること
- ・子どもの居場所が確保されること。

最終案(意見が反映されたもの)

第13条(子どもの育ちへの支援) 第1項

1 県は、生まれ育った環境等にかかわらず、全ての子どもが自分らしく豊かで健やかに育つことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- ① 子どもの育ちにとって重要な時期である乳幼児期からの切れ目のない支援
- ② 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援
- ③ 子どもの多様な学び、遊び、及び自然体験をはじめとした体験活動等の支援
- ④ 子どもが安全で安心して過ごすことができる多様な居場所づくりの支援

第13条(子どもの育ちへの支援)への反映②

- ・みなさんからいただいた意見は、中間案の第13条(子どもの育ちへの支援)第2項に反映されました。
- ・第13条(子どもの育ちへの支援)第2項には、県の基本的な施策の一つとして、特別な支援や配慮が必要な子どもが、適切に養育され、その生活を保障するように支援することが書かれています。

みなさんの意見

- ・塾に行くか行かないかで教育格差がおきる。
- ・一人親←身近に気軽に相談できる場所や機関を作る、一人親の仲間が集まれるところ
- ・里親より施設にいくことが多い。けれども家庭で育てられることもよい。
- ・原因の改善は全然できていないのに、不登校の子に声かけとか家庭訪問とかばかりするのは、その子にとってストレスだと思うから、もっと他の案を考えてほしい(実際ストレスに感じていた友達もいた)。

意見反映時のポイント

- ・特別な支援や配慮が必要な子どもが、必要な支援を受けられること。

最終案(意見が反映されたもの)

- 第13条(子どもの育ちへの支援) 第2項
- 2 県は、貧困の状況にある子ども、児童養護施設又は里親のもとで暮らす子どもその他の特別な支援又は配慮が必要な子どもが、適切に養育され、その生活を保障されるよう必要な支援に努めるものとする。

第14条(子どもの意見表明及び社会参画の促進)への反映

- ・みなさんからいただいた意見は、中間案の第14条(子どもの意見表明及び社会参画の促進)に反映されました。
- ・第14条(子どもの意見表明及び社会参画の促進)には、県の基本的な施策の一つとして、子どもが意見を表明できるようにし、その意見を十分に尊重することが書かれています。

みなさんの意見

- ・いじめ←アドボカシーを広める活動を！子ども自身が言えないことに対し、第三者にいつて代弁してもらおう。
- ・もっと一人一人の個性や、したい事、したくない事が自由に発言、行動できるようにしないといけない。
- ・子どもがする事を大人が決めることが多い。大人が決めると子どもの本当にしたい事ができなくなってしまう。
- ・勝手にルールを作らないでほしい。
- ・自分で決めないからと言って勝手に勝手に決められる。

意見反映時のポイント

・子どもが自由に意見を表明することができ、その意見が尊重されること

最終案(意見が反映されたもの)

第14条(子どもの意見表明及び社会参画の促進)

- 1 県は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が子どもに関する施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。
- 2 県は、前項の規定による子どもとの意見表明に当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、社会的養護下にある子どもをはじめとした、様々な状況下にある子どもが意見を表明できるよう努めるものとする。
- 3 県は、子どもが社会の一員として尊重され、その年齢及び発達に程度に応じて、多様な社会的活動に参画することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

三重県子ども条例改正案(中間案)に対するパブリックコメントの結果

1 項目別意見数

項目		意見数
名称		6
前文		11
第1条	目的	6
第2条	定義	6
第3条	基本理念	12
第4条	県の責務	9
第5条	保護者の役割	4
第6条	学校等の役割	11
第7条	事業者の役割	2
第8条	子ども・子育て支援団体の役割	2
第9条	県民の役割	2
第10条	連携及び協働	1
第11条	子どもの安全・安心の確保	7
第12条	子どもの権利について学ぶ機会の提供	2
第13条	子どもの意見表明及び社会参画の促進	6
第14条	子どもの育ちへの支援	12
第15条	子育て家庭への支援	1
第16条	人材の育成及び環境の整備	2
第17条	相談への対応	2
第18条	計画の策定	2
第19条	広報及び啓発	1
第20条	調査	1
第21条	年次報告	2
全般		12
合計		122

2 対応状況

対応区分		件数
①反映する	最終案に意見を何らかの形で反映させたもの	64
②反映済み	意見が既に反映されているもの	4
③参考にする	意見を今後の取組の参考にするもの	16
④反映又は参考にすることが難しいもの		21
⑤その他	中間案から削除した文言に対する意見及び、中間案の内容以外に対する意見(①から④に該当しないもの)	20
合計		125

(注)一つの意見に対し、対応区分を複数としている場合があるため、意見数と対応区分件数は一致していません。

3 意見の内容及び対応状況

番号	項目	意見の概要	対応区分	回答(案)
1	名称	[改正の視点]④に「子どもの権利を守ることを正面から捉える」とありますが、なぜ条例の名称に「子どもの権利」を入れないのですか？	④	本条例改正では、子どもの権利を正面から捉えるという視点のもと、基本理念をはじめ各条文中に「児童の権利に関する条約」の考え方を盛り込むとともに、各主体の役割や県の基本的施策など、子どもに関する施策を進めるための基本方針を規定しています。 名称については、「子どもの権利条例」や「子ども基本条例」など様々なご意見がある中で、子どもが身近に感じられるか、かつ、条例の内容を適切に表現できているかとの観点から、現行の「子ども条例」を変更しないこととしました。
2	名称	「子どもの権利を守ることをより明らかにする」ための条例改正だと考えます。その意味で 名称に「権利」を入れるべきだと考えます。子どもの権利を守るための施策に重点が置かれていますが、まずは「子どもの権利」について宣言することが必要だと考えます。	④	同上
3	名称	非常に残念です！現行の子ども条例作成時、時間的制約の中で「権利」を入れることができず、改正時にかけていました。つまり子どもの権利条例にする悲願です。そのことは別にして(個人的な思いですから)どんな話し合いで権利条例ではなく基本条例になってしまったのか意味不明です。子どもの権利が守られて、子ども主体の思想が確立しなければ日本の将来はないと危機感すら持っている私としては再検討をお願いしたい。国からおりてくる諸問題と抱き合わせにする方向なのか、とも思えるのですが、そこを考えていくためにも照らす「子どもの権利条例」の制定あってのことだと考えます。そうでなければ総花的になり基本の理念がぼやけていくこと間違いなしと思います。	④	同上
4	名称	改正の視点 ④で「子どもの権利を守ることを正面から捉える」と述べられているが、権利という言葉を入れないで正面から捉えていると言えるのだろうか？人権・権利意識が高い県であるならば、正面から堂々と「権利条例」と名乗ってほしい。10年後の改正でも、「三重県子どもの権利条例」の名称にできないのであれば、あまりにも残念である。	④	同上
5	名称	「子ども基本条例」という名称について「基本」とあることで「この条例を中心に子どもたちを守っていく」という風に感じ、大人のためにあるものだと思います。子どもとの間に距離があるように感じます。子どもを中心とした、子どものためのものなら、「子ども条例」や「子どもの権利条例」といった名前の方が子どものためのものと感じることができると思います。子どもたちが「自分たちのための条例なんだ」と思える名称がいいのではないのでしょうか。	④	同上
6	名称	三重県の子どもの関係する条例全体の土台となる条例とするという意図で題名を「三重県子ども基本条例」とするのであれば、三重県の子どもの関係する個別条例(三重県自然環境保全条例等)の目的規定等において、「三重県環境基本条例の理念にのっとり」といった文言が入れているように、他の三重県の子どもの関係する条例、例えば、子どもを虐待から守る条例の目的規定等に「三重県子ども基本条例の理念にのっとり」といった基本条例と個別条例の関係であることを明示するような文言を入れるよう、改正条例の附則において関連条例の改正を行うべきではないか。なお、そのような関連条例の改正を行わないのであれば、あえて「三重県子ども基本条例」と改称せず、現行どおり「三重県子ども条例」でよいのではないかと。	①	本条例改正では、子どもの権利を正面から捉えるという視点のもと、基本理念をはじめ各条文中に「児童の権利に関する条約」の考え方を盛り込むとともに、各主体の役割や県の基本的施策など、子どもに関する施策を進めるための基本方針を規定しています。 名称については、「子どもの権利条例」や「子ども基本条例」など様々なご意見がある中で、子どもが身近に感じられるか、かつ、条例の内容を適切に表現できているかとの観点から、現行の「子ども条例」を変更しないこととしました。 ※基本条例と個別条例の関係であることを明示する文言については、検討中です。
7	前文	子どもを取り巻く環境について、「ひとり親家庭の増加」についても言及するとともに、子どもの貧困に加えて「子どもの孤立」といった現状について、文言としてふれるべき。 (理由) 子どもたちの「今」をみつめていくうえで、地域コミュニティの希薄化だけでは語ることができない「社会や人とのつながりが弱まっていること」「機会が少なくなっていること」が視点として必要だと考えるため。また、そういった視点からの十分な環境整備の具体にもつなげていく必要があると考えるため。	⑤ ③	前文の構成を見直したことに伴い、子どもを取り巻く環境についての記述は削除しています。なお、具体的な施策については、条例に基づいて策定することも計画で定めることとしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
8	前文	子どもの心にとって大切な「安心」というキーワードを入れることを希望する。	①	前文に「自分らしく安心して生きる権利」、「安全で安心して過ごすことができる多くの居場所」という形で、「安心」という文言を入れます。
9	前文	「いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数の増加」を「いじめや児童虐待相談対応件数・不登校の増加」としてはどうか。 ※一般的には、このように書かれることがほとんどであるが、「いじめ」「不登校」「児童虐待」をセットにし、「いじめ」と「児童虐待」の間に「不登校」を入れることは違和感がある。いじめは加害者のいる子どもの問題行動であり、児童虐待は大人による問題行動である。一方、不登校は問題行動ではなく、子どもによる自己防衛や意見表明(無自覚であっても)でもある。	④	中間案では子どもが置かれている状況が深刻さを増している状況として、「いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、ヤングケアラー、インターネットトラブルなどの問題、新型コロナウイルス感染症による心身への影響など」と記載していましたが、最終案では例示を限定することとし、「いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数」については、「児童虐待やいじめなど」としています。
10	前文	第2段落について、第1段落で「子どもは(……)権利の主体である」とを宣言したものの、現実にはそれが十分に全うされていないことを確認するという論理的関係を明確にするため、冒頭に「しかしながら、」や「一方、」のような接続詞を加えてはどうか。	①	ご意見をふまえ、第3段落の冒頭に、「しかしながら、」を追加します。

番号	項目	意見の概要	対応区分	回答(案)
11	前文	「いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、ヤングケアラー、インターネットトラブルなどの問題、新型コロナウイルス感染症による心身への影響」について、例えば「の増加」にかかるのはどの文言かなど個々の文言のつながりが不明確であり、また、レベル感の違うものが併記されているように感じる。また、「子どもの置かれている状況は深刻さを増している」の例示として、例えば「インターネットトラブルなどの問題」では例示になっていない。「いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数の増加」、「子どもの貧困、ヤングケアラー、インターネットトラブルなどの問題」、「新型コロナウイルス感染症による心身への影響」というグループに分かれるということを前提とすれば、例えば、当該部分を「いじめ、不登校及び児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、ヤングケアラー及びインターネットトラブルなどの問題の深刻化並びに新型コロナウイルス感染症による心身への影響」と改めてはどうか。	①	中間案では子どもが置かれている状況が深刻さを増していることについて、「いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、ヤングケアラー、インターネットトラブルなどの問題、新型コロナウイルス感染症による心身への影響など」と記載していましたが、最終案では例示を限定した上で、文言のつながりが明確となるように文を分けて、「児童虐待やいじめなど、自分らしく安心して生きる権利が奪われる事例が多く発生している。また、貧困やヤングケアラーなど、家庭の状況によって子どもの成長にとって欠かせない遊び、学び、体験する、休む権利が十分に守られていない子どもがいる。」としています。
12	前文	「ヤングケアラー」について、第14条第2項にも出てくる用語であり、他県の条例では定義していることが多く、県民等に対する分かりやすさの観点から、子ども・若者育成支援推進法第15条等も参考に、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると思われる子ども」といった定義を行ってはどうか。	⑤	特別な支援や配慮が必要な場合について全てを網羅的に記載することはできないため、第14条第2項(※最終案では第13条第2項)の例示を限定することとし、「ヤングケアラー」については削除しています。したがって、ヤングケアラーは前文にのみ出てくる用語となりますが、ご意見にもあるとおり、法律で定義が示されていることから、条例では特に定義付けは行わないこととします。
13	前文	「インターネットトラブル」について、法律や他県の条例では確認できず、条例で用いる用語としては口語的で適切ではないと考えるので、定義を行った上で用いるか、「インターネットの利用に係る犯罪の被害等」といった文言に置き換えてはどうか。	⑤	中間案では子どもが置かれている状況が深刻さを増していることについて、「いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、ヤングケアラー、インターネットトラブルなどの問題、新型コロナウイルス感染症による心身への影響など」と記載していましたが、最終案では例示を限定することとし、「インターネットトラブル」については削除しています。
14	前文	「また、子どもが休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりするなど、子どもの成長にとって大切な権利が十分に守られていない」について、示されている認識はそのとおりだと思うが、十分に守られていない権利はそれだけではなく、虐待、いじめ等により「生きる権利」や「学ぶ権利」などより根本的な子どもの権利が侵害されている状況があることにも触れるべきではないか(どちらかというと、その前の文章で、これらの権利についても触れるのがよいと思われる。)。また、「子どもが休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりするなど」については、「子どもの成長にとって大切な権利」の例示になっていないので、「子どもが休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利など、」とすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、「自分らしく安心して生きる権利」の文言を追加するとともに、「子どもが休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりするなど、子どもの成長にとって大切な権利」については「遊び、学ぶ、体験する、休む権利」に修正します。
15	前文	「児童の権利に関する条約に定められた子どもの権利」について、他の部分に出てくる「子どもの権利」との関係が明らかではなく、権利の内容が限定されているようにも読めるので、子どもの権利と児童の権利に関する条約の関係については、第1段落などの別の部分で「児童の権利に関する条約では、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとする子どもの権利が保障されることを定めている。」などと記述し、ここでは単に「子どもの権利」としてはどうか。	⑤	前文の構成を見直したことに伴い、「児童の権利に関する条約に定められた子どもの権利」の記述は削除しています。
16	前文	「児童の権利に関する条約及びこども基本法の理念にのっとり」について、第1条では「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」となっていて平仄が合っていないので、「理念にのっとり」か「精神にのっとり」のどちらかに統一すべきではないか。	①	ご意見をふまえ、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」に修正します。
17	前文	「全ての子どもの権利が守られる社会の実現」について、第1条(目的)及び第3条(基本理念)では、「全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に暮らすことができる社会の実現」となっており、この条例で目指すべき社会が統一されていないので、どちらかに統一するか、あるいは統合して「全ての子どもがその権利を保障され、豊かで健やかに育ち、安全に暮らすことができる社会の実現」とすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、「全ての子どもの権利が守られ、子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現」に修正します。
18	第1条	下線部分を追加してはどうか。 「将来に夢や希望を持ちながら安心して成長できる」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、文章後半の「安全に暮らすことができる社会」を「安全に安心して暮らすことができる社会」に修正します。
19	第1条	「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」について、前文と平仄を合わせる観点、また、こども基本法は計画など本条例の個々の要素とも密接に関連していることから、こども基本法にも触れることとし、「児童の権利に関する条約及びこども基本法(令和四年法律第七十七号)の精神にのっとり」とすべきではないか。また、前文と平仄を合わせる観点から、「精神にのっとり」か「理念にのっとり」のどちらかに統一すべきではないか。	④ ①	こども基本法は、青年期以降の就労、結婚等を含めた「こども施策」について、基本理念等を規定したものであり、本条例とは目的が異なるものと理解しています。このため、「精神にのっとり」は「児童の権利に関する条約」のみとしています。なお、都道府県こども計画の策定など、法の規定をふまえた取組は条文に盛り込んでいます。 前文との平仄を合わせる観点については、ご意見のとおり「精神にのっとり」に統一します。
20	第1条	「基本理念を定め、(……)施策の基本となる事項を定め」の対象が明記されていないので(既存の県の施策推進条例等では必ず対象は明記されている)、「のっとり」の次に、例えば、第3条で基本理念の対象となっていることに鑑み、「全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に暮らすことができる社会の実現に関し」(ただし、この場合、第1条の最終目的と重複することになるので留意が必要)などの文言を加えるべきではないか。	④	基本理念の対象は第3条に明記されていること、また、記載した場合、ご意見にある通り、記載が重複することから、ここでは単に基本理念としています。
21	第1条	従来の第1条と同様、用言の並列における法令表現に従い、「基本理念を定め、」の次に「並びに」を加えるべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。

番号	項目	意見の概要	対応区分	回答(案)
22	第1条	「これを」について、従来の第1条では、「子どもが豊に育つことができる地域社会づくり」を受けての「これ」であったが、改正案では、「これ」を受ける対象がないので、「子どもに係る施策を」等に改めるべきではないか。	①	直前の「施策の基本となる事項」を「子どもに関する施策の基本となる事項」に修正します。「これを」は「子どもに関する施策の基本となる事項」を指します。
23	第1条	「子どもの権利を守り、生きづらさや困難を取り除き、将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め」について、文のつながりがわかりにくいので、せめて「子どもの権利を守り、その生きづらさや困難を取り除き、子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め」としてはどうか。また、内容を詰め込み過ぎているように感じるので、前文や基本理念にも同様の趣旨が盛り込まれていることにも鑑み、全部又は一部を削ってもよいのではないか。	① ④	ご意見の前半部分については、ご意見をふまえ、「子どもの権利を守り、生きづらさや困難を取り除き、子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め」に修正します。なお、ご意見の後半部分については必要な内容と考えていますので、文言の削除等は行わないこととします。
24	第2条第1号	「十八歳未満の者及び十八歳未満の者(……)認められる者」について、同じ文言が重複しているので、同様の定義をしている他県等の条例を参考にし、「十八歳未満の者及びこれらの者(……)認められる者」としてはどうか。	③	当該箇所については、より分かりやすい表現として、「十八歳未満の者をいい、十八歳に達した後も引き続き施策の対象とする必要がある者を含む。」に修正します。
25	第2条第1号	こども基本法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義しているが、それに合わせなくてよいのか。また、「十八歳未満の者」と等しくこの条例の対象とすることが適当と認められる者は、基準が不明確なように思うが、どのような者を想定しているのか。	④	こども基本法における「こども」は、「こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」を指しており、本条例の「子ども」より対象が広く、いわゆる若者の一部を含むものと理解しています。本条例では、18歳以上であっても、高等学校等に在学している場合や児童養護施設に入所している場合など、各施策の実施にあたり、個別の事情により同等に扱うことが適当である者も対象とすることを想定しています。
26	第2条第2号	「子どもに係る施策」について、定義して用いるのであるから、こども基本法も参考に、端的に「子ども施策」としてはどうか。	⑤	「子どもに係る施策」の定義そのものを削除することとします。
27	第2条第2号	「第二章「基本的施策」に定める施策」について、通常、このような場合に章名は引用しないので、「第二章に定める施策」としてはどうか。	⑤	同上
28	第2条第4号	「その他これらに類する施設」と「子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設」は意味に重複が見られると思う(なんなら「学校」及び「児童福祉施設」も「子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設」に含まれると解される)ので、「これらに類する施設のほか、」は削って、「(……)学校、(……)児童福祉施設その他子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
29	第2条第5号	「子どもや子育て家庭」について、「や」は条例の表現としては口語的であるので、「子ども又は子育て家庭」としてはどうか。(なお、「又は」としたとしても、子どもと子育て家庭の両方を支援する団体も含まれる。)	①	ご意見のとおり修正します。
30	第3条	※下線部分を追加してはどうか。 「全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安心・安全に暮らすことができる社会の実現」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「安全に」を「安全に安心して」に修正します。
31	第3条	「社会の実現」を「行う」というのは違和感があるので、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例等を参考に、「(……)社会の実現は、(……)図られなければならない」としてはどうか。	④	各主体の主体的な取組を促す表現として、「行う」のほうがより適切ではないかと考えていますので、原案のとおりとします。なお、他の自治体の条例においても同様の表現を使ったものがあります。
32	第3条第1号	条例を含む法令では、原則として主語の後に「、」を付することとされているので、「子どもは、」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
33	第3条第1号	子ども条例を改定する目的は、社会的に弱い立場にある子どもを守るためであると推察いたしますが、子どもの中でも特に弱いのは神経発達症(=発達障害)を合併する子どもになります。いじめ・不登校・自殺・児童虐待の、いずれにおいても基礎に神経発達症を有する際は、そのことを理解しないと対応を誤る恐れがあります(例:神経発達症を有する子どもはそもそもSOSを出すコミュニケーション力がないため、より大人からの働きかけが合理的配慮として必要になる)。また学校現場においては、神経発達症を有する子どもにとっては「通常の教育」が「合理的配慮を欠く教育」になる恐れがあり(特に限局性学習症状を有する子ども)、教師が一生懸命になるほど学校への恐怖感を高めてしまう恐れがあります。以上の理由から、限局的な表現ながらも以下の文言(※下線部分)を入れてはどうかと考える次第です。 一 子どもは生まれながらに一つの人格として権利を有し尊重されるべきものであり、神経発達症の合併を含むいかなる理由による差別も受けることがないこと。	③	発達支援については、条例には例示していませんが、条例に基づいて策定することも計画の中で、重点的な取組の1つに位置付けて取り組んでいくこととしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
34	第3条第2号	第二号「子どもに関することが決められたり、行われたりするとき」の後に「子どもの意見が反映され」の文言が入れることが望ましいと考えます。第四号でなされているとは思いますが、子どもが参加することについてだけでなく、子どもに関することを決める時には必ず子どもの意見を聴くことを表明してもらいたいと思います。	③	県の基本的施策の一つである「子どもの意見表明及び社会参画の促進」において、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が子どもに関する施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図ることを表明しています。

番号	項目	意見の概要	対応区分	回答(案)
35	第3条第2号	※下線部分を追加してはどうか。 二 子どもの関することが決められたり、行われたりするときに、 <u>子どもの本心が尊重されるとともに、子どもの最善の利益が第一に考慮されること。</u> ※大人の意向に沿った選択をさせられる子どもが多いことに留意することが必要である。	①	ご意見をふまえ、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重される旨を記載することとします。
36	第3条第2号	「子どもに関することが決められたり、行われたりする」について、「(……)たり、(……)たり」という表現は、口語的で、前文ならともかく、法律や条例ではほぼ見られないもので、「子どもに関することが決められ、又は行われる」としてはどうか。	⑤	文章を見直したことに伴い、「子どもに関することが決められたり、行われたりするときに」の一文は削除しています。
37	第3条第3号	「子どもの命や健康が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること。」を「信頼関係の中で、自分を肯定的に受け止めながら安心して成長できること。」としてどうか。 ※旧条例にあった「信頼」が新条例でなくなっている。また、ユニセフにある「もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう」という文言を入れているが、日本は世界で最も自己肯定感の低い国である。条例の対象は、日本で生きる子どもであることに留意することが必要である。「自分はダメ」という自己否定感に苦しむ子どもが多く、「もって生まれた能力」という言葉に対して、「自分はダメだから」と思う子どもも多いのではないかと。この条例は、「自分のためのものではない」と伝えることにならないか危惧する。	①	ご意見をふまえ、「もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること」を「健やかに成長及び発達することができること」に修正します。
38	第3条第3号	「命や健康」について、口語的で条例の表現として適切ではないと考えるので、三重県がん対策推進条例第1条を参考に、「生命及び健康」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
39	第3条第3号	「もって生まれた」について、「持って」は常用漢字なので、「持って生まれた」とすべきではないか。	⑤	別途ご意見をいただいていることをふまえ、「もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること」の部分は、「健やかに成長及び発達することができること」に修正しています。
40	第3条第4号	文のつながりが読みづらく、「その意見が聴かれ」と「その意見が十分に考慮されること」は意味が重複していると思うので、「、その意見が聴かれ」を削ってはどうか。	③	第3条の各号の構成を見直したことに伴い、この第4号については、前半の「意見表明及び社会参画の促進」に係る部分と、後半の「子どもの最善の利益の考慮」に係る部分を分けて、別の号として整理しています。
41	第3条第4号	「子どもの最善の利益を表現する」について、同じようなことを第4条第2項では、「子どもの最善の利益を図る」としていて、平仄が合っていないので、どちらかに統一してはどうか。	①	ご意見をふまえ、子どもの最善の利益については「優先して考慮」という表現に統一します。
42	第4条	第4条(県の責務)の第2項～第4項について、「協力」や「支援」に加え、県が責任をもって財政上の措置を講ずる努力をすることを明記すべき。第4回子ども政策検討会議で提示された「たたき台」のように、条文化がたいせつであると考え。(理由) 子どもたちが暮らす県内各市町の財政状況によらず、必要な施策や措置を安定的かつ質の高いものを担保するうえでは、県の責任において財政面を保障していく必要があると考えるため。	①	子どもに関する施策に対する県の取組姿勢を明らかにするため、施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努める旨の条項を新たに設けることとします。
43	第4条第1項	「全ての子どもの権利を守るために必要な施策」について、条例の他の部分に出てくる「子どもに係る施策」との関係が明らかではなく、意味が限定されて読まれるおそれもあると考えるので、対象とする内容が同じなのであれば(条例を含む法令では、同じ対象を指す場合は一貫して同じ用語を使用すべきものとされている)、「子どもに係る施策」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「子どもに関する施策」に修正します。
44	第4条第1項	「施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する」について、策定も計画的に行うべきであり、また、実施も総合的に行うべきであるので、「施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」としてはどうか(なお、法律においては、このパターンしか確認できない)。	①	ご意見のとおり修正します。
45	第4条第2項	「その他の関係者の意見」を「関係者及び子ども・子育て支援団体の意見」としてはどうか。 ※特定の関係者・団体だけでは、子どもの最善の利益のための施策にできるとは考えられないので、明記する必要がある。	④	「その他の関係者」には、子ども・子育て支援団体も当然に含まれるものと考えています。
46	第4条第2項	「子どもの最善の利益を図る」について、同じようなことを第3条第4号では、「子どもの最善の利益を表現する」としていて、平仄が合っていないので、どちらかに統一してはどうか。	①	ご意見をふまえ、子どもの最善の利益については「優先して考慮」という表現に統一します。
47	第4条第2項	「施策の対象となる」について、「前項の施策」を受けての「施策」であるので、「当該施策」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
48	第4条第2項	「子どもを養育する者」について、第2条第3号で定義されている「保護者」と異なる概念なのか。異ならないのであれば、定義語である「保護者」とすべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。

番号	項目	意見の概要	対応区分	回答(案)
49	第4条第3項	「子どもに係る施策」について、同じ条の中であえて第1項の「全ての子どもの権利を守るために必要な施策」と異なる概念を用いている理由は何があるのか。特になければ、「第一項の施策」とするが、第4条全体で「子どもに係る施策」を用いるべきではないか。	①	ご意見をふまえ、「子どもに関する施策」に統一します。
50	第4条第3項	「実施に当たっては」について、施策の実施段階だけでなく、策定段階での市町との連携や協力も重要であると考えるので、「策定及び実施に当たっては」としてはどうか。	③	施策の策定段階で市町と連携・協力することを県の責務として条例に規定することはしませんが、施策の内容に応じて、策定段階で市町の意見を聴くことや情報共有することは必要と考えていますので、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
51	第5条	「力を発揮して育つことができるよう努める」を「自己肯定感を育みながら成長できるように努める」としてはどうか。 ※「力を発揮して」を都合よく解釈する保護者がいた場合、それは教育虐待につながることも考えられる。「ありのままの自分でいい」という自己肯定感を育めるように無条件で子どもを認めることは、子どもと保護者の関係の原点であり、ここに明記したい。	①	ご意見をふまえ、「力を発揮して育つことができるよう」を「健やかに育つことができるよう」に修正します。
52	第5条	「子どもの養育に関する第一義的責任を有し」について、条文の中でこの部分が唐突で文のつながりが悪い印象があるので、こども基本法第3条第5号の表現も参考に、「自らが子どもの養育に関する第一義的責任を有するとの認識の下」としてはどうか。	①	「子どもの養育に関する第一義的責任を有し」を「子どもの養育に関する第一義的責任を有することを認識するとともに」に修正します。
53	第5条	「県や市町」について、「や」は条例の表現としては口語的であるので、後の部分で「等」につながっていくことにも鑑み、「県、市町」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
54	第5条	「子どもの権利を守り、子どもが安心して過ごし、力を発揮して育つことができるよう」について、法制執務にのっとった形で文のつながりがよくなるよう、「子どもの権利を守るとともに、子どもが安心して過ごし、及び力を発揮して育つことができるよう」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
55	第6条	第6条の見出しが「(学校等の役割)」となっているが、第1項及び第3項は「学校等の関係者の役割」について、第2項は「学校等の設置者及び管理者」及び「学校等の教員及び職員」の役割について規定しており、「学校等」自体の役割について規定した項はなく、条文の内容と見出しが合致していないので、条文の組立ても再考した上で適切な見出しを付するべきではないか。せめて条文の内容と完全に一致はしていないが、「(学校等の関係者の役割)」としてはどうか。	①	見出しを「学校等関係者の役割」とした上で、各項の記載内容を見直します。
56	第6条第1項	環境づくりをすすめていくために、「人材を確保する」「欠員状況を改善する」といった人的配置にかかわる環境整備を県や市町の行政が責任をもってすすめていくことを明記すべき。 (理由) 現在、教員不足(なり手不足、代替者不足)に歯止めが利かない状況になっている。その中で、子どもたちを支援していくにもしきれない状況となっている。まずは正規職員や常勤講師の確保が最重要であり、それに加えての非常勤の配置や教員免許を持たない学校スタッフの配置や増員といった環境整備が必要である。またそれは、県がリーダーシップをとり、各市町とも連携してすすめていくべきことであると考えたため。	③	条例は子どもに関する施策の大きな方向性を示したものであり、人材の育成等の環境整備については第16条に定めています。具体的な施策については、条例に基づいて策定することも計画で定めることとしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。 子どもに関する施策は市町が所管するものも多く、県と市町が連携し、相互協力のもと施策を進めていく必要があるため、県の責務(第4条)に市町との連携・協力規定を新たに盛り込んでいます。
57	第6条第1項	「学校等の関係者(設置者、管理者、教員及び職員をいう。以下同じ。)」について、「関係者」は一般名詞としての性格が強く、()内の定義は「学校等の関係者」の定義としたほうが適切だと考えられ、また、「学校等の関係者」が出てくるのは第3項及び第12条に限られるので、「学校等の関係者(学校等の設置者、管理者、教員及び職員をいう。第三項及び第十二条において同じ。)」としてはどうか。	①	第2条(定義)第4号の「学校等」の定義を「学校等関係者」の定義に見直したうえで、当該箇所は「学校等関係者」とします。
58	第6条第2項	子ども条例を改定する目的は、社会的に弱い立場にある子どもを守るためであると推察いたしますが、子どもの中でも特に弱いのは神経発達症(=発達障害)を合併する子どもになります。いじめ・不登校・自殺・児童虐待の、いずれにおいても基礎に神経発達症を有する際は、そのことを理解しないと対応を誤る恐れがあります(例:神経発達症を有する子どもはそもそもSOSを出すコミュニケーション力がないため、より大人からの働きかけが合理的配慮として必要になる)。また学校現場においては、神経発達症を有する子どもにとっては「通常の教育」が「合理的配慮を欠く教育」になる恐れがあり(特に限局性学習症状を有する子ども)、教師が一生懸命になるほど学校への恐怖感を高めてしまう恐れがあります。以上の理由から、限局的な表現ながらも以下の文言(※下線部分)を入れてはどうかと考える次第です。 2 学校等の設置者及び管理者は、当該施設の教員及び職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための神経発達症の理解を含む研修等の実施に努めるものとする。また、学校等の教員及び職員は、子どもの権利に関する神経発達症の理解を含む研修の受講等に努めるものとする	③	発達支援については、条例には例示していませんが、条例に基づいて策定することも計画の中で、重点的な取組の1つに位置付けて取り組んでいくこととしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
59	第6条第2項	「当該施設」について、それより前に「施設」は出てこず、「当該」で受けるのは適切ではないので、「当該学校等」とすべきではないか。	⑤	条文を見直したことに伴い、「当該施設の教員及び職員に対し」の一文は削除しています。
60	第6条第2項	同じ条の中で、「子どもの権利についての理解を深めるための研修」と「子どもの権利に関する研修」が混在しており、同一の意味内容が不明確で、平仄が合っていないので、どちらかに統一してはどうか。	①	条文を見直した上で、「子どもの権利について自らの理解を深めるための研修」とします。

番号	項目	意見の概要	対応 区分	回答(案)
61	第6条 第2項	後段について、同じ条で「また、」で文章を続けるのは法制執務上適切ではないので、後段の内容について項を分けて規定するか、「子どもの権利」についての理解を深めるための研修」と「子どもの権利に関する研修」を統一するのであれば、前段と後段の内容がつながるので、「また、」を「この場合において、」にすべきではないか。	⑤	条文を見直したことに伴い、「また、」以降の部分は削除しています。
62	第6条 第2項 第3項	第2項及び第3項についても、「基本理念にのっとり」という文言を入れるべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
63	第6条 第3項	一般的に条例等で用言を並列する場合は「及び」でつなぐことになっているので、「意見を表明することができる」の前に「及び」を加えてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
64	第6条 第3項	「子どもの最善の利益を第一に考え」について、第3条第1号では「子どもの最善の利益が第一に考慮」と規定されており、法令でもこのような場合は「考慮」が主に用いられていることから、「子どもの最善の利益が第一に考慮し」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「最善の利益を優先して考慮」に修正します。
65	第6条 第3項	第6条第3項に関して 教職員が子どもたちに向き合うためには、物理的・時間的な余裕が必要である。現場ではいま、教職員が子どもたちとじっくり向き合うことを後回しにして、業務をこなすことで精いっぱいになっている現状がある。教職員の本来の業務は、子どもたちとじっくり向き合い、教材研究に動かし授業力を培うことにある。そのような視点から子どもの意見を十分に尊重できるよう、十分な人的配慮・業務削減に努めていただきたい。	③	条例は子どもに関する施策の大きな方向性を示したものであり、人材の育成等の環境整備については第16条に定めています。具体的な施策については、条例に基づいて策定することも計画で定めることとしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
66	第7条	※下線部分を追加してはどうか。 保護者が子どもを豊かに育てるためにその雇用する労働者の権利が守られ、職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、	④	事業者の役割として、仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備について定めています。労働者の権利を守ることも当然に含まれるものと考えています。
67	第7条	「保護者が子どもを豊かに育てるためにその雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう」について、「保護者」と「その雇用する労働者」の関係が不明確で論理的につながっていないので、「保護者であるその雇用する労働者が子どもを豊かに育てるために、その者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう」といった表現にしてはどうか。または、保護者だけでなく、将来保護者となり得る者も射程に入れるとするならば、こども基本法第6条や多くの他県の条例も参考に、この際「保護者が子どもを豊かに育てるために」を削ってはどうか。	①	冒頭で「基本理念にのっとり」としており、重複感もあることから、「保護者が子どもを豊かに育てるために」の一文は削除します。
68	第8条	※下線部分を追加してはどうか。 専門性を生かした子どもや子育て 家庭に対する活動を通じて、子どもの安全を守り、子どもの育ちを見守り、 ※支援団体の数が増えているが、子どもの安全が守られなければ意味がない。セーフガーディングの視点は不可欠である。	④	直後の「子どもの育ちを見守り」には、子どもの安全を守ることとも含まれると考えています。
69	第8条	「子どもや子育て家庭」について、「や」は条例の表現としては口語的であるので、「子ども又は子育て家庭」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
70	第9条	新条例では、旧条例の第九条の内容がなくなっている。市町は施策の推進をしなくてもいいのが疑問である。	②	県と市町は対等な立場に立つ公共団体であることをふまえ、現行条例にある市町の役割規定は削除しています。一方で、子どもに関する施策は市町が所管するものも多く、県と市町が連携し、相互協力のもと施策を進めていく必要があるため、県の責務(第4条)に市町との連携・協力規定を新たに盛り込んでいます。
71	第9条	「県の」及び「県が実施する」について、「子どもに係る施策」は、第2条第2号で「第二章「基本的施策」に定める施策」と定義されており、第2章ではいずれの条文も主語は「県」で、県の施策であることは定義上自明なので、削ってはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。 なお、第2条第2号の「子どもに係る施策」の定義は削除します。
72	第10条	「学校等」について、第6条では学校等の役割は規定されていないので、実際の条文の内容に合わせ、「学校等の関係者」としてはどうか。	①	「学校等」を「学校等関係者」に修正します。 なお、第6条では見出しを「学校等関係者の役割」としたうえで、各項の記載内容を見直しています。
73	第11条	基本的施策の(子どもの安全・安心の確保)の第十一条について、現行と比較しても、今あるさまざまな人権課題について明記されていることは、大変意義のあるものだと感じる。 学校現場において、条例にもとづいたとりくみをすすめるためには、十分な環境整備が必要です。第十一条後半に明記されている通り、「体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする」とあるが、この「その他の必要な措置を講ずる」とは、具体的に何を示すのかをさらに明記していただきたい。	③	令和6年度中に、こども家庭庁において、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等を含め、国内外の相談救済機関の事例に関する調査研究が行われる予定であるため、その結果も参考としつつ、条例改正後、速やかに仕組みを検討するための会議体を設置して検討を進めたいと考えており、その旨を計画に記載します。
74	第11条	ソーシャルネットワークングサービスを行う運営会社に対して厳正な対抗措置を行うことを明記する必要があると思います。具体的な内容にまで触れる必要はないと思いますが、被害にあった場合に三重県が警察や法曹関係者とともに責任を持って当該の運営会社に対応することを明記すれば、三重県民として安心して暮らすことができます。	③	条例は子どもに関する施策の大きな方向性を示したものであり、第2章では基本的施策を示しています。具体的な施策については、条例に基づいて策定することも計画で定めることとしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	対応区分	回答(案)
75	第11条	前文にあった「不登校」がここにはない。「不登校の子どもが、自己否定感を深めることなく安心して育つことのできる支援や環境」という視点で書かれることを希望する。	④	子どもの権利侵害の全てを網羅的に記載することはできないため、例示を限定しています。具体的な施策については、条例に基づいて策定することも計画の中に盛り込んでいきたいと考えています。
76	第11条	「体罰・不適切な指導」について、条例を含む法令において、「 ・ 」は、その結ばれる名詞が密接不可分で、一体的な意味を持っている場合に限定的に使用されるものであり、「体罰」と「不適切な指導」は「 、 」で並記しても支障ないと考えられるので、「体罰、不適切な指導」としてはどうか。	⑤	子どもの権利侵害の全てを網羅的に記載することはできないため、例示を限定することとし、「体罰・不適切な指導」は削除します。
77	第11条	「性犯罪や性暴力その他の犯罪」について、「その他の」はその前にある字句が、「その他の」の後にある字句の例示となる場合に用いるが、「性犯罪」と並記して「性暴力」を用いているということは「性暴力」は犯罪自体ではないと解され、「犯罪」の例示とはいえないため、「性犯罪その他の犯罪」とし、「性暴力」も明記する必要がある場合は、「性暴力、性犯罪その他の犯罪」としてはどうか。	⑤	子どもの権利侵害の全てを網羅的に記載することはできないため、例示を限定することとし、「性犯罪や性暴力その他の犯罪」は削除します。
78	第11条	「など」について、条例を含む法令における一般的な表現として、「その他の」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
79	第11条	「子どもの権利が侵害された場合に子どもの最善の利益を第一に救済を図る」について、条例の表現として文がこなれておらず、第3条第2号等の他の条文の表現との平仄も合っていないので、「子どもの権利が侵害された場合に当該子どもの最善の利益を第一に考慮してその救済を図る」又は「子どもの権利が侵害された場合に当該子どもの最善の利益を第一に考慮した救済を図る」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「子どもの権利が侵害された場合に、当該子どもの最善の利益を優先して考慮し、その救済を図る」に修正します。
80	第12条	小学校等で「人権」について学ぶ場面はあっても、「子どもの権利」について学ぶ場面はまだ少ないように感じております。児童養護施設の職員としてだけでなく、一人の大人として「子どもの権利」を理解し、子ども達に伝えられるようにならなければならないと感じております。まずは子どもに関わる大人が「子どもの権利」の正しい理解をし、きちんと子どもたちに伝えられるようになればと思います。また、「権利」と「義務」について、権利には義務がついてくるものですが、「子どもの権利」については契約ではないため、義務との引き換えではないことを大人がまず理解しなければならないのではないかと思います。	②	子どもの権利を守るために、大人も子どもも子どもの権利について学び、理解を深めることが大切であると考えており、県の基本的施策の一つに「子どもの権利について学ぶ機会の提供」(第12条)を掲げています。
81	第12条	「保護者、学校等の関係者及び県民並びに子ども自身」について、従来の条例第11条第1号の規定ぶりにも鑑み、子どもの権利について学ぶべき第一の主体は子ども自身であると考えるので、「子ども自身並びに保護者、学校等の関係者及び県民」としてはどうか。	④	子どもの権利を守るために、先ずは大人が子どもの権利について学ぶ必要があるとの認識のもと、意識的に大人の側を先に記載しています。
82	第13条	1つの条文に「とともに」が2回出てくる(通常そのようなことは無い)など、内容を詰め込みすぎ、冗長な条文になっているので、2項に分けてはどうか。	①	ご意見をふまえ、第13条(※最終案では第14条)の構成を見直し、3項に分けて記載することとします。
83	第13条	「子どもが意見を形成するための支援」について、「意見」だけでなく漠然としすぎており、県がどのような支援を行うのかも不明確である。条文の趣旨的に社会に関する意見の形成を支援することが求められると考えるので、「子どもが社会の一員として意見を形成するための支援」などとしてはどうか。	①	第13条(※最終案では第14条)の構成を見直し、第1項で子どもが社会の一員として意見表明することができることを定め、第2項でその意見表明に当たっての意見形成支援に努めるという形に修正します。
84	第13条	「子どもの意見を幅広く聴取した上で」について、第4条第2項では「子ども(…)」の意見を幅広く聴いて」となっていることと平仄があっていないので、「聴取する」か「聴く」のどちらかに統一してはどうか。(「聴く」に統一する場合、この部分は「子どもの意見を幅広く聴いた上で」となる。)	⑤	第13条(※最終案では第14条)の構成を見直したことに伴い、「子どもの意見を幅広く聴取した上で」の文言は削除しています。
85	第13条	「子どもの最善の利益を第一に考え」について、第3条第1号では「子どもの最善の利益が第一に考慮」と規定されており、法令でもこのような場合は「考慮」が主に用いられていることから、「子どもの最善の利益が第一に考慮し」としてはどうか。	⑤	第13条(※最終案では第14条)の構成を見直したことに伴い、「子どもの最善の利益を第一に考え」の文言は削除しています。
86	第13条	「声を上げにくい状況にある子ども」について、「声を上げにくい」は条例の表現としては口語的すぎるので、「意見を表明することが困難な状況にある子ども」などとしてはどうか。	⑤	第13条(※最終案では第14条)の構成を見直したことに伴い、「声を上げにくい状況にある子ども」の文言は削除しています。
87	第13条	「子どもからの意見聴取に留意するものとする」について、どのように留意するのが不明確なので、「子どもから十分に意見を聴取することができるよう留意するものとする」などとしてはどうか。せめて、「子どもからの意見聴取に特に留意するものとする」としてはどうか。	⑤	第13条(※最終案では第14条)の構成を見直したことに伴い、「子どもからの意見聴取に留意するものとする」の文言は削除しています。
88	第14条第1項	「自己肯定感を持ちながら、自らの力を発揮して、自立した個人として」を「自己肯定感を育みながら、必要な時には他者に頼り、自立した個人として」としてはどうか。 ※自己肯定感を持つものでなく、時間をかけて育むものである。また、他者に頼ることを明記せずに自立した個人を目標にすれば、自己責任を迫ることにもなりかねない。	①	ご意見をふまえ、「自己肯定感を持ちながら、自らの力を発揮して、自立した個人として自分らしく豊かに育つことができるよう」を「自分らしく豊かに育つことができるよう」に修正します。
89	第14条第1項	第1項に第五号として下記を追加してはどうか。 「五 子どもは、状況に応じて安心して休息することができる。」 ※前文には「子どもが休んだり」とあるが、本文の中に休息の権利が認められる記述がない。不登校の子どもにとっても、休むことは重要な権利である。	④	第14条(※最終案では第13条)は基本的施策の一つとして「子どもの育ちへの支援」について記載しており、具体的子どもの権利を記載する条項ではありません。 なお、第1条(目的)において、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり～子どもの権利を守り」としており、本条例は条約に定められている権利を守ることを目的としています。

番号	項目	意見の概要	対応区分	回答(案)
90	第14条第1項	「関わらず」について、「法令における漢字使用等について」に従い、「かかわらず」とすべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
91	第14条第1項	「子どもの育ちにとって極めて重要な時期である乳幼児期から切れ目のない支援を行うこと」について、他の号と比較して、支援の対象が不明確でどんな支援内容なのかよくわからない(支援内容を規定するのではなく、支援に当たっての心構えの規定のようになっている)ので、こども基本法第2条第2項第1号を参考として、「子どもの育ちにとって極めて重要な時期である乳幼児期から切れ目なく子どもが健やかに成長することができるよう支援すること」などとしてはどうか。	④	ご意見のとおり修正した場合、その前の文章と重複感があるため、原案のとおりとします。具体的な施策については、条例に基づいて策定することも計画の中に盛り込んでいきたいと考えています。
92	第14条第2項	※下線部分を追加してはどうか。 県は、貧困の状況にある子ども、ひとり親家庭の子ども、社会的養護が必要な子ども、発達支援及び医療的ケアが必要な子ども、不登校の子ども、外国につながる子ども、ヤングケアラーなど、特別な支援や配慮が必要な子どもが、適切に養育され、その学びや育ち及び生活を保障されるよう必要な支援を行うものとする。 ※養育と生活保障だけでなく、学びや育ちの環境が保証されていないことが、現在の大きな社会課題である。	④	直前の「適切に養育」には、学びや育ちも当然に含まれると考えています。
93	第14条第2項	「社会的養護」について、子どもを虐待から守る条例では、同様のことを指すのに「社会的養育」が使用されており、三重県社会的養育推進計画も策定されているが、それらに合わせて「社会的養育」としなくてよいか。	④	県の施策として、一時保護や、児童養護施設を退所した後の自立支援なども想定していることから、ここでは社会的養護としています。
94	第14条第2項	「発達支援及び医療的ケアが必要な子ども」について、発達支援と医療的ケアの両方が必要な子どもと読めてしまうので、「発達支援又は医療的ケアが必要な子ども」としてはどうか。(なお、「又は」としたとしても、発達支援と医療的ケアの両方が必要な子どもも含まれる。)	⑤	特別な支援や配慮が必要な場合について全てを網羅的に記載することはできないため、例示を限定することとし、「発達支援及び医療的ケアが必要な子ども」については削除します。
95	第14条第2項	「外国につながる子ども」について、条例における用語として曖昧でどのような範囲の子どもなのか不明確なので、定義を設けるか、あるいは「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である又はその子孫である子ども」などとするか、あるいは最終的に「など」でつながるので例示は代表的なもの、例えば「外国籍の子ども」だけとするかといった修正をしてはどうか。	⑤	特別な支援や配慮が必要な場合について全てを網羅的に記載することはできないため、例示を限定することとし、「外国につながる子ども」については削除します。
96	第14条第2項	「ヤングケアラー」について、前文にも出てくる用語であり、他県の条例では定義していることが多く、県民等に対する分かりやすさの観点から、子ども・若者育成支援推進法第15条等も参考に、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども」といった定義を行ってはどうか。	⑤	特別な支援や配慮が必要な場合について全てを網羅的に記載することはできないため、例示を限定することとし、「ヤングケアラー」については削除します。
97	第14条第2項	「など、」について、条例を含む法令における一般的な表現として、「その他の」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
98	第14条第2項	「特別な支援や配慮」について、「や」は条例の表現としては口語的であるので、「特別な支援又は配慮」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
99	第14条第2項	近年、インクルーシブ教育の重要性が言われている。学校現場では多種多様な子どもたちが、たがいを尊重しながらともに学んでいる。人権感覚あふれる学校づくりの中でともに生きることがめざすインクルーシブ教育の視点は欠かせないものである。インクルージョンの視点やインクルーシブ教育についても明記することを求める。	③	条例は子どもに関する施策の大きな方向性を示したものであり、第14条第2項(※最終案では第13条第2項)では、特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援について定めています。具体的な施策については、条例に基づいて策定することも計画で定めることとしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
100	第15条	「子育て家庭に寄り添った様々な支援」について、抽象的でどのような支援が行われるのか不明確なので、具体的な支援内容の例示を明記してはどうか。	①	条文を見直した上で、例示として、「多様な子育てと働き方のための環境の整備、情報提供」を明記します。
101	第16条	「子どもや子育て家庭」について、「や」は条例の表現としては口語的であるので、「子ども又は子育て家庭」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
102	第16条	「保護者(……)が行う活動」について、活動に限定が付されておらず、対象者が行う活動なら何でも当てはまるように読めてしまうので、「保護者(……)が行う子ども又は子育て家庭に係る活動」などとしてはどうか。	①	「活動」を「子ども又は子育て家庭を支える活動」に修正します。
103	第17条	「相談窓口の設置と関係機関と連携した適切な対応」とありますが、権利侵害の救済についてオンブズパーソンなど具体的な仕組みを明らかにしておく必要があると思いますが、どうでしょうか。	③	令和6年度中に、こども家庭庁において、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等を含め、国内外の相談救済機関の事例に関する調査研究が行われる予定であるため、その結果も参考としつつ、条例改正後、速やかに仕組みを検討するための会議体を設置して検討を進めたいと考えており、その旨を計画に記載します。
104	第17条	「子どもや子育て家庭」について、「や」は条例の表現としては口語的であるので、「子ども又は子育て家庭」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
105	第18条第3項	「こども基本法」は、この条例で初出なので、「こども基本法(令和四年法律第七十七号)」とすべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
106	第18条第3項	「第十一条第一項に基づく」は、「第十一条第一項の規定に基づく」とすべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。

番号	項目	意見の概要	対応区分	回答(案)
107	第19条第2項	「子どもが情報に触れたり、理解を深めたりする」について、「(……)たり、(……)たり」は、口語的で、前文ならともかく、法律や条例ではほぼ見られないものなので、「子どもが情報に触れ、及び理解を深める」又は「子どもが情報に触れ、かつ、理解を深める」としてはどうか	①	ご意見のとおり修正します。
108	第20条	「この条例に基づき県が行う施策」について、本条例では「子どもに係る施策」と定義しており、それと「この条例に基づき県が行う施策」とどう違うのかといった疑問を惹起するおそれがあるので、定義どおり「子どもに係る施策」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「この条例に基づき県が行う施策」を「この条例に基づき県が行う子どもに関する施策」に修正します。
109	第21条	※下線部分を追加してはどうか。 知事は、毎年、計画に基づく施策の実施状況を第三者機関を通じて評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。 ※自己評価でなく、客観的な評価が必要である。	②	県の責務(第2条)として、子どもに関する施策の策定、実施、評価にあたって、施策の対象となる子ども等の意見を反映させるための措置を講ずることとしており、そのために、外部の有識者等で構成する新たな会議体を立ち上げる予定です。なお、新たな会議体には当事者である子どもの参画を想定しています。
110	第21条	「計画に基づく施策」について、本条例では「子どもに係る施策」を定義しているため、「計画に基づく子どもに係る施策」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「計画に基づく施策」を「計画に基づく子どもに関する施策」に修正します。
111	全般	学校現場において、条例にもとづいたとりくみをすすめるためには、十分な環境整備が必要です。子どもたちが、豊かな学びを実現するためには、県が責任をもって財政上の措置を講ずる努力をすることも明記するべきであると考えます。	①	子どもに関する施策に対する県の取組姿勢を明らかにするため、施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努める旨の条項を新たに設けることとします。
112	全般	県民をはじめ、保護者、教育関係団体等が条例にもとづきとりくむためには、十分な環境整備が必要である。不登校の子ども、教室に入りづらい子ども、家庭環境が不安定な子どもなど、様々な子どもがいる中で、子どもたちのニーズに応え、子どもの成長につなげるためにはまだまだ不十分な環境であると感じる。子どもたちが成長するための環境を整えるためにも、県が責任をもって財政上の措置を講ずる努力をすることを明記するべきである。	①	同上
113	全般	私は高校の教員です。今勤務している学校では外国籍の生徒がいます。「ヤングケアラ」といった課題にも直面しています。ここ数年で子どもたちをとりまく環境は劇的に変化しました。「三重県子ども条例」の施行から早10年以上経過しているが、今の時代に合ったものを出来ることは早く、県が責任をもって改正を行っていくことは必要に感じました。今回の改正案では「子どもは生まれながらに権利の主体である」とし、社会全体でとりくんでいくことの必要性、学校現場での役割、基本的な施策、子どもの育ちへの支援等、以前よりは具体的に記載されているように思います。ただ、この条例にもとづいてとりくみを進めていくためには、さまざまな環境整備を行っていくことが重要になってくるのではないかと思います。すべての子どもたちが大切にされ、安心、安全に暮らすことのできるよう、また「豊かな学び」を保障し、実効性のある施策になるよう、財政上の措置を含め、1つでも前進するよう希望します。	①	同上
114	全般	全面的に細かく見直しがされていますが、経済的支援・財政上の措置について具体的な記載が見当たりません。別途、予算措置がなされているのかもしれませんが、経済的な裏付けがないと、せっかくの素晴らしい条例も実効性に欠けるのではないかと危惧いたします。	①	同上
115	全般	第6条(学校等の役割)のなかで、「学校等の関係者は、…(中略)…子どもが安心して学び、育つことができる環境づくりに努める」とあるが、そのためには、学校の施設・設備等の教育環境整備が必要不可欠です。市町によって、子どもたちをとりまく教育環境は大きく異なりますが、それぞれの学校に応じた教育環境整備をおこなっていくためには、市町においては限界があります。必要な予算措置がおこなわれることで、この条例にかかれてはいる子どもの権利が保障されていくのではないかと考えます。県の責務として、教育環境整備のために必要な予算措置を講じていくことも、「三重県子ども条例」の改正案のなかに記載していくべきものと考えます。	①	同上
116	全般	多くの他の施策推進条例で規定されている「財政上の措置」について規定する必要はないか。	①	同上
117	全般	「デジタルガバメントの本質を理解し、推進する」といった趣旨のことを明記されるべきだと思う。行政も限られた人員と予算の中で、いかに真に支援を必要とする子どもや家庭を見つけて、プッシュ型で支援できるようにするためには、デジタル社会への対応が不可欠になるだろう。特に、第二章 基本的施策の「子どもの安全・安心の確保」「子どもの育ちへの支援」「子育て家庭への支援」においては、従来の手上げ形式の施策では限界があるため、プッシュ型支援の重要性を明記されることを望みます。	③	条例は子どもに関する施策の大きな方向性を示したものであり、第2章では基本的施策を示しています。具体的な施策については、条例に基づいて策定することも計画で定めることとしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	対応区分	回答(案)
118	全般	前回の条例は、ほぼ理念条例であったが、今回は、改正の視点に、「子どもの健やかな育ちを支える多様な施策を推進する」とある。改善点は見られるものの、全体としては「子どもの最善の利益」のための具体的な施策があまり見えない。また、各市町が具体的な施策を作ることを促すような条例としての部分も弱い。この条例によって各市町が具体的な施策をつくり、推進するのか疑問である。	③	条例は子どもに関する施策の大きな方向性を示したものであり、第2章では基本的施策を示しています。具体的な施策については、条例に基づいて策定することも計画で定めることとしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。なお、子どもに関する施策は市町が所管するものも多く、県と市町が連携し、相互協力のもと施策を進めていく必要があるため、県の責務に市町との連携・協力規定を新たに盛り込んでいます。
119	全般	子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、三重県下におきましても、いじめ、不登校など増加傾向にあり、学校現場ではそういった多様な課題をもった様々な児童生徒がいます。そのため学校現場が条例にもとづき取り組むためには、十分な環境整備が必要です。子どもたち一人ひとりが大切にされ、「豊かな学び」を保障することができる、より実効性のある施策が講じられる条例となるようお願いします。	③	条例は子どもに関する施策の大きな方向性を示したものであり、第2章では基本的施策を示しています。具体的な施策については、条例に基づいて策定することも計画で定めることとしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
120	全般	「子どもの権利を守ることを正面から捉える」ことを改正の視点とするのであれば、東京都子ども基本条例や徳島県子ども未来応援条例のように、児童の権利に関する条約で定められた「生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利」をはじめとした子どもの権利について、本条例においても確認的に規定してはどうか。	④	ユニセフのホームページでは「子どもの権利が4つしかないとの誤解を生じる可能性がある」などの理由で4つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)の掲載を取りやめていることをふまえ、改正条例では4つの権利については記載せず、第1条(目的)で「児童の権利に関する条約の精神にのっとり…子どもの権利を守り…」と規定し、子どもの権利は条約に定められた権利全体であることを表しています。また、第3条(基本理念)には児童の権利に関する条約の4つの原則を盛り込み、これを基本理念として、各主体が取組を進めることを規定しています。
121	全般	○子ども会議について 子ども会議での意見を反映されているように見えませんでした。子ども会議の資料の中に、「持っている権利、どんな権利があればいいか」という質問に対して「休む権利」「失敗する権利」という意見があったが、このような内容については書かれていませんでした。私はこの権利がとても大切だと思います。改正案を見ると、子どもたちが前を向いて進んでいくことを後押しするようなことばかりで、後ろを向いても大丈夫だということを書かれていません。子どもたちを守るためにはこのことが必要なのではないでしょうか。また、「大人に約束してほしいこと」という質問に ・子どもだから言いたいことが言えない環境をなくしてほしい。 ・子どもも大人も一人の人間として対等に扱ってほしい。 ・勝手にルールを作らないでほしい。 という意見がありますが、この条例を作る今、反映するべきではないでしょうか。子どもたちがこのような意見を出していても、この条例は最終的に大人が決めることになります。三重県子ども政策検討会議の委員に学生さんはいますが、小学生や中学生は参加していません。この状態で、子どもたちと一緒に作り上げた条例となるのは、私は違うと思いました。	②	子ども会議で、「子どもの権利が守られていないと思うこと、嫌だったこと」について聞いたところ、対象としては先生、学校、親に関わる意見が、内容としては「決められる」「言われる」という意見が多くありました。このため、保護者の役割に「子どもの権利を守ること」を、学校等関係者の役割に「子どもの権利について自らの理解を深めるための研修の実施及び受講」を加えています。また、県の基本的施策として、子どもの権利について学ぶ機会の提供(第12条)や、子どもの意見表明の促進(第13条)(※最終案では第14条)を規定しています。なお、第1条(目的)において、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり…子どもの権利を守り…」としており、本条例は条約に定められている権利を守ることを目的としています。また、権利についての条項は設けていませんが、第3条(基本理念)は条約の4原則を踏まえた内容としています。
122	全般	○子ども政策検討会議の委員について 委員の数が多いため、意見交換・討議をすすめにくいと考える。 ・前回は大人の公費が充てられたが、今回はない。もっとオープンにすることを希望する。また、子どもの枠を設けたのは、大変いいと思うが、残念ながら特定の進学校の生徒になっている。進学校の生徒が感じる問題意識と進学校でない子どもの感じる問題意識が同じではないのではないか。しかも、条例案には、「県は、声を上げにくい状況にある子どもからの意見聴取に留意するものとする。」とある。進学校でない子どもたちが今回の高校生のメンバーを知った時、子どもの権利が自分たちには遠いものであると感じないか危惧している。子どもの権利は「全ての子ども」のためであることを伝えられるような子どもの参加にしてほしい。	⑤	子ども政策検討会議は、子ども基本法で定められた「子どもや子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるための必要な措置」を実現するための会議体です。そのため、有識者及び子どもに関する施策に関係の深い団体(教育、医療、労働)に加えて、様々な活動分野の子ども・子育て支援団体と子ども・若者当事者で構成しています。なお、基本的施策の一つである「子どもの意見表明及び社会参画の促進」(第13条)において、子どもの意見の表明に当たっては、社会的養護下にある子どもをはじめとした、様々な状況にある子どもが意見を表明できるよう努めることとしています。

現行条例	改正条例案(10 月常任委員会時)	改正条例案
三重県子ども条例 子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。そして、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利がある。それは、安心して生きること、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られること、自らの力を発揮して成長すること、そして、思いや意見が尊重されることである。子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう子どもの権利が守られなければならない。 全ての子どもには自ら育つ力と多くの可能性があり、子どもは自分が受け止められ、認められていると実感することによって自己肯定感を高めることができる。また、子どもは、家庭や学校を始めとする地域社会での経験を通して、人との様々な関わりや多様な価値観に触れることで、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができる。そして、次の世代を大切に育てることのできる大人へと育っていく。そのために、人と人との強い絆で結ばれた地域社会を形成し、子ども一人ひとりが力を発揮して育つことができる社会へと向かうことが求められている。 私たちは、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すこととする。そのため、私たちは相互に連携し、協働して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことを決意し、この条例を制定する。	三重県子ども基本条例 子どもは、一人ひとりかけがえのない存在であり、生まれながらに権利の主体である。 近年、人口減少、少子高齢化、核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化、デジタル化の進展、経済格差の拡大など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、ヤングケアラー、インターネットトラブルなどの問題、新型コロナウイルス感染症による心身への影響など、子どもの置かれている状況は深刻さを増している。また、子どもが休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりするなど、子どもの成長にとって大切な権利が十分に守られていない。 今こそ、子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう児童の権利に関する条約に定められた子どもの権利が守られなければならない。 私たちは、児童の権利に関する条約及びこども基本法の理念にのっとり、全ての子どもが権利が守られる社会の実現を目指して、相互に連携し、協働して、社会全体で取り組むことを決意し、この条例を制定する。	三重県子ども基本条例 子どもは、一人ひとりかけがえのない存在であり、生まれながらに権利の主体である。そして、その権利を守るのは社会の責務である。 全ての子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があり、様々な遊びや体験、人との関わりを通して、人生を豊かに過ごすうえで大切な力を身につけることができ、その土台となるのは、ありのままの自分を受け容れて自分を大切に思う気持ちや周囲の人に対する安心感である。 しかしながら、児童虐待やいじめなど、自分らしく安心して生きている権利が奪われる事例が多く発生している。また、貧困やヤングケアラーなど、家庭の状況によって子どもの成長にとって欠かせない遊び、学び、体験する、休む権利が十分に守られていない子どももいる。 今こそ、こうした権利侵害から子どもを守らなければならない。そして、全ての子どもが、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、多様な学びや体験をしながらのびのびと育ち、人との関わりの中で多様な価値観に出会うことで、自分も他の人も大切な存在であることを実感し、将来に夢や希望を持って暮らせる社会にしなければならない。 私たちは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが権利が守られ、子どもが豊かに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、相互に連携し、協働して、社会全体で取り組むことを決意し、この条例を制定する。

現行条例	改正条例案(10月常任委員会時)	改正条例案
	第一章 総則	第一章 総則
(目的) 第一条 この条例は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、県民等及び市町の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、これを総合的に推進し、もって子どもの権利が尊重される社会の実現に資することを目的とする。	(目的) 第一条 この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、学校等、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、これを総合的に推進することにより、子どもの権利を守り、生きづらさや困難を取り除き、将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め、もって全ての子どもが豊かに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。	(目的) 第一条 この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民の役割を明らかにするとともに、これを総合的に推進することにより、子どもの権利を守り、生きづらさや困難を取り除き、子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め、もって全ての子どもが豊かに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。
(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 子ども 十八歳未満の者をいう。 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護するものをいう。 三 学校関係者等 教育、福祉その他子どもの育成に関連する分野の事務に従事する者をいう。	(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 子ども 十八歳未満の者及び十八歳未満の者と等しくこの条例の対象とすることが適当と認められる者をいう。 二 子どもに係る施策 第二章「基本的施策」に定める施策をいう。 三 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護するものをいう。 四 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第七条第一項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設のほか、子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設をいう。 五 子ども・子育て支援団体 子どもや子育て家庭に対する支援を行う民間の団体をいう。	(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 子ども 十八歳未満の者をいい、十八歳に達した後も引き続き施策の対象とする必要がある者を含む。 二 子どもに係る施策 第三章「基本的施策」に定める施策をいう。 三 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。 三 学校等関係者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第一条に規定する学校(大学を除く。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第七条第一項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設のほか、子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設の設置者、管理者、教員及び職員をいう。 四 事業者 他人を使用して事業を行う者をいう。 五 子ども・子育て支援団体 子ども又は子育て家庭に

現行条例	改正条例案(10月常任委員会時)	改正条例案
(基本理念) 第三条 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 一 子どもを権利の主体として尊重すること。 二 子どもの最善の利益を尊重すること。 三 子どもの力を信頼すること。	(基本理念) 第三条 全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 一 子どもは生まれながらに一つの人格として権利を有し尊重されるべきものであり、いかなる理由による差別も受けることがないこと。 二 子どもに関することが決められたり、行われたりするときに、子どもの最善の利益が第一に考慮されること。 三 子どもの命や健康が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること。 四 子どもが自分に関係のあることに参加し、自由に意見を表明することができ、その意見が聴かれ、子どもの最善の利益を実現する観点から、その意見が十分に考慮されること。	対する支援を行う民間の団体をいう。 (基本理念) 第三条 全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 一 子どもは、生まれながらに一つの人格として権利を有し尊重されるべきものであり、いかなる理由による差別も受けることがないこと。 二 子どもの生命及び健康が守られ、健やかに成長及び発達することができること。 三 子どもが自分に直接関係のあることに意見を表明することができるとともに、その年齢及び発達の数度に応じて、多様な社会的活動に参画することができること。 四 子どもは、その年齢及び発達の数度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
(県の責務) 第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、次条から第九条までに規定する役割に配慮するものとする。 3 県は、第十条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。	(県の責務) 第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、全ての子どもの権利を守るために必要な施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。 2 県は、前項の施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を図るため、施策の対象となる子ども又は子どもの養育する者その他の関係者の意見を幅広く聴いて反映させるために必要な措置を講ずるとともに、次条から第九条までに規定する役割を各主体が果たせるよう支援するものとする。 3 県は、子どもに係る施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う子どもに関する施	(県の責務) 第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもに関する施策を総合的に計画的に策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、子どもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を優先して考慮するため、当該施策の対象となる子ども又は保護者その他の関係者の意見を幅広く聴いて反映させるために必要な措置を講ずるとともに、次条から第九条までに規定する役割を各主体が果たせるよう支援するものとする。 3 県は、子どもに関する施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う子どもに関する施

現行条例	改正条例案(10月常任委員会時)	改正条例案
(保護者の役割) 第五条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもを大切に育てる責務を有することを認識するとともに、子どもが力を発揮して育つことができるよう努めるものとする。 (学校関係者等の役割) 第六条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保並びに子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。	と連携し、市町が行う施策に協力するとともに、市町に対し、必要な協力を求めるものとする。 4 県は、第十条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。 (保護者の役割) 第五条 保護者は、子どもの養育に関する第一義的責任を有し、基本理念にのっとり、県や市町、子ども・子育て支援団体等から必要な支援を受けながら、子どもの権利を守り、子どもが安心して過ごし、力を発揮して育つことができるよう努めるものとする。 (学校等の役割) 第六条 学校等の関係者(設置者、管理者、教員及び職員をいう。以下同じ。)は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保並びに子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。 2 学校等の設置者及び管理者は、当該施設の教員及び職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修等の実施に努めるものとする。また、学校等の教員及び職員は、子どもの権利に関する研修の受講等に努めるものとする。 3 学校等の関係者は、子どもが子どもの権利について学び、意見を表明することができるよう支援するとともに、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの意見を十分に尊重するよう努めるものとする。	策に協力するとともに、市町に対し、必要な協力を求めるものとする。 4 県は、保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援に努めるものとする。 5 県は、第十条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。 (保護者の役割) 第五条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの養育に関する第一義的責任を有することを認識するとともに、県、市町、子ども・子育て支援団体等から必要な支援を受けながら、子どもの権利を守るとともに、子どもが安心して過ごし、及び健やかに育つことができるよう努めるものとする。 (学校等関係者の役割) 第六条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもの安全を確保するとともに、子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。 2 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について自らの理解を深めるための研修の実施及び受講に努めるものとする。 3 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもが子どもの権利について学び、及び意見を表明することができよう支援するとともに、その年齢及び発達に程度に応じて、子どもの意見を十分に尊重し、その最善の利益を優先して考慮するものとする。

現行条例	改正条例案(10月常任委員会時)	改正条例案
(事業者の役割) 第七条 事業者は、基本理念にのっとり、保護者が子どもを豊かに育てるために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。 (県民等の役割) 第八条 県民及び子どもに関わる団体は、基本理念にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関心を持ち、理解を深めることによって、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。 (市町の役割) 第九条 市町は、基本理念にのっとり、子どもの育ちを見守り、及び支える施策の推進に努めるものとする。 (連携及び協働) 第十条 保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町は、前五条に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。	(事業者の役割) 第七条 事業者は、基本理念にのっとり、保護者が子どもを豊かに育てるためにその雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。 (子ども・子育て支援団体の役割) 第八条 子ども・子育て支援団体は、基本理念にのっとり、それぞれの専門性を生かした子どもや子育て家庭に対する活動を通じて、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。 (県民の役割) 第九条 県民は、基本理念にのっとり、県の子どもに係る施策について関心と理解を深めるとともに、<u>県が実施する子どもに係る施策に協力するよう努めるものとする。</u> (連携及び協働) 第十条 保護者、学校等、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民は、<u>前五条に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。</u>	(事業者の役割) 第七条 事業者は、基本理念にのっとり、保護者が子どもを豊かに育てるためにその使用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。 (子ども・子育て支援団体の役割) 第八条 子ども・子育て支援団体は、基本理念にのっとり、それぞれの専門性を生かした子ども又は子育て家庭に対する活動を通じて、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。 (県民の役割) 第九条 県民は、基本理念にのっとり、県の子どもに関する施策について関心と理解を深めるとともに、<u>県が実施する子どもにも関する施策に協力するよう努めるものとする。</u> (連携及び協働) 第十条 保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民は、<u>第五条から前条までに規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。</u>

現行条例	改正条例案(10月常任委員会時)	改正条例案
(施策の基本となる事項) 第十一条 県は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項の確保を旨とするものとする。 一 子どもの権利について、子ども自身が知り、及び学ぶ機会並びに県民が学ぶ機会を提供すること。 二 子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重すること。 三 子どもが、自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援すること。 四 子どもを育ちを見守り、及び支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町が行う活動の促進を図られるよう、環境の整備を行うこと。	第二章 基本的施策 (子どもの安全・安心の確保) 第十一条 県は、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、性犯罪や性暴力その他の犯罪、事故、災害など子どもの権利を侵害するあらゆる行為(ソーシャルネットワーク・キングサービスその他のインターネットを通じて行われるものを含む。)から子どもを守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。 二 県は、子どもの権利が侵害された場合に当該子どもの最善の利益を優先して考慮し、その救済を図ることができるよう、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。 三 子どもを虐待から守ること及びいじめの防止等のための施策については、別に条例で定める。 (子どもの権利について学ぶ機会の提供) 第十二条 県は、子どもの権利について、保護者、学校等関係者及び県民並びに子ども自身が学ぶ機会を提供するものとする。 (子どもの意見表明及び社会参画の促進) 第十三条 県は、子どもが意見を形成するための支援を行うとともに、子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、社会への参画を促すとともに、子どもの意見を幅広く聴取した上で、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの意見を十分に尊重するものとする。この場合において、県は、声を上げにくい状況にある子どもからの意見聴取に留意するものとする。	第二章 基本的施策 (子どもの安全・安心の確保) 第十一条 県は、虐待、いじめその他の権利侵害(ソーシャルネットワーク・キングサービスその他のインターネットを通じて行われるものを含む。)から子どもを守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。 二 県は、子どもの権利が侵害された場合に当該子どもの最善の利益を優先して考慮し、その救済を図ることができるよう、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。 三 子どもを虐待から守ること及びいじめの防止等のための施策については、別に条例で定める。 (子どもの権利について学ぶ機会の提供) 第十二条 県は、子どもの権利について、保護者、学校等関係者及び県民並びに子ども自身が学ぶ機会を提供するものとする。 (子どもの育ちへの支援) 第十三条 県は、生まれ育った環境等にかかわらず、全ての子どもが自分らしく豊かに健やかに育つことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。 一 子どもの育ちにとって極めて重要な時期である乳幼児期からの切れ目のない支援 二 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援 三 子どもの多様な学び、遊び、及び自然体験をはじめとした体験活動等の支援 四 子どもが安全で安心して過ごすことができる多様な居場所づくりの支援 二 県は、貧困の状況にある子ども、児童養護施設又は

現行条例	改正条例案(10月常任委員会時)	改正条例案
	(子どもの育ちへの支援) 第十四条 県は、全ての子どもが生まれ育った環境等に 関わらず、自己肯定感を持ちながら、自らの力を発揮 して、自立した個人として自分らしく豊かに育つこと ができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。 一 子どもの育ちにとって極めて重要な時期である乳幼 児期から切れ目のない支援を行うこと。 二 子どもが主体的に取り組み様々な活動を支援するこ と。 三 子どもが多様な学び、遊び、体験活動等の機会に接 することができるよう支援すること。 四 子どもが安全で安心して過ごすことができる多様な 居場所づくりを支援すること。 2 県は、貧困の状況にある子ども、ひとり親家庭の子 ども、社会的養護が必要な子ども、発達支援及び医療 的ケアが必要な子ども、不登校の子ども、外国につな がる子ども、ヤングケアラーなど、特別な支援や配慮 が必要な子どもが、適切に養育され、その生活を保障 されるよう必要な支援を行うものとする。 (子育て家庭への支援) 第十五条 県は、保護者が安心して子育てができ、その 役割を果たすことができるよう、子育て家庭に寄り添 った様々な支援を行うものとする。	里親のもとで暮らす子どもその他の特別な支援又は 配慮が必要な子どもが、適切に養育され、その生活を 保障されるよう必要な支援に努めるものとする。 (子どもの意見表明及び社会参画の促進) 第十四条 県は、子どもを権利の主体として尊重し、子 どもが社会の一員として意見を表明することができ、 かつ、その意見が子どもに関する施策に適切に反映 されるよう、環境の整備を図るものとする。 2 県は、前項の規定による子どもの意見表明に当たっ ては、子どもが意見を形成するための支援に努めると ともに、社会的養護下にある子どもをはじめとした、 様々な状況下にある子どもが意見を表明できるよう 努めるものとする。 3 県は、子どもが社会の一員として尊重され、その年 齢及び発達の程度に応じて、多様な社会的活動に参 画することができるよう、必要な環境の整備を図るも のとする。 (子育て家庭への支援) 第十五条 県は、様々な不安又は悩みに直面する子育て 家庭を支援するため、多様な子育てと働き方のため の環境の整備、情報提供その他の子育て家庭に寄り 添った支援に努めるものとする。 (人材の育成及び環境の整備) 第十六条 県は、子ども又は子育て家庭を支えるための

現行条例	改正条例案(10月常任委員会時)	改正条例案
(相談への対応) 第十二条 県は、子どもからの相談に対応する窓口を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。	材の育成を行うとともに、保護者、学校等、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民並びに市町が行う活動の促進を図られるよう、環境の整備を行うものとする。 (相談への対応) 第十七条 県は、子どもや子育て家庭からの相談に対応する窓口(ソーシャルネットワークワーキングサービスその他のインターネットを活用したものを含む。)を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。 第三章 施策の総合的・計画的な推進 (計画の策定) 第十八条 県は、子どもに係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「計画」という。)を定めるものとする。 2 県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 3 計画は、こども基本法第十条第一項に基づく都道府県こども計画と一体のものとして作成するものとする。 4 知事は、計画を定め、又は計画の主要な目標、計画期間その他の基本的な事項を変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。 (広報及び啓発) 第十九条 県は、子どもに係る施策について、県民の関心と理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。	人材の育成を行うとともに、保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民が行う子ども又は子育て家庭を支える活動並びに市町が行う子どもに関する施策の促進を図られるよう、環境の整備を行うものとする。 (相談への対応) 第十七条 県は、子ども又は子育て家庭からの相談に対応する窓口(ソーシャルネットワークワーキングサービスその他のインターネットを活用したものを含む。)を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。 第三章 施策の総合的・計画的な推進 (計画の策定) 第十八条 県は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子どもに関する施策についての計画(以下「計画」という。)を定めるものとする。 2 県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 3 計画は、こども基本法(令和4年法律第77号)第十条第一項の規定に基づく都道府県こども計画と一体のものとして作成するものとする。 4 知事は、計画を定め、又は当該計画の基本的な方針、主要な目標、計画期間その他の基本的な事項を変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。 (子どもの視点に立った情報の提供) 第十九条 県は、子どもに関する施策について、子どもが情報に触れ、及び理解を深めることができるよう、

現行条例	改正条例案(10月常任委員会時)	改正条例案
見守り、及び支える活動を促進するため、必要な広報及び啓発を行うものとする。 (調査) 第十四条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表するものとする。 (年次報告) 第十五条 知事は、毎年、この条例に基づき県が行う施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。	ものとする。 2 県は、子どもに係る施策について、子どもが情報に触れたり、理解を深めたりすることができるよう、子どもの視点に立った情報の提供に努めるものとする。 (調査) 第二十條 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う施策の推進に必要な事項を定期的に調査し、その結果を公表するものとする。 (年次報告) 第二十一條 知事は、毎年、計画に基づく施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。	子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めるものとする。 (広報及び啓発) 第二十條 県は、子どもに関する施策について、県民の関心と理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。 (調査) 第二十一條 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う子どもに関する施策の推進に必要な事項を定期的に調査し、その結果を公表するものとする。 (年次報告) 第二十二條 知事は、毎年、計画に基づく子どもに関する施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、子どもに関する施策への反映に努めるものとする。 (財政上の措置) 第二十三條 県は、子どもに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

三重県こども計画（仮称）
中間案

令和6（2024）年12月
三重県

目次

第1章	はじめに	1
第1節	計画策定の趣旨（経緯）	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画期間	3
第4節	本計画における「子ども」「若者」の定義	3
第2章	子どもの現状について	4
第1節	子どもを取り巻く環境の変化	4
第2節	子どもの権利侵害、困難を抱える子どもの増加	11
第3節	子どもの権利に関する理解	17
第4節	子育て家庭の現状	18
第3章	計画のめざす姿等	20
第1節	国の子ども・子育て施策に関する動き	20
第2節	三重県の子ども・子育て施策に関する動き	20
第3節	めざす姿	21
第4節	計画推進の原則	22
第5節	施策体系	23
第6節	計画目標	26
第4章	重点的な取組	28
第5章	子ども施策全般に係る取組	62
第1節	ライフステージ別の取組	62
第2節	ライフステージを通じた取組	65
第3節	子育て家庭への支援に関する取組	69
第6章	計画を推進するために	70
第1節	庁内外の連携の確保	70
第2節	子どもの意見反映	70
第3節	計画の進行管理	70

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨（経緯）

近年、人口減少の進行、地域コミュニティの変容、デジタル化の進展など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、児童虐待、いじめ、不登校の増加に加え、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもの置かれている状況は深刻さを増しています。

こうした中、国において、令和5年4月にこども基本法が施行されるとともに、同年12月にこども大綱が策定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。こども基本法では、こども大綱を勘案し、都道府県こども計画を策定することが努力義務として規定されています。

また、本県では、子どもの権利を守り、生きづらさや困難を取り除き、将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め、もって全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に暮らすことができる社会の実現に資することを目的とし、令和7年3月に三重県子ども条例（以下「子ども条例」という。）を改定（令和7年2月会議に提出予定）したところであり、子ども条例において、県は、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども施策についての計画を定めることとしています。

本計画は、こども基本法及び子ども条例に基づき、子どもや若者の多様な意見を踏まえ、「全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」をめざし、本県の子ども施策について定めるものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第1項に基づいて策定する、本県の子ども施策についての計画であり、かつ、三重県子ども条例第18条第1項（令和7年2月会議に提出予定）に基づいて策定する、本県の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

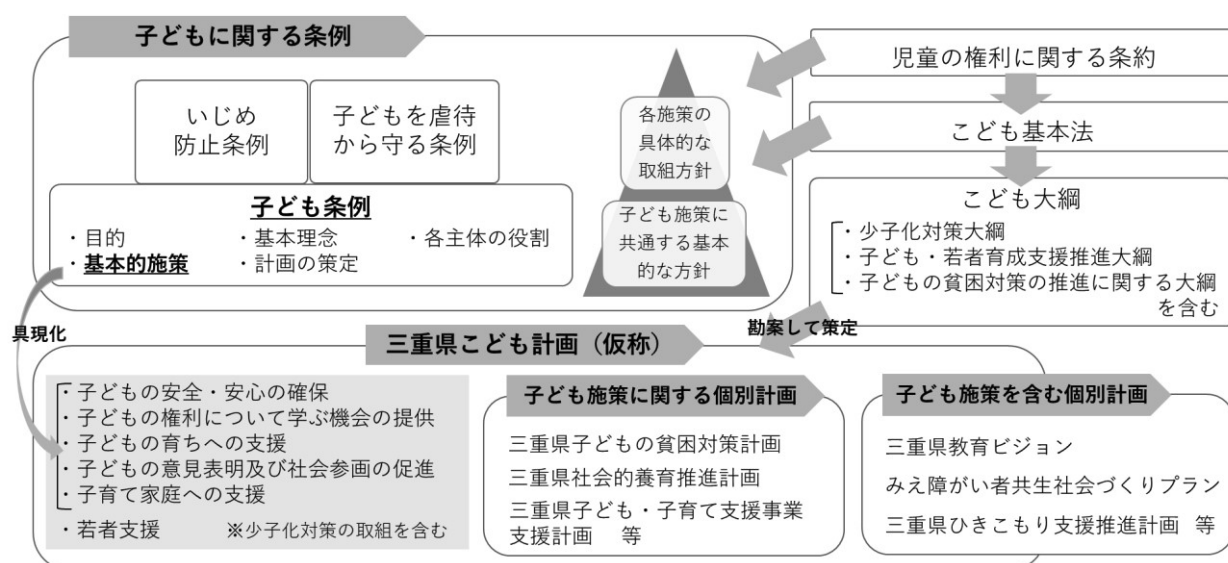
各法令に基づく以下の計画と一体のものとして策定するとともに、その他の子ども施策に係る個別計画の内容を盛り込むことで、本県の子ども施策全般について、主要な取組内容や目標を定める計画とします。

＜本計画と一体のものとして策定する計画＞

- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定される都道府県子ども・若者計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定される都道府県行動計画
- ・ 少子化社会対策計画（少子化社会対策基本法に規定される地方公共団体が行う基本的施策を整理したもの）

＜本計画に内容を盛り込む個別計画＞

- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定される都道府県計画
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に規定される自立促進計画
- ・ 子ども・子育て支援法第62条第1項に規定される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- ・ 健やか親子いきいきプランみえ（母子保健計画）
- ・ 社会的養育推進計画 など



「三重県こども計画（仮称）」と法令等との関係

第3節 計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。

第4節 本計画における「子ども」「若者」の定義

・子ども

18歳未満の者をいい、18歳に達した後も引き続き施策の対象とする必要がある者を含む

⇒①18歳に達した高校生等

②法令により、18歳未満の者と同様の措置・支援が可能とされた者
例）児童福祉法：児童自立生活援助、障害児の施設入所

・若者

青年期（施策によりポスト青年期を含む）の者



第2章 子どもの現状について

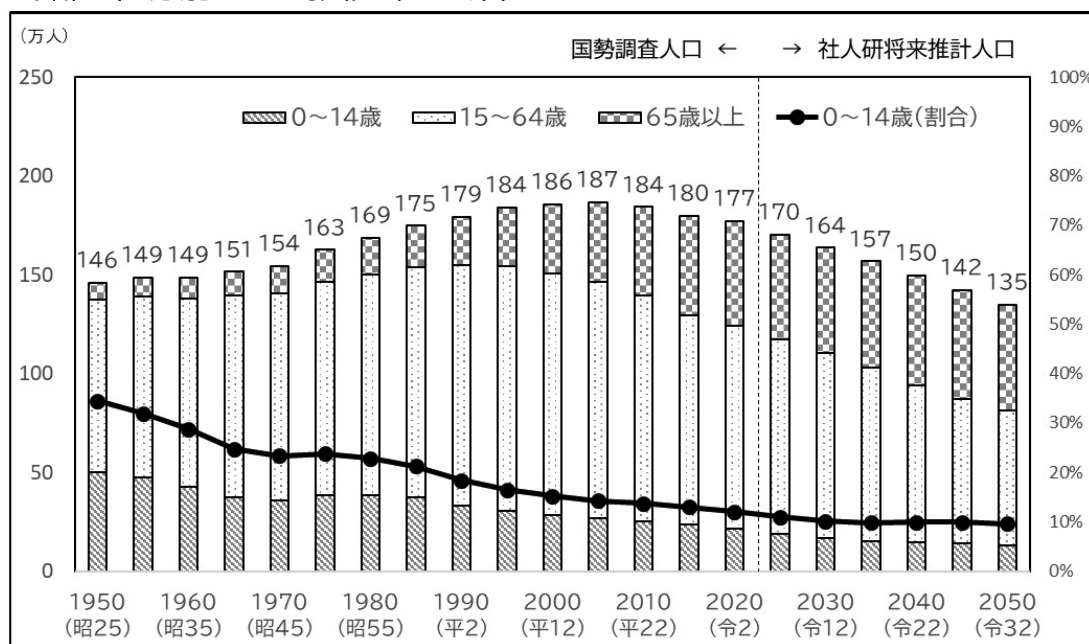
第1節 子どもを取り巻く環境の変化

(1) 人口減少の進行

人口減少の進行により、令和2（2020）年に約177万人であった本県の人口は、令和32（2050）年には約135万人と約4分の3になる見込みです。こうした状況が進めば、商業施設や地域公共交通といった身近な施設やサービスが縮小することや、地域コミュニティ活動の担い手が不足することで地域行事が縮小し、住民同士の交流が滞ることなどが想定されます。

子どもにとっては、地域社会で様々な人と関わる機会や体験機会、多様な価値観に触れる機会の減少につながることを懸念されます。

▼年齢3区分別人口の推移（三重県）

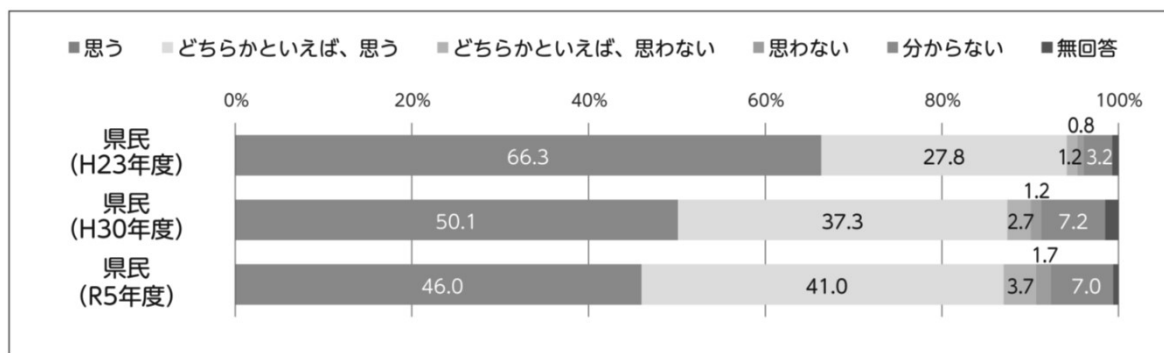


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

(2) 子どもの育ちを見守り、応援したいと思う県民の割合の減少

令和5年度に実施したアンケート調査で、子どもたちの育ちを見守り、応援したいと思うかについて、「思う」または「どちらかといえば、思う」と肯定的に答えた県民の割合は87.0%です。「思う」の割合は減少傾向にあり、子ども条例を制定した平成23年度より20.3ポイント減少しています。

▼子どもの育ちを見守り、応援したいと思うか。(県民調査)(三重県)



出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

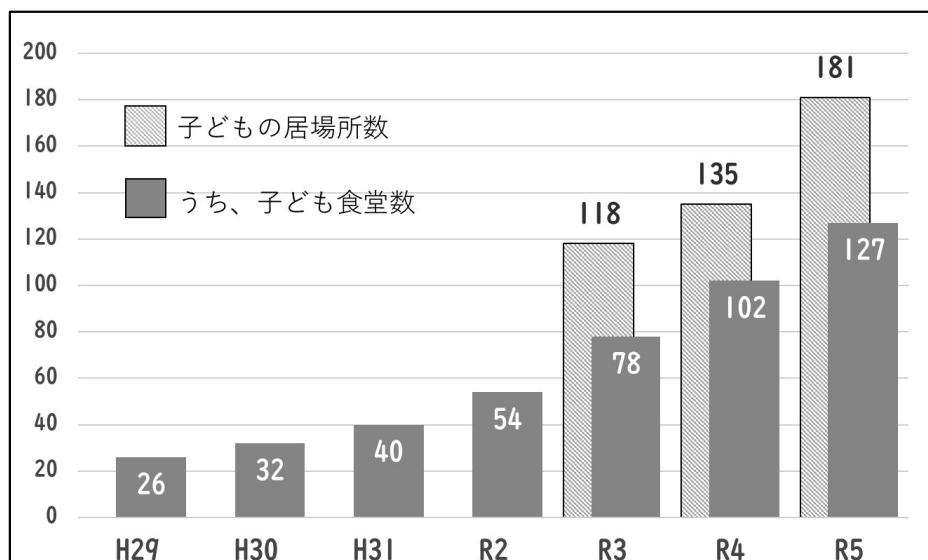
(3) 新たな地域コミュニティの拡大

子ども食堂やフードパントリー、子ども向け体験、学習支援教室、相談場所や地域交流の場など、家でも学校でもない、子どもが気軽に集える場所「子どもの居場所」が増えています。

夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）を「利用したことがある」小学生の割合は、貧困線未満の世帯では 15.4%となっており、他の世帯より高くなっています。また、「利用したことはない・あれば利用したいと思う」の割合は、等価世帯収入の水準に関わらず3割以上となっています。

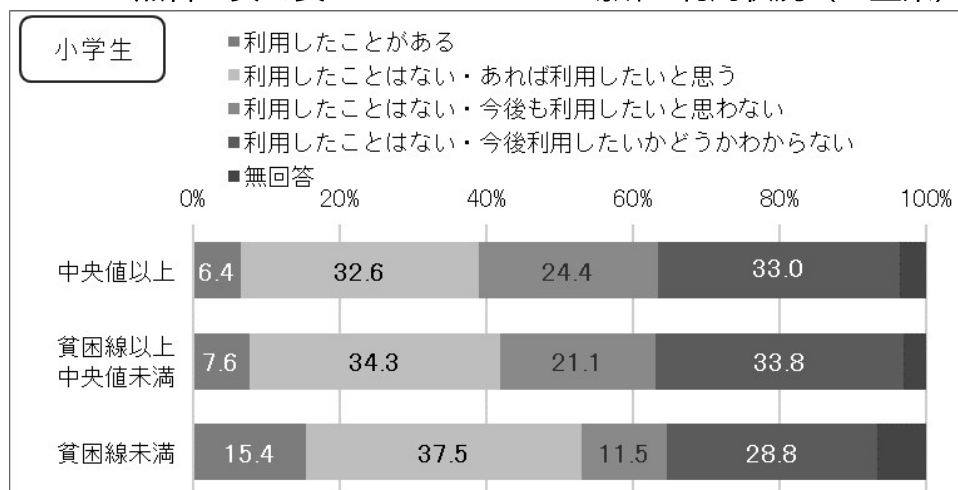
貧困線未満の世帯の子どもについて、勉強を無料でみてくれる場所を「利用したことがある」または「利用したことはない・あれば利用したいと思う」と答えた割合は、小学生、中学生、高校生と上がるにつれて高くなっており、高校生では過半数を占めています。

▼「子どもの居場所」数の推移(三重県)



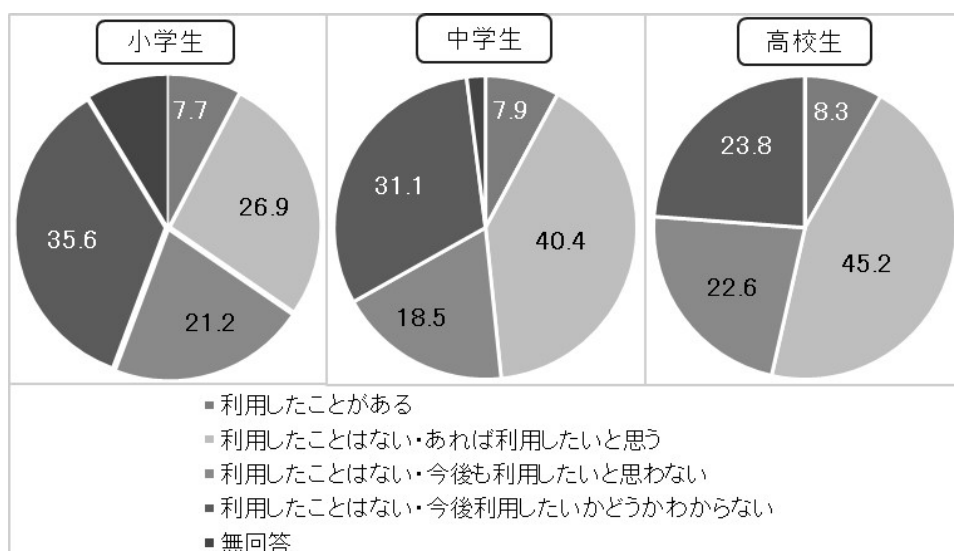
出典：三重県子ども・福祉部調べ

▼タごはんを無料か安く食べることができる場所の利用状況（三重県）



出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

▼勉強を無料でみてくれる場所の利用状況（貧困線未満の世帯）（三重県）



出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

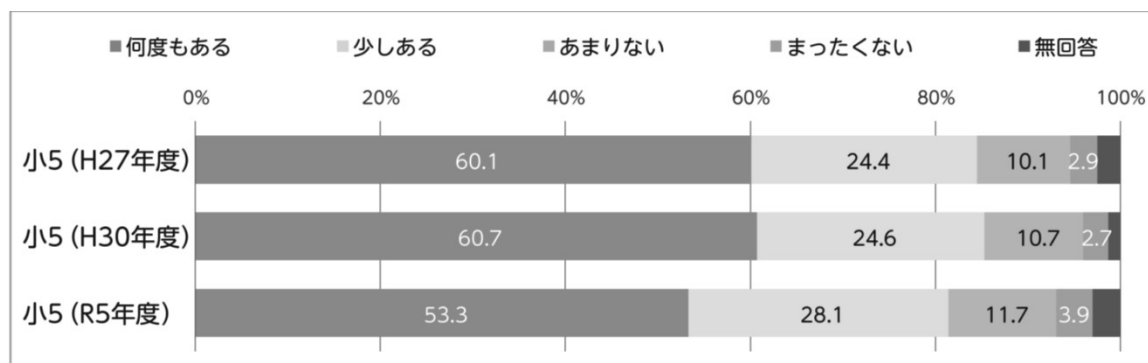
＜「みえの子ども白書 2024」における等価世帯収入による分類＞

- ・ 年間収入に関する回答の各選択肢の階級値（階級の真ん中の値）をその世帯の収入の値とする。（例えば、「50～100 万円未満」であれば 75 万円とする。なお、「1, 000 万円以上」は 1, 050 万円とする。）
- ・ 上記の値を、同居家族の人数の平方根で除す。
- ・ 上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その 2 分の 1 を「貧困線」とし、「中央値以上」、「貧困線以上、中央値未満」、「貧困線未満」の 3 つの層に分類している。

(4) 小学生の地域行事への参加経験の減少、地域への関心の低下

家の人と一緒に地域の祭りや行事に参加したことがある小学生は、コロナ禍を境に減少しています。また、住んでいる地域で取り組んでみたいことについて、「特にしたいことはない」と答えた小学生の割合が増加しています。

▼家の人と一緒に地域の祭りや行事に参加したことがあるか（三重県）



出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

▼「住んでいる地域で取り組んでみたいこと（複数回答）」の推移（三重県）

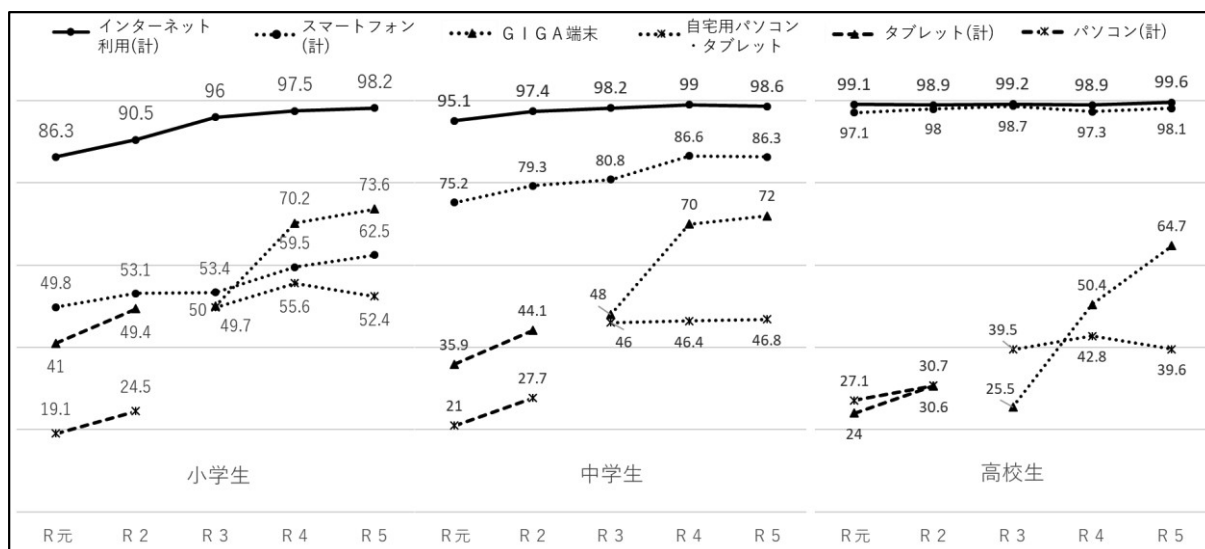
	小学5年生			中学2年生			高校2年生		
	H23年度	H30年度	R5年度	H23年度	H30年度	R5年度	H23年度	H30年度	R5年度
地域の歴史や文化について勉強する	16.0	③ 25.8	16.9	12.3	14.8	13.7	8.2	9.2	12.5
農業、漁業、伝統工芸など、地域の産業を体験する	② 24.0	② 29.4	③ 17.5	11.6	16.5	13.7	7.1	9.2	12.9
地域の大人と意見交換などをする	4.9	6.7	4.2	3.1	6.1	4.9	4.8	5.3	6.7
地域の行事を計画する	14.1	20.1	12.8	7.6	18.0	13.3	7.3	11.0	14.9
地域のスポーツクラブやサークルで活動する	21.3	③ 25.8	13.9	② 16.5	③ 22.2	③ 16.2	② 19.1	② 21.6	③ 18.7
お年寄りや昔遊びなどで交流する	22.4	22.9	12.0	6.0	10.6	8.3	7.5	6.2	6.6
異なる年齢の子どもと一緒に遊んだり、活動したりする	① 30.3	① 36.7	② 22.2	③ 15.3	② 26.5	② 21.2	③ 15.0	③ 18.7	② 23.1
町の美化活動をする	9.4	19.4	15.9	9.2	14.9	13.6	10.4	14.5	15.2
防災活動など地域の安全を守るための活動をする	14.4	20.0	13.5	6.3	12.3	9.0	4.7	8.9	9.9
いろいろな国の人と交流する	18.2	24.4	13.8	8.8	17.3	10.7	9.4	11.3	14.5
その他	1.3	3.4	1.2	1.2	1.3	0.8	1.1	1.4	0.8
特にしたいことはない	③ 23.2	20.8	① 36.3	① 43.0	① 37.2	① 42.6	① 41.7	① 39.8	① 38.2
無回答	6.7	2.3	3.4	8.2	3.0	3.3	9.1	2.8	1.8

出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

(5) インターネット利用の若年化

ここ数年で小学生のインターネット利用率が上昇し、ほぼ全ての小学生がインターネットを利用している状況です。スマートフォンやG I G A端末の利用が進んでいることがその要因と考えられます。

▼インターネットの利用状況の推移（全国）



出典：こども家庭庁「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

〈G I G A端末〉

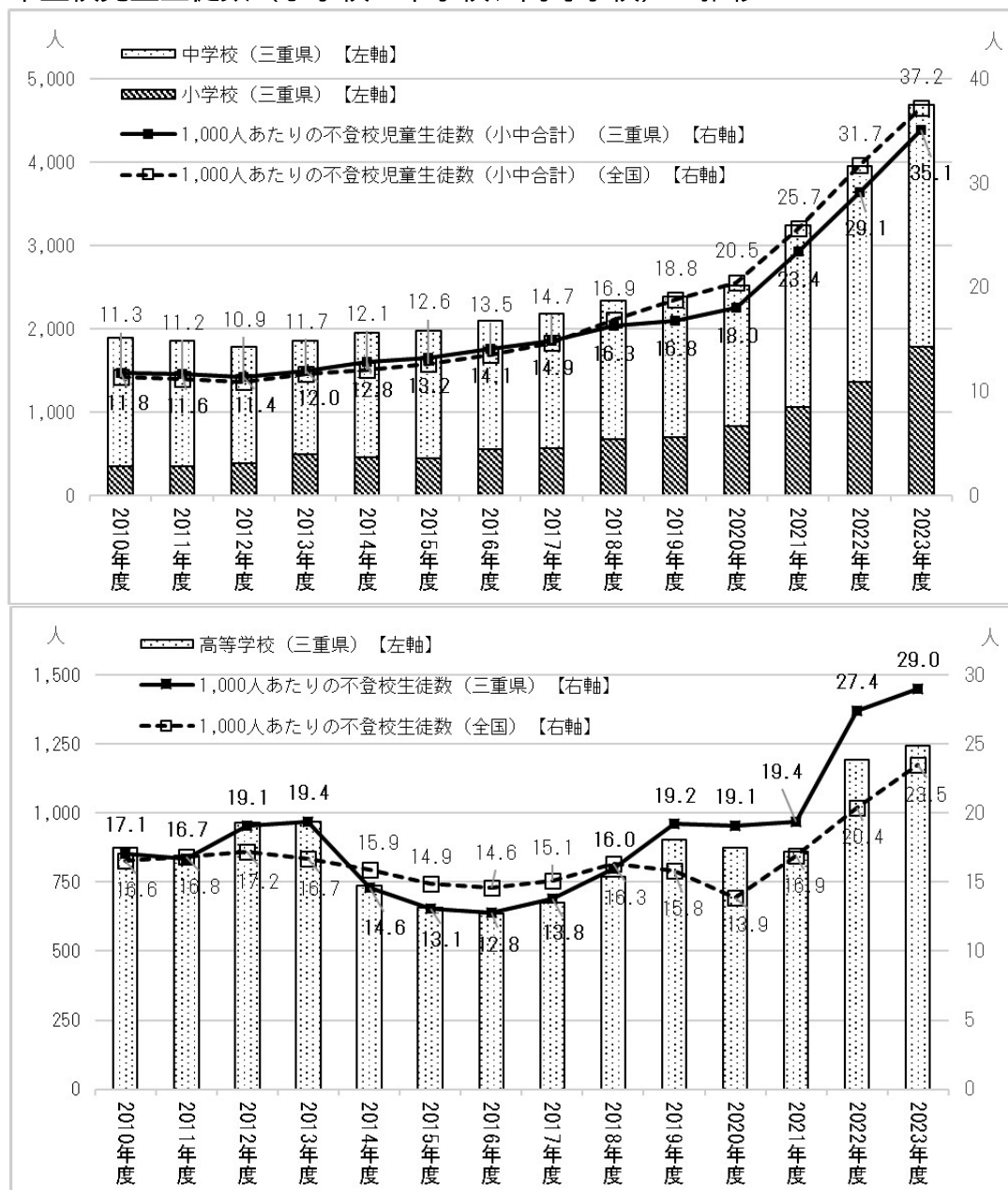
文部科学省が推進するG I G Aスクール構想（児童・生徒の1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想）において、学校から配布・指定されたパソコンやタブレット等

(6) 不登校の増加

2023年度の児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数は、小中学校で35.1人であり、10年連続で増加しています。また、高校では29.0人であり、2019年度から2021年度にかけてはほぼ横ばいでしたが、2022年度以降は大幅に増加しています。

子どもたちが学校に行きたくないと感じるときは、「何となくやる気を感じなかったり、気持ちに不安があったりするとき」が最も多く、小学生、中学生、高校生と上がるにつれて、その割合が高くなっています。

▼不登校児童生徒数（小学校・中学校、高等学校）の推移



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

▼学校に行きたくないと感じることがあるとき（上位3つ）（三重県）

(%)

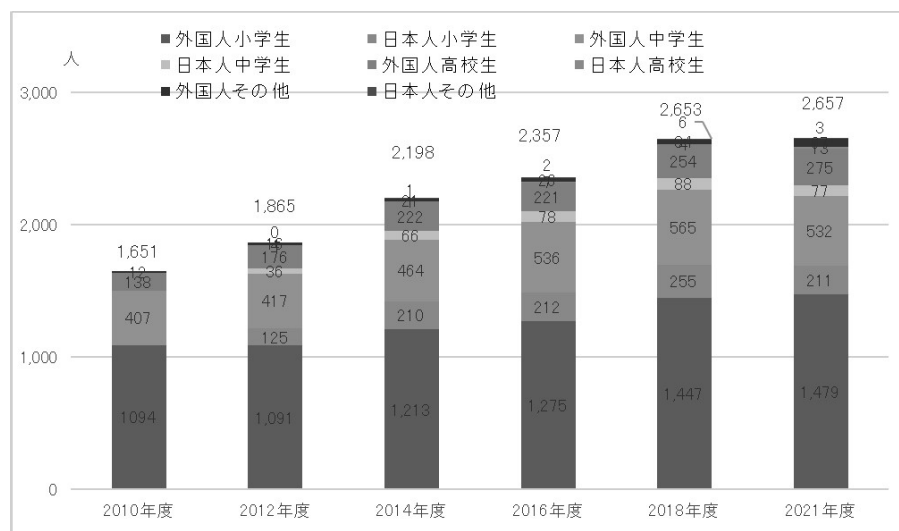
	小学5年生		中学2年生		高校2年生	
1位	何となくやる気を感じなかったり、気持ちに不安があったりするとき	25.7	何となくやる気を感じなかったり、気持ちに不安があったりするとき	39.3	何となくやる気を感じなかったり、気持ちに不安があったりするとき	45.0
2位	友人やクラスメイトから嫌なことをされたとき	10.4	「友人やクラスメイトから嫌なことをされたとき」以外の理由で友人関係に不安があるとき	16.3	「友人やクラスメイトから嫌なことをされたとき」以外の理由で友人関係に不安があるとき	16.9
3位	授業が分からないとき	9.6	授業が分からないとき	11.9	授業が分からないとき	12.8
	学校に行きたくないと感じることはない	45.7	学校に行きたくないと感じることはない	34.3	学校に行きたくないと感じることはない	29.4

出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

（７）日本語指導が必要な子どもの増加

2021 年度の日本語指導が必要な児童生徒数は 2,657 人で、増加傾向です。そのうち、外国人小学生が 1,479 人で過半数を占めています。

▼日本語指導が必要な児童生徒数の推移（三重県）

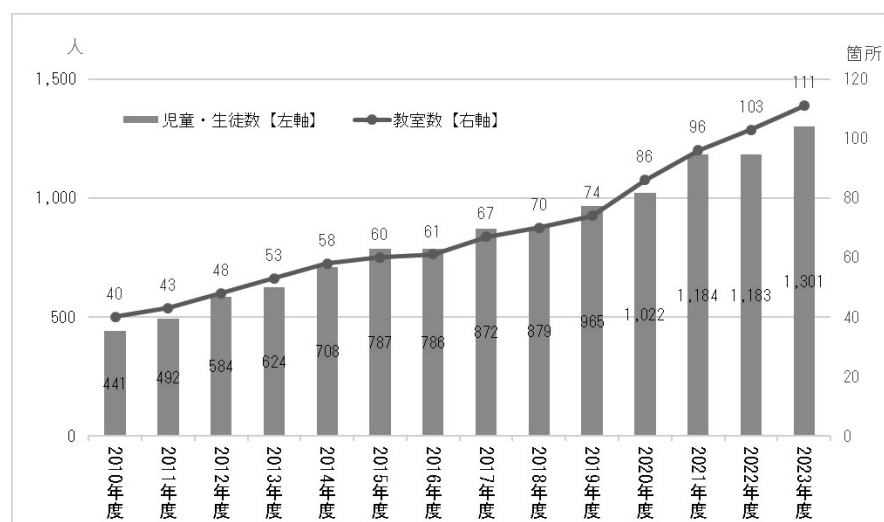


出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」

（８）通級による指導を受けている子どもの増加

2023 年度の公立小中学校における通級による指導を受けている児童生徒数は 1301 人、設置教室数は 111 となり、いずれも増加傾向です。

▼公立小中学校における通級による指導を受けている児童生徒数と設置教室数の推移（三重県）



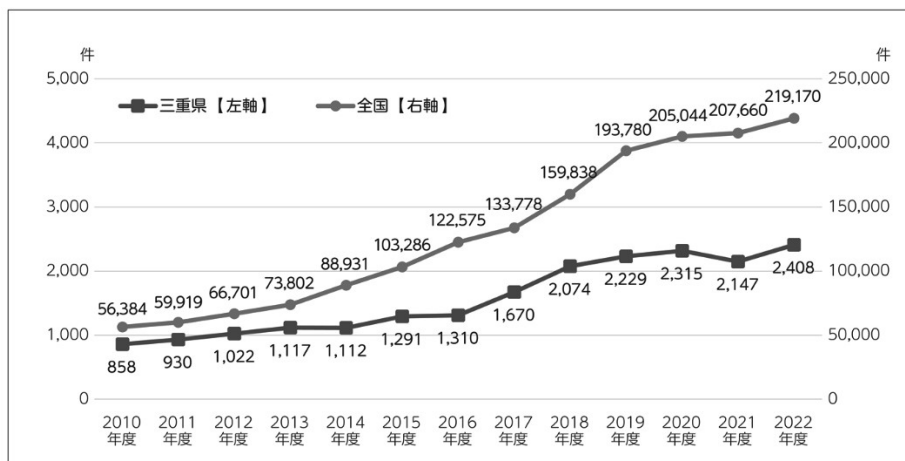
出典：三重県教育委員会

第2節 子どもの権利侵害、困難を抱える子どもの増加

(1) 児童虐待

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、2022 年度に 2,408 件で過去最多となり、2023 年度も 2,162 件（速報値）と高止まりの状況が続いています。

▼児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（更新予定）

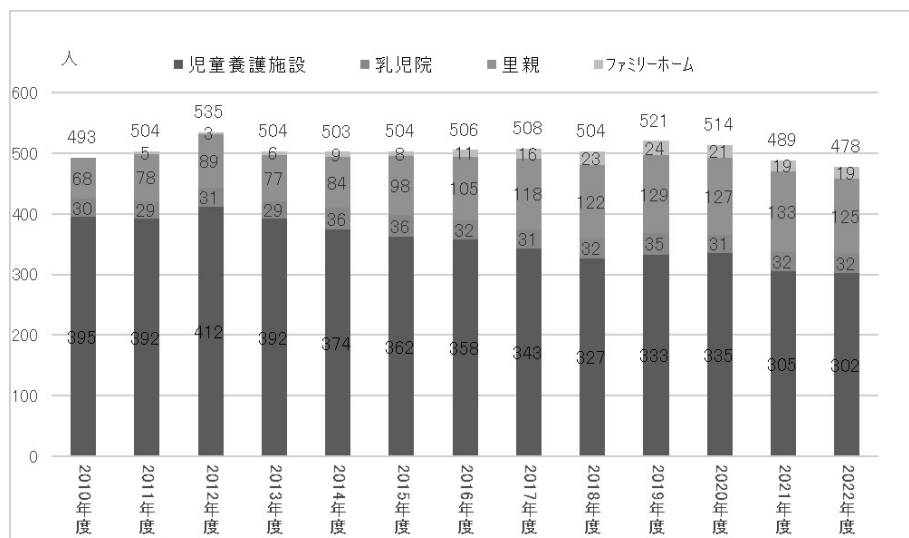


出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

(2) 社会的養護

社会的養護を受けている要保護児童数は、2011 年度以降 500 人台で推移していましたが、2021 年度以降は 500 人を下回っています。

▼社会的養護を受けている要保護児童数の推移（三重県）

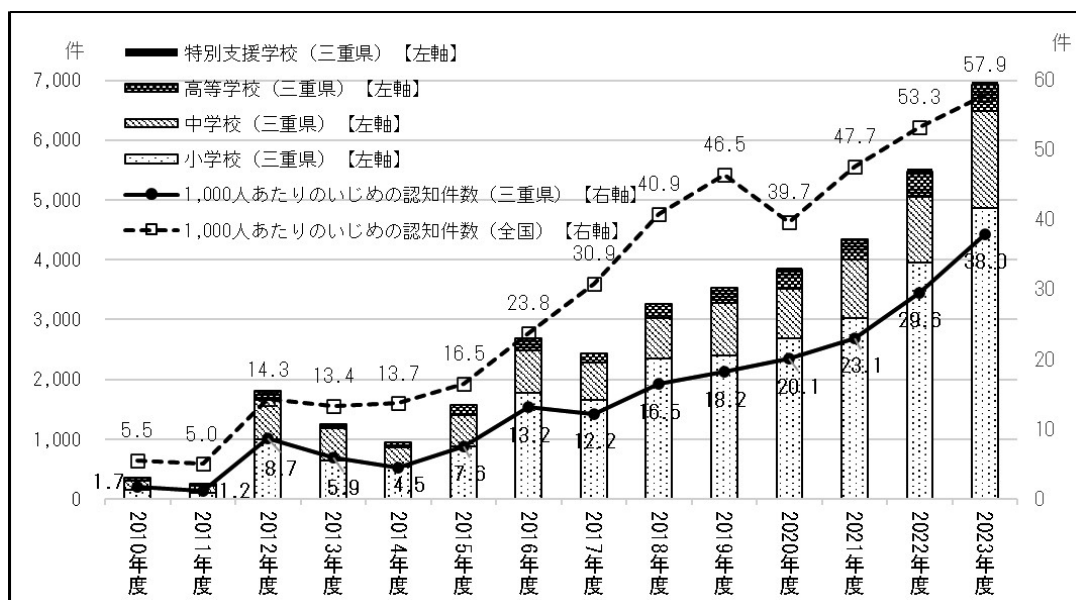


出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

(3) いじめ

2023年度のいじめの認知件数は小学校が4,862件、中学校が1,622件、高等学校が436件、特別支援学校が51件となり、いずれも前年より増加して過去最多となっています。また、1,000人あたりの認知件数は38.0件で、増加が続いています。全国と比較すると、19.9件少なくなっています。

▼いじめの認知件数の推移

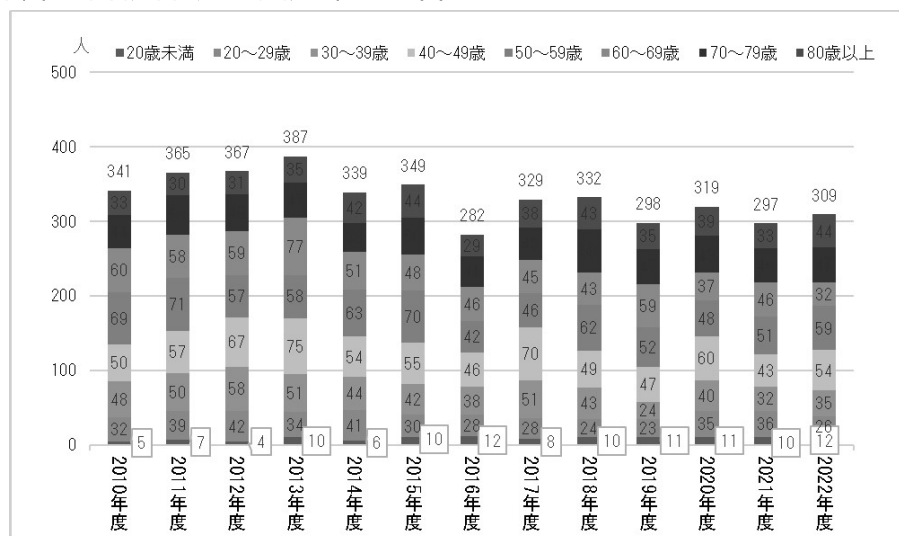


出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（2015年度以前は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（旧調査名））

(4) 自殺

少子化の進行により子どもの数が減少する中、20歳未満の自殺者数は2013年度以降、10人前後で推移しています。

▼年齢別自殺者数の推移（三重県）

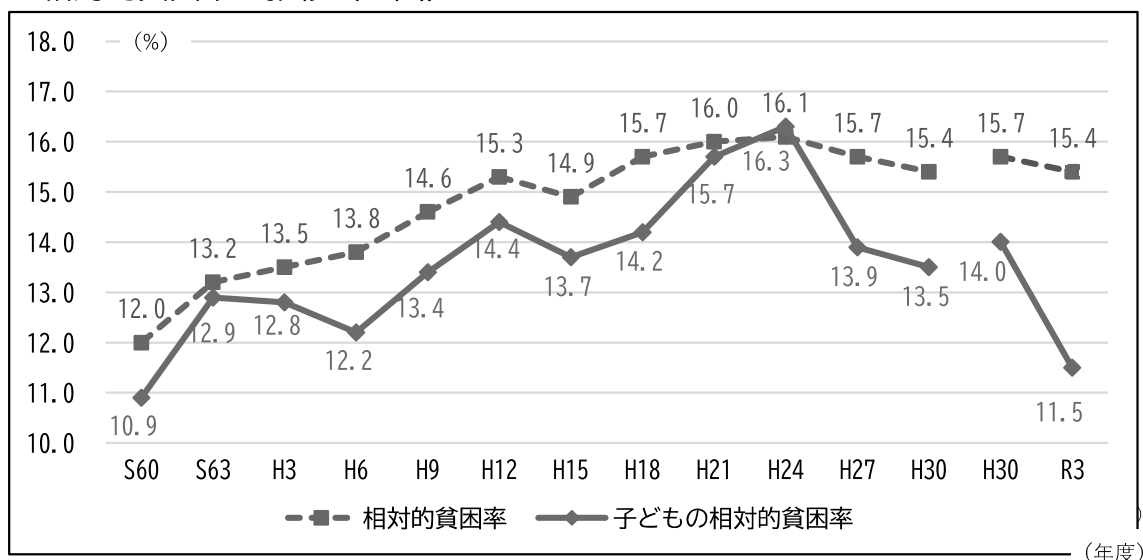


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5) 子どもの貧困

令和4（2022）年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、我が国の子どもの貧困率は11.5%と、前回調査から2.5ポイント低下しているものの、およそ9人に1人が子どもの平均的な生活水準の半分（貧困線）に満たない状況にあります。

▼相対的貧困率の推移（全国）



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

「国民生活基礎調査」における＜相対的貧困率＞と＜子どもの相対的貧困率＞

＜相対的貧困率＞一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合

※貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額

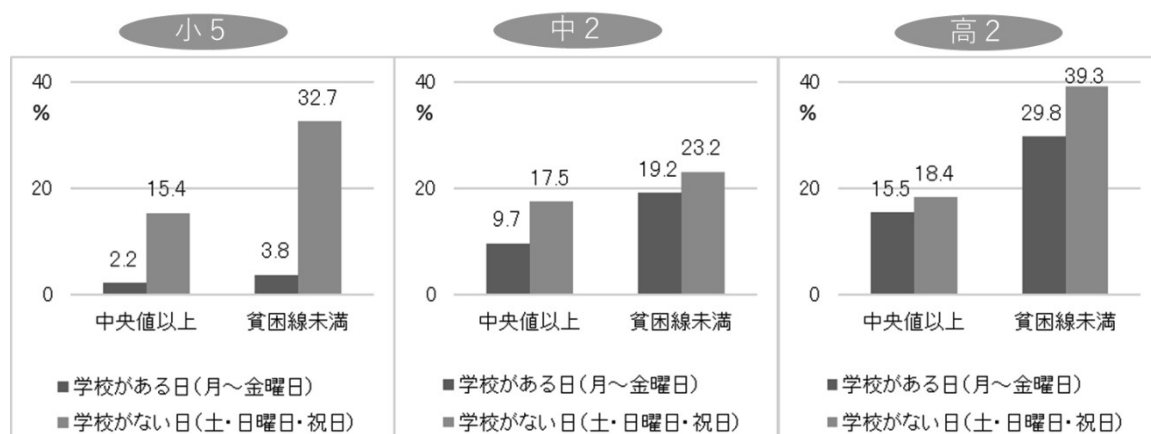
＜子どもの相対的貧困率＞17歳以下の子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合

※「新基準」は、平成27（2015）年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得からさらに「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いて算出。

(6) 貧困が子どもたちの学習、進学に与える影響

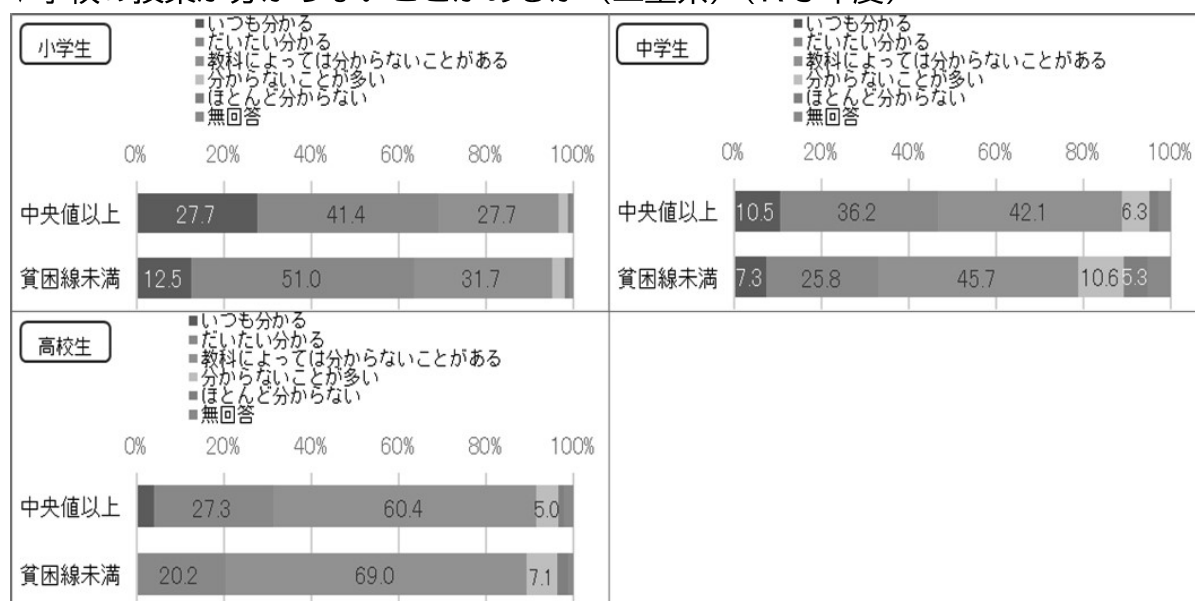
等価世帯収入の水準が低い世帯の子どもは、1日あたりの勉強時間が少なく、学校の授業が分かる割合も低くなっています。また、将来の進学希望について、「大学またはそれ以上」を希望する割合が、子ども、保護者ともに低くなっています。

▼学校の授業以外の1日当たりの勉強時間について「まったくしない」と答えた割合（三重県）（R5年度）



出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

▼学校の授業が分からないことがあるか（三重県）（R5年度）

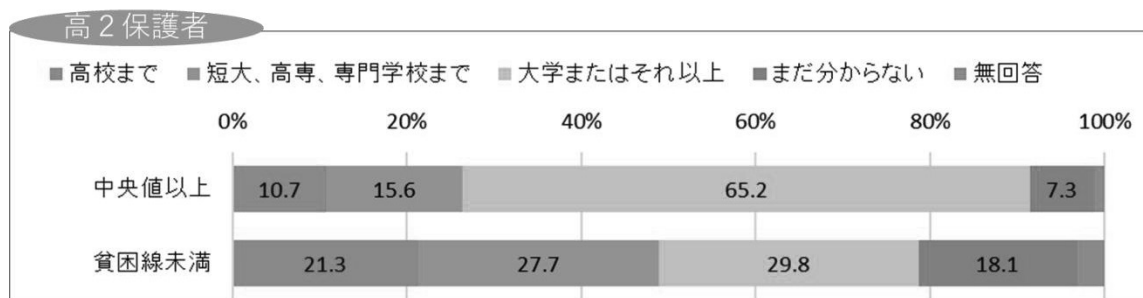
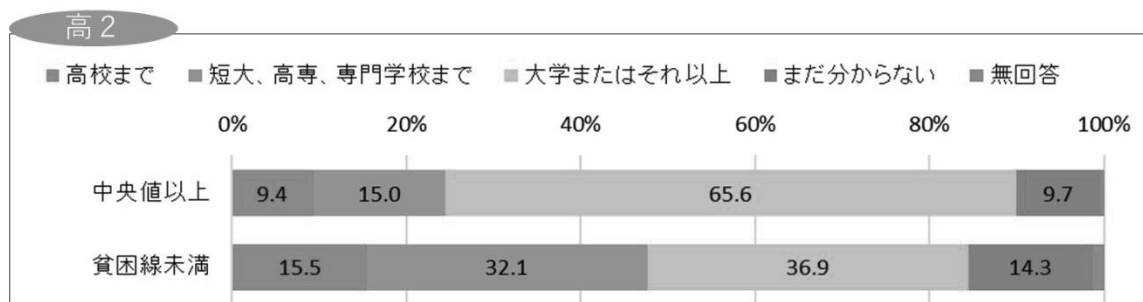


出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

<「みえの子ども白書 2024」における等価世帯収入による分類>

- ・ 年間収入に関する回答の各選択肢の階級値（階級の真ん中の値）をその世帯の収入の値とする。（例えば、「50～100 万円未満」であれば 75 万円とする。なお、「1,000 万円以上」は 1,050 万円とする。）
- ・ 上記の値を、同居家族の人数の平方根で除す。
- ・ 上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その2分の1を「貧困線」とし、「中央値以上」、「貧困線以上、中央値未満」、「貧困線未満」の3つの層に分類している。

▼将来、どの段階まで進学したいか（三重県）（R 5 年度）



出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

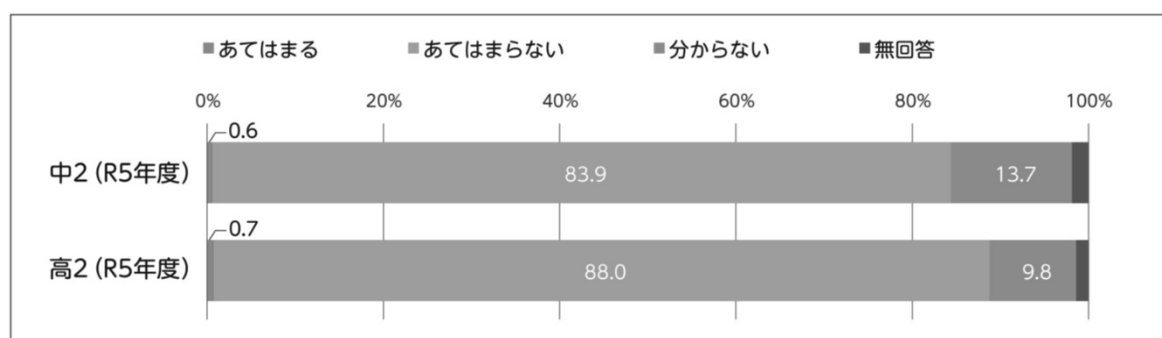
（7）ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをヤングケアラーと言います。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

自身をヤングケアラーにあてはまると思う割合は、中学生、高校生ともに1%未満となっています。

なお、全国の中学生、高校生を対象に行われた調査（令和2年度）によると、自身がヤングケアラーに「あてはまる」と答えた中学生は1.8%、全日制高校生は2.3%、定時制高校生は4.6%となっています。

▼自身がヤングケアラーにあてはまると思うか（三重県）

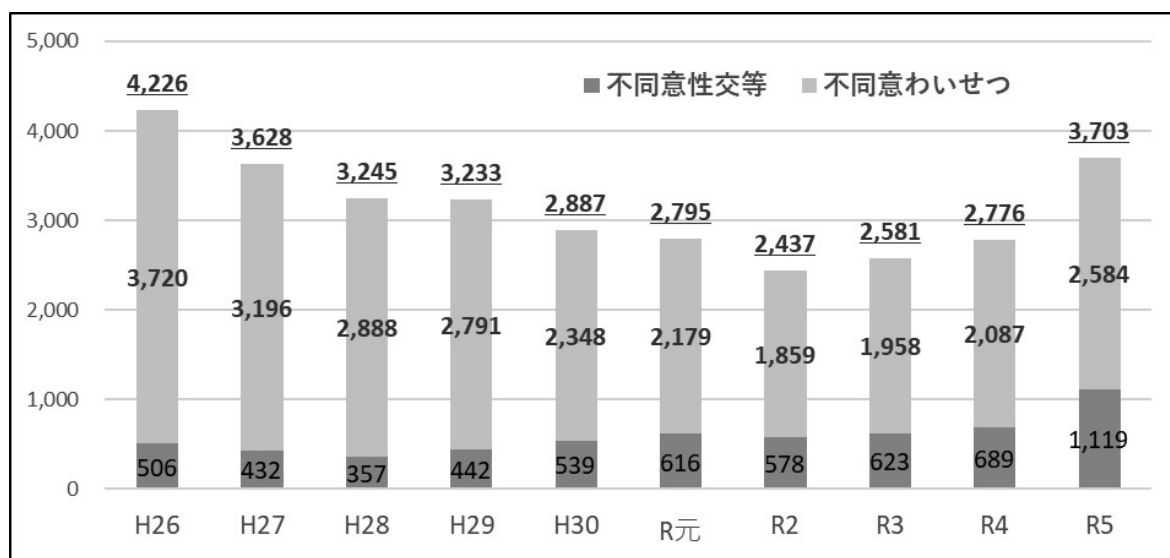


出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

（８）子どもが被害者となる性犯罪

少年（20 歳未満）が主たる被害者となる性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）の認知件数は減少傾向でしたが、令和３年から増加に転じ、令和５年は 3,703 件となっています。

▼少年が主たる被害者となる性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）の認知件数の推移（全国）



出典：警察庁「令和５年における少年非行及び子供の性被害の状況」等

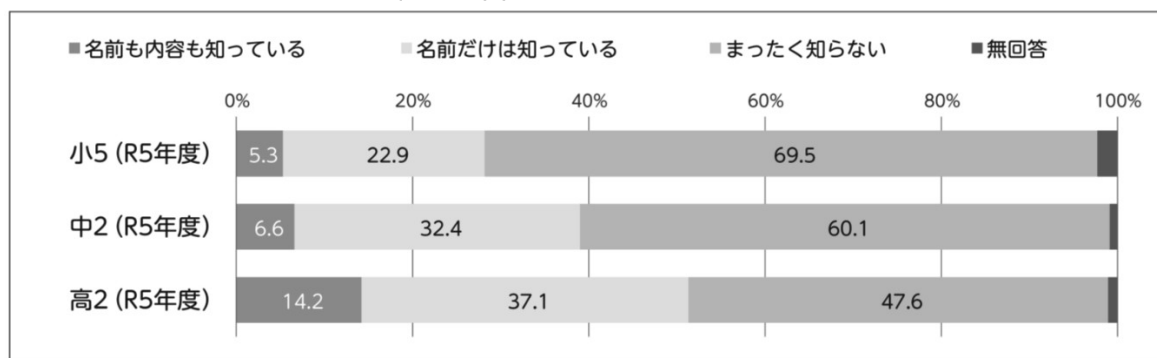
※令和５年７月に刑法の一部が改正され、罪名が「強制性交等、強制わいせつ」から「不同意性交等、不同意わいせつ」に変わるとともに、構成要件が改められています。

第3節 子どもの権利に関する理解

(1) 子ども

こどもの権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について、内容を知っているこどもの割合は小中学生で6%前後、高校生でも14%と低い状況です。

▼子どもの4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）について知っていますか。（三重県）

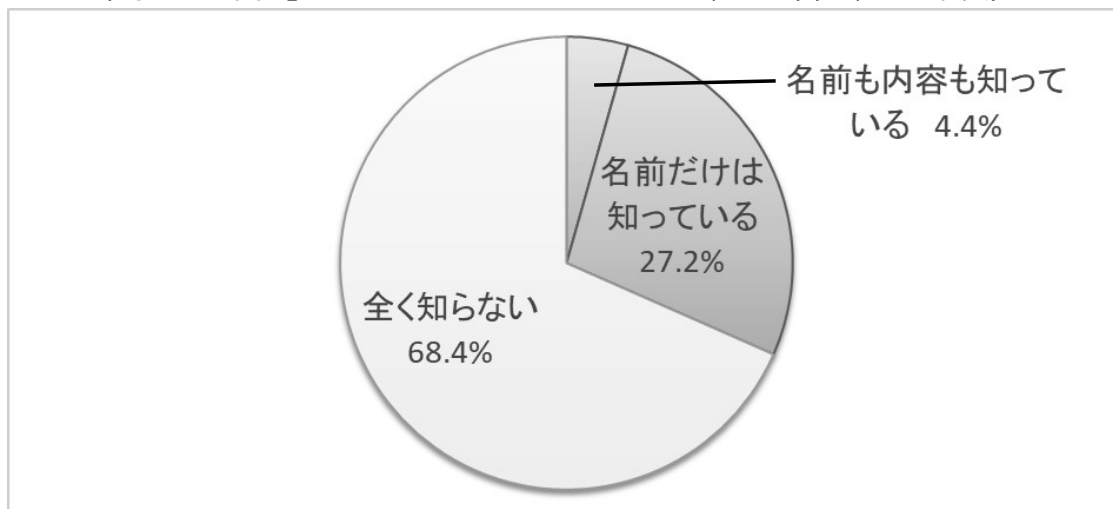


出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

(2) 大人

「三重県子ども条例」について、内容を知っている大人の割合は4.4%と極めて低い状況です。

▼「三重県子ども条例」のことを知っていますか。（三重県）（R6年度）



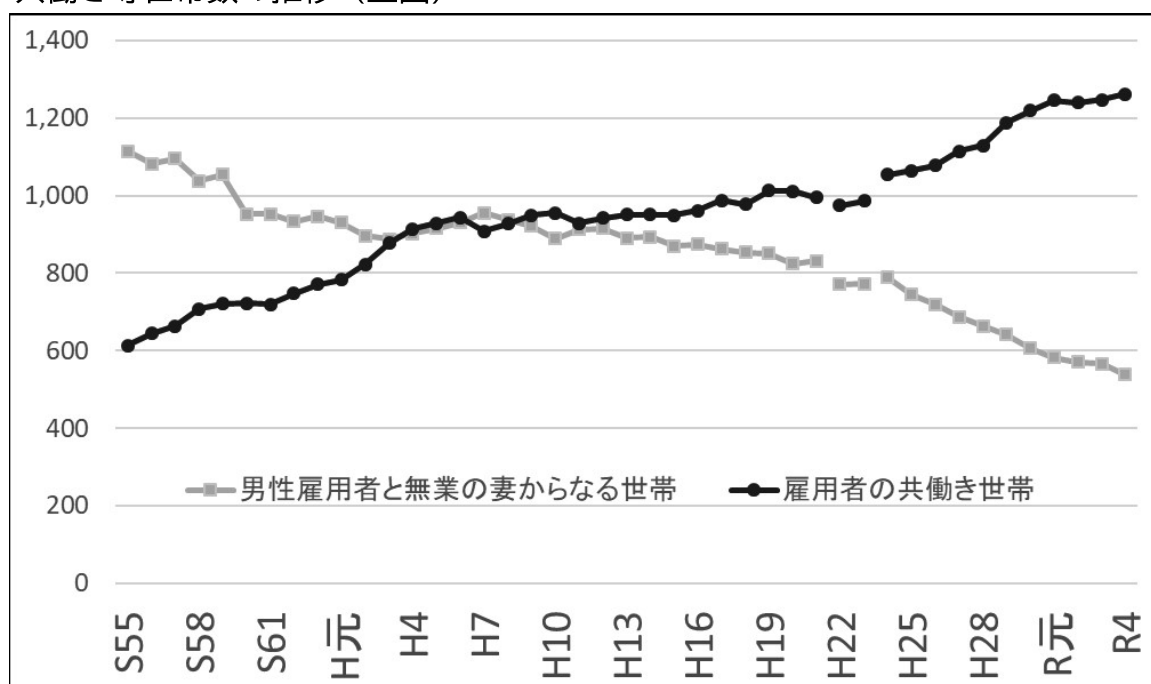
出典：令和6年度三重県 e-モニターアンケート

第4節 子育て家庭の現状

(1) 共働き世帯の増加

全国の共働き世帯数は、「雇用者の共働き世帯」が増加し、「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」は減少しています。子どものいる世帯においても、夫婦ともに仕事をしながら子育てをすることが一般的になっている状況が窺え、両立を支援する取組が必要です。

▼共働き等世帯数の推移（全国）



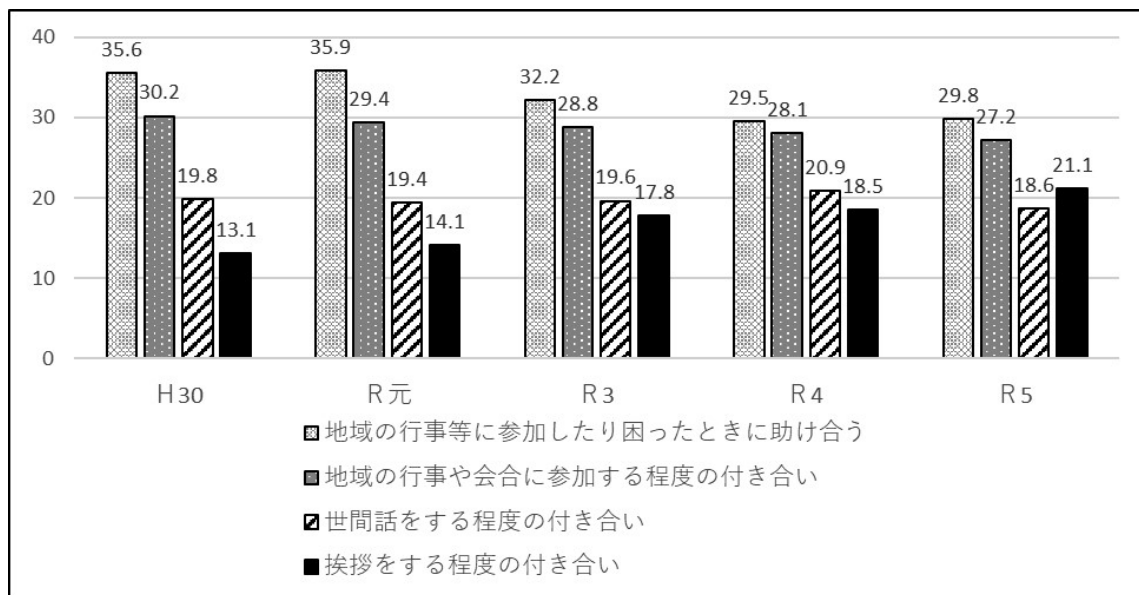
出典：厚生労働省「令和5年版厚生労働白書」

- (注) 1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、2017年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。2018年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
3. 平成22年及び平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(2) 地域における人と人とのつながりの希薄化

地域における望ましい付き合いの程度について、「地域の行事等に参加したり困った時に助け合う」と回答する人が減少し、「挨拶する程度の付き合い」と回答する人が増加しています。地域における支え合いや、人と人とのつながりを求める人が少なくなっていることで、子育て世帯の孤立化が進んでいることが懸念されます。

▼望ましい地域での付き合いの程度（全国）

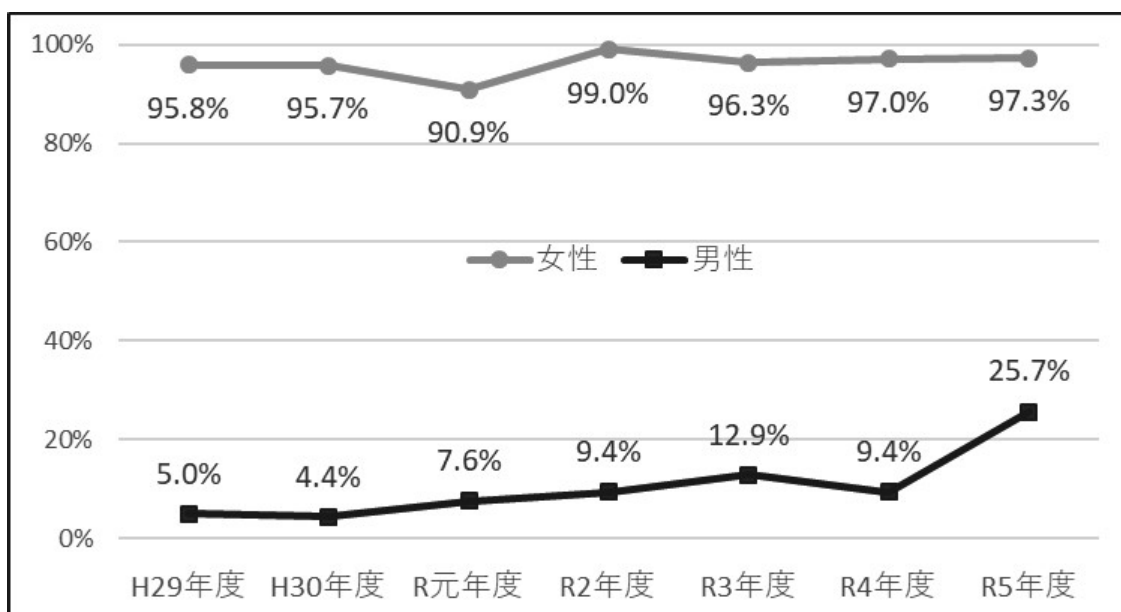


出典：内閣府「社会意識に関する世論調査」

（３）男性の育児参画の状況

男性の育児休業の取得状況については、令和４年度から５年度にかけて大きく上昇したものの、女性の取得率に比べるとまだまだ低い状況です。

▼育児休業の取得率の推移（三重県）



出典：三重県雇用経済部「三重県内事業所労働条件等実態調査」

第3章 計画のめざす姿等

第1節 国の子ども・子育て施策に関する動き

令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されるとともに、令和5年12月22日に政府全体のこども施策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ねるとともに、全てのこどもや若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども施策を総合的に推進することとしています。

また、こども基本法第10条第1項では、都道府県は、「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」を定めることが努力義務とされています。

第2節 三重県の子ども・子育て施策に関する動き

(1) 子ども条例の制定、改正

三重県では平成20年4月にこども局を設置し、以前から取り組んできた「子育て支援」に加え、子ども自身の力を伸ばし健やかな育ちを支える「子育て支援」を基本的な視点に加え、子ども施策を総合的に推進してきました。

この「子育て支援」の考え方にに基づき、子どもたちの力を伸ばそう、支えようという思いを社会全体で共有し、子育てを支援する地域社会に向かうため、平成23年4月に三重県子ども条例を制定しました。

三重県子ども条例の施行から10年以上が経過し、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、児童虐待、いじめ、自殺、不登校の増加や高止まりが続くほか、子どもの貧困、ヤングケアラーといった課題も顕在化しています。

令和5年度に実施した三重県子ども条例に基づく調査では、子どもの意見を大人が聴いてくれるかどうか、子どもがほっとする場所の有無、幼少期の体験機会が自己肯定感と関係していること、世帯の収入状況で子どもの勉強時間や将来の進学希望に差があること、共働き世帯が増加する中で地域のつながりが希薄化し、保護者の孤立感が増加していることなどが明らかになっています。

このため、次の4つの視点に基づき、条例改正（令和7年2月会議に提出予定）を行ったところです（令和7年4月1日施行）。

【改正の視点】

- ①子どもの権利を守ることを正面から捉える
- ②子どもの健やかな育ちを支える多様な施策を推進する
- ③子どもに必要な情報を提供したうえで、意見を聴き、尊重する
- ④子育て家庭に寄り添ったさまざまな支援を実施する

（２）子ども・子育て施策に係る計画の策定

三重県では、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重をめざすため、令和２年３月に「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（令和２年度～令和６年度）を策定し、ライフステージに応じた取組を行ってきました。

国において、こども基本法の施行、こども大綱の策定、こども大綱を勘案した「都道府県こども計画」策定の努力義務化が行われ、三重県においても、子どもの権利を正面から捉えた子ども条例の改正を行ったことをふまえ、「子どもスマイルプラン」に代わる新たな子ども・子育て施策に係る計画として、本計画を策定しました。

策定にあたっては、子ども条例で規定する基本的施策を推進するための計画とすることを重視するとともに、こども大綱を勘案し、子ども条例の対象には含まれない「若者」に対する取組を加えて整理しています。

第３節 めざす姿

すべての子どもが豊かに育ち、
将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重

本計画では、「すべての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」をめざす姿とし、取組を進めていきます。

- ・「すべての子どもが豊かに育ち」とは、すべての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、経済的、物質的にのみならず、精神的にも、人間関係の上でも豊かに育つことができる環境整備が進んでいる状況を表しています。
- ・「将来にわたって幸せな状態で生活することができる」とは、子どもから若者へ、そして自立した大人に成長する過程で、人格形成の基礎を築き、自由で多様な選択により自分の可能性を広げることができ、将来に見通しを持ちながら自分らしく社会生活を送ることができている状況を表しています。

第4節 計画推進の原則

めざす姿の実現に向けて、さまざまな分野において施策を展開するにあたり、その取組の基礎となる考え方や約束事を「計画推進の原則」として掲げます。

(1) 子どもの最善の利益を考慮する

- ・子どもを権利の主体としてとらえ、その権利を保障し、最善の利益を考慮します。

(2) 子どもの意見を聴き、対話しながらともに進める

- ・子どもには、自分に直接関係のあることに自由に意見を表明する権利があります。子どもが、安全に安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、対話しながら意見形成を支援し、その意見を尊重して施策を進めていきます。

(3) ライフステージに応じて切れ目なく支援し、すべての子どもの健やかな成長を支える

- ・子どもは、乳幼児期から学童期、思春期におけるさまざまな学びや体験を通じて育ち、若者として社会生活を送るようになり、自立した社会生活を送るおとなへと成長します。こうした成長の過程は、その置かれた環境に依存して人によりさまざまであり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。それぞれの子ども・若者の状況に応じた必要な支援を切れ目なく行い、健やかな成長を支えます。

(4) 子どもと子育て家庭をともに社会全体で支援する

- ・子どもの権利を守り、子どもの豊かな育ちを支えるうえで、保護者は重要な役割を果たしています。仕事との両立や経済的な負担などにより、保護者が過度な不安や負担を感じることなく、子どもと向き合うゆとりを持ちながら子育てできるよう支援します。
- ・子ども条例では、保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民は、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとし、県は、これらの連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとしています。

(5) 多様な価値観、考え方を尊重することを大前提として取り組む

- ・結婚や妊娠、出産を含めた生き方については、個人の自由な意思決定に基づくものであり、家族のあり方も多様化しています。さまざまな考え方や価値観を尊重することを大前提として、取組を進めます。

第5節 施策体系

(1) 重点的な取組

めざす姿の実現に向けて、次のとおり6つの「基本的施策」を設定し、これを具体的に展開するため、11の「重点的な取組」により取組を進めます。

基本的施策【子ども条例の条項】	重点的な取組
(1) 子どもの安全・安心の確保 【第11条】	1 子どもの権利侵害への対応
	2 子どもを取り巻くリスクへの対応
(2) 子どもの権利について学ぶ 機会の提供【第12条】	3 子どもの権利に対する理解の向上
(3) 子どもの育ちへの支援 【第13条】	4 多様な学びの支援と居場所・体験 機会の充実
	5 貧困など困難な環境にある 子ども・家庭への支援
	6 社会的養育の推進
	7 特別な支援や配慮が必要な子ども への支援
(4) 子どもの意見表明及び社会 参画の促進【第14条】	8 子どもの意見表明及び社会参画の 促進
(5) 子育て家庭への支援 【第15条】	9 妊娠から出産・子育てまでの 切れ目ない支援
	10 幼児教育・保育、放課後児童対策 の推進
(6) 若者支援	11 若者への支援

※基本的施策(1)～(5)は、子ども条例で規定している「基本的施策」に対応しています。

※基本的施策(6)は、めざす姿の「将来にわたって幸せな状態で生活することができる」に対応しており、子どもから自立した大人に成長する過程である青年期において、固有の課題に対して支援を行うものです。

子ども条例

(子どもの安全・安心の確保)

第十一条 県は、虐待、いじめその他の権利侵害（ソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるものを含む。）から子どもを守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

2 県は、子どもの権利が侵害された場合に当該子どもの最善の利益を優先して考慮し、その救済を図ることができるよう、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 子どもを虐待から守ること及びいじめの防止等のための施策については、別に条例で定める。

(子どもの権利について学ぶ機会の提供)

第十二条 県は、子どもの権利について、保護者、学校等関係者及び県民並びに子ども自身が学ぶ機会を提供するものとする。

(子どもの育ちへの支援)

第十三条 県は、生まれ育った環境等にかかわらず、全ての子どもが自分らしく豊かで健やかに育つことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。

一 子どもの育ちにとって重要な時期である乳幼児期からの切れ目のない支援

二 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援

三 子どもの多様な学び、遊び、及び自然体験をはじめとした体験活動等の支援

四 子どもが安全で安心して過ごすことができる多様な居場所づくりの支援

2 県は、貧困の状況にある子ども、児童養護施設又は里親のもとで暮らす子どもその他の特別な支援又は配慮が必要な子どもが、適切に養育され、その生活を保障されるよう必要な支援に努めるものとする。

(子どもの意見表明及び社会参画の促進)

第十四条 県は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が子どもに関する施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

2 県は、前項の規定による子どもの意見表明に当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、社会的養護下にある子どもをはじめとした、様々な状況下にある子どもが意見を表明できるよう努めるものとする。

3 県は、子どもが社会の一員として尊重され、その年齢及び発達の程度に応じて、多様な社会的活動に参画することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

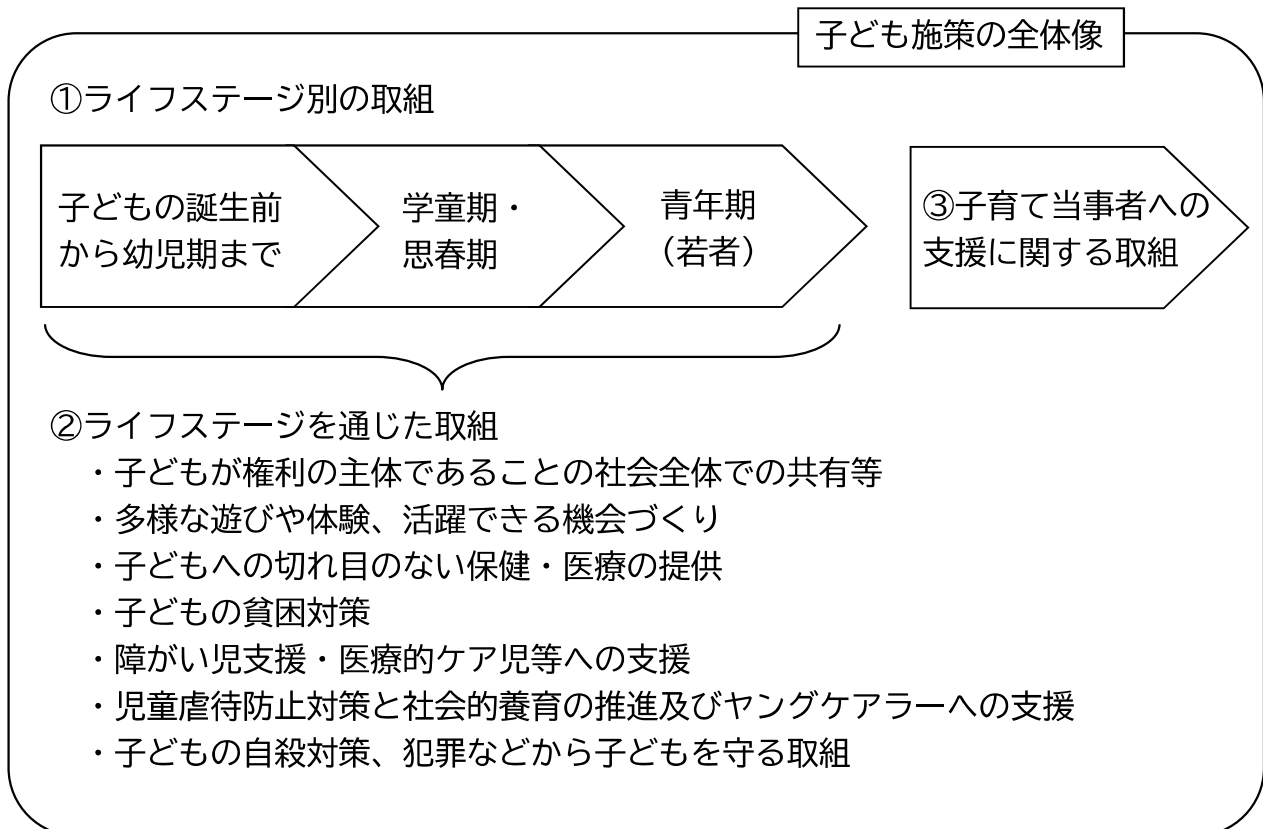
(子育て家庭への支援)

第十五条 県は、様々な不安又は悩みに直面する子育て家庭を支援するため、多様な子育てと働き方のための環境の整備、情報提供その他の子育て家庭に寄り添った支援に努めるものとする。

（２）子ども施策全般に係る取組

重点的な取組も含めた県の子ども施策全般について、次のとおり「ライフステージ別の取組」、「ライフステージを通じた取組」、「子育て当事者への支援に関する取組」の３つの視点で整理し、子ども施策の全体像を示しています。

なお、本計画の重点的な取組に含まれていない各取組の進行管理については個別計画で行います。



第6節 計画目標

取組の進捗状況や達成度合いを県民の皆さんに「見える化」し、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルを回すため、以下のような目標等を設定します。

（１）総合目標

計画のめざす姿である「すべての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」について、達成度合いを測るものとして「総合目標」を設定します。

総合目標の項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	項目の説明
「生活に満足している」と思う子どもの割合	(R5: 65.2%)	70.0%	「最近の生活満足度」を0～10点で回答してもらい、7点以上と回答した子どもの割合
「自分の将来について希望がある」と思う子どもの割合	(R5: 79.4%)	80.0%	自分の将来について、「希望がある」「どちらかといえば希望がある」と回答した子どもの割合
「子ども施策について自分の意見を聴かれている」と思う子どもの割合	(R5: 25.6%)	70.0%	県が行う子どものための取組について、自分の意見が聴かれていると思うかとの問いに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した子どもの割合
「自分が好きだ」と思う子どもの割合	(R5: 68.1%)	70.0%	自分が好きかとの問いに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した子どもの割合

※現状値は、令和6年度キッズ・モニターアンケート結果（調査中）による

（２）重点目標

「重点的な取組」の進行管理を行うための「重点目標」を設定します。

（例）「重点的な取組2 子どもを取り巻くリスクへの対応」の重点目標

重点目標の項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和11年度)
インターネットの適正利用のための啓発活動回数（講座、スマイルワーク、啓発イベント等）	(R5:30回)	(検討中)

(3) モニタリング指標

目標値は設定しないもの、対策を進める上でフォローが必要な指標をモニタリング指標として位置づけ、進行管理に活用します。

第4章 重点的な取組

重点的な取組1 子どもの権利侵害への対応

<5年後のめざす姿>

子どもの権利侵害の未然防止、早期発見・早期対応ができる体制づくりが進むとともに、子どもが相談しやすい環境や権利救済の仕組みが整備されています。

<現状と課題>

(児童虐待対策)

児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、本県においても平成30年度以降2,000件を超える高い水準で推移し、令和5年度(速報値)は2,162件となっています。

また、令和4年の児童福祉法改正では、子どもの権利擁護の取組をさらに推進するため、一時保護や措置決定時等における子どもの意見聴取等が義務化されたとともに、市町において、全ての妊産婦と子育て世帯、子どもを対象とした母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の実現に向けて、「こども家庭センター」の設置が努力義務化されました。

今後は、令和5年度の児童の死亡事案を鑑み、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による提言を受け、課題とされた「体制づくり」、「関係機関との連携」、「人材育成(研修)」を柱として、再発防止に取り組んでいく必要があります。

(いじめ対策)

令和5年度のいじめの認知件数は小学校が4,862件、中学校が1,622件、高等学校が436件、特別支援学校が51件となり、いずれも前年より増加して過去最多となっています。また、1,000人あたりの認知件数は38.0件で、6年連続で増加しています。全国と比較すると、19.9件少なくなっています。

また、令和5年度に認知したいじめのうち、「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる。」であったものは、小学校が108件、中学校が138件、高等学校が52件、特別支援学校が12件となり、前年度と比較すると、中学校と高等学校で減少しましたが、小学校と特別支援学校は増加しています。

パソコンやタブレット、スマートフォン等の活用が広がるとともに、インターネットに関わるさまざまなトラブルも増加しているなか、インターネット上のいじめやトラブルから子どもたちを守るため、被害を未然に防止するための取組が必要です。

(自殺対策)

こどもを取り巻く状況を見ると、社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、友人関係を始めとした様々な人間関係に変化が生じました。そのような

中で、令和4年には、全国の小中高生の自殺者数が514人と過去最多となりました。

子どもは、抱えた問題の解決策を見出せずに困っていても、地域の相談機関を知らなかったり、自発的に周囲の人に相談できなかったりする可能性があります。より相談しやすいようSNS等のコミュニケーション手段を活用した相談体制の充実が求められます。

困った時には周囲に相談する、互いに支え合うという教育や啓発が重要であり、悩みや課題を一人で抱え込まないよう、相談しやすい環境づくりが必要です。

（体罰・不適切な言動の防止）

公立小中学校・義務教育学校、県立学校において、令和5年度の体罰による懲戒処分等の件数は4件となり、前年度よりも1件減少したものの、体罰の根絶には至っていない状況にあります。

不適切な言動の防止を図るため、令和6年7月に懲戒処分の指針を一部改正し、不適切な言動に係る標準例を明記しました。

県教育委員会と市町等教育委員会が連携し、体罰および不適切な言動の根絶をめざして取組を推進する必要があります。

（不適切保育の防止）

県内の多くの保育所等で子どもの健やかな成長を支援する保育が実施されている一方、一部の保育所等で保育士による不適切保育事案が発生しています。

子どもの安全・安心が最も配慮されるべき保育所等において、不適切保育はあってはならず、保育士等の資質向上や不適切保育が発生しない職場環境づくりを推進することで、不適切保育の発生を防止する必要があります。

（子どもの権利が侵害された場合の権利救済の仕組み）

子どもの権利侵害事例が発生している中、改正前子ども条例では、権利侵害に対応する県の施策や救済措置が規定されていませんでした。

子ども条例において、子どもの権利が侵害された場合に救済を図るための体制の整備等の必要な措置を講ずることを規定しました。

令和6年度中に、こども家庭庁において、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等を含め、国内外の相談救済機関の事例に関する調査研究が行われる予定であるため、その結果も参考としつつ、速やかに検討を進める必要があります。

<主な取組>

（児童虐待対策）【児童相談支援課】

・「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく専門職の人員確保などに対応します。

・児童相談所職員の人材育成や専門性強化のため、令和6年度に策定する「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づき、体系的な研修を実施します。

・児童福祉法の改正による一時保護に係る司法審査制度の導入に対応するため、法

的対応指導員(弁護士)を増員し、各児童相談所職員への法的な助言等を行います。

- ・「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」(令和6年内閣府令)に基づき制定する「三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)」に対応するための体制を整備するとともに、一時保護児童の登校支援や、児童相談所に併設する一時保護所の外部評価等を実施します。

- ・児童相談所一時保護施設や児童養護施設等に子どもの権利擁護や意見表明等を支援するアドボケイトを派遣し、子どもが意見表明をできる機会を確保します。また、子どもの権利擁護の取組をさらに推進するため、制度の正しい理解に向けた児童相談所や児童養護施設等職員への研修等を含め、子どもの意見表明を支援する環境の整備に努めます。

- ・市町要保護児童対策地域協議会に対し情報共有体制等について、確認、助言等を行う市町支援コーディネーターを配置し、市町との連携強化を図ります。

- ・市町と継続した定期協議を実施し、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣等を行うとともに、市町職員を対象とした研修の充実を図ります。

- ・「こども家庭センター」の設置促進のため、体制構築やマネジメント力の向上につながる研修等を拡充し、市町の対応力の強化に向けた支援を行います。

- ・親子関係の再構築に取り組むため、保護者支援プログラムを活用し、児童相談所や市町、施設等の職員の人材育成に向けた研修等を拡充するとともに、保護者支援に取り組み、児童虐待の未然防止・再発防止を図ります。

(いじめ対策)【教育委員会】

- ・小学校高学年の児童が社会性や規範意識を高め、いじめをなくそうとする行動につながられるよう、弁護士による出前授業や動画教材を活用し、すべての小学校でいじめ予防授業を実施します。

- ・いじめ対応情報管理システムを活用し、学校が認知したいじめに係る情報を学校と市町等教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有し、いじめの問題に迅速に対応します。

- ・児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と県立学校に配置します。

- ・保護者や学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを任用し、きめ細かな支援を行います。また、県立学校にいじめ事案への対応に係る検証や効果的な対応策などの助言を行ういじめ対策アドバイザーを派遣します。

- ・スクールカウンセラーを各学校および教育支援センターに配置し、いじめの被害にあっていない児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応します。

- ・スクールソーシャルワーカーによる支援の充実を図り、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。

- ・いじめや人権侵害、不適切画像投稿等のインターネットトラブルから子どもたちを守るため、ネットパトロールを実施します。

(自殺対策)

【医療保健部】

- ・「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、こころの健康問題に対する正しい知識の普及や支援者のスキルアップ等に取り組みます。
- ・児童・生徒の自殺予防のため、精神医療に係る専門的なアドバイザーを学校等に派遣します。
- ・令和3年度から開始したSNS相談については、相談件数が増えているため、回線を増やして対応し、子どもが相談につながるよう、SNS上の広告においても周知を図ります。

【教育委員会】

- ・子どもが身近な大人にSOSを出す力を身に付けることや、教職員や保護者が子どもの些細なサインに気づき、受け止め、支援できる力を身に付けることができるよう、県教育委員会が作成した動画教材を活用し、学校での自死予防の取組を推進します。

(体罰・不適切な言動の防止)【教育委員会】

- ・教職員による体罰等の早期発見・対応のため、「体罰に関する電話相談」窓口を設置し、相談を受け付けます。
- ・体罰に関するアンケート等を定期的の実施し、実態を把握したうえで、体罰および不適切な言動の根絶をめざします。
- ・体罰および不適切な言動にかかる研修動画を作成し、教職員一人ひとりが体罰等の定義、体罰等が児童生徒に与える影響について改めて考え直す機会を設けます。
- ・実際に起こった事例を参考に、体罰、不適切な言動に関する事例シートを作成し、教員向けコンプライアンス・ハンドブックの研修の題材とします。
- ・教員のコンプライアンス意識の向上に係る研修として、体罰等の防止に向けた研修を実施しています。

(不適切保育の防止)【子どもの育ち支援課】

- ・不適切保育の発生を防止するため、保育士等を対象した人権保育研修やグループワークを組み合わせた研修を実施することで、保育士等の資質向上を図ります。
- ・保育所等において質の高い教育・保育が提供されるよう、臨床心理士の資格を持つ「保育士支援アドバイザー」を保育所等に派遣し、専門的な見地から保育士等に対して相談支援を行うことで、不適切保育が発生しない職場づくりを推進します。

(子どもからの相談への対応)【少子化対策課】

- ・子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子ども自身が解決に向かうよう支えとともに、専門的な対応が必要な案件については、児童相談所や教育委員会などの関係機関につなげます。

（子どもの権利が侵害された場合の権利救済の仕組み）【少子化対策課】

・子どもの権利が侵害された場合に、子どもの最善の利益を第一に救済を図ることができる体制について、有識者会議を設置し、こども家庭庁における国内外の相談救済機関の事例に関する調査結果をふまえながら、検討を行った上で整備します。

<重点目標>

○こども家庭センターの設置市町数

○いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもたちの割合

<モニタリング指標>

○体罰の発生数（懲戒処分を行ったもの）

○子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の相談件数

重点的な取組２ 子どもを取り巻くリスクへの対応

<5年後のめざす姿>

学校・家庭・地域・関係機関との連携・協働のもと、子どもをリスクから守る取組が進んでいます。

また、子ども自身が身近に起こりうる問題として捉え、自ら危険を予測し回避する力を身に付ける機会が充実しています。

<現状と課題>

（インターネットに関わるリスクへの対応）

「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、インターネットを利用している割合については低年齢でも多くの子どもが利用しており、小学校低学年でも9割を超えています。また、インターネットを1日3時間以上利用する割合は、小学生で5割程度となっています。

スマートフォンの普及等で子どもたちが容易にインターネットに接続できるようになり、インターネットの利用を通じたトラブルに巻き込まれる危険性も増加しています。子どもたちの情報モラルの向上も含めて、インターネットの適正利用に係る啓発が必要です。

（性犯罪・性暴力対策）

国の「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」の策定を受け、県では、年齢に応じた啓発チラシの作成・配布など、子どもの性被害防止のための啓発を進めているところです。

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすもので、決して許されるものではありません。弱い立場に置かれた子どもの性被害が後を絶たず、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

また、こうした現状をふまえ、性犯罪・性暴力の根絶をめざし、新たな条例の制定を検討しています。

（通学路等の安全確保）

通学路等で、自転車乗車中をはじめとする子どもたちが関わる交通事故や、不審者による声掛け、つきまとい等の事案が後を絶たない状況が続いています。子どもたちが将来にわたって事故や事件の当事者とならないよう、地域社会全体で子どもたちを守る取組を進めるとともに、子どもたちが自ら危険を予測し、回避する力を身につけるための安全教育を充実させる必要があります。

（防災対策）

南海トラフ地震や津波、年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害から子どもたちが自分の命を守る力を身につけるため、学校における防災

教育を効果的に推進するとともに、学校と家庭・地域が協働して、災害時に子どもたちが発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を育成する必要があります。

<主な取組>

(インターネットに関わるリスクへの対応)

【少子化対策課】

・自画撮り被害防止やフィルタリングサービスの利用、インターネット機器の使用に関するルール作り等について、出前講座の開催やスマイルワークの活用による県民への啓発を進めます。

【教育委員会】

・各教科の授業で、子どもたちの発達段階に応じて、インターネットにおけるコミュニケーションのトラブルや SNS の正しい利用についての学習を進めます。
・文部科学省や警察等の関係機関から提供される教材や講座の周知を行い、各学校における情報モラル教育を推進するとともに、家庭でのルールづくり等について保護者への啓発を進めます。

【警察】

・児童・生徒を対象として、インターネットの危険性や適切な利用方法を理解してもらうため、インターネット利用に起因する犯罪被害やその未然防止対策を内容としたネットトラブル防止教室を行います。
・保護者を対象として、最新の被害情勢や青少年有害情報フィルタリングサービスの利用促進などを啓発する教室を行います。
・主に中学生・高校生を対象とする運用型 LINE 広告（ターゲティング広告）を活用し、広告バナーからアクセスされる県警察ウェブサイトにおいて SNS に起因する犯罪の危険性、被害の実態を周知し、被害防止対策を行います。
・児童、生徒及び保護者を対象として、SNS 等を通じた犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）による犯罪への加担や性被害等を防止する啓発資料を作成し、教育委員会等と連携し、県内の学校（小学校・中学校・高等学校）に対し周知しています。

(性犯罪・性暴力対策)

【環境生活部】

・小学生向けにプライベートゾーンの知識普及、中学生向けに相談窓口である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」とその支援内容の周知、高校生向けに SNS 利用時の性被害防止と AV 出演被害防止救済法の周知啓発といった、年齢に応じた啓発チラシを作成、配布しています。
・「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、電話・SNS 相談、付き添い支援等に取り組むとともに、関係機関等と連携しながら被害にあった子どもの心身の負担軽減と早期回復を図ります。また、認知度向上のための広報啓発を行います。

・「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」を令和7年度に策定するとともに、認知度を向上させ、二次被害の防止など被害者等支援や性暴力被害防止に関する理解を深め、性暴力のない三重県の実現に向けた気運を醸成するため、イベントの開催など周知啓発に取り組みます。

・性暴力について県民が共通認識を持つことを促すため、三重県の性暴力の実態を把握する基本調査を実施します。

【教育委員会】

・教職員による児童生徒性暴力等の早期発見・対応のため、「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口を設置し、相談を受け付けます。

・学校において、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解したうえで、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身につけることができるよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進します。

・アンケート調査の実施などにより、教職員による児童生徒へのわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの実態を把握するとともに、回答内容をふまえて教職員が自らの言動を振り返り、生徒との関わり方を見直す機会を設けます。

・教職員の児童生徒への性暴力防止に向け、児童生徒が安心して過ごせる学校づくりを進めるためのオンデマンド教材を作成します。

【警察】

・恋愛感情に付け込んだ事案や、親族関係、雇用関係、師弟関係等を背景とした加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯等について、その早期発見と被疑者の迅速な検挙に努め、被害に遭った子どもの保護を図るとともに、子どもの性的搾取等事犯の取締りの強化を図ります。

・性犯罪被害者の精神的被害の回復、軽減に資する適切な対応を行うため、臨床心理士資格を有する職員により、少年育成支援官の専門的な知識・技能の向上を図る研修を行います。

・犯罪の被害者又は目撃者等の参考人となった子どもへの事情聴取に当たっては、供述の信用性を確保しつつ精神的な負担軽減を図るため、警察、検察庁、児童相談所が連携し、代表者一人が子どもと面接し、被害状況を聞き取る司法面接の取組を推進します。

・司法面接を行う警察官の技能向上を図るため、専門的知識を有する大学教授等を招致した研修会を開催するなど、被害者等となった子どもの負担がより一層軽減される取組を推進します。

（通学路等の安全確保）

【教育委員会】

・自転車乗車時のスマホ利用などの交通違反が原因となる事故が起きていることから、自転車乗車時のヘルメット着用率の向上に向けたイベントなどを通して、交通法規の遵守や交通マナーに関する高校生の意識を向上させる取組を推進します。

・学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーを委嘱し、実

践地域で通学路の安全点検やデジタル安全マップづくりを実施します。

- ・通学路における児童生徒の安全確保のため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーを育成するとともに、地域のスクールガードを養成します。
- ・県内の公立学校の教職員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全および防犯対策の指導者を養成し、各学校での交通安全教育・防犯教育を推進します。

【警察】

・子どもが被害者となる犯罪を未然に防止し、子どもが安心して登下校をすることができるよう、警戒・パトロールを実施するほか、防犯ボランティア団体、事業者等の多様な担い手と連携した子どもの見守り活動や通学路における危険箇所の点検を行うなど、学校や通学路における子どもの安全確保に係る各種取組を推進します。また、退職した警察官等をスクールサポーターとして学校に派遣し、子どもの安全確保等に関する助言を行います。

・心身の発達段階に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育として、幼児には、幼稚園・保育所、保護者等と連携して、紙芝居等の視聴覚に訴える教育手法を取り入れた交通安全教育を実施します。児童や中学生には、学校やPTA等と連携し、歩行者及び自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるための交通安全教育を実施します。高校生には、自転車等の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動するための交通安全教育を実施します。

【少子化対策課】

・図書類取扱店やカラオケボックス等に対し、青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施し、条例の趣旨の周知を図るとともに、区分陳列履行や青少年の深夜入場禁止に対する協力を促し、有害な環境をなくすことを推進します。

【県土整備部】

・国の交付金等を活用し、県営公園内における防犯カメラの設置を推進します。

（防災対策）

【教育委員会】【防災対策部】

・子どもたちが災害時に適切な判断・行動をとることができる知識を身につけるため、防災ノートとデジタルコンテンツを組み合わせた防災学習を推進します。

・教職員が防災に対する意識を高め、専門的な知識やスキルを身につけるため、学校防災リーダー研修や学校防災アドバイザー派遣を通じ、防災教育の指導力向上を図ります。

・家庭や地域と学校が連携して実施する防災訓練や防災に関する行事、体験型防災学習等への支援に取り組みます。

<重点目標>

○インターネットの適正利用のための啓発活動回数（講座、スマイルワーク、啓発イベント等）

○通学路の安全対策が実施された箇所の割合

○家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合

<モニタリング指標>

○SNS に起因する事犯における被害児童数

重点的な取組3 子どもの権利に対する理解の向上

<5年後のめざす姿>

子ども条例及び子どもの権利に関し、保護者、学校関係者等及び県民並びに子ども自身が学ぶ機会が充実し、子どもが権利の主体であることの理解が広がっています。

<現状と課題>

三重県子ども条例について、県民の68%は「全く知らない」と回答しているほか、(令和6年度e-モニターアンケート)子どもの権利(生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利)について、内容を知っている子どもの割合は、小中学生で約6%、高校生でも約14%と低い(みえの子ども白書2024)状況となっています。

そうした中、児童虐待やいじめなどにより、自分らしく安心して生きる権利が奪われる子どもや、貧困やヤングケアラーなど、家庭の状況によって子どもの成長にとって欠かせない遊ぶ、学ぶ、体験する、休む権利が十分守られていない子どもがいます。

全ての子どもが豊かに育つための土台として、社会全体で子どもが権利の主体であることの意識を高める必要があります。そのために、県は、子ども条例及び子どもの権利について、保護者、学校等の関係者及び県民並びに子ども自身に学ぶ機会を提供し、啓発・教育を強化する必要があります。

<主な取組>

【少子化対策課】

- ・子ども条例の内容や子どもの権利について、大人も子どもも分かりやすく学べるパンフレットを多言語で作成し、啓発に取り組みます。なお、子ども向けパンフレットの作成には子どもが参画し、その意見を反映するとともに、作成過程を情報発信することで啓発効果を高めます。

- ・子ども条例の内容や子どもの権利について、地域の団体、教員、保護者等に理解を深めてもらうため、県内各地で学習会・研修会を開催します。

【教育委員会】

- ・令和7年3月に改定する「人権教育ガイドライン」により、子ども一人ひとりが自らの権利を理解し、権利を行使できる力を育む教育を推進するとともに、教職員研修会の中でその内容を周知します。

- ・公開授業等で、子どもたちが自らの権利を行使できる力を育む実践事例を発信できるよう取り組みます。

- ・教員を対象とした人権教育研修を実施します。また、全ての子どもの権利が尊重されるよう、不登校の子どもや特別な支援の必要な子ども、ヤングケアラーへの支援等に係る研修動画を配信します。

- ・県教育委員会が校種別に発行している人権学習指導資料に「子どもの人権」に関

わる学習展開例を掲載し、教職員向けの講座等で資料を活用した学習の進め方等を発信します。また、各学校（小学校、中学校、県立学校）では、子どもの発達段階に応じて、総合的な学習の時間などで、資料を活用した学習を進めます。

<重点目標>

- NP0 等と連携して子どもの権利について啓発した人数
- 「子どもの人権に係る問題」に関して学習を行った学校の割合

<モニタリング指標>

- 子ども条例の内容について知っている県民の割合
- 子ども条例の内容について知っている子どもの割合
- 「子どもの権利条約」や「子ども条例」等、子どもの人権について理解している教職員の割合

重点的な取組4 多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実

<5年後のめざす姿>

子どもが自分らしく健やかに育つことができるよう、子どもが安心して過ごすことができる居場所や多様な学び、遊び、体験機会が増えています。

<現状と課題>

(多様な学び、遊び・体験機会づくり)

SNSの普及等により、性を取り巻く環境が変化する中、子どもに対し、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の観点から、プレコンセプションケアを含む性や妊娠・出産等に関する正しい知識を広め、望まない妊娠や性感染症の予防、自分の将来を考えるライフプラン教育に取り組む必要があります。

ライフスタイルの変化によって、子どもが外に出て自然と触れ合う機会が減少しています。幼児期の子どもにとって、屋外での遊びや自然と直接触れ合う体験は、子どもの非認知能力の育成に効果があるとされており、令和5年9月に、県と一部の市町、保育士養成施設等の関係団体等によるネットワーク「みえ自然保育協議会」が設立され、自然保育の普及に取り組んでいます。

少子高齢化が進む中、子どもの育ちを見守り、応援したいと思う県民の割合が減少しているほか、小学生の地域行事への参加経験や地域への関心が減少・低下している状況です。

子どもを取り巻く環境が変化している中、居場所、体験機会、多様な人との関わりを通じて、自己肯定感や非認知能力が育まれるよう、子どもの豊かな育ちを支える取組を実施する必要があります。

(子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所づくり)

地域コミュニティが希薄化する一方、子ども食堂等の居場所は年々増加しており、子どもの居場所に対するニーズも高くなっています。

子どもの居場所の活動を持続可能なものとするため、経済的支援や子どもの居場所づくりに向けた人材育成支援が必要です。支援にあたっては、子どもの居場所運営団体の意見等をふまえながら、多様化する子どもの居場所の活動に沿った人材育成の充実等を図るとともに、中高生世代の居場所づくりが広がるよう取り組むことにより、さまざまな子どもの居場所のニーズに対応する必要があります。

(不登校の子どもへの支援)

不登校児童生徒は年々増加しており、学校に対する保護者や子どもたちの意識の変化など、不登校の要因・背景は複雑化・多様化しています。

学校内外の専門機関等で相談や指導等を受けていない不登校児童生徒が一定数いることから、不登校児童生徒の社会的自立をめざして支援する教育支援センター等の機能強化に取り組む必要があります。

<主な取組>

(多様な学び、遊び・体験機会づくり)

【子どもの育ち支援課】

・価値観やライフスタイルが多様化する中で、子どもや若者が学童期から自分の身体について理解し、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する科学的根拠に基づいた正しい知識を習得し予防行動がとれるよう、小学校高学年向けパンフレットの活用をはじめとする学童期から発達段階に応じた包括的性教育につなげる取組を進めます。

・産婦人科医、教育委員会等と連携し、思春期保健指導セミナーを開催するなど、思春期世代の性に関する現状や課題、支援方法等に関して啓発に取り組みます。

・「みえ自然保育協議会」の構成員や関係団体、市町等と連携して、自然保育に関する研究を進めるとともに、自然保育の導入に向けたガイドラインを作成することで、自然保育を導入する保育所等を増やしていきます。

【少子化対策課】

・みえこどもの城の取組として、乳幼児とその親を対象とした音楽会、ふれあい遊びやファーストアート、助産師等専門家による相談会など、乳幼児の育ちの質を確保する取組を実施します。

・みえこどもの城の取組として、「サイエンスひろば」、若者主体の手法によるイベントや子どもたちが地域とともに行う季節イベントなど、子どもの主体性を育む取組を実施します。

・みえ次世代育成応援ネットワークをはじめとするさまざまな主体と連携し、オシゴトチャレンジミエキッズ（子どもの会社見学）など、地域の子どもたちに学びや体験の機会を提供する取組を実施します。

【農林水産部】

・農林漁業体験民宿の開業支援、体験指導者の育成などにより、県内受入体制の整備を促進し、子ども・学生のグループによる農山漁村地域でのふるさと体験活動を推進します。

【教育委員会】

・地域全体で子どもたちの成長を支える社会をめざし、各市町が実施するコミュニティ・スクールの導入に向けた取組や、地域住民等の参画による多様な学習支援・体験活動等をはじめとする地域学校協働活動を支援します。

(子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所づくり)

【少子化対策課】

・子どもの居場所が持続可能な取組となるよう、アドバイザー派遣や勉強会の開催等人材育成支援を行うとともに、子ども向け学習支援を行う団体や、スポーツや文化、芸術等の子ども向け体験活動を行う団体を対象に、必要経費の一部を助成します。

・子どもの居場所の抱える課題や個々の“ニーズ”と、地域で子どもの居場所の活動を支援したいと考える企業等の“シーズ”を見える化し、双方をマッチング・コ

ーディネートすることで、子どもの居場所の抱える課題の解決やニーズを満たし、子どもの居場所の運営を支援します。

- ・子ども食堂やフードバンク、フードパントリーを実施する団体等を対象に必要経費の一部を助成するとともに、朝食の提供を実施する子ども食堂等運営団体を対象に必要経費の一部を助成します。

- ・子どもの居場所運営団体や市町等を対象とした中高生世代の居場所づくりの必要性についてのセミナーを開催します。

- ・不登校児童生徒の居場所づくり支援として、フリースクール等民間施設運営団体への運営補助を行います。

- ・地域住民等の協力を得て、放課後や週末等に学校等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を確保し、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供する「放課後子ども教室」が安定的に実施できるよう市町に対し運営費等を支援します。

（不登校の子どもへの支援）

【教育委員会】

- ・子どもたちへの相談支援体制を強化するため、不登校児童生徒支援の中核となる県内全ての教育支援センターにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、地域の福祉や医療機関とのネットワークを活用した不登校支援を進めます。また、不登校支援アドバイザーを委嘱し、各教育支援センターに対して助言を行います。

- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子ども保護者相談会」を引き続き実施するとともに、多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援、オンラインによる相談、訪問型支援に取り組みます。

- ・不登校児童生徒が安心して学習したり、相談支援を受けることができる環境を整備するため、市町等教育委員会が行う校内教育支援センターの設置や指導員の配置を支援します。

- ・学校生活や友人関係などでつまずいたり、思うようにいかなかったりする状況に直面した場合、しなやかに受け止め、乗り越えていけるよう、ソーシャルスキルトレーニングの手法を取り入れたレジリエンス教育に取り組みます。

- ・フリースクール等で学ぶ子どもたちの体験活動等の支援や、対象フリースクールを利用する経済的事情がある子どもたちへの支援を行います。

【環境生活部】

- ・不登校児童生徒の学びの機会確保のため、フリースクールを利用する私立学校の児童生徒等への経済的な支援を行います。

<重点目標>

○子どもが主体的に参画するイベントの数

○子ども食堂、フードパントリー、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校

- や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数
- 不登校を含む長期欠席者が 40 人を超える小中学校における「校内教育支援センター」の設置数

<モニタリング指標>

- 思春期教室・相談事業を実施している市町数
- 不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談をした割合

重点的な取組5 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援

<5年後のめざす姿>

貧困など困難な環境にある子どもやその家庭に対し、学習支援や生活支援、保護者に対する就労支援などの取組が進んでいます。

<現状と課題>

（貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援）

令和4（2022）年の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、我が国の子どもの貧困率は11.5%と、前回調査の平成30（2018）年から2.5ポイント低下しているものの、約9人に1人が子どもの平均的な生活水準の半分（貧困線）に満たない状況にあります。

また、ひとり親家庭の約半数（44.5%）が貧困状態であり、ひとり親家庭を取り巻く環境が依然として厳しい現状があります。加えて、家庭の経済状況にかかわらず、ひとり親家庭においては、仕事と子育てを一手に担わなければならない、時間にゆとりがなく親子ともに地域や社会から孤立しやすい状況にあります。

こうした困難な環境にある保護者に対する職業訓練や就職のあっせん等、一人ひとりの希望や適性に応じてきめ細かく就労支援を行うほか、子どもの学習を含めた教育に係る支援、日常生活の支援、養育費の確保に関する支援や児童扶養手当による支援に取り組む必要があります。

ひとり親家庭を含めた困難な環境にある子どもやその家庭を支援し、子どもの貧困の解消およびひとり親家庭等が安心して子育てや生活ができる環境の整備に向けた各種の取組を推進していく必要があります。

（ヤングケアラー支援）

令和5（2023）年度の「三重県子ども条例に基づく調査」によると、自身をヤングケアラーにあてはまると思う割合は、中学生、高校生ともに1%未満となっています。ヤングケアラーは、家庭内のプライベートな問題であること、さらには本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であったとしても表面化しにくい構造となっています。

ヤングケアラー支援にあたっては、早期の実態把握、途切れない支援が必要です。そのためには、子どもに関わる機会のある関係者が、ヤングケアラーについて理解を深めることが重要です。また、ヤングケアラーの置かれている状況は様々であるため、実際の支援を検討するためには、関係機関の連携が不可欠です。

<主な取組>

（貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援）

・学校を地域に開かれた、そして地域に広がっていくプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置・派遣や地域による学習支援、関係機関のネットワーク構築に取り組めます。また、家庭の経済状況や環境等に関

わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けることができるよう、教育に係る経済的負担を軽減するとともに、学校生活を保障し、学校教育によって学力の格差を縮小することによって、子どもの教育の支援を行います。

- ・ 貧困家庭やひとり親家庭の子どもおよびその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、その他の貧困家庭やひとり親家庭にある子どもの生活に関する支援を行います。特に、ひとり親家庭の「時間の貧困」を解消するため、親子で過ごす時間を確保できる支援を強化します。

- ・ 子どもの貧困の解消や貧困の連鎖の防止には、まずは保護者の就労によって根本的な改善が期待されることから、保護者への就労の支援を行うとともに、より安定した子どもとの生活の実現に向けた職業訓練の実施や資格取得のための支援も行います。

- ・ ひとり親世帯である母子家庭において、養育費の受け取りが適切に履行されていない現状を踏まえ、離婚前の早い段階から当事者の状況を聴き取り、養育費に関する相談支援や取り決めの促進等について、周知・広報を強化します。また、児童扶養手当により、ひとり親家庭の児童に対して経済的支援を行います。

- ・ 生活ストレスの増大や孤立化によりヤングケアラーや児童虐待等に陥る危険性が増すことを考慮し、要保護児童対策協議会や支援体制整備事業を通じて、関係機関が情報を共有し、子どもを含む家庭全体に多面的な支援を提供します。

【教育委員会】

- ・ 高等学校等の生徒に対する修学奨学金の貸与により、経済的な理由で修学が困難な生徒を支援します。

- ・ 就学支援金や奨学給付金を支給し、高等学校等における保護者等の教育費負担の軽減を図ります。

【環境生活部】

- ・ 私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、就学支援金等の支給を行うことにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

- ・ 私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人に対する助成を拡充するとともに、奨学給付金の支給等を行うことにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

（ヤングケアラー支援）【家庭福祉・施設整備課】

- ・ ヤングケアラー支援の実践力向上に向けた研修を実施するほか、ヤングケアラー・コーディネーターによる、関係機関からの情報集約や相談に対する支援・助言および他の機関へのつなぎ等を行います。

- ・ 学校や市町等の関係機関との連携および情報共有が促進されることを目的としたアセスメントシートを作成し、普及・活用することでヤングケアラーに適切な支援が早期に届く体制の整備を進めます。

- ・ 子ども・若者育成支援推進法の改正をふまえて、高校生世代から30歳までのヤングケアラーの実態を把握するために広域調査を実施し、支援体制の構築に向けた検討を進めます。

<重点目標>

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業に登録する人数
- 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）求人票件数
- 養育費を受給している割合

<モニタリング指標>

- ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て世帯訪問支援事業、ひとり親家庭に対してファミリー・サポート・センター事業利用料への助成のいずれかを実施する市町数
- 子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を策定している市町数
- 子どもに対してヤングケアラーの実態調査を実施したことがある市町数

重点的な取組 6 社会的養育の推進

<5年後のめざす姿>

全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、子ども家庭支援の充実や里親委託の促進、施設の多機能化などの取組が進むとともに、自立に向けた支援が充実しています。

<現状と課題>

児童養護施設及び乳児院は地域の子育て機能を担う重要な資源であることから、地域の実情に即した一時保護専用施設、児童家庭支援センター、里親支援センターの設置などの多機能化・機能転換を促進する必要があります。

また、里親支援センターの整備等による新たな里親登録者の増加や里親支援の充実に取り組む必要があります。

さらに、施設において必要な人材の確保や職員の資質向上に取り組む必要があります。

社会的養護経験者の自立に向けて丁寧なサポートが必要であるため、孤立させない居場所をつくるなど切れ目なく隙間のない支援に取り組む必要があります。

<主な取組>【児童相談支援課】

- ・里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチング、里親委託中から委託解除後の支援までを行う里親養育包括支援体制（フォスタリング機関）による里親支援に取り組むとともに、フォスタリング機関が早期に里親支援センターへ移行されるよう支援します。

- ・児童養護施設及び乳児院における地域の実情に即した多機能化・機能転換を促進するとともに、入所施設の強みを十分に発揮し空きスペースを活用したショートステイや自立支援事業などの取組を支援します。

- ・施設の職員等の現状を把握するとともに、職場環境や処遇など雇用環境の改善に向けた積極的な取組について調査・研究を行い、支援策を検討します。

- ・児童養護施設等に入所している高校生が将来に希望を持つことができるよう、進学に向けた学習支援を実施するとともに、退所者に対し生活の場の提供や身元保証に対する補助を行います。

- ・施設等における自立支援体制を充実させるとともに、措置解除後のアフターケアの環境を整備します。

<重点目標>

○施設退所後又は里親委託解除後3年後の就労の状況と進学の状況

<モニタリング指標>

○要保護児童対策地域協議会の把握する要保護児童数と要支援児童数の合計

○保護者支援プログラムを提供した保護者数と再発率（再分離率）

重点的な取組 7 特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援

<5年後のめざす姿>

特別な支援や配慮が必要な子どもへの一人ひとりの特性に応じた適切な支援や指導が充実しています。

<現状と課題>

(発達支援)

発達支援が必要な子どもに対しては、専門性の高い医療、保健、福祉、教育等が連携した支援を行うとともに、その後のフォローアップや継続的な診療体制の整備が必要です。また、身近な地域における支援体制の充実にも取り組む必要があります。

(医療的ケア児への支援)

日中活動の場や短期入所(レスパイト)先として医療的ケア児を受入可能な障害福祉サービス等事業所の不足やサービス提供時間が短いなど、医療的ケアが必要な障がい児およびその家族が地域生活を行う上で必要な支援が充分ではない現状があります。

疾病や障がいを早期に発見し適切な治療を行うため、地域医療体制等の充実を図るとともに、必要な医療やリハビリテーションが受けられることにより、障がいの予防や軽減につなげることが必要です。

(特別支援教育の推進)

発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちの数が増加していることから、市町教育委員会と連携し、適切な指導・支援が行えるよう確実な支援情報の引継ぎなど、早期からの一貫した支援を進める必要があります。また、特別支援教育に係る研修を実施し、特別支援教育を推進する中心的な役割を担う人材を育成する必要があります。

交流および共同学習にあたっては、障がいの有無に関わらず子どもたちが活動しやすい環境を設定するために合理的配慮を提供する必要があり、特別支援学校と交流先の小中学校との十分な連絡、調整ができるよう、市町教育委員会および小中学校に働きかける必要があります。

学校在学中と卒業後で支援が途切れることのないよう、教育と福祉・雇用との連携をさらに進める必要があります。また、卒業後も地域の中で自分らしくいきいきと生活していくことができるよう、キャリア教育の一層の充実および文化芸術活動や地域行事への参加などを通して、周りの子どもたちや保護者、地域への特別支援教育に係る理解啓発に努める必要があります。

(外国につながる子どもへの支援)

日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する公立小中学校の割合が全国的に

みて高く、今後、外国人児童生徒の数はさらに増加することが見込まれます。また、外国人児童生徒の国籍や使用言語の多様化が進んでいます。

日本での学校生活や日本語習得、教科学習に困難を抱える外国人児童生徒や、進路決定ができないまま学校を卒業したり、中途退学したりする外国人児童生徒もいます。こうしたことから、一人ひとりの文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことなどから生じる不安や悩みに寄り添って対応するとともに、学びの継続や希望する進路の実現に向けた支援を推進する必要があります。

＜主な取組＞

（発達支援）【児童相談支援課】

- ・県立子ども心身発達医療センターにおいて、併設する特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と連携することにより、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行います。また、入退所時等の関係機関（児童相談所、学校、市町、医療・福祉施設等）との調整や、障がいの理解を深めること等の不安解消に向けた取組、総合相談窓口での相談対応、短期入所事業の実施等により、家族支援を充実していきます。

- ・小児科医等を対象とした連続講座の開催等により、発達支援の必要な子どもが身近な地域において適切な支援が受けられるよう支援体制の充実に取り組みます。

（医療的ケア児への支援）

【障がい福祉課】

- ・「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、当事者や保護者等からの相談対応、支援者への支援、医療的ケア児・者コーディネーターの養成、障害福祉サービス事業所職員や保育所等の看護師等を対象とした研修を実施します。

- ・各地域ネットワークの活動支援や相互連携、重症心身障がい児・者を受け入れる病院との連携など、医療的ケア児・者への支援体制を強化し、地域での受け皿整備を進めます。

【教育委員会】

- ・通学にかかる保護者負担のさらなる軽減と医療的ケアが必要な子どもたちの学習を保障するため、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗する通学支援を実施します。

- ・医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう研修会の実施により教職員の専門性の向上や、校内サポート体制の充実を図ります。

【医療】

- ・小児在宅医療について、関係団体とも連携しながら、医療従事者の資質向上に取り組むとともに、小児患者が成長に合わせて適切な医療を受けられるよう、移行期体制について、関係機関と連携しながら課題解決に向けて検討を進めます。

（特別支援教育の推進）

【教育委員会】

- ・特別な支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに基づき最も適切な場で学べるよう、市町と連携した就学支援を進めるとともに、パーソナルファイル等を活用した支援情報の引継ぎを行うなど、切れ目のない支援を進めます。
- ・子どもたちが障がいの有無に関わらず、経験を深め、社会性や豊かな人間性を身につけるとともに、互いを尊重し合う大切さを学ぶことができるよう、交流および共同学習を進めます。
- ・高等学校において、発達障がいのある生徒への支援や保護者との相談、教職員への指導・助言を行う発達障がい支援員を配置するとともに、通級による指導を担当する教職員への研修を実施します。
- ・高等学校の通級による指導において、自己理解やコミュニケーション能力向上を図るための指導の改善に向けた取組を進めます。
- ・特別支援学校に在籍する子どもたちが、自己選択・自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、一人ひとりの状況や発達段階に応じたキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行を支援します。また、キャリア教育サポーター等を活用した職場開拓や、企業等と連携した職場実習等を実施します。

（外国につながる子どもへの支援）【教育委員会】

- ・学習支援等を行う外国人児童生徒巡回相談員を増員するとともに、県内全域の小中学校において日本語指導が受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導に取り組みます。また、市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導等の取組に対して支援を行います。
- ・外国人生徒が社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、学習支援や進路相談を行う外国人生徒支援専門員（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等）および日本語指導アドバイザーを県立高等学校に配置するとともに、新たに日本語指導アドバイザーを夜間中学校に配置します。
- ・特別支援学校に通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。

<重点目標>

- 地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数（累計）
- 医療的ケア児・者コーディネーターの配置市町数
- 特別支援学校における交流および共同学習の実施回数

<モニタリング指標>

- 日本語指導が必要な子どもたちに対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合

重点的な取組 8 子どもの意見表明及び社会参画の促進

<5年後のめざす姿>

子どもが意見表明する機会やその意見が子ども施策に反映される事例が増えるとともに、子どもが多様な社会活動に参画できる仕組みづくりが進んでいます。

<現状と課題>

子どもの意見表明とその尊重は子ども条例の基本理念の一つであり、大人が意見を聴いてくれる子どもは、自己肯定感が高いことが分かっています。

子どもが意見を表明する機会はあるものの十分でなく、意見を子ども施策に反映する仕組みも整備されていません。さらに、子どもが意見を表明するために必要な子ども施策に関する情報が、子どもに分かりやすく提供されていません。

子どもの意見表明を進めるために、意見を表明しやすい環境づくりや専門人材を活用した意見表明に対する支援が必要です。

また、社会的養護下にある子どもなど、意見の表明が困難な状況にある子どもの視点に立った取り組みが必要となります。

<主な取組>

【少子化対策課】

- ・子どもの意見表明を推進するとともに、その意見を子ども施策に反映するため、アンケート、オンライン、対面の3つの方法で子どもの意見を広く聴き取る仕組み「キッズモニター+（プラス）」を運営します。
- ・当事者である子どもの意見を聴き取り、県の子ども施策に反映していくため、新たに子どもだけで構成する会議体を設置します。
- ・子どもの意見を聴き取る際は、意見表明支援員をファシリテーターとして参加させるなど、意見を表明しやすい環境づくりを行います。
- ・県の子ども施策に関わる全ての所属に、こども基本法や子ども条例で定められた子ども施策への子どもの意見の反映など、新たな視点・考え方を共有し、全庁的な意識改革を進めます。

【児童相談支援課】

- ・子どもの権利擁護コーディネーターを配置するとともに、児童相談所一時保護所や一時保護専用施設、児童養護施設などにアドボケイトを派遣します。
- ・児童相談所や児童養護施設等職員のアドボカシーへの理解を深めるため研修会を開催します。

【教育委員会】

- ・学校生活や社会をよりよくするためのルールや課題解決策を、自分たちで考え、話し合うことで、社会参画意識を高めるとともに、自分の力で現実の社会的な問題を解決できるという主権者としての感覚を育みます。
- ・「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障し、子どもたちに差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育むため、「人権が尊重さ

れる三重をつくるこどもサミット」を開催します。

- ・子どもの権利や「子どもアドボカシー」について学ぶ動画教材や資料を活用し、教職員の「子どもアドボカシー」への理解を深めます。

- ・教職員が子どもに寄り添い、意見表明や社会参画を促すことができるよう、自己肯定感を育む方法や子どもの活躍の場の作り方などを学ぶ研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。

- ・県立校長会や生徒指導担当が集まる会議において、校則の見直しの際は生徒や保護者等から意見を聴取することや、校則を見直す場合の手続きの過程を校則等に示しておくなど、校則の見直しに生徒が参画し、意見が反映される取組を行うよう周知します。

<重点目標>

- 県が設けた子どもの意見表明の機会の回数

- 子どもの意見が県の施策に反映された数

<モニタリング指標>

- 県立高等学校において、校則を見直す際に生徒から意見を聴取した割合

- 地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合

重点的な取組９ 妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援

<５年後のめざす姿>

子どもを安心して産むことのできる環境や、心身のケアや経済的支援を受けながら子育てができる環境が整備され、子どもが健やかに育っています。

<現状と課題>

（妊産婦、乳幼児ケア）

妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長するためには、地域において妊産婦・乳幼児やその家族が、必要な時に必要な支援を受けることができる環境づくりが重要です。

共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中、妊娠・出産・育児に対する不安や負担を抱えている妊産婦やその家族に対する支援の重要性はますます高まっており、伴走型の相談支援や、産後うつや新生児虐待等の予防に向けた産後ケアの充実も求められており、支援を必要とするすべての人にサービスを提供できる体制の整備が課題となっています。

また、多胎児の育児に関する不安への支援など、各市町単位での対応にとどまらず、広域的な支援が求められる課題もあります。

困難を抱える若年妊婦においては、支援のニーズが多様であり、かつ、母体の危険性などに配慮した緊急的な対応を求められることがあるため、本人の意思を尊重しながらも、適切な機関が緊密に連携して支援を行うことが求められます。

（周産期医療体制の確保）

本県における分娩取扱医療機関の数は、分娩件数の減少や医師の高齢化などにより減少傾向にあります。また、国において、出産費用（正常分娩）に対する保険適用の導入が検討されるなど、分娩取扱医療機関を取り巻く環境が変化する中、地域において安全で安心して妊娠・出産できる体制の確保が必要です。

（仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進）

仕事と子育ての両立について、育児休業や、育児休業復帰後における短時間勤務など柔軟な働き方にかかる制度の整備が国において進んでいるものの、中小企業等ではさまざまな事情から制度が活用しづらいという声もあります。

こうした現状において、出産・育児にかかわらずキャリアを継続できる制度整備、制度が活用しやすい風土醸成を含めて、誰もが働きやすい職場づくりを進める必要があります。

共働き世帯の増加や家族構成の変化に伴い、子育てと仕事の両立支援や男性の育児参画の重要性が増しています。男性の育児休業取得率は上昇しているものの、依然として女性と比べて低い水準にあることから、「ワンオペ育児」の解消や職場環境の整備を進めるため、男性の育児参画を促進する取り組みが引き続き必要です。

（子育て家庭への経済的支援）

令和5年度に県が実施したアンケート調査では、高校生の保護者における子どもについての不安や悩みとして、「子どもの成績や進学」に次いで「教育費」と回答した割合が高くなっており、家庭の経済状況にかかわらず、多くの保護者が子育てに関する経済的な不安を抱えている状況です。

<主な取組>

（妊産婦、乳幼児ケア）

【子どもの育ち支援課】

- ・各市町の母子保健活動の核となる人材を育成するとともに、事業推進のための情報交換会や研修会を開催します。また、専門性の高いアドバイザーを市町に派遣するなど、市町の実情に応じた母子保健体制の整備を支援します。
- ・さまざまな悩みを抱える妊産婦の不安解消を図り、相談支援をはじめ心身のケアや育児サポートなどきめ細かい支援を広域的に行います。
- ・県が広域での多胎教室や多胎家庭の交流会を開催することにより、市町事業の均てん化を図り、切れ目のない支援につなげます。
- ・妊娠期から出産、子育て期にわたり不安を抱える方々に対し寄り添い、健やかな育児につなげられるよう LINE 相談による支援を行います。
- ・県内の難聴児の検査、治療、療育等の状況を一元的に把握するためのデータベースシステムを活用し、情報共有することで、関係機関との連携を強化し適切な支援につなげます。また、軽中度難聴児にかかる補聴器購入助成を行います。

【家庭福祉・施設整備課】

- ・困難を抱える若年妊婦や特定妊婦に対して、「子育て」と「困難女性」の両面を捉えた相談支援を実施します。また、母子生活支援施設において、母子に対する心理面でのサポートを実施します。

（周産期医療体制の確保）【医療保健部】

- ・地域において安全で安心して出産できる体制を確保するため、施設・設備の整備を実施する分娩取扱施設を支援するとともに、さらなる支援策についても検討を進めます。
- ・今後、出生数の減少が見込まれている中で、安全で安心な分娩が可能な体制を確保できるよう、医療関係者や関係団体等との協議、検討を進めます。
- ・リスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療、入院を必要とする小児の重症患者の受入体制を確保するため、周産期母子医療センターや、小児救急医療拠点病院の運営を支援します。
- ・周産期死亡率のさらなる改善に向け、周産期医療に係るネットワーク体制の構築や多職種連携のための研修会等を開催し、安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

(仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進)

【雇用経済部】

・出産・育児にかかわらずキャリアを継続できる制度整備、制度が活用しやすい風土醸成を含めて、誰もが働きやすい職場づくりのためのセミナーや専門家派遣等を行います。

・「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰を通して、誰もが働きやすい職場づくりを促進するとともに、取組の横展開を図ります。

【医療保健部】

・「三重とこわか健康経営カンパニー」の認定、認定企業に対する補助金および「三重とこわか健康経営大賞」の表彰を通して企業における健康経営を促進します。

・「三重とこわか健康経営カンパニー」認定企業の拡大に取り組み、企業間の情報交換等の場を設定することで取組の横展開を図ります。

【少子化対策課】

・企業での育児休業取得がより一層促進され、男性の育児参画が進むよう、企業が自社で社内研修を実施するための資料を作成するとともに、資料の活用方法や、男性の育休取得促進に関する優良事例等を紹介するセミナーを実施します。

・男性の育児参画の質の向上に向けて、育児のノウハウ習得やパートナーとのコミュニケーションの充実に向けた啓発を行います。

(子育て家庭への経済的な支援)

【教育委員会】

・高等学校等の生徒に対する修学奨学金の貸与により、経済的な理由で修学が困難な生徒を支援します。(再掲)

・就学支援金や奨学給付金を支給し、高等学校等における保護者等の教育費負担の軽減を図ります。(再掲)

【環境生活部】

・私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、就学支援金等の支給を行うことにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。(再掲)

・私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人に対する助成を拡充するとともに、奨学給付金の支給等を行うことにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。(再掲)

【医療保健部】

・市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。また、現物給付に係る市町補助について、対象年齢の拡大に取り組みます。

<重点目標>

○母子保健コーディネーター養成数(累計)

○多様な就労形態を導入している県内事業所の割合

<モニタリング指標>

○乳幼児健診の受診率

○男性の育児休業取得率（育児休業制度を利用した従業員の割合（県、男性））

○妊産婦死亡率（出産 10 万対）

重点的な取組 10 幼児教育・保育、放課後児童対策の推進

<5年後のめざす姿>

子どもを安心して預けられる体制が整備され、子どもの豊かに育ちに向けて、幼児教育・保育の質を高める取組が進んでいます。

<現状と課題>

県では、三重県子ども・子育て支援事業支援計画を策定し、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策や広域的な対応が必要な施策に取り組んでいるところです。

保育所等及び放課後児童クラブについては、女性就業率の高まりや共働き世帯の増加等により、高いニーズがあり、いずれも待機児童の解消には至っていない状況です。

また、保育士や放課後児童支援員の不足等の理由により、受入れができないケースも発生しており、保育士や放課後児童支援員等の確保、施設整備の両面において、市町への支援を進めていく必要があります。

さらに、量の確保のみならず、保育士等キャリアアップ研修や放課後児童支援員等資質向上研修など、従事する職員の資質向上のための研修を実施し、保育の質の向上を図るとともに、職員の処遇改善や職場環境の改善にも取り組む必要があります。

幼稚園等と小学校等は、その教育・保育の形態に大きな違いがあり、子どもたちが小学校等での学習や生活に戸惑うなど、さまざまな課題が指摘されています。幼児期の教育と小学校等以降の教育の理念は、連続性・一貫性をもって構成されるものであり、今後さらに、幼保小接続に関する取組の充実を図っていく必要があります。

<主な取組>

【子どもの育ち支援課】

- ・待機児童の解消に向けた保育士確保のため、保育士をめざす学生等への就学資金等の貸付や潜在保育士の就労促進等に取り組みます。
- ・保育実習の質の向上を図り、実習生の保育所等への就職を促進するため保育所等の実習生指導担当者を対象とした研修を行います。
- ・保育士の業務負担の軽減を図るため、保育補助者の雇上げ等を行う保育所への補助や、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童の受入れのために保育士を加配している私立保育所等への支援を行います。
- ・待機児童の解消や低年齢児保育の充実に向けて、保育士を加配して低年齢児の受入れを行う私立保育所等に補助を行います。
- ・地域の子育て支援を担う人材の育成と専門性を高めるため、子育て支援員研修、保育士の資質向上、放課後児童支援員の資格認定や資質向上研修等を実施します。

・病児保育事業や地域子育て支援拠点事業など、地域の実情に応じたさまざまな子ども・子育て支援の取組を実施する市町に対して補助を行うとともに、病児保育施設・児童厚生施設（児童館）の整備に対して補助を行います。

・放課後児童クラブの運営や施設整備等に対する補助や放課後児童クラブの利用料の減免を行う放課後児童クラブへの助成を行う市町に対する補助を行います。

・地域住民等の協力を得て、放課後や週末等に学校等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を確保し、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供する「放課後子ども教室」が安定的に実施できるよう市町に対し運営費等を支援します。（再掲）

・「みえ自然保育協議会」の構成員や関係団体、市町等と連携して、自然保育に関する研究を進めるとともに、自然保育の導入に向けたガイドラインを作成することで、自然保育を導入する保育所等を増やしていきます。（再掲）

【教育委員会】

・幼児教育の質の向上と保幼小の円滑な接続を進めるため、幼児教育スーパーバイザーおよび幼児教育アドバイザーを市町や施設へ派遣し、研修支援等を行うとともに、市町が行う公立幼稚園のＩＣＴ環境整備を支援します。幼保小の円滑な接続に係る協議会を設置し、幼保小接続の手引きの改訂を行います。

<重点目標>

○県が実施する保育士等キャリアアップ研修における各分野の修了者数（累計）

○保育所等の待機児童数

○放課後児童クラブの待機児童数

<モニタリング指標>

○放課後児童クラブ設置数

○待機児童の解消や低年齢児保育の充実に向けて保育士を加配している私立保育所等に補助を行う市町数

○幼保小接続に関する研修等を実施した市町の数

重点的な取組 1 1 若者への支援

<5年後のめざす姿>

若者が就労や結婚、妊娠など希望に沿った支援を受けることができ、将来の見通しを持ちながら、自分らしく社会生活を送ることができるための取組が進んでいます。

<現状と課題>

(就労支援)

三重労働局の調査によると、令和6年3月に三重県内の大学を卒業した者の就職率は、95.6%と前年同月と比べ0.1ポイント上回りました。また、令和6年3月の高校新卒者の就職率は99.7%と前年同期に比べ0.1ポイント上回るなど、県内の雇用環境は改善されています。

しかし、令和6年度に入ってから、タイムリーな就職活動情報を得られず、就職活動の時期を逸した結果、就職が決まらないまま卒業する学生も存在することから、本県において若者の就職支援に向けた取組の継続が不可欠です。

若年無業者の就労に向けた課題は一人ひとり異なり、一律的な就労支援は効果が上がりにくく、それぞれの状態に応じた適切な就労支援が必要となります。

そのため、相談により利用者の状況を把握し、その人に応じたスキルアップ訓練、就労体験や就職活動までの支援を組み立てて、一体的に支援をする必要があります。

(出会い支援)

県が実施した県民へのアンケートにおいて、「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚の方の結婚していない理由として最も多かったのは「出会いがない」、次いで「理想の相手に出会えていない」でした。

国立社会保障・人口問題研究所の第16回出生動向基本調査によると、近年、SNS、ウェブサイト、マッチングアプリ等のインターネットを通じて出会い、結婚に至る割合が高まっています。

こうしたことをふまえ、出会いの機会を増やすとともに、結婚を希望する方に寄り添いながら相談支援を行う体制を充実させる必要があります。

また、民間調査によると、マッチングアプリ利用者の過半数が「トラブルや困ったことがある」と回答しているため、結婚を希望する人が安全・安心に婚活に取り組めるように支援する必要があります。

(不妊への支援)

不妊・不育症に悩む夫婦や、将来子どもを産み育てることを望む若年世代のがん患者などが、経済的な理由等で治療をあきらめることなく、妊娠・出産についての希望がかなえられるよう、経済的支援や相談体制の整備、仕事との両立支援等の取組を推進する必要があります。

（ひきこもり支援）

ひきこもりは、「特別なものではなく、誰にでも起こりうるもの」であり、内閣府が令和4年に実施した調査により報告された「広義のひきこもり」の出現率に、県の人口を乗じて算出すると、県内には約2万人（15歳以上39歳以下の推計値は8,190人）のひきこもり当事者がいると推計されます。

県内では、全ての市町において相談対応窓口が設置されるとともに、ひきこもり当事者が利用できる居場所の数が増えるなど、支援体制の整備が進んでいます。

一方、令和6年8月に実施した「三重県ひきこもりに関する実態調査（アンケート調査）」によると、アンケート調査に回答した当事者の約半数は支援につながっていませんでした。また、社会全体のひきこもりに関する理解不足や社会資源が不十分といった声があがっています。

当事者やその家族が、早期に必要な支援につながるよう、市町等の関係機関と連携し、県全体で切れ目のない包括的な支援体制をより一層充実させる必要があります。

<主な取組>

（就労支援）【雇用経済部】

- ・三重労働局等と連携し、「おしごと広場みえ」を拠点として、就職相談や各種セミナーの開催、県内企業と若者とのマッチングを図るなどオンラインサービスを活用しながら、ワンストップで総合的な就労支援を実施します。
- ・就労など自立に課題を抱える若年無業者に対して、地域の企業等で就業するために必要な知識や技術を修得させるため、パソコン講座や就労に向けたスキルアップのための訓練などを行います。

（出会い支援）【少子化対策課】

- ・みえ出逢いサポートセンターにおいて、きめ細かな相談支援や情報提供を行うほか、市町等によるイベント等の開催支援や、市町と連携した地域における広域的な出会いの機会の創出に取り組めます。
- ・結婚を希望する方が自身でお相手を探すことができるマッチングシステムを導入し、利用者の増加やビッグデータ（AI）の活用によりマッチングを促進するとともに、利用者の希望に応じて結婚支援ボランティアが支援を行うサポーター制度を構築します。
- ・インターネット型婚活の普及などをふまえ、若い世代が安心・安全かつ効果的な婚活に取り組めるよう啓発を行います。

（不妊への支援）【子どもの育ち支援課】

- ・経済的な理由により不妊治療を諦めることがないよう、助成回数の上乗せや保険適用外となった先進医療への助成について市町と連携して取り組むとともに、不育症についても検査費用や治療費に係る助成を行います。
- ・三重県不妊専門相談センターにおいて看護師や助産師等による専門相談を行うと

ともに、不妊ピアサポーターを活用した、身近な地域での当事者同士の交流会を実施し、傾聴による寄り添い型支援を行います。

- ・不妊治療と仕事の両立支援に関する連携協定に基づき、経営や人事労務に関わる方、労働団体、医療福祉関係者などの企業関係者に向けた「働きやすい職場づくり応援セミナー」の開催等により、不妊治療と仕事の両立を推進する気運の醸成に取り組めます。

- ・小児および思春期・若年（AYA世代）のがん患者等が希望をもってがん治療に取り組めるよう、妊孕性温存療法（凍結に係る治療）および温存後生殖補助医療による治療を受けた際の費用を助成します。

（ひきこもり支援）【地域福祉課】

- ・ひきこもり当事者やその家族が早期に支援につながるよう、ひきこもりについての正しい理解を深める啓発活動等を進めるとともに、あらゆる媒体を活用し、支援機関から積極的に情報発信を行います。

- ・ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援を行うため、三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、専門相談、多職種連携チームによるアウトリーチ支援、支援者のスキルアップ等に取り組めます。

- ・ひきこもり当事者が社会とつながるきっかけとなるよう、オンライン会議アプリを活用した電子居場所を開設するとともに、ひきこもり当事者が安心して利用できる居場所を増やすため、市町等と連携し、多様な居場所づくりに取り組めます。

<重点目標>

- マッチングシステムによるマッチング数（累計）

- 「おしごと広場みえ」の利用者数

<モニタリング指標>

- 不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合

- ひきこもり当事者のための居場所数

第5章 子ども施策全般に係る取組

第1節 ライフステージ別の取組

(1) 子どもの誕生前から幼児期まで

(妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保)

- ・不妊症・不育症に関する正しい知識の普及や相談体制の強化
- ・周産期医療体制の整備
- ・産前産後の支援の充実と体制強化
- ・出産・子育て応援交付金の推進
- ・新生児マススクリーニング検査の拡充に向けた検証の推進及び新生児聴覚検査に関する取組の推進
- ・乳幼児健診の推進
- ・特定妊婦等に対する支援の強化

(子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実)

- ・「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進
- ・病児保育の促進
- ・幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進
- ・幼児教育の推進体制の構築
- ・幼児を安心して、かつ、質の高い環境で育てるための環境整備の推進
- ・医療的ケア児保育支援事業の実施
- ・家庭支援推進保育事業の実施
- ・保育人材の育成・確保、保育士等の処遇改善
- ・保育現場の負担軽減
- ・職員配置基準の改善

(2) 学童期・思春期

(子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等)

- ・学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進
- ・次世代校務DXの推進
- ・学校における1人1台端末活用の促進
- ・改訂版生徒指導提要の周知
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ・地域のスポーツ・文化芸術環境の整備
- ・学校における道徳教育の推進
- ・体育の授業の充実・子どもの体力向上
- ・学校保健の推進
- ・学校給食の普及・充実、食育の推進
- ・食の指導充実に向けた取組の実施

- ・多様な関係者が連携・協働した食育活動の推進

(居場所づくり)

- ・子どもの居場所づくりの推進
- ・子どもたちの持つ多様な個性・才能・創造性を伸ばせる場の検証等
- ・放課後児童対策に係る取組の強化

(小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実)

- ・小児医療体制の整備
- ・小児医療における医療・保健・福祉の連携
- ・学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施
- ・性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進
- ・予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進

(成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育)

- ・学校における主権者教育の推進
- ・高校生向け副教材の作成・配布
- ・主権者教育アドバイザーの派遣
- ・消費者教育の推進
- ・金融経済教育の充実
- ・学校におけるライフデザインに関する教育の推進
- ・キャリア教育の推進
- ・学校における労働に関する教育の推進
- ・労働法学習教材の提供等
- ・社会保障教育に関する教材の内容の充実・周知

(いじめ防止)

- ・いじめ事案への対応
- ・いじめ防止対策に関する審議会等の開催
- ・学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証

- ・いじめ調査アドバイザーの活用
- ・いじめ重大事態の収集・分析等

(不登校の子どもへの支援)

- ・多様な学びの場の確保に向けた取組

(校則の見直し)

- ・校則の見直し

(体罰や不適切な指導の防止)

- ・体罰や不適切な指導の防止

(高校中退の予防、高校中退後の支援)

- ・地域若者サポートステーションにおける支援
- ・わかものハローワーク等における支援

(3) 青年期

(高等教育の修学支援、高等教育の充実)

- ・学生のキャリア形成支援活動にかかる情報発信

(就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組)

- ・学生の就職・採用活動支援
- ・わかものハローワーク等における支援等
- ・若者による地域づくりの推進
- ・地方への移住・定着等の推進
- ・企業等における女性の参画拡大

(結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援)

- ・伴走型の結婚支援等の推進
- ・結婚支援コンシェルジュの配置及びネットワークの強化

(悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実)

- ・相談体制の充実
- ・こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知
- ・悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるような情報等の周知

第2節 ライフステージを通じた取組

(1) 子どもが権利の主体であることの社会全体での共有等

(子どもの権利に関する普及啓発)

- ・子ども条例及び子どもの権利についての周知・啓発
- ・学校教育における人権教育の推進
- ・人権啓発活動の実施

(子どもの権利が侵害された場合の救済)

- ・相談救済機関の調査、体制の充実

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着)

- ・幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめての100か月の育ちビジョン）を踏まえた「遊びと体験」の推進
- ・幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく質の高い幼児教育・保育の推進
- ・児童館における遊びのプログラム実施
- ・農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験の推進
- ・子どもの体験活動の推進
- ・学校における体験活動の推進
- ・自然体験等の体験の機会の確保・充実に向けた取組の推進
- ・森林教育の推進
- ・子どもたちへの文化芸術体験機会の提供・充実
- ・読書活動の推進
- ・「健やか親子21」による普及啓発の推進
- ・食育の推進

(こどもまんなかまちづくり)

- ・公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化、子ども・子育て支援環境の充実化・導入
- ・子どもや子育て当事者の目線に立った公園づくり
- ・通学路等の安全性の確保
- ・子どもが親しめる水辺空間の実現

(子どもが活躍できる機会づくり)

- ・学校における外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育の推進
- ・留学生交流・教育の国際化の推進
- ・青年国際交流事業の実施による人材育成
- ・国内外の青少年の招聘・派遣等を通じた国際交流

- ・持続可能な開発のための教育（E S D）の推進
- ・学校における理数系教育の推進
- ・突出した意欲・能力を持つ子どもが最先端の探究・S T E A M・アントレプレナーシップ教育を受けられる機会の創出
- ・アントレプレナーシップ教育（起業家教育）の推進
- ・S T E A M教育の推進
- ・特定分野に特異な才能のある子どもに対する指導・支援
- ・ガイドブック・ポータルサイトの更新及び拡充
- ・高校及び大学等の修学支援制度について、広報、周知する取組の推進
- ・外国人の子どもへの教育の充実
- ・外国人に対する日本語教育等の推進
- ・外国人の子どもに関する状況調査の実施等

（子どもの可能性を上げていくためのジェンダーギャップの解消）

- ・教育を通じた男女共同参画の推進
- ・性的マイノリティの子どもに関する理解増進やきめ細かな対応の推進
- ・固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する情報収集や情報発信

（３）子どもへの切れ目のない保健・医療の提供

（プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等）

- ・プレコンセプションケアの推進
- ・成育医療等に関する相談支援、人材育成等の推進、普及啓発の促進
- ・学校健康診断情報の電子化の推進

（慢性疾病・難病を抱える子どもへの支援）

- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
- ・「こどもホスピス」に関する調査研究の実施

（４）子どもの貧困対策

- ・子どもの進路選択支援事業
- ・生活困窮者自立支援制度 子どもの学習・生活支援事業
- ・生活困窮者自立支援制度
- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援
- ・ひとり親家庭に対する子育て・生活支援
- ・ひとり親家庭の就労支援
- ・義務教育段階の就学援助の実施
- ・高校生等への修学支援による経済的負担の軽減
- ・高校中退者等への学習相談・学習支援等の提供・実施
- ・子どもの生活支援の強化
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業、被保護者に対する就労支援

- ・希望する非正規雇用労働者の正規化
- ・マザーズハローワークにおける就労支援
- ・相談支援体制の強化
- ・教育相談体制の充実

（５）障がい児支援・医療的ケア児等への支援

- ・経済的支援と質の高い支援の提供、地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進
- ・専門的支援が必要な障害がい児への支援の強化
- ・障害がいの早期発見・早期支援
- ・インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組

（６）児童虐待防止対策と社会的養育の推進及びヤングケアラーへの支援

（児童虐待防止対策等の更なる強化）

- ・こども家庭センターの体制整備
- ・予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への必要な支援の提供
- ・一時保護施設的环境改善に向けた設備・運営基準の策定・個別ケアの推進等
- ・児童相談所の体制強化
- ・子どもの権利擁護の推進
- ・一時保護時の司法審査の円滑な導入
- ・親子関係の再構築支援の推進
- ・性被害の被害者等となった子どもからの聴取における関係機関の連携強化と能力向上
- ・こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進
- ・業務効率化のためのＩＣＴ化推進

（社会的養育を必要とする子どもに対する支援）

- ・里親等委託の推進
- ・特別養子縁組の推進
- ・施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換
- ・児童養護施設等における人材育成
- ・自立支援の強化

（ヤングケアラーへの支援）

- ・ヤングケアラーの実態把握、支援体制の構築及び社会的認知度向上のための広報啓発

（７）子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組

（子どもの自殺対策）

- ・子どもの自殺予防・自殺対策の推進

- ・子どもの自殺の要因分析等
- ・「ＳＯＳの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の推進
- ・１人１台端末を活用した取組の促進
- ・電話・ＳＮＳ等を活用した相談体制の整備
- ・一元的な相談支援体制の構築等に向けた環境整備
- ・遺児への支援
- ・子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
- ・子どもを含む幅広い世代のＩＣＴリテラシー向上
- ・子どもの情報活用能力に関する調査の実施、情報リテラシーの習得支援、情報モラル教育の推進

- ・ＳＮＳ等に起因する性被害等防止対策の推進
- ・インターネット上の人権侵害に係る人権啓発活動の実施
(子どもの性犯罪・性暴力対策)
- ・子ども性暴力防止のための総合的な取組
- ・子どもの性的搾取等事犯に対する取締りの強化等
- ・性犯罪・性暴力に対する厳正な対処
- ・子どもの性犯罪・性暴力に係る相談・支援の強化
- ・生命（いのち）の安全教育の推進
- ・電話・ＳＮＳ等を活用した相談体制の整備

- (犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備)
- ・有害環境対策の推進
 - ・犯罪被害から子どもを守るための取組の推進
 - ・子どもの非行・被害防止に向けた全国強調月間
 - ・通学路等の交通安全対策・登下校防犯対策の推進
 - ・子どもの事故防止に関する取組の推進
 - ・非常災害対策
 - ・防犯・交通安全・防災教育を含む学校における体系的な安全教育の推進
 - ・学校における安全管理の取組の充実及び家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進
 - ・ＣＤＲ体制整備モデル事業の推進

- (非行防止と自立支援)
- ・非行防止・相談活動等の推進
 - ・関係機関・団体との連携
 - ・いじめ対応における警察等関係機関との連携の周知徹底
 - ・「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」の一層の推進

第3節 子育て家庭への支援に関する取組

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ・ 高等教育費の負担軽減
- ・ 児童手当の拡充
- ・ 子どもにとってより良い医療の在り方

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

- ・ 地域子ども・子育て支援事業の推進、家庭教育支援の推進
- ・ 地域子育て相談機関の整備
- ・ 体罰等によらない子育てのための広報啓発
- ・ 一時預かり事業の実施

(3) 共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- ・ 男性の育児休業取得支援等を通じた共育での推進
- ・ 育児期を通じたニーズに応じた柔軟な働き方の推進
- ・ 農業経営体等における女性が働きやすい環境整備
- ・ 女性が働きやすい環境の整備

(4) ひとり親家庭への支援

- ・ ひとり親支援ポータルサイトの開設・充実

第6章 計画を推進するために

第1節 庁内外の連携の確保

(1) 庁外の連携

子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協力を得ながら取組を進めるとともに、さまざまな主体で構成される会議に取組の進捗状況等に関して報告し、取組の改善方策等について検討いただきます。

(2) 庁内の連携

知事を本部長とし、子ども施策を所管する関係部局長等で構成する会議を開催し、「子ども施策への子どもの意見の反映」や「子どもの視点に立った情報の提供」など、子ども条例に基づく新たな視点・考え方を全庁で共有し、庁内の連携のもと各施策を推進していきます。

第2節 子どもの意見反映

子どもの意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保するという、子ども条例の基本理念に基づき、子どもに関する施策の当事者である子どもと対話する場を定期的を開催するなど、課題解決の方向性等について、子どもと共に考え、県の施策や事業へ反映させていきます。

第3節 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、めざす姿の実現に向けた的確な進行管理に努めます。

また、取組の進捗状況等を県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じて公表し、県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。

(1) 計画（Plan）

5年間の計画である本計画をもとに、環境の変化や取組の進捗状況をふまえ、次年度の取組を定めます。

(2) 実行（Do）

三重県こども政策推進本部会議により庁内関係部局の連携を確保するとともに、子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協力を得ながら具体的な取組を展開します。

(3) 評価（Check）

総合目標や重点目標の達成度合いやモニタリング指標の推移をふまえながら、取

組の進捗状況について、三重県こども政策推進本部会議で総合的に評価を行った上で、さまざまな主体で構成される庁外会議や県議会等に報告し、取組の改善方策の検討につなげます。

また、県の子どもに関する施策に反映していくため、子どもを構成員とする会議体等を設置し、当事者である子どもの意見を広く聴取します。

（４）改善（Act）

評価によって明らかになった取組の成果や課題、改善方策をまとめ、以後の取組に反映させるとともに、その内容を県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。

【毎年度の進行管理のスケジュールイメージ】
スケジュールを追記予定

三重県子どもの貧困の解消に向けた対策
及びひとり親家庭等支援計画
【中間案】

令和6（2024）年12月
三 重 県

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間および計画の位置づけ	2
3 子どもの貧困のとらえ方	3
第2章 子どもの貧困およびひとり親家庭の現状	4
1 子どもの貧困に関する状況	4
2 ひとり親家庭に関する状況	10
第3章 現行計画の取組状況	12
1 「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」の取組状況	12
2 「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の取組状況	18
第4章 実態調査	22
1 調査の目的	22
2 アンケート調査の概要	22
3 その他	37
第5章 これまでの取組の検証	39
第6章 めざす姿と取組の視点	42
1 めざす姿	42
2 取組の視点	43
第7章 具体的取組と計画目標	45
1 考え方	45
2 具体的な取組と計画目標	45
(1) 教育の支援	45
(2) 生活の支援	52
(3) 保護者に対する就労の支援	59
(4) 経済的支援	61
(5) 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制 の整備	62
第8章 計画の推進体制	67
1 庁内外の連携	67
2 計画の進行管理	67
第9章 資料編	68

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) 「三重県子どもの貧困対策計画」について

子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

本県においては、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されたり、貧困の連鎖によって閉ざされたりすることがないように、平成 26 (2014) 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」および同年 11 月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨をふまえて、平成 28 (2016) 年 3 月に「三重県子どもの貧困対策計画」(平成 28 (2016) 年度～令和元 (2019) 年度) を策定しました。

令和 2 (2020) 年度からは、当初の計画期間終了にあたり、改正された法と大綱の見直し内容をふまえて、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」(令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度) を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進してきました。

現行計画の計画期間終了にあたり、令和 6 (2024) 年 9 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」および令和 5 (2023) 年 12 月に策定された「こども大綱」の趣旨をふまえて、貧困により、子どもの権利利益が侵害され、社会から孤立することがないように社会をつくるための次期計画を策定します。

(2) 「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」について

ひとり親家庭等[※]は、安定的な雇用と収入の確保、子育てと仕事の両立等のさまざまな課題を抱えており、総合的な支援が必要です。

平成 14 (2002) 年の「母子及び寡婦福祉法」の改正によって、地域の実情に応じて、ひとり親家庭等への子育て・生活支援、就労支援、養育費確保、経済的支援等の施策を総合的に推進していくため、ひとり親家庭等の自立促進計画について規定が設けられました。

この改正を受け、国では「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が策定され、都道府県等が計画を策定する際の指針とされました。

本県では、平成 17 (2005) 年度から「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」

※「ひとり親家庭」とは、母子家庭および父子家庭をいい、「ひとり親家庭等」とは、ひとり親家庭および寡婦をいいます。

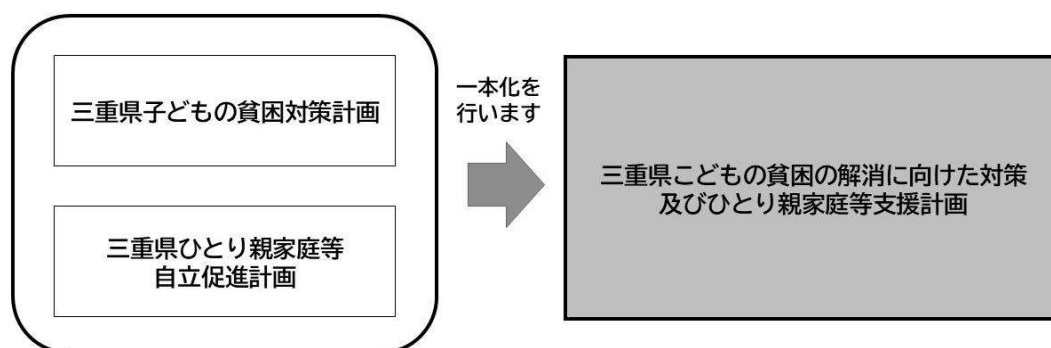
を策定し、これまで4期20年にわたり、ひとり親家庭等の支援に取り組んでいます。

現行計画の計画期間終了にあたり、全てのひとり親家庭等が、自ら力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、ひとり親家庭の子どもが夢や希望を持って成長できる社会をつくるための次期計画を策定します。

(3)「三重県子どもの貧困対策計画」および「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の一本化について

ひとり親家庭の約半数(44.5%※)が貧困状態であり、ひとり親家庭を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあります。また、家庭の経済状況にかかわらず、ひとり親家庭においては、仕事と子育てを一手に担わなければならない、時間にゆとりがなく親子ともに地域や社会から孤立しやすい状況にあります。このようなひとり親家庭を含めた困難な環境にある子どもやその家族を支援し、子どもの貧困の解消およびひとり親家庭等が安心して子育てや生活ができる環境の整備に向けた施策を総合的に推進していくため、両計画を一本化して見直すこととしました。

また、一本化して策定するにあたり、計画の名称を「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」と改めます。



2 計画期間および計画の位置づけ

(1) 計画期間

この計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、法改正や国の基本的方針の見直しなど、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合、必要に応じて計画を見直します。

※ 令和4(2022)年の「国民生活基礎調査」(厚生労働省)における「子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯の貧困率」

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に定める都道府県計画、そして「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第11条で定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即した同法第12条で定める母子家庭等の自立促進計画として一体的に策定します。

なお、本計画は、「強じんな美し国ビジョンみえ」や「みえ元気プラン」、「三重県こども計画（仮称）」、「第三期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」、「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」、「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」、「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」等、子どもの貧困の解消およびひとり親家庭等の支援に係る取組が含まれている関連計画と整合を図ります。

3 子どもの貧困のとりえ方

子どもが、経済的困難やそれに起因して発生するさまざまな課題（病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

第2章 子どもの貧困およびひとり親家庭の現状

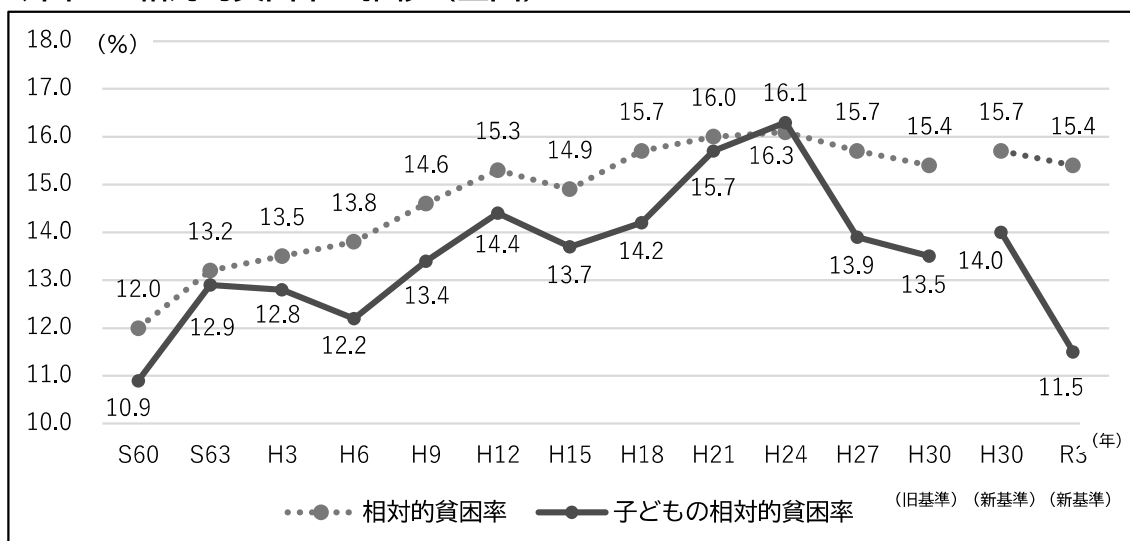
1 子どもの貧困に関する状況

(1) 子どもの貧困率（全国値）

令和4（2022）年の「国民生活基礎調査」によると、令和3（2021）年の我が国の子どもの貧困率は11.5%と、前回調査時の平成30（2018）年から2.5ポイント低下しているものの、約9人に1人が子どもの平均的な生活水準の半分（貧困線）に満たない状況にあります。

また、子どもがいる現役世帯のうち、特に大人が1人の世帯の貧困率について、減少傾向にはありますが、44.5%と依然として高い水準となっており、ひとり親世帯が経済的に苦しい状況にあることがうかがえます。

◆図1 相対的貧困率の推移（全国）



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

「国民生活基礎調査」における「相対的貧困率」と「子どもの相対的貧困率」

※相対的貧困率：一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合

※貧困線：等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額

※子どもの相対的貧困率：17歳以下の子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合

※新基準：平成27（2015）年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得からさらに「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」および「仕送り額」を差し引いて算出

◆表1 全国の貧困率の年次推移（全国）（％）

	1985 S60	1988 S63	1991 H3	1994 H6	1997 H9	2000 H12	2003 H15	2006 H18	2009 H21	2012 H24	2015 H27	2018 H30 旧基準	2018 H30 新基準	2021 R3 新基準
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

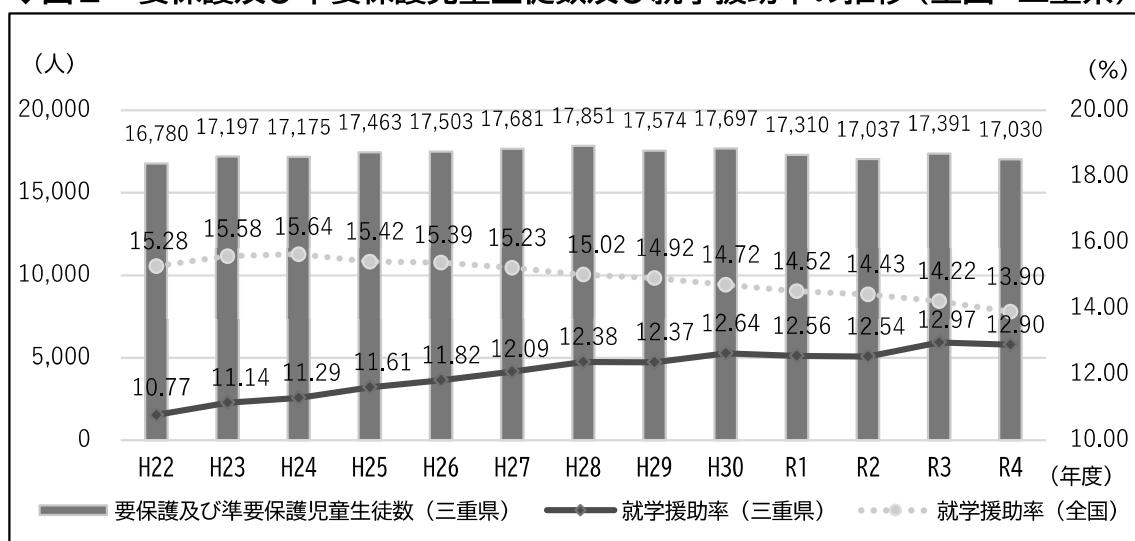
※「子どもがいる現役世帯の貧困率」とは、現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）に属する世帯員全員に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいいます。

※大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいいます。

（2）要保護及び準要保護児童生徒数及び就学援助率

少子化により児童生徒数が減少傾向にある中、本県の公立小中学校において、経済的な理由により、学用品費や修学旅行費などの援助を受けている要保護及び準要保護児童生徒数は、平成23（2011）年度以降、17,000人台で推移しています。また、就学援助率（要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校児童生徒数で除して算出したもの）は、全国平均より下回っているものの、増加傾向にあり、令和4（2022）年度の就学援助率は12.90%で約8人に1人の割合となっています。

◆図2 要保護及び準要保護児童生徒数及び就学援助率の推移（全国・三重県）

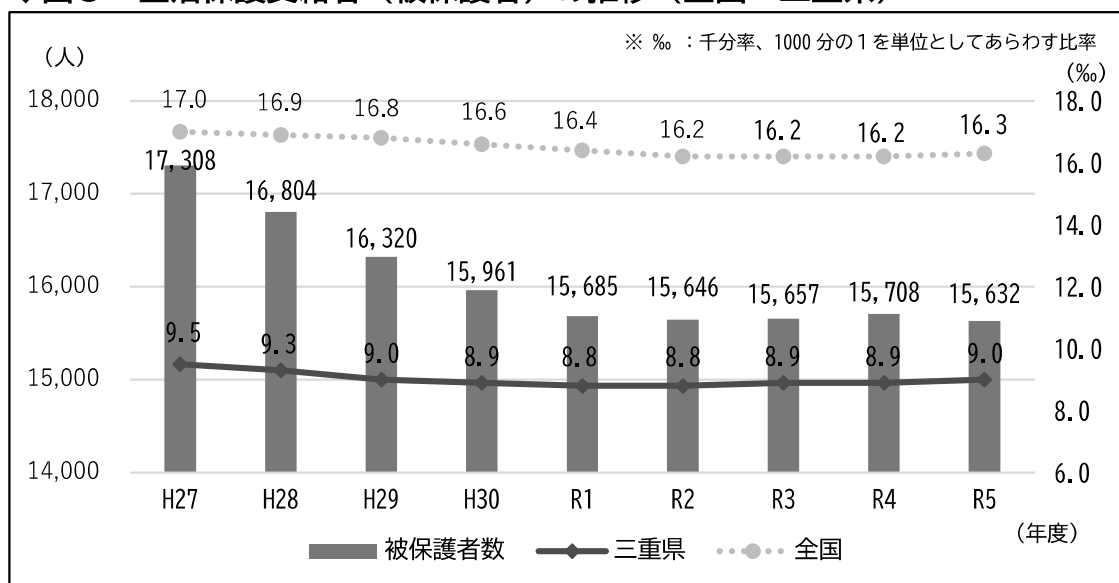


出典：文部科学省「就学援助実施状況等調査」

(3) 生活保護受給者（被保護者）の推移

本県における保護率は、9.0%前後で推移しており、令和5（2023）年度の保護率は9.0%となっています。全国の保護率は17%前後で推移しており、本県の保護率は全国よりも低く推移しています。

◆図3 生活保護受給者（被保護者）の推移（全国・三重県）

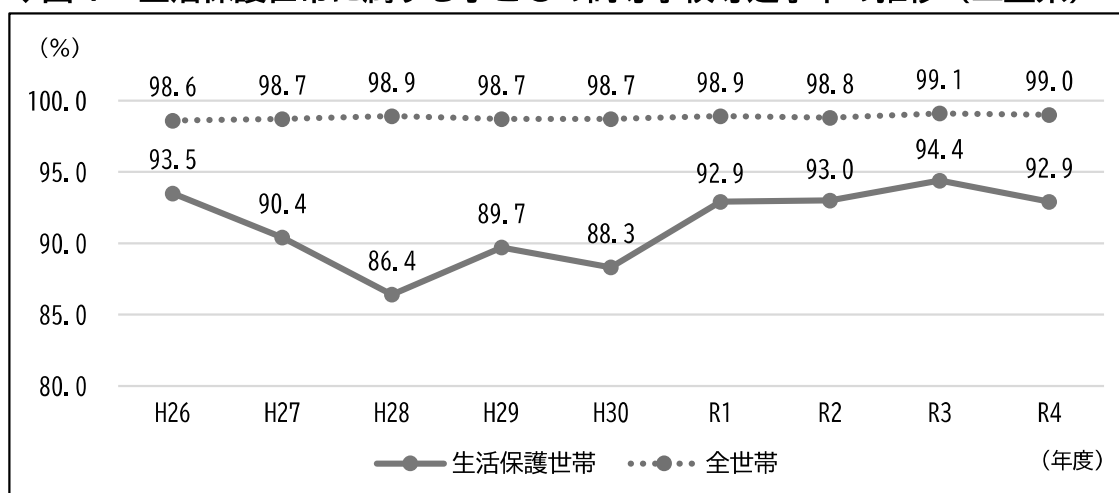


出典：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

(4) 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率

本県における生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は、近年、90%前半で推移しており、令和4（2022）年度は、92.9%となっています

◆図4 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の推移（三重県）

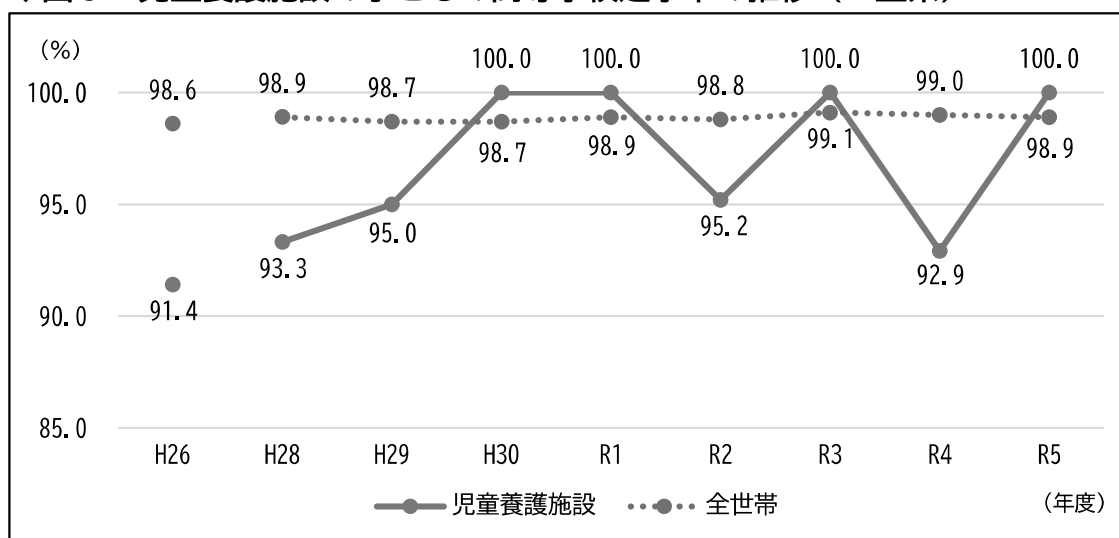


出典：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

(5) 児童養護施設の子どもの高等学校等進学率

本県の児童養護施設の子どもの高等学校等進学率は、90%前半から100%で推移しており、令和5（2023）年度は、100%となっています。

◆図5 児童養護施設の子どもの高等学校進学率の推移（三重県）

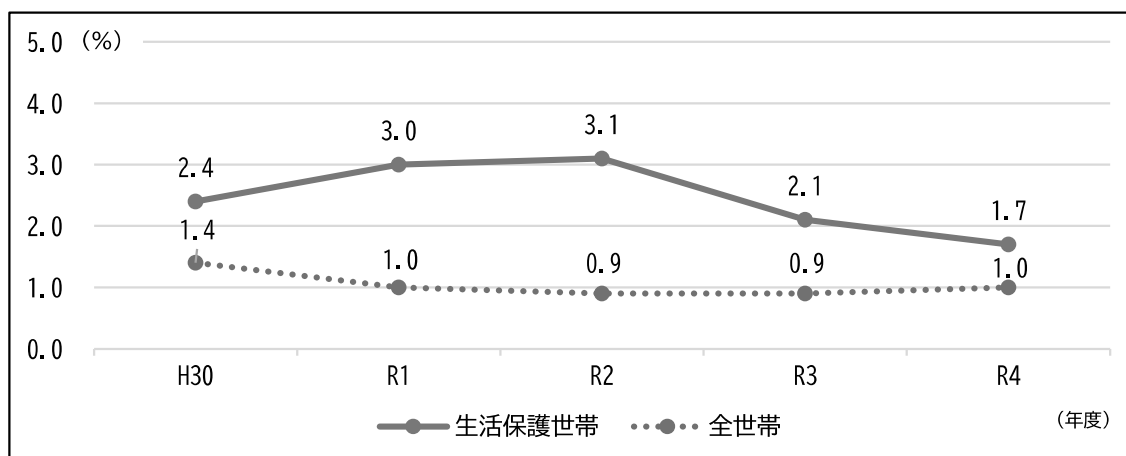


出典：こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ ※平成27年度は調査未実施

(6) 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率

本県の生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率は、近年、減少傾向にあり、令和4（2022）年度は、1.7%となっていますが、本県の全世帯の子どもの高等学校等中退率と比較すると高い水準で推移しています。

◆図6 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率の推移（三重県）



出典：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

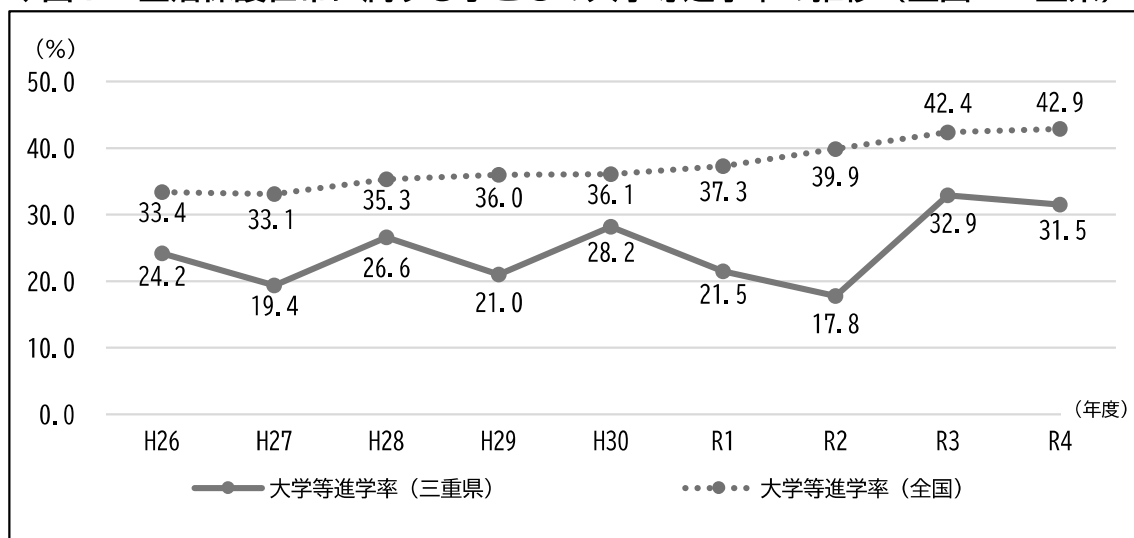
文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(7) 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率および就職率

本県の生活保護世帯の子どもの大学等進学率は、近年、増加傾向にあり、令和4（2022）年度は、31.5%となっています。

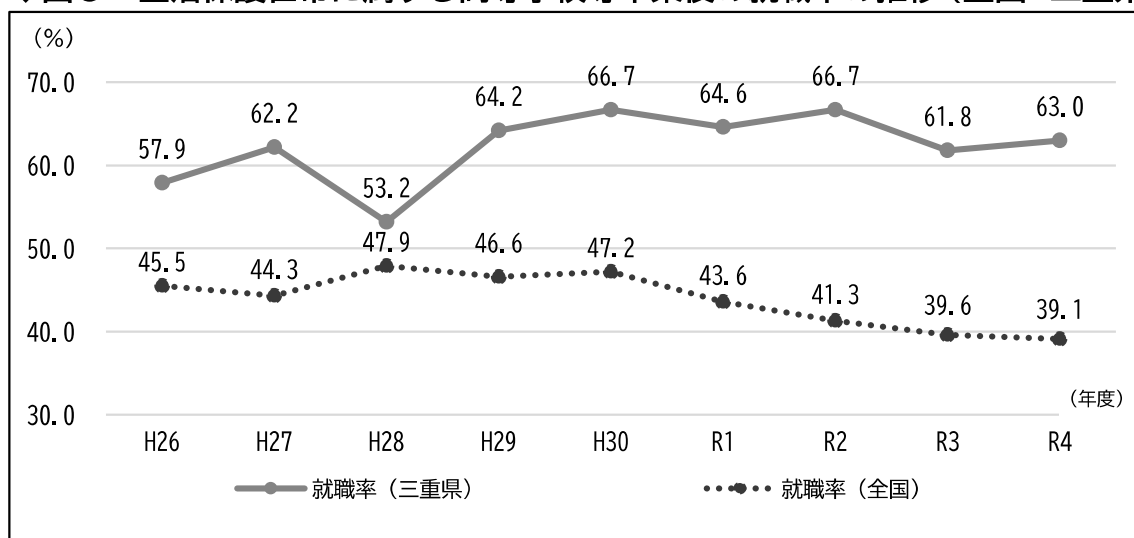
一方、令和4（2022）年度の全国の生活保護世帯の子どもの大学等進学率は42.9%であり、全国平均より下回っているところですが、令和4（2022）年度の本県の生活保護世帯に属する高等学校等卒業後の就職率は63.0%と全国平均の就職率（39.1%）と比較すると高い水準にあります。

◆図7 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率の推移（全国・三重県）



出典：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

◆図8 生活保護世帯に属する高等学校等卒業後の就職率の推移（全国・三重県）

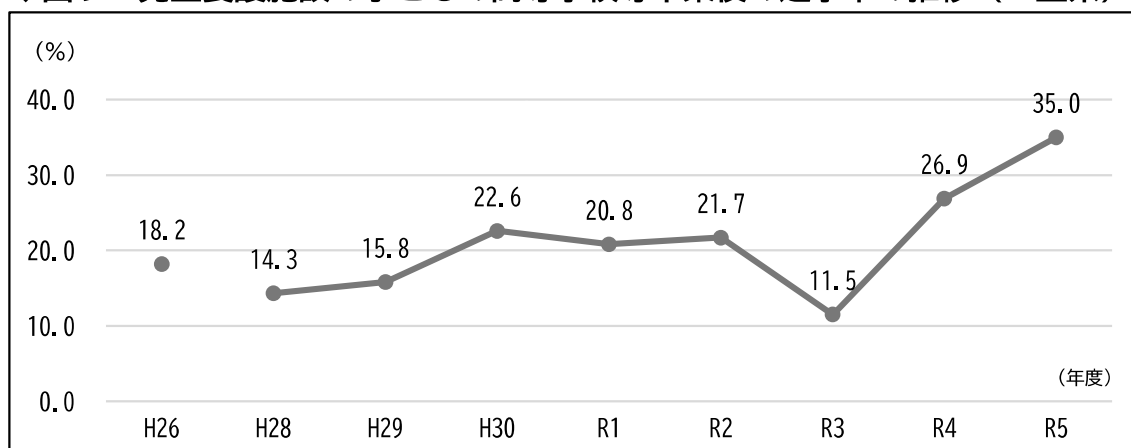


出典：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

(8) 児童養護施設の子どもの高等学校等卒業後の進学率の推移

本県の児童養護施設の子どもの高等学校等卒業後の進学率は、近年、増加傾向にあり、令和5（2023）年度は、35.0%となっています。

◆図9 児童養護施設の子どもの高等学校等卒業後の進学率の推移（三重県）



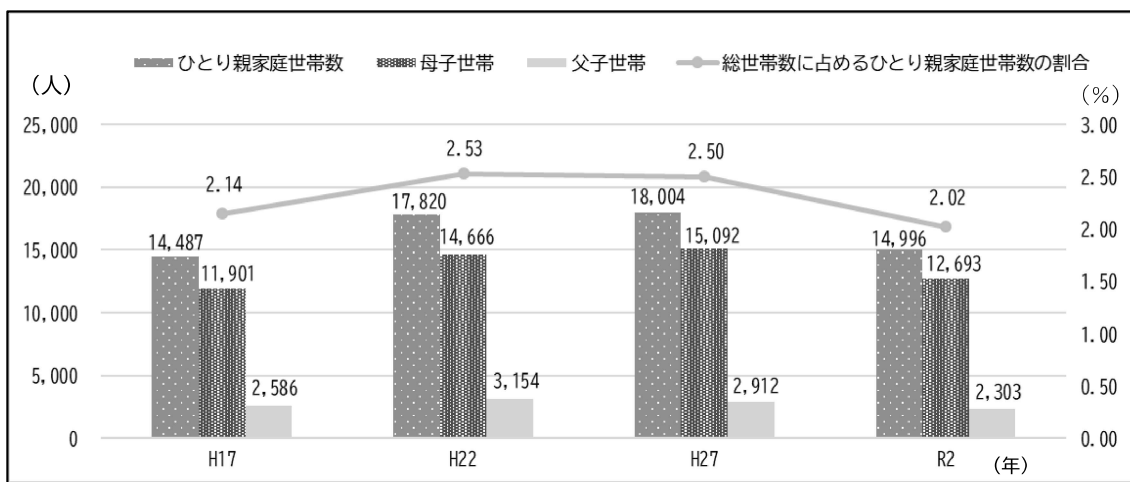
出典：こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ ※平成27年度は調査未実施

2 ひとり親家庭に関する状況

(1) ひとり親家庭の世帯数

本県のひとり親家庭の世帯数（他の世帯員がいる世帯を含む）は、令和2（2020）年には14,996世帯となっています。前回調査時の平成27（2015）年から約17%低下しています。

◆図10 ひとり親家庭の世帯数（他の世帯員がいる世帯を含む）の推移（三重県）

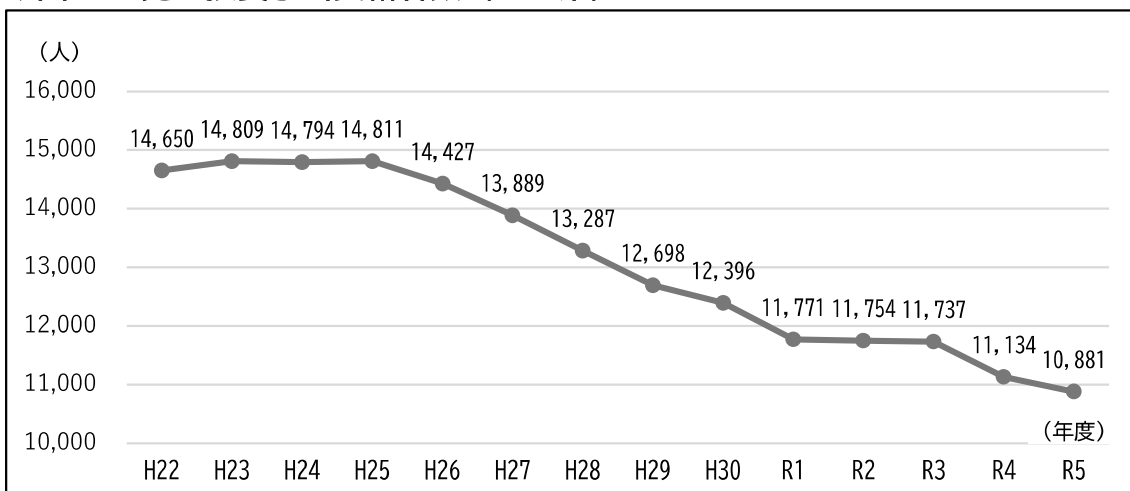


出典：総務省「国勢調査」 ※H17は推計

(2) 児童扶養手当受給者数

本県の児童扶養手当受給者は、平成25（2013）年度をピークに一貫して減少傾向にあります。

◆図11 児童扶養手当受給者数（三重県）



出典：三重県調査

(3) 母子家庭の現状（所得状況）

令和4（2022）年の「国民生活基礎調査」によると、令和3（2021）年における「母子世帯」の総所得は年間328.2万円であり、「全世帯」のうち「児童のいる世帯」の総所得年間785.0万円の約42%にとどまっています。その大きな要因は稼働所得が少ないことにあり、「児童のいる世帯」の約37%にとどまっています。

◆表2 所得の種類別1世帯あたり平均所得金額および構成割合

	総所得	稼働所得	公的年金 ・恩給	財産所得	年金以外の 社会保障の 給付金	仕送り・企業 年金・個人年 金・その他の 所得
	1世帯あたり平均所得金額（単位：万円）					
全世帯	545.7	399.6	109.7	15.3	6.0	15.1
児童のいる世帯	785.0	721.7	24.5	11.6	19.1	8.1
母子世帯	328.2	270.6	10.2	0.1	40.9	6.3
	1世帯あたり平均所得金額の割合構成（単位：％）					
全世帯	100.0	73.2	20.1	2.8	1.1	2.8
児童のいる世帯	100.0	91.9	3.1	1.5	2.4	1.0
母子世帯	100.0	82.5	3.1	0.0	12.5	1.9

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※上記の表における母子世帯は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

※稼働所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいい、手当は含まれません。

第3章 現行計画の取組状況

1 「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」の取組状況

「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)では、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」、「身近な地域での支援体制の整備」の5つの支援を柱として取組を推進してきました。

計画期間中の主な取組状況と実績は次の通りです。

① 教育の支援

- ・教育相談体制を充実させるために、令和5(2023)年度は、スクールカウンセラー^{※1}を全ての中学校区(150中学校区、義務教育学校含む)と高等学校(56校)、特別支援学校(18校)、教育支援センター(22か所)に配置し、児童生徒からの相談や心のケアに対応しました。(教育委員会)
- ・スクールソーシャルワーカー^{※2}については、全29市町と教育支援センター(22か所)に配置し、拠点となる中学校区(52校)や高等学校(24校)、特別支援学校(3校)を中心に活動し、児童生徒や家庭への支援を行いました。具体的には、教職員やスクールカウンセラーと情報を共有し、保護者を就学援助や奨学金制度に係る関係機関につないだり、市町の生活保護担当課と連携した支援を行ったりするなど、福祉等の関係機関との連携による支援を行いました。(教育委員会)
- ・家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身についていなかったりする子どもに対して、「地域未来塾」による学習支援を実施しました(令和5(2023)年度は12市町51校で実施)。(教育委員会)
- ・生活困窮家庭において、小中学校入学時の学用品等の購入費用の負担が大きいことから、就学援助費のうち「新入学学用品費等」の入学前支給の検討を各市町へ働きかけを行った結果、令和6(2024)年度の入学生に対し全29市町の入学前支給が行われました。(教育委員会)
- ・経済的な事情に左右されず、学びを継続することを目的として、対象となるフリースクールを利用している不登校児童生徒がいる低所得世帯に対して、令和6(2024)年度から利用料の一部を補助しました。(教育委員会、環境生活部)
- ・教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」については、家計急変世帯への支援を継続するとともに、令和5(2023)年度においては、県独自の支援として、物価高騰による学用品等の増額分を支給しました。また、授業料に充てる「高等学校等就学支援金」については、収入が著しく減少した世帯を新たな支援対象に加え、家計急変世帯へのさらなる支援

※1 子どもたちの心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。精神科医のほか、公認心理師、臨床心理士、学校心理士等があり、子どもたちへのカウンセリングや教職員および保護者に対する助言・援助を行います。

※2 教育機関を活動の場とする福祉事業(ソーシャルワーク)従事者。主に、子どもの立場から、問題解決ができる環境づくりを推進します。

に取り組みました。(教育委員会、環境生活部)

- ・ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもの学習支援を実施する市町へ補助を行い、令和5(2023)年度においては、8市町が実施しました。また、生活困窮家庭の子どもの学習支援は26市町が実施しました。(子ども・福祉部)

【目標およびモニタリング指標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
■	生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18 市町 (R1)	20 市町 (R5)	29 市町
■	施設入所児童、里親、生活保護受給家庭の子どもの高等教育機関への進学率	25.9% (H30)	32.1% (R4, R5)	38.3%
■	家庭や地域と一体となった教育活動が行われている小中学校の割合	67.3% (H30)	76.0% (R5)	84.4%
□	就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,851 人 12.38% (H28)	17,030 人 12.90% (R4)	—
□	就学援助制度に関する周知状況(入学時および毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	100% (H29)	100% (R5)	—
□	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	25 市町 (H30)	29 市町 (R6)	—
□	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	27 市町 (H30)	29 市町 (R6)	—
□	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	22.7% (H30)	55.8% (R5)	—
□	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	22.1% (H30)	68.7% (R5)	—
□	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100% (H30)	100% (R5)	—
□	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	88.3% (H30)	92.9% (R4)	—
□	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.4% (H30)	1.7% (R4)	—
□	全世帯の子どもの高等学校中退率	1.4% (H30)	1.0% (R4)	—
□	全世帯の子どもの高等学校中退者数	710 人 (H30)	492 人 (R4)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

② 生活の支援

- ・切れ目のない出産・育児支援体制づくりを支援するために、市町が地域の実情に応じた母子保健体制を整備し、効果的に事業を推進できるよう、専門的視点で支援する母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣しました。(子ども・福祉部)
- ・予期せぬ妊娠、思いがけない妊娠について悩んでいる人が、安心して相談できる相談窓口である「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」において、電話相談およびLINE相談を実施しました。(子ども・福祉部)
- ・市町が行う産前の妊婦健診や医療機関等による産後ケア、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の取組については、全29市町が実施しました。(子ども・福祉部)
- ・「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援機関(相談窓口)において、生活困窮者の相談支援を行いました。生活困窮者が抱える課題は多様で複合的であることが多く、個々の状況に応じた支援を行いました。(子ども・福祉部)
- ・「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親・ファミリーホームへの委託の推進や、児童養護施設等における小規模ケア化、地域分散化による要保護児童に対する家庭的ケアを拡充しました。(子ども・福祉部)
- ・子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるよう支援しました。また、虐待やいじめなど子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。(子ども・福祉部)
- ・子ども食堂や学習支援教室等といった「子どもの居場所」は、子どもやその保護者の悩みごとを聞き、子どもやその家庭の抱える問題に気づき、適切な支援機関につなげるなどに役割の一端を担う存在となっています。これらの「子どもの居場所」の継続的な運営を支援するため、「三重県子ども食堂等支援事業補助金」、「三重県学習支援・体験活動等支援事業補助金」、「三重県子ども朝ごはん食堂等支援事業補助金」により、運営者の創意工夫による多様な活動を支援しました。(子ども・福祉部)
- ・「子どもの居場所」の立ち上げや継続的な運営に向けて、「子どもの居場所」づくりの活動を新たに始めたい方等を対象に、子どもの居場所づくり勉強会の開催、アドバイザーの派遣等人材育成支援を行いました。(子ども・福祉部)
- ・若年無業者の職業的自立を図るため、県内に4か所ある地域若者サポートステーションを活用し、就労前スキルアップ訓練事業、就労体験事業、社会体験事業、常設型受入施設での就労体験を実施しました。(雇用経済部)
- ・子育て世帯のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者募集にあたり優先的な取扱いとすることで、居住の安定を支援しました。令和5(2023)年度の優先入居募集戸数は27戸でした。(県土整備部)

【目標およびモニタリング指標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
■	ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施またはひとり親家庭についてファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17 市町 (R1)	12 市町 (R5)	29 市町
■	産婦検診・産後ケアを実施する市町数	19 市町 (H30)	29 市町 (R6)	29 市町 (R6)
□	三重県母子・父子福祉センター相談件数	332 件 (H30)	224 件 (R5)	—
□	保育所利用料等に対し独自の補助を実施する市町数	調査中	19 市町 (R5)	—
□	放課後児童クラブ活動事業を活用して、ひとり親家庭について放課後児童クラブ利用料の減免を実施する市町数	24 市町 (H30)	27 市町 (R5)	—
□	児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数	25 人 (H30)	19 人 (R5)	—
□	県内で活動する子ども食堂の数	40 か所 (R1.5 時点)	127 か所 (R5.9 時点)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

③ 保護者に対する就労の支援

- ・生活困窮家庭の方を対象に、生活困窮者自立支援制度の相談機関の就労支援員が、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援を行いました。(子ども・福祉部)
- ・就労可能な生活保護世帯の方を対象に、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労による自立を促進するための取組を実施するとともに、自立した世帯からの申請による就労自立給付金を支給しました。(子ども・福祉部)
- ・国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」において、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な就職支援サービスを提供しました。(雇用経済部)
- ・子育て期の女性の就労を支援するため、専修学校に委託して行う職業訓練において、託児サービス付きの職業訓練を実施しました。(雇用経済部)
- ・就職氷河期世代の方を対象に、「おしごと広場みえ」内に開設している就職氷河期世代専用の相談窓口「マイチャレ三重」において、支援体制の強化を図るため、各種相談やキャリアカウンセリング、個別支援計画の作成等を行うほか、雇用・福祉・医療等の支援機関の連携を強化することで、就職や社会参加に向けて切れ目のない支援を提供しました(令和5(2023)年度は、相談件数延べ730件、就職者数42名)。(雇用経済部)

【目標およびモニタリング指標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
■	就労支援を行う生活困窮者の人数	321 人 (H30)	396 人 (R5)	540 人
■	三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）に求職者登録した方の就業率	76.9% (H30)	35.7% (R5)	90%
□	ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	28 人 (H30)	43 人 (R5)	—
□	ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	103 人 (H30)	106 人 (R5)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

④ 経済的支援

- ・コロナ禍やその後の物価高騰により家計が急変した低所得の子育て世帯に対して「子育て世帯生活支援特別給付金（子ども1人あたり一律5万円）」などの臨時給付金を市町と連携して速やかな支給に努めました。また、「三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金」として、児童扶養手当受給世帯を対象に子ども1人あたり2万円を令和5（2023）年7月に給付するなど、県独自の施策として経済的な支援を行いました。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給しました。また、障がい児の福祉増進を図るため、特別児童扶養手当を支給しました。（子ども・福祉部）
- ・経済的支援が必要な低所得世帯等に対して、無利子または低利子の資金を貸付けることにより、経済的自立や生活意欲の向上を図り、安定した日常生活や社会生活が送れるように支援しました。（子ども・福祉部）
- ・三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等において、弁護士による養育費に関する相談支援を行いました。（子ども・福祉部）

【目標およびモニタリング指標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
■	養育費を受給している割合	36.9% (R1) ※県調査	25.4% (R5) ※福祉行政 報告例	50%
□	児童扶養手当の受給者数	12,396 人 (H30)	10,881 人 (R5)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

⑤ 身近な地域での支援体制の整備

- ・支援が必要な家庭からの相談に対する支援体制について、「貧困家庭やひとり親家庭等のさまざまな分野の相談に対応できるワンストップの相談窓口の設置」、「関係部署が定期的に会合して情報共有と連携を深め、必要な支援や利用可能な制度を案内できる体制の整備」、「学校、子どもの居場所、要保護児童対策地域協議会※、こども家庭センター等から支援が必要な家庭の情報を得て、必要な支援や利用可能な制度を案内できる体制の整備」など地域の実情に応じた包括的かつ一元的な支援が行える体制を整備しています。令和5（2023）年度においては、26 市町において包括的かつ一元的な支援が行える体制が整いました。（子ども・福祉部）
- ・外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」（MieCo／みえこ）では、11 言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、英語、日本語）で相談に対応しました。また、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するとともに、相談員研修の内容等を充実させ、相談機能の向上に取り組みました。さらに、ホームページの掲載内容を充実させ、相談者の利便性の向上を図りました。（環境生活部）
- ・身近な地域での支援体制の充実に向け、「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、市町等に対し体制整備に係る情報提供や国の補助金を活用した市町の事例紹介等を行いました。（子ども・福祉部）
- ・生活保護のケースワーカーに対し、子どもの貧困とその影響に関する人権研修を実施するなど、ケースワーカーや支援員等に対する研修を実施し、生活困窮家庭の支援にあたる職員の資質の向上に努めました。（子ども・福祉部）

【目標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
■	ワンストップ窓口や庁内外の関係機関の連携等による支援体制が整備されている市町数	17 市町 (H30)	26 市町 (R5)	29 市町
■	子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2 市町 (H30)	15 市町 (R5)	29 市町

注）目標は■で表記

※ 要保護児童への適切な対応を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行うため、「児童福祉法」に基づき設置された協議会です。市町の児童福祉主管課や児童相談所等の関係機関、関係団体および児童の福祉に関する職務に従事する者等により構成されます。

2 「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の取組状況

「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)では、ひとり親家庭等の自立を促進するため、「親への就業支援」、「子育てと生活のための支援」、「子どもへの学習支援」、「経済的な安定のための支援」、「相談機能の充実と各種支援制度の周知」および「父子家庭に対する支援の充実」の6つの支援施策を掲げて取組を推進してきました。

計画期間中の主な取組状況と実績は次の通りです。

① 親への就業支援

- ・三重県母子・父子福祉センターに求職者登録をした方の就業率について、令和5(2023)年度については、35.7%となりました。(子ども・福祉部)
- ・就職するにあたって有利な技能を身につけるため、三重県母子・父子福祉センターにおいて、Word、Excel等のパソコン講習や簿記講習等を受講料無料で行いました。(子ども・福祉部)
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、就業相談員がハローワークや福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して就労相談を行うとともに、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親の能力開発を行い、就労を支援しました。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験のための受講費用の一部を支給しました。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）に求職者登録をした人の就業率	76.9% (H30)	35.7% (R5)	90%

② 子育て家庭と生活のための支援

- ・ひとり親家庭等に対して、病気の時などに家庭生活支援員を派遣して家事や育児を支援する「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を行う8市町（29家庭、延べ150回）に対して、必要経費の一部を補助しました。また、ファミリー・サポート・センター事業利用料の助成を行う市町に対しても、必要経費の一部を補助しました。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の負担軽減を図るため、放課後児童クラブを利用するひとり親家庭の児童に係る利用料の減免を行う市町に対し、児童1人あたり月額3,000円を補助しました。また、放課後児童クラブ実施状況調査によると、県内の放課後児童クラブの利用料が月額6,000円以上のクラブが8割程度占めているこ

とから、さらなるひとり親家庭の経済的負担軽減を図るため、令和6（2024）年度から、補助基準額を児童1人あたり月額6,000円に増額しました。（子ども・福祉部）

- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭の保護者の教養を高めたり、親子の絆を深めたりするために、文化教養講習会や親子料理教室を開催するとともに、親同士の交流の場を持ち、情報の共有化を図りました。（子ども・福祉部）

【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施またはひとり親家庭についてファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17市町 (H30)	12市町 (R5)	29市町

③ 子どもへの学習支援

- ・ひとり親家庭学習支援ボランティア事業については8市町(令和5(2023)年度)が実施しました。令和5（2023）年度から生活困窮家庭も対象となり、2市が実施、令和6(2024)年度から大学等の受験料や模試の費用も対象となり、1市が実施しています。（子ども・福祉部）

【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業を実施する市町数	7市町 (H30)	8市町 (R5)	15市町

④ 経済的な安定のための支援

- ・三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等において、弁護士による養育費に関する相談支援を行いました。令和5（2023）年度の実績は5件でした。（子ども・福祉部）
- ・コロナ禍やその後の物価高騰により家計が急変した低所得の子育て世帯に対して「子育て世帯生活支援特別給付金（子ども1人あたり一律5万円）」などの臨時給付金を市町と連携して速やかな支給に努めました。（子ども・福祉部）
- ・「三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金」として、児童扶養手当受給世帯を対象に子ども1人あたり2万円を令和5（2023）年7月に給付するなど、県独自の施策として経済的な支援を行いました。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給しました。（子ども・福祉部）
- ・経済的支援が必要なひとり親家庭等に対して、母子父子寡婦福祉資金や生活福

祉資金の貸付を行いました。(子ども・福祉部)

- ・ひとり親家庭等の医療費を助成する市町を支援しました。なお、令和元(2019)年9月から県内全ての市町において、一定の条件の下で未就学児における医療費の窓口無料化が行われています。(医療保健部)

【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
養育費を受給している割合	36.9% (R1) ※県調査	25.4% (R5) ※福祉行政 報告例	50%

⑤ 相談機能の充実と各種支援制度の周知

- ・三重県母子・父子福祉センターにおいては、就労に関する相談や養育費に関する専門相談に応じました。就業相談員による各種相談への対応については、来所相談、電話相談だけでなく、メール相談、LINEによる1対1トーク相談も行いました。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭等の支援にあたる職員の資質の向上を図るため、ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子・父子自立支援員に対する研修を、令和5(2023)年度は3回行いました。(子ども・福祉部)
- ・令和5(2023)年4月から支援を必要とするひとり親家庭等が必要な情報に簡単に24時間365日スマートフォン等からアクセスできるよう、「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」を三重県母子・父子福祉センターのホームページ上で運用し、必要な情報が得られる仕組みを構築しました。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
福祉事務所相談件数	8,076人 (H30)	5,544人 (R5)	10,000人

⑥ 父子家庭に対する支援の充実

- ・父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)は、ひとり親世帯数の約15%(令和2(2020)年)と少ない状況ですが、福祉事務所には、250件(令和5(2023)年度)の相談がありました。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和6年度)
福祉事務所における父子家庭相談件数	241 件 (H30)	250 件 (R5)	500 件

第4章 実態調査

1 調査の目的

子どもを取り巻く社会や経済の状況が、どのように子どもの成長や子どもの夢や希望、日々の生活などに影響しているかを把握し、効果的な支援のあり方を検討するため、子ども本人および保護者への調査を実施しました。

2 アンケート調査の概要

(1) 調査対象

- ・ 児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・ 市町が実施するひとり親家庭や低所得子育て世帯等への学習支援事業を利用する子どもとその保護者
- ・ 一般社団法人三重県母子寡婦福祉連合会の会員である保護者とその子ども
- ・ 子どもの居場所（子ども食堂、フードパントリー、子ども向け体験活動、学習支援教室等）を利用する子どもと保護者
- ・ 生活保護世帯の保護者とその子ども
- ・ 生活困窮者自立支援制度を利用する保護者とその子ども

(2) 調査方法

令和6（2024）年8月に市町や関係団体を通じて、アンケートの二次元コードを掲載したチラシを配布し、8月から9月にかけてWEBにて実施しました。

その結果、1,342人（保護者用アンケート：915人、子ども用アンケート：427人）から回答を得ました。

(3) 調査事項

保護者用アンケートの内容	子ども用アンケートの内容
・ 子どもとの関わり方について ・ 生活の状況について ・ 不安や悩みについて ・ 公的支援の利用状況について ・ ひとり親家庭の状況について 等	・ 生活習慣について ・ 勉強、進学について ・ 放課後の過ごし方について ・ 自分自身について ・ 悩みごとについて 等

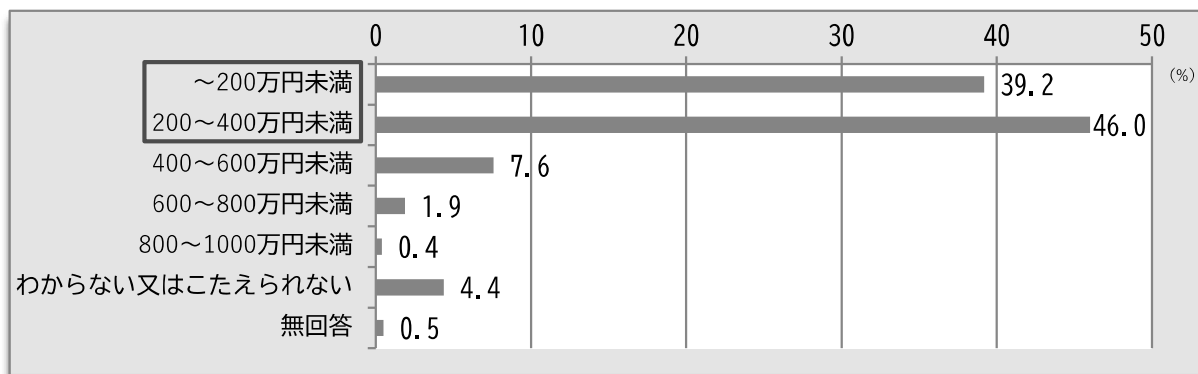
(4) 調査結果（抜粋）

① ひとり親家庭の状況について

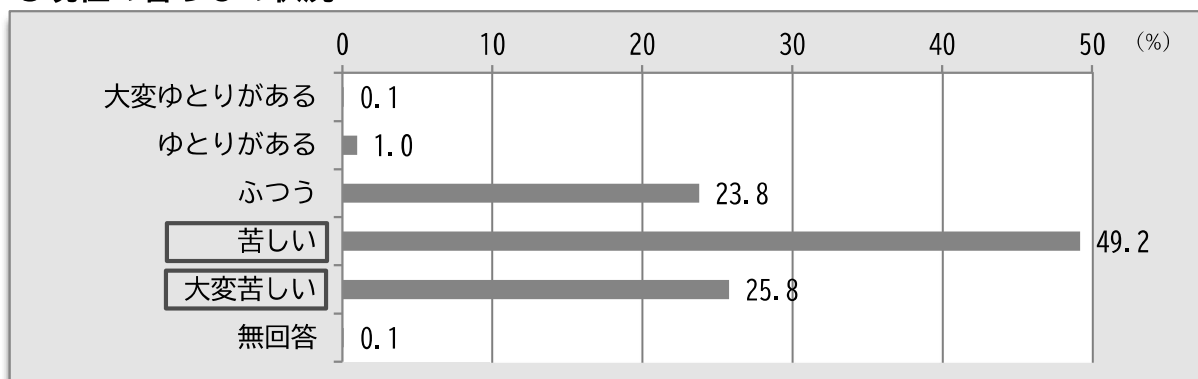
世帯収入が400万円未満と回答した割合は85.2%です。また、「現在の暮らしの状況」についても、「苦しい」、「大変苦しい」と答えた割合が全体の75.0%を占めており、「最近の生活の満足度」も全体として低い数字となっています。このことから、ひとり親家庭を取り巻く状況は依然として厳しい状況にあると言えます。

○ひとり親家庭における世帯収入の状況

※本調査における世帯収入とは、税金や社会保険料を控除した手取金額（手当額を含む）をいいます。

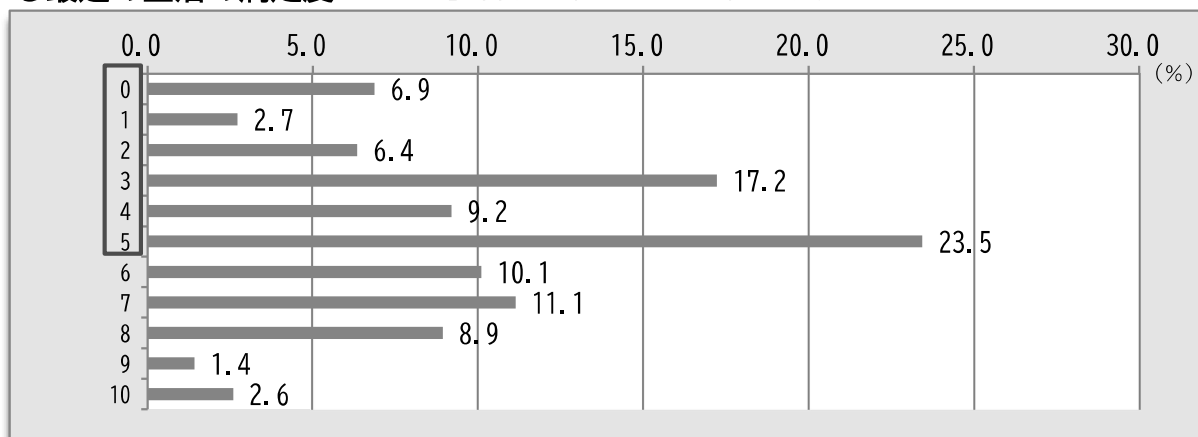


○現在の暮らしの状況



○最近の生活の満足度

※生活の満足度について、「0」（まったく満足していない）から「10」（十分に満足している）の数字のいずれかを選びます。

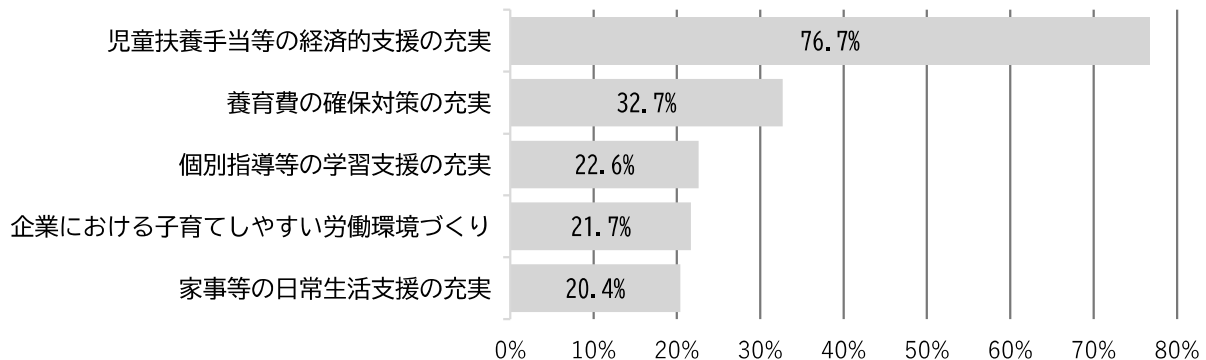


○充実が望まれる施策

ひとり親家庭において、特に充実が望まれる施策は、「児童扶養手当等の経済的支援の充実」が76.7%と最も多く、次いで「養育費の確保対策の充実」が32.7%、「個別指導等の学習支援の充実」が22.6%となっています。

自由意見欄の内容を含めると、児童扶養手当の支給額や所得要件に関することや、養育費の確保に向けた対策を望む声が多く見られました。

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載



○養育費に関する相談

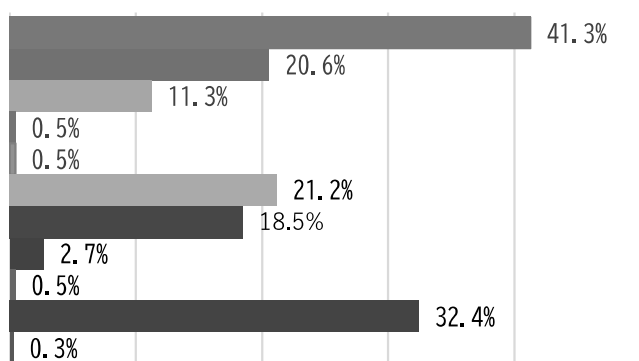
相談相手としては、「親族」が41.3%と最も多く、次いで「弁護士」(21.2%)、「知人、友人」(20.6%)、「家庭裁判所」(18.5%)の順でした。一方で、「県、市町窓口、母子自立支援員」(11.3%)、「母子寡婦福祉団体」(0.5%)、「母子・父子福祉センター」(0.5%)といった行政機関に相談した割合は、全体の12.3%にとどまっています。また、「相談していない」と回答した割合が32.4%と、約3人に1人が養育費について誰にも（どこにも）相談していないことがわかりました。

- ・あなたは、離婚の際またはその後、子どもの養育費のことで誰か（どこか）に相談しましたか。あてはまるものすべてを選んでください。（保護者）

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載

(回答者数：666人)

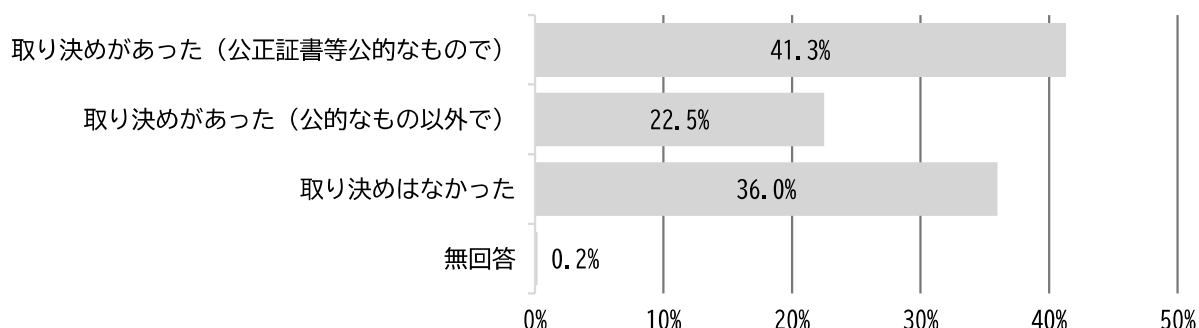
項目	回答数	%
親族	275	41.3%
知人、友人	137	20.6%
県、市町窓口、母子自立支援員	75	11.3%
母子寡婦福祉団体	3	0.5%
母子・父子福祉センター	3	0.5%
弁護士	141	21.2%
家庭裁判所	123	18.5%
インターネットのサイト、SNS	18	2.7%
NPO	3	0.5%
相談していない	216	32.4%
無回答	2	0.3%
総計	996	



○養育費の取り決め状況

養育費の取り決め状況について、取り決めがあった割合は 63.8%で、取り決めがなかった割合は 36.0%となっています。

取り決めがあった場合のうち、公正証書等公的なもので取り決めがあった割合は 41.3%で、公的なもの以外で取り決めがあった割合は 22.5%となっています。



○養育費の受給状況

養育費の受給状況について、「現在も受けている」と答えた割合は 61.4%ですが、「受けたことがあるが、現在は受けていない」が 19.5%、「受けたことがない」が 19.1%と、取り決めを行った場合でも、適切に履行されていない状況にあります。

不払いになった場合でも、差し押さえ等の法的な手続きによって、養育費を受給できるよう支援していくことが求められます。

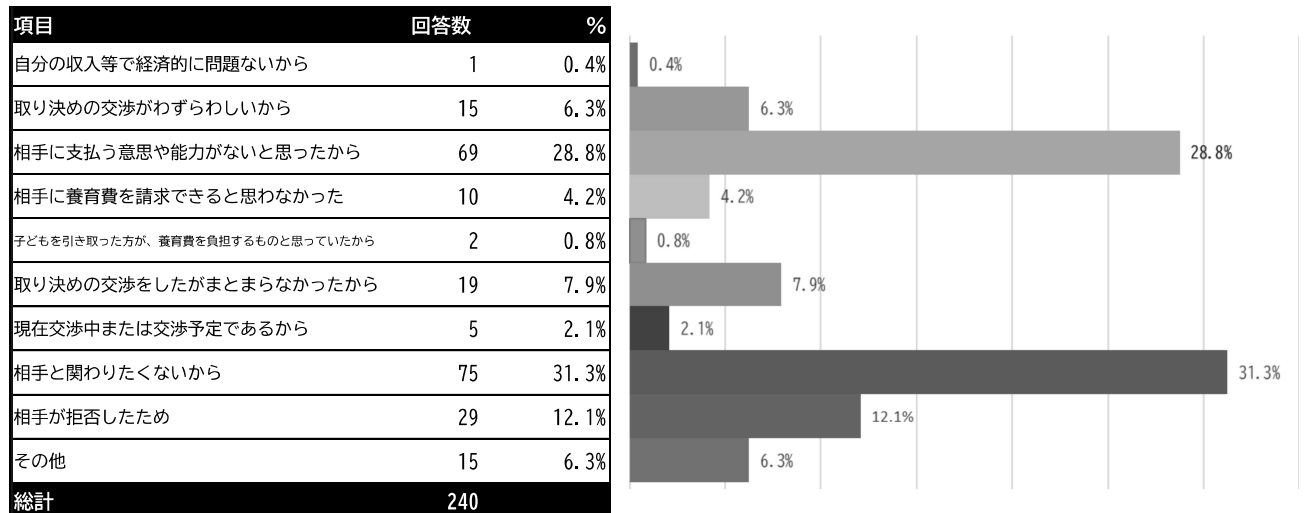


○養育費の取り決めをしなかった理由

取り決めをしなかった理由としては、「相手と関わりたくないから」が31.3%と最も高く、次いで「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が28.8%、「相手が拒否したため」が12.1%となっています。

養育費の履行確保等に対応するため、三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等において、離婚前の早い段階から当事者の状況を聴き取り、養育費に関する相談支援や取り決めの促進等を行う必要があります。

(回答者数：240人)



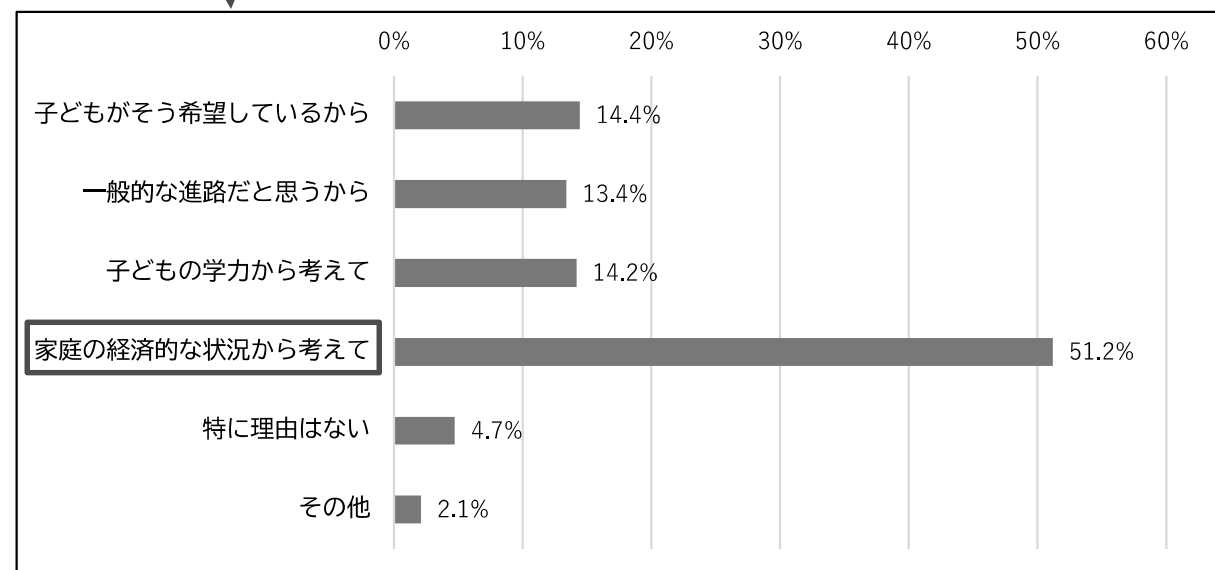
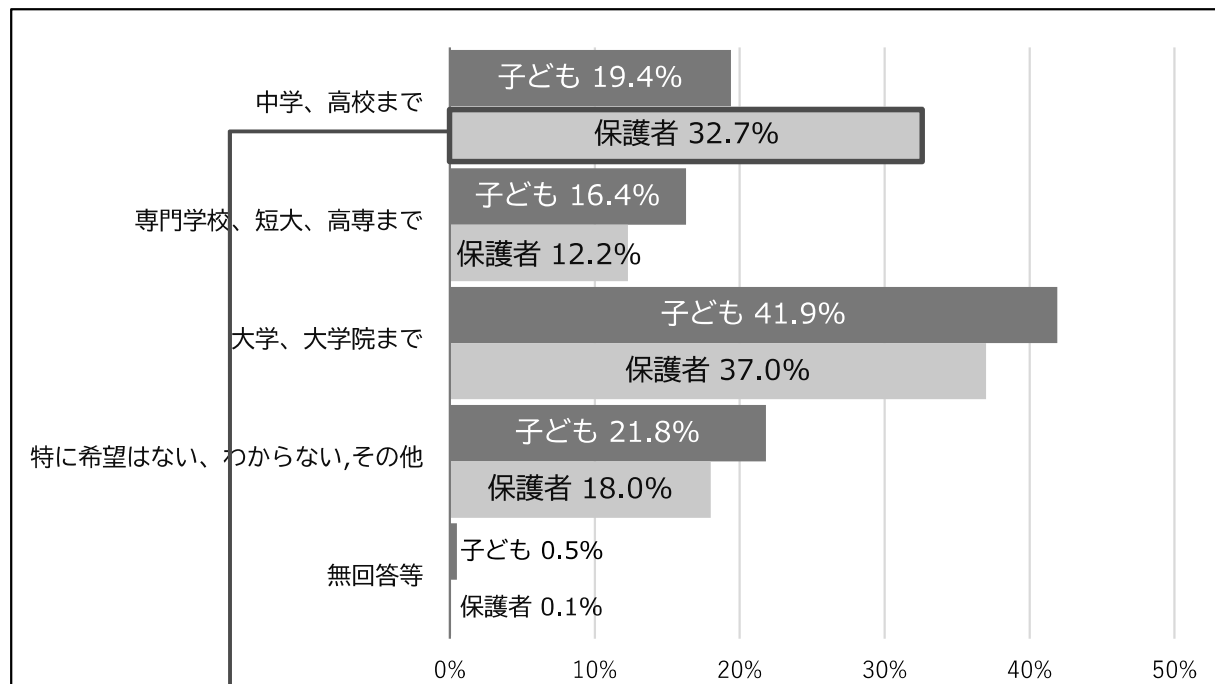
② 進学について

子ども、保護者とも約半数程度が、高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）への進学を考えている一方で（保護者の割合：49.2%、子どもの割合：58.3%）、「中学、高校まで」と考える保護者の割合は 32.7%であり、子どもの 19.4%と比較すると高くなっています。

また、「中学・高校まで」と答えた保護者のうち、全体の 51.2%が「家庭の経済的な状況から考えて」と答えており、家庭の経済的な状況が進学に影響していることがうかがえます。

○あなたは、将来どの学校まで行きたいと思いますか（子ども）

○お子さまは将来、現実的に見てどの段階まで進学すると思いますか（保護者）



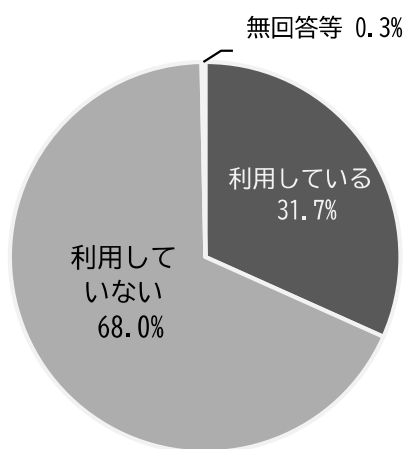
③ 学習塾の利用について

「過去1年間に子どもが学習塾を利用していない」と答えた保護者のうち、50.0%は「経済的に余裕があれば塾を利用したい」と考えています。

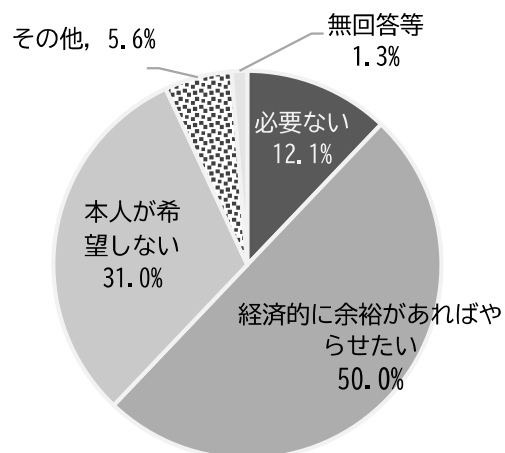
また、無料または低額の学習支援教室を「利用したことがある」、または「利用したことがない、あれば利用したいと思う」と答えた割合は、70.2%となっています。

○過去1年間において、お子さまは学習塾を利用していますか（保護者）

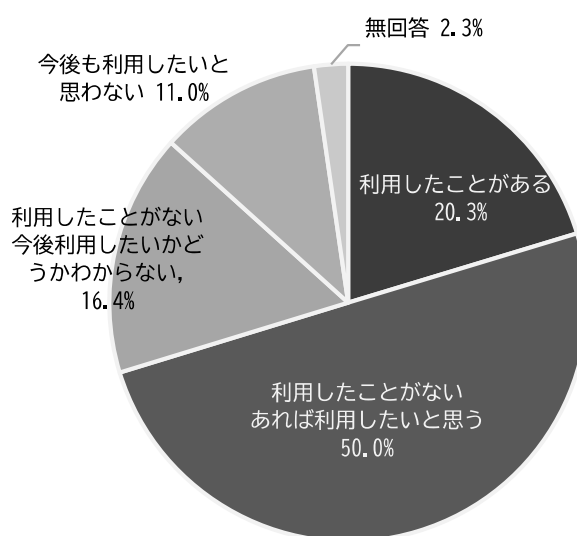
・学習塾の利用状況



(利用していない家庭) ・学習塾を利用していない理由



○あなたのお子さまについて、無料または低額の学習支援教室を使用したことがありますか。利用したことがない場合、今後利用したいと思いますか（保護者）



④ 体験活動等について

「過去1年間に子どもがスポーツ、芸術等の習い事を利用していない」と答えた保護者のうち、54.2%は「経済的に余裕があればやらせたい」と考えています。

「年に1回程度家族旅行に行っていない」と答えた保護者のうち、89.6%は「経済的に余裕があれば行きたい」と考えています。

「毎月お小遣いをわたしていない」と答えた保護者のうち、50.1%は「経済的に余裕があればわたしたい」と考えています。

経済的な理由から、体験活動ができない子どもたちに対して、さまざまな体験ができるよう、体験機会を提供する取組が重要です。

○スポーツ、芸術等の習い事

項目	回答数	%
①利用している	386	42.2%
②利用していない	522	57.0%
無回答	7	0.8%
総計	915	

○利用していない理由

項目	回答数	%
必要がない	27	5.2%
経済的に余裕があればやらせたい	283	54.2%
本人が希望しない	174	33.3%
その他	31	5.9%
無回答	7	1.3%
総計	522	

○年に1回程度家族旅行に行く

項目	回答数	%
①行った	371	40.5%
②行っていない	540	59.0%
無回答	4	0.4%
総計	915	

○行っていない理由

項目	回答数	%
必要がない	4	0.7%
経済的に余裕があれば行きたい	484	89.6%
本人が希望しない	19	3.5%
その他	31	5.7%
無回答	2	0.4%
総計	540	

○毎月お小遣いをわたす

項目	回答数	%
①わたした	321	35.1%
②わたしていない	593	64.8%
無回答	1	0.1%
総計	915	

○わたしていない理由

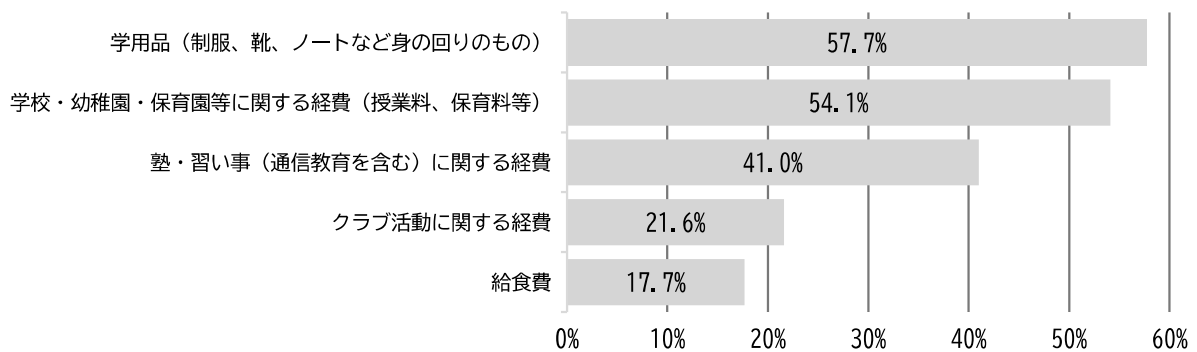
項目	回答数	%
必要がない	152	25.6%
経済的に余裕があればわたしたい	297	50.1%
本人が希望しない	62	10.5%
その他	79	13.3%
無回答	3	0.5%
総計	593	

⑤ 教育費に関する負担について

子どもの教育に係る経費のうち、負担に感じているものについて、「学用品」と答えた割合が57.7%と最も高く、次いで「学校・幼稚園、保育園等に関する経費」(54.1%)、「塾・習い事に関する経費」(41.0%)となっています。

○教育に係る経費について負担に感じているものはありますか（保護者）

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載



⑥ 子どもの居場所の利用状況について

子ども食堂やフードパントリー、学習支援教室など、家でも学校でもなく、誰もが気軽に集える「子どもの居場所」は、県内でも増加しています。令和元（2019）年度の実態調査と比較すると、「子ども食堂を利用したことがある（利用する予定である）」と答えた割合は5.9%から19.2%に、「知っているが、利用したことはない」と答えた割合は27.4%から49.5%に、利用状況および認知度も高くなっていることがわかります。

また、無料または低額の学習支援教室、フードパントリーなど、ほとんどの項目において、「利用したことがある」と答えた割合は20%前後、「利用したことがない、あれば利用したい」と答えた割合は50%前後となっています。

○子育て世代が利用する可能性のある下記の公的支援について、それぞれ「利用したことがある（利用する予定である）」、「知っているが利用したことはない」、「知らない」のうちあてはまるものを選んでください。（保護者）【抜粋】

子ども食堂の利用状況

（令和元（2019）年度調査）

項目	回答数	%
利用したことがある	54	5.9%
知っているが、利用したことはない	251	27.4%
知らない	442	48.3%
無回答	21	2.3%
総計	768	



（令和6（2024）年度調査）

項目	回答数	%
利用したことがある（利用する予定である）	176	19.2%
知っているが、利用したことはない	453	49.5%
知らない	278	30.4%
無回答	8	0.9%
総計	915	

○あなた自身またはお子さまについて、下記のような場所を利用したことがありますか。また、利用したことがない場合、今後利用したいと思いますか（保護者）

1 無料または低額の学習教室

項目	回答数	%
利用したことがある	186	20.3%
利用したことがない、 あれば利用したいと思う	457	49.9%
利用したことがない、 今後も利用したいと思わない	101	11.0%
利用したことがない、 今後使用したいかどうかかわからない	150	16.4%
無回答	21	2.3%
総計	915	

2 子ども食堂

項目	回答数	%
利用したことがある	175	19.1%
利用したことがない、 あれば利用したいと思う	459	50.2%
利用したことがない、 今後も利用したいと思わない	121	13.2%
利用したことがない、 今後使用したいかどうかかわからない	125	13.7%
無回答	35	3.8%
総計	915	

3 フードパントリー

項目	回答数	%
利用したことがある	220	24.0%
利用したことがない、 あれば利用したいと思う	412	45.0%
利用したことがない、 今後も利用したいと思わない	112	12.2%
利用したことがない、 今後使用したいかどうかかわからない	134	14.6%
無回答	37	4.0%
総計	915	

4 学校外での体験活動

項目	回答数	%
利用したことがある	216	23.6%
利用したことがない、 あれば利用したいと思う	449	49.1%
利用したことがない、 今後も利用したいと思わない	100	10.9%
利用したことがない、 今後使用したいかどうかかわからない	122	13.3%
無回答	28	3.1%
総計	915	

5 家や学校以外で何でも相談できる場所

項目	回答数	%
利用したことがある	151	16.5%
利用したことがない、 あれば利用したいと思う	491	53.7%
利用したことがない、 今後も利用したいと思わない	107	11.7%
利用したことがない、 今後使用したいかどうかかわからない	131	14.3%
無回答	35	3.8%
総計	915	

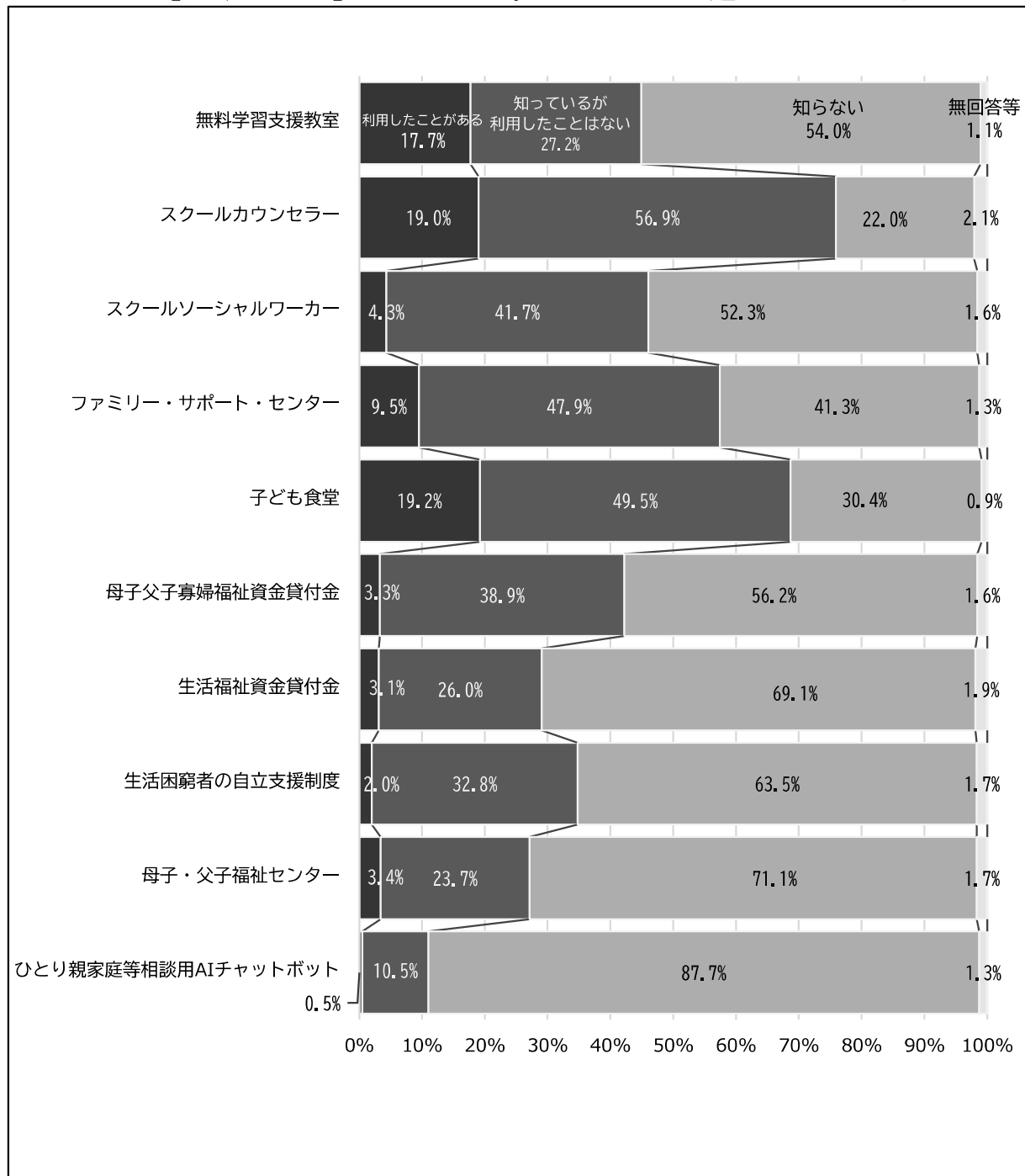
6 保護者同士の交流の場所

項目	回答数	%
利用したことがある	109	11.9%
利用したことがない、 あれば利用したいと思う	374	40.9%
利用したことがない、 今後も利用したいと思わない	215	23.5%
利用したことがない、 今後使用したいかどうかかわからない	162	17.7%
無回答	55	6.0%
総計	915	

⑦ 各種支援制度の認知度について

子育て世代が利用できるさまざまな支援について、以下のとおり「知らない」と答えた方が多くいました。特に、「母子父子寡婦福祉資金貸付金」、「母子・父子福祉センター」、「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」など、ひとり親家庭への支援について、「知らない」と答えた割合が多かったことから、必要となる支援制度の周知・広報を行っていくことが求められます。

○下記の支援について、それぞれ「利用したことがある」、「知っているが利用したことはない」、「知らない」のうちから当てはまるものを選んでください。



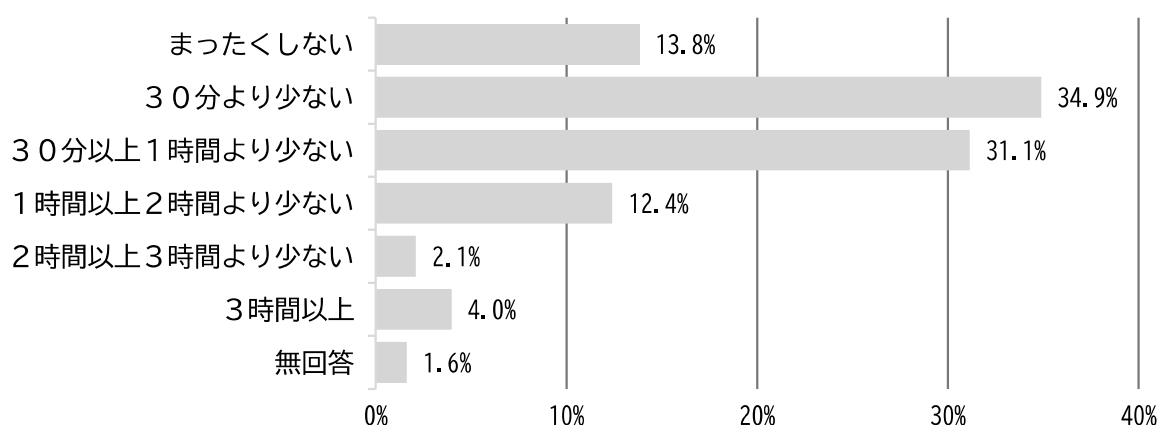
⑧ 子どもの勉強時間について

平日の勉強時間について、「まったくしない」と答えた割合は13.8%、「30分より少ない」と答えた割合は34.9%、「30分以上1時間より少ない」は31.1%と、全体の約8割が1時間未満の勉強時間となっています。

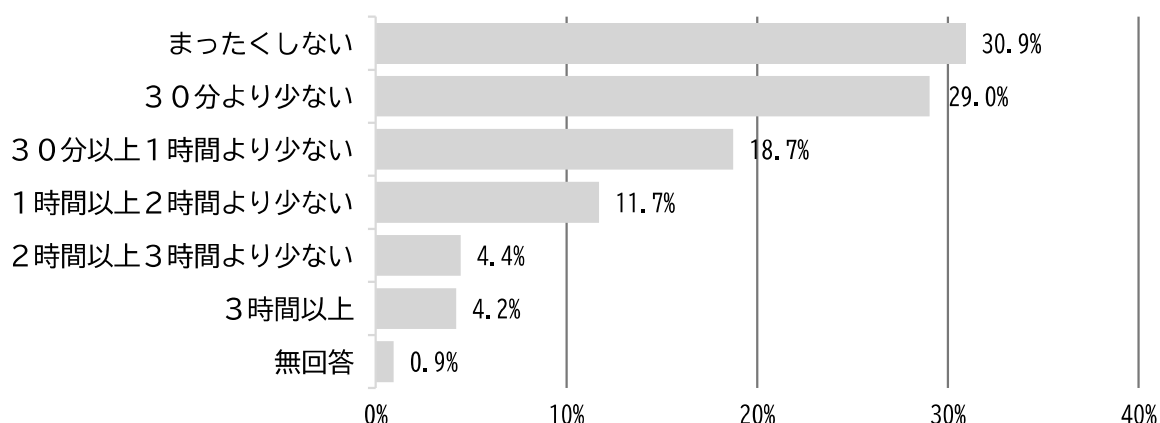
一方、休日の勉強時間について、「まったくしない」と答えた割合は30.9%、「30分より少ない」と答えた割合は29.0%、「30分以上1時間より少ない」は18.7%と、こちらも全体の約8割が1時間未満の勉強時間となっています。

学年によって勉強時間は異なるものの、文部科学省「全国学力・学習状況調査」（令和5（2023）年度）では、平日に学校の授業以外で1時間以上学習している子どもの割合が小学6年生では54.0%、中学3年生では、64.9%であり、休日に1時間以上学習している子どもの割合が小学6年生では44.7%、中学3年生では、59.6%であることから、全体的に勉強時間が少ないと言えます。

○平日に学校の授業以外でどれくらいの時間、勉強をしますか（子ども）



○休日にどれくらいの時間、勉強をしますか（子ども）

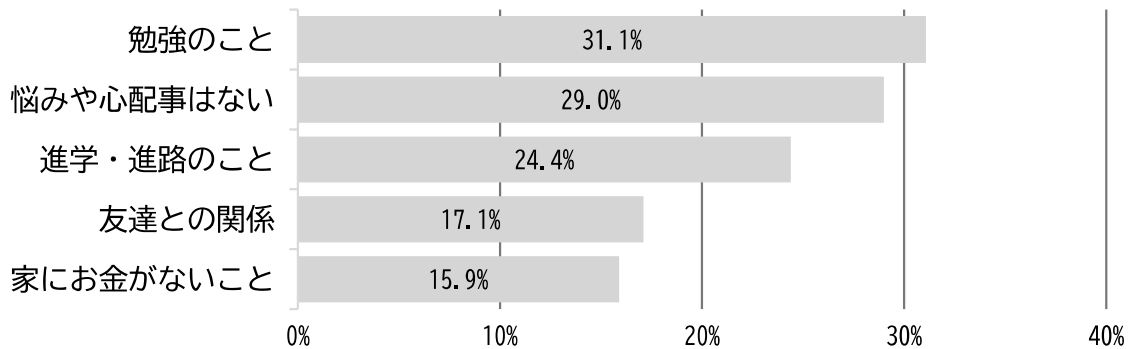


⑨ 悩みごとや心配なことについて

子ども自身が抱える自分や家族の悩みについては、「勉強のこと」(31.1%)、「進学・進路のこと」(24.4%)、「友達との関係」(17.1%)、「家にお金がないこと」(15.9%)と多岐にわたっています。

○自分や家族のことで悩みや心配なことがありますか（子ども）

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載



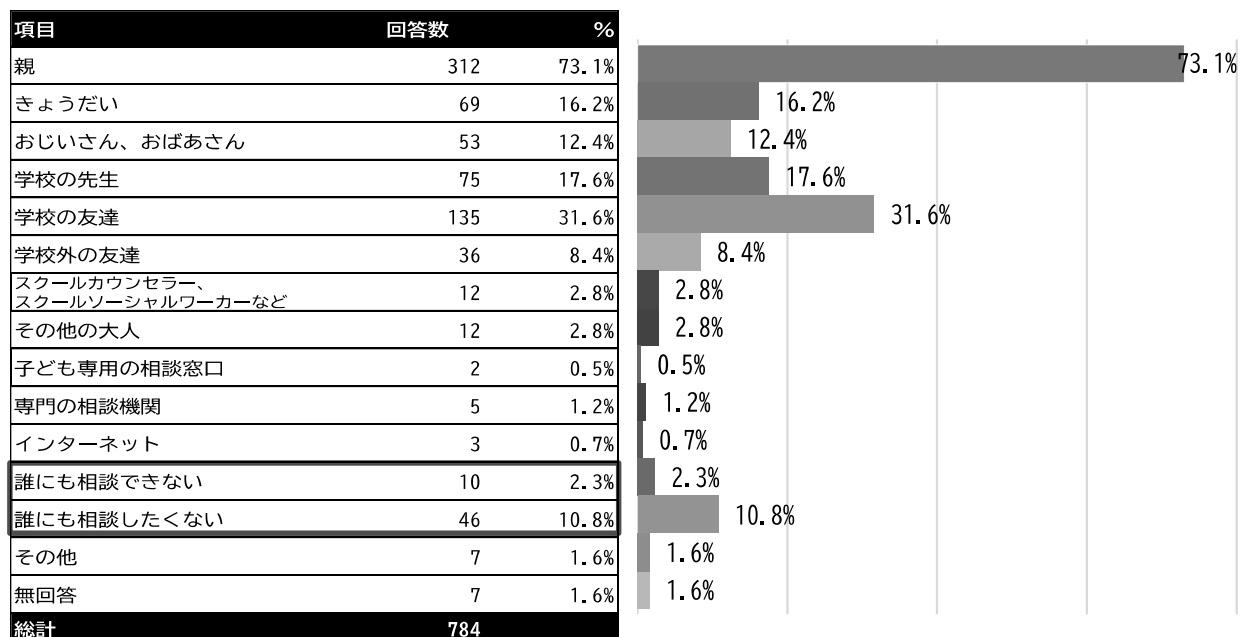
相談相手としては、「親」が73.1%と最も多く、次いで「学校の友達」(31.6%)、「学校の先生」(17.6%)、「きょうだい」(16.2%)の順でした。

一方で、「誰にも相談したくない」(10.8%)、「誰にも相談できない」(2.3%)と誰にも相談していない子どもがいることがわかりました。気軽に相談できる体制の整備が求められます。

○あなたは悩んでいることがあるとき、だれかに相談しますか（子ども）

(回答者数：427人)

※複数回答可



⑩ 自由意見について

- ・制度や支援策への要望や意見等に関する自由意見に、432 名（全回答者数の 32.2%）の方から回答をいただきました。
- ・内容としては、「生活の支援」、「経済的な支援」、「教育の支援」などに関する意見が多く見られました。

○暮らしやお仕事、お子さまについてなど、制度や支援策へのご要望やご意見があれば、自由にお書きください。（保護者）

（主な意見）

■地域や社会の環境に関する意見

- ・地域による行政サービスの格差・不均衡（10 件）
- ・子どもが安全して過ごすことができる環境整備（5 件）
- ・子どもが遊べる場所の確保、地域でのイベントの充実（4 件）

■子育て支援に関する意見

- ・学童保育の質と量の改善（10 件）
- ・延長保育・休日保育の拡大（9 件）
- ・病児保育の拡大（8 件）
- ・働きながら子育てする際の支援（7 件）
- ・職場の理解と柔軟な労働時間の要請（5 件）
- ・児童館の整備（4 件）

■経済的支援に関する意見

- ・ひとり親家庭への経済的支援の強化（15 件）
- ・家賃補助（12 件）
- ・手当の所得制限緩和（10 件）
- ・住宅ローン支払いに関する支援（6 件）
- ・公営住宅の優先入居（5 件）

■教育に関する意見

- ・無料学習施設の強化（9 件）
- ・塾代の支援（7 件）
- ・制服代や教科書代の補助（6 件）
- ・特別支援教育の充実（5 件）
- ・高校生以上の学習支援の充実（4 件）

■法的・制度的支援に関する意見

- ・養育費未払いの法整備、養育費の取り立て支援（12 件）
- ・制度に関する効果的な周知・広報（5 件）
- ・相談窓口の拡充（4 件）

○このアンケートについて思ったことや、大人に伝えたいことがあれば、自由に書いてください。(子ども)

(主な意見)

■教育に関する意見

- ・無料の学習スペースを増やしてほしい(6件)
- ・無料の塾や学校外の学習支援を希望(5件)
- ・勉強の難しさへの不安(3件)
- ・給食費の無償化の要望(2件)

■家族と生活に関する意見

- ・親の負担軽減を希望する声(4件)
- ・家庭内の役割分担や協力(3件)
- ・家族との時間の大切さ(3件)

■社会参加とコミュニティ

- ・子ども食堂の充実(4件)
- ・社会貢献への意識(3件)
- ・スポーツの体験場所の増設(3件)
- ・自然体験の場を増やしてほしい(2件)

■心情と存在価値

- ・安心して話せる場所の必要性(4件)
- ・個別の配慮への希望(3件)
- ・将来の夢や目標(3件)
- ・自己表現や意見を持つ場の重要性(2件)

3 その他

上記調査のほか、貧困家庭・ひとり親家庭・外国人支援や子ども食堂・無料の学習支援教室の運営に関わる方、小学校の教員、スクールソーシャルワーカーなどさまざまな困難を抱える家庭の支援に関わっている方々との計画策定検討会議を開催し、貧困家庭やひとり親家庭の現状や必要な支援について意見交換を行うとともに、ひとり親家庭の当事者や保護者等への聴取調査を行いました。

○聴取調査での意見

【ひとり親の子ども（大学生・社会人）】

- ・親の離婚後、小学生の時に習いごとを続けられなくなり、暇な時間があったので、無料か安価の塾、習いごと、スポーツができる場所などがあったらよかった。
- ・中学生の時、親から遊園地代がもらえず、友達と出かけられなかったが、あきらめた。
- ・中学生の時、親に相談したが、塾には行けず、親やきょうだいに勉強を教えてもらっていた。
- ・困難な問題を抱える家庭の子どもが大学へ進学するためには、奨学金の拡充が必要。本当は東京の大学に行きたかったけど、地元の国公立に進学する子もいる。
- ・経済的に厳しいことから、大学に行く意味があるのかと思っていた。勉強の大切さを知らなかった。大学生が身近におらず、大学に興味がなかった。
- ・親が大学に行っていると、子どもは自然に大学進学について考えるが、親が大学に行っていないと、子どもも高卒で就職となり連鎖が続くと思う。
- ・一生同じ会社で働く時代ではないため、大卒であれば就職に有利であると考えた。大学に行くメリットを高校生に伝えてほしい。余裕のない家庭であれば、親に遠慮することもあると思う。
- ・大学進学にあたり金銭的な支援は大事。お金があれば、親は働く時間を減らせる、子を塾に通わせることができる。
- ・学習支援のボランティアは自分の居場所にもなっている。
- ・将来就職に困らないよう、高校で簿記3級の資格を取得した。現在は簿記2級取得に向けて勉強中。
- ・コロナで内定取消になった話を聞き、親に相談したところ、資格を持っていると有利と聞き、宅建やファイナンシャルプランナーの資格を取得した。

【ひとり親の子ども（中学生、小学生）】

- ・小学校高学年から、毎日ではないが、皿洗いをしている。
- ・農業系の高校に進学したい。行けるなら大学に行きたい。
- ・中学校の部活動が週に4日、塾が週2日、市の学習支援事業の家庭教師が週1日、その他習字などの習い事に週2日行っている。
- ・母が塾の送迎をしてくれるから大変だと思う。
- ・将来の夢は小学校か幼稚園の先生。県外の大学に進学したい。
- ・キッカケプログラム（NPOカタリバ）でパソコンを借り、Zoomでイラスト、プログラミングなどの講座を受けている。

【母子家庭の母】

- ・今日初めて大学への進学希望を聞いて、高校入学後やこれからのお金のことが心配。
- ・母子会の日帰り旅行など、子どもが小学生の時から親子で楽しめている。
- ・月謝が高い塾には通わせることができない。
- ・塾やスマートフォンにお金がかかるので、旅行には行けない。
- ・奨学金はいろいろあるが、募集要項を読んでも要件を満たすのか分からないので相談にのってほしい。

【父子家庭の父】

- ・ひとり親が入院した時の子どもの預け先に困った。親は他界、きょうだいは県外に在住しており頼れず、民間の学童で預かってもらった。
- ・子どもの預け先がなく、週一の当直に子どもを連れていっていた。
- ・ひとり親の会の交流会に参加しても、父は自分だけということがある。こちらは仲間と思っているが、相手にはそのように思ってもらえないこともある。
- ・市のショートステイなどの事業は予約制なので、緊急の時は利用が難しい。

第5章 これまでの取組の検証

次期計画の策定に向け、両計画におけるこれまでの施策の取組状況や、実態調査の結果等をふまえて整理した課題は次の通りです。

なお、下記の①～⑤は、「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」における支援の柱であり、() 内は、それに相当する「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」における支援の柱です。

① 教育の支援（子どもへの学習支援）

- ・「みえのこども白書 2024^{※1}」において、貧困線（等価世帯収入の中央値の2分の1）未満の世帯の子どもは、他の世帯より、1日あたりの勉強時間が少ない割合が高く、学校の授業がいつも分かる割合が低いといった結果が出ています。子どもたちが確かな学力を身につけることができるよう、家庭での学習習慣の確立に向けた取組を進めるとともに、指導の改善や個に対応した指導の充実を図る必要があります。
- ・全ての子どもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、子どもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、育みたい資質・能力を明確化し、多様な選択肢の中から進路を決定する力や、人間関係を築く力など、将来の社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身につけられるよう、キャリア教育を推進していく必要があります。
- ・保護者の所得など家庭の経済状況が子どもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。家庭の経済状況や環境等に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けることができるよう、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図る必要があります。
- ・子どもたちの抱える困難が複雑化・多様化する中、学校が居場所やセーフティネット^{※2}としての福祉的な役割を担い、子どもたちの身体的・精神的な健康を支えることができるよう、支援体制を整備する必要があります。
- ・生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの学習支援は、市町によって進め方はさまざまですが、生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの学習支援が、身近な地域で利用できるよう、市町と連携し、支援の拡大を図る必要があります。

② 生活の支援（子育てと生活のための支援）

- ・仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」に陥りやすく、実態調査でも、「収入を得るため、遅くまで働けば働くほど、子どもと過ごす時間が少なくなる」といった声があり、親子で心穏やかに過ごす時間が持てないといった課題があります。

※1 「三重県子ども条例」に基づき、令和5（2023）年度に実施したアンケート調査の結果を中心に、子どもの生活実態や意識等についてまとめたものです。

※2 一般的には、あらかじめ予想される危機に備え、被害を最小化するために設けられる制度や仕組みのことで、子どもたちの学びにおいては、経済的・時間的・地理的な制約等に関わらず、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできる環境を整えることをいいます。

- ・子育てや家事の支援など生活の援助に関する支援は、市町が主体的に実施する部分が多いですが、市町によって利用できる支援メニューに差が生じている現状があります。住んでいる地域にかかわらず、必要な支援を受けることができるよう、市町への会議等を通じて、効果的な取組が他の市町に広がるよう共有したり、市町の財政負担を軽減して取組が拡充できるよう国に対して要望したりする必要があります。
- ・子ども食堂をはじめとした「子ども居場所」は県内でも増加傾向にあり、子ども食堂をはじめ、フードパントリー、学習支援教室、地域の交流の場としての機能も有しています。子どもや保護者が社会的に孤立に陥らないように、相談しやすい交流の場としての機能を充実させていく必要があります。

③ 保護者に対する就労の支援（親への就業支援）

- ・三重県母子・父子福祉センターでは、より多くのひとり親家庭の保護者の支援を行うため、各種事業を実施していますが、実態調査において、認知度が高くないことがわかりました。今後、三重県母子・父子福祉センターの広報をより強化する必要があります。
- ・三重県母子・父子福祉センターでは、ひとり親家庭の就業支援を行っていますが、ひとり親家庭の保護者については、子育てと仕事を両立するために、夜勤や休日勤務がない仕事や、子どもの急病時などに休むことが可能な仕事を希望する傾向があります。就業に向けてのマッチングが難しい状況ですが、個々の状況に合った求人情報の収集に努めるとともに、ハローワークや福祉事務所の母子・父子自立支援員等との連携をとりながら、就労支援体制のさらなる充実を図る必要があります。

④ 経済的支援（経済的な安定のための支援）

- ・ひとり親世帯のうち離婚により母子家庭となった世帯において、養育費を受け取っていない割合が高く、実態調査においても取り決めを行っていた場合でも適切に履行されていないという声があります。離婚後のひとり親が受け取る養育費について、政府は、令和 13（2031）年までに、40%に引き上げる目標を設定しました。あわせて令和 6（2024）年 5 月に公布された養育費の履行確保などを内容とする「民法等の一部を改正する法律」の趣旨をふまえ、離婚前の早い段階から個々の当事者の状況を聴き取り、養育費に関する相談支援や取り決めの促進等について、周知・広報を強化する必要があります。

⑤ 身近な地域での支援体制の整備（相談機能の充実と各種支援制度の周知・父子家庭に対する支援の充実）

- ・市町では子どもの貧困対策計画の策定が努力義務となっていますが、現在の策定数は全体の半数程度にとどまっています。今後、未策定の市町に対しては、計画策定への支援を行うとともに、子どもや家庭により身近な存在である市町の支援体制を充実させる必要があります。
- ・子どもの貧困の解消に向けた対策として、ワンストップ窓口や、庁内外の関係部署が連携して取り組んでいる市町が増えましたが、支援を必要とする人にと

って確実に情報が届くよう周知・広報を行うとともに、各関係機関が連携して、支援が届きにくい家庭を早期に発見し、必要な支援につなげていく取組を行う必要があります。

- ・令和5（2023）年度から支援を必要とするひとり親家庭等が必要な情報に24時間365日スマートフォン等からアクセスできるよう、「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」を三重県母子・父子福祉センターのホームページ上で運用し、必要な情報が得られる仕組みを構築しました。しかし、実態調査においては、認知度があまり高くないことがわかったため、周知・広報を強化するとともに、FAQ（想定する質問内容）の向上に取り組むことで、相談体制の充実を図る必要があります。
- ・実態調査では、「きょうだいの世話や家族の介護が大変」、「家事が大変」といった声があったことから、家庭環境を要因とする問題を抱えている子ども（ヤングケアラー等）が相談したり、周囲が気づき、支援につなげたりできるように関係機関と連携して取り組む必要があります。
- ・県内の父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）は、ひとり親世帯数の約15%（令和2（2020）年）で、福祉事務所への相談件数も全相談件数の4.5%（250件/5,544件（令和5（2023）年度）と少ない状況です。また、当事者への聴取調査でも相談相手がいないとの声がありました。今後も、父子家庭が孤立することがないように、相談対応や情報提供を行うとともに、子育てや生活等の不安解消に向けた取組を進める必要があります。

第6章 めざす姿と取組の視点

1 めざす姿

子どものライフステージに応じた教育等のさまざまな支援や、保護者への経済的支援等によって子どもの貧困を解消するとともに、ひとり親家庭等の生活の安定を図り、安心して子育てができる環境を整えることで、子どもの権利利益が守られ、社会から孤立することなく、夢と希望を持って健やかに成長できる社会をめざします。

本県は、「三重県子ども条例」に基づき、子どもの権利を守り、生きづらさや困難を取り除き、子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め、もって全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現をめざしています。

貧困は、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な問題であることや、ひとり親家庭においては、仕事と子育てを一手に担わなければならない、時間にゆとりがなく親子ともに地域や社会から孤立しやすい状況にあることをふまえ、ひとり親家庭を含めた困難な環境にある子どもやその家族を支援し、子どもの貧困の解消およびひとり親家庭等が安心して子育てや生活ができる環境の整備に向けた各種の取組を推進していく必要があります。

本県では、「三重県子ども条例」の基本理念（※）にのっとり、上記のとおり「めざす姿」を掲げ、本計画の取組を進めることとします。

※「三重県子ども条例」の基本理念（第3条）

- ◆子どもは、生まれながらに一つの人格として権利を有し尊重されるべきものであり、いかなる理由による差別も受けることがないこと。
- ◆子どもの生命及び健康が守られ、健やかに成長及び発達することができること。
- ◆子どもが自分に直接関係のあることに意見を表明することができるとともに、その年齢及び発達 の程度に応じて、多様な社会的活動に参画することができること。
- ◆子どもは、その年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

2 取組の視点

子どもの貧困の解消に向けた対策およびひとり親家庭等の支援を推進する観点から、施策を展開する上で、重要と考えられる分野横断的な視点を明示します。

（１）親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築

子どもの心身の健全な成長を確保するため、既存の子ども関連施策を基本に、親の妊娠・出産期から、子どもの乳幼児期、義務教育、高校教育段階を経て社会的自立に至るまで、関係機関における情報の共有、連携の促進を図ることで、子どものライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげるよう取り組みます。

（２）支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭に配慮した体制の整備

必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、支援に関する情報が届かない、アクセスできない、積極的に利用したまらない子どもや家庭を早期に発見し、適切な支援につなげるため、窓口のワンストップ化の推進、効果的な情報発信、プッシュ型による相談支援等、必要な体制の整備を進めます。

また、行政や民間団体等による支援策と、支援が必要な子どもや家庭とをつなぐための体制の整備も必要です。行政、地域における関係機関、NPO等の民間団体等が連携し、当事者に寄り添いつつ、適切な支援につなげる仕組みづくりが重要です。

（３）市町における支援体制の充実

各種の取組は市町が主体的に実施する部分が多いですが、市町によって対応状況がさまざまです。そのため、市町や関係機関等で構成する会議等を活用し、現状の課題、今後の進め方、各市町の取組における好事例等を共有するとともに、支援の地域間格差が生じないように市町に働きかけ、支援体制の充実を図る必要があります。

（４）学校を地域におけるプラットフォームとした子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置づけ、家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けることを保障するとともに、地域における関係機関・団体やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の働きかけにより、支援が必要な子どもや保護者を早期に把握し、適切な支援につなげる体制づくりを進め、学習支援・就学支援など関係機関と連携した総合的かつ多面的な支援を行う必要があります。

（５）ひとり親家庭等を中心とした生活の安定と向上に資するための取組の推進

ひとり親家庭のうち約半数が貧困に直面し、ひとり親家庭を取り巻く環境が依然として厳しい現状をふまえると、ひとり親家庭への支援を進めることが、子どもの貧困の解消につながっていくと考えられます。

そのため、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、保護者に対する職業訓練や就職のあっせん等、一人ひとりの希望や適性に応じてきめ細かく就労支援

を行うほか、養育費の安定した取得や日常生活の支援等、各家庭の状況に応じた生活支援、児童扶養手当等による経済的支援といった多面的な支援に取り組む必要があります。

また、ひとり親家庭の保護者の多くが、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることをふまえて、相談に来ることを待つことなく相談支援を行うことや、さまざまな課題にワンストップで必要な支援につなげることができるよう取組を進めていく必要があります。

第7章 具体的取組と計画目標

1 考え方

三重県における子どもの貧困およびひとり親家庭の現状と課題をふまえ、国の「こども大綱」で定める、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」に「身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備」を加えた5つの支援を柱として、子どもの貧困の解消に向けた対策およびひとり親家庭等の支援に視点を置いた以下の具体的な施策を総合的に推進します。

また、施策を着実かつ継続的に推進するためには、県（行政）の行う事業の成果や達成の状況を検証・評価することが重要です。このため、5つの支援の柱全てに令和11（2029）年度までの達成（数値）目標とモニタリング指標を設定して進捗管理に活用し、P D C A（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善））のサイクルに基づき、第6章で定める「めざす姿」の実現に向けて対策を推進していきます。

2 具体的な取組と計画目標

（1）教育の支援

子どもは心身の発達過程の中で、成育状況に応じた適切な教育を受けることが必要です。そのためには、学校と地域が一丸となって子どもたちを支える仕組みが重要です。

そこで、学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置づけるとともに、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置・派遣や地域による学習の支援、関係機関のネットワーク構築に取り組みます。

また、家庭の経済状況や環境等に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けることができるよう、教育に係る経済的負担を軽減するとともに、学校生活を保障し、学校教育によって学力の格差を縮小することで、貧困家庭やひとり親家庭にある子どもの教育の支援を行います。

① 学校をプラットフォームとした子どもの貧困の解消に向けた対策の展開

ア 学校教育による学力保障

- ・家庭の経済状況に関わらず、基礎的・基本的な知識・技能の定着や思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上が図られるよう、子どもの学習状況を把握し、指導の改善や個に対応した指導を進めます。（教育委員会）
- ・子どもが学習内容を確実に身につけることができるよう、学習内容の習熟の程度に応じた少人数指導、効果的な指導を進めます。（教育委員会）

- ・子どもに「知識および技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育むことができるよう、主体的・対話的で深い学びの観点からの授業改善につながる研修を実施します。(教育委員会)
- ・全ての子どもたちが学校での学習と自分の将来との関係に意義を見いだして意欲を持って学び、可能性を最大限に発揮できるよう、各学校において社会で活躍している人を招へいするなど、子どもたちのキャリア発達を促す取組を推進します。(教育委員会)

イ 学校における子どもの相談窓口としての充実と関係機関との連携の促進

- ・ヤングケアラー等貧困やひとり親家庭の家庭環境での課題を持っている子どもの気持ちを、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が学校において受け止め、学校だけでは解決が困難な事案については、関係機関と連携して支援検討を行います。(子ども・福祉部、教育委員会)
- ・学校で受け止められた子どもの意見や気づきを、要保護児童対策地域協議会等の関係機関のネットワークを活用し、多面的な視点で支援につなげます。(子ども・福祉部)
- ・多様な課題を抱える児童生徒に対する教育相談体制を充実させるために、継続してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置または派遣し、地域および福祉関係機関等との連携を図りながら、効果的なチームでの支援を行うためのネットワークを構築します。(教育委員会)
- ・全ての子どもにとって学校が安心して学べる居場所となるように環境を整えるとともに、社会との関わりが持てていない子どもが社会的自立に向けた多様な学びを進められるよう支援します。(教育委員会)
- ・不登校の子どもや保護者への支援を専門的に行う教育支援センターが、通所している子どもの支援に加え、通所できない子どもに対しても訪問型の支援を実施するなど、地域における不登校の子どもに対する支援の中核となるよう機能強化を推進します。(教育委員会)
- ・教職員の教育相談に係る力量の向上および学校の教育相談体制づくりを推進する中核的リーダーを育成するための研修を実施します。(教育委員会)
- ・貧困の解消に向けて、学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材が連携し、効果的な支援につなげられるよう、教職員に対して専門人材との連携や活用方策について周知します。(教育委員会)

ウ 地域による学習支援

- ・地域とともにある学校づくりの仕組みの導入を促進するとともに、全ての子どもを対象とした「地域未来塾」による学習支援活動を推進します。また、地域の退職教員・大学生等による教科指導の補助および補充学習や発展的な学習を推進します。(教育委員会)

- ・「地域未来塾」の取組の普及に向けて、市町関係者や地域住民等を対象にした会議で好事例を共有するとともに、学校を通じて子どもや家庭への情報提供を進めます。(教育委員会)
- ・教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情を高め、人権尊重の地域づくりが促進されるよう、学校・家庭・地域が連携して、学習支援や子どもを主体とした人権尊重の意識を広める活動などを行う「子ども支援ネットワーク」の取組を推進します。(教育委員会)
- ・県内の社会教育関係者等の研修や交流の場を設け、地域で子どもの体験活動等に取り組む関係者の資質の向上を図ることにより、学習活動を推進します。(教育委員会)
- ・地域住民等の協力を得て、放課後や週末等に、学校等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を確保し、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供する「放課後子ども教室」が安定的に実施できるよう、市町に対し運営費等を支援します。(子ども・福祉部)

エ 外国人児童生徒・保護者への支援

- ・小中学校において、外国人児童生徒が安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員の派遣やオンラインによる支援等を行い、学習支援や学校生活への適応指導等の充実に取り組みます。(教育委員会)
- ・外国人児童生徒の学ぶ機会を保障できるよう、各市町における就学に向けた取組や市町間での外国人児童生徒に係る情報共有を促進します。(教育委員会)
- ・保護者が学校生活等に関する学校からの連絡内容を正確に把握できるよう、翻訳支援を行うとともに、ホームページで公開されている連絡・案内文書例(ポルトガル語やタガログ語等6言語)を改訂します。(教育委員会)
- ・高等学校において、外国人生徒が地域で社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、課外授業等による適応指導や進路相談、日本語習得の支援等の業務を行う外国人生徒支援員(ポルトガル語、スペイン語、タガログ語等)を県立学校の拠点校に配置します。(教育委員会)
- ・高等学校において、外国人生徒が将来を見通して主体的に進路を選択できるよう、NPO法人等と連携し、日本での働き方や上級学校への進学について理解を深める進路セミナーを開催します。(教育委員会)

オ 高等学校等における就学・就労支援

- ・高等学校において、働くことに不安を持つ生徒に対し、就労支援機関等と連携した進路相談やソーシャルスキルトレーニング※の機会を入学後の早い段階から充実させるとともに、企業等の人事部門の担当や労働行政での業務等の就職に係る専門的な経験を持つ人材による就職支援を進めます。(教育委員会)

※ 社会の中で他者と交わり、共に生活していくために必要な能力を身につけるための訓練。

- ・学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対し、学習の継続や学び直しができるよう、転入学や編入学制度を適切に活用した進路選択を支援します。また、地域若者サポートステーション等の関係機関と連携を図り、「働き出す力」を引き出す取組を進めます。(教育委員会)
- ・高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給期間経過後も、卒業までの間（最大 24 月）、授業料相当額を支給します。(教育委員会、環境生活部)

カ 特別支援教育による一人ひとりに応じた教育の支援

- ・発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの支援が早期に行われ、学校間で支援情報が円滑に引き継がれるよう、支援体制の整備を進めます。(教育委員会)
- ・特別支援学校において、一人ひとりの進路希望を実現できるよう、計画的・組織的なキャリア教育を進めます。(教育委員会)

キ その他の教育支援

- ・子どもが困難な状況や逆境をしなやかに受け止め乗り越えていけるよう、ソーシャルスキルトレーニングの手法を取り入れたレジリエンス教育※に取り組みます。(教育委員会)
- ・教職員が子ども一人ひとりや集団の状態と心理を理解し対応する力を身につけるなど、子どもが自らのまの自分が認められていると実感し、自己肯定感を育むことにつながる研修の充実を図ります。(教育委員会)
- ・市町教育委員会等の学校給食関係者との会議の場や県内全教職員等を対象とした講習会を通じて、学校給食・食育の普及・充実に関する啓発を図ります。また、学校給食において地場産物を使用しながら、食育の「生きた教材」として活用し、望ましい食生活に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるよう取り組んでいきます。(教育委員会)
- ・県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）等において、さまざまな事情により義務教育段階の教育を受けられないまま中学校を卒業した方等の教育を受ける機会を確保します。(教育委員会)

② 教育に係る経済的負担の軽減

ア 幼児教育に係る経済的負担の軽減

- ・令和元（2019）年 10 月から実施の幼児教育・保育の無償化により、3 歳～5 歳の全ての子どもと、0 歳～2 歳の住民税非課税世帯の子どもに係る幼児教育・保育の無償化について、必要となる安定的な財源を確保し、制度の円滑な推進を図っていきます。(子ども・福祉部)

※ 子どもたちが、学校生活や友人関係などで、つまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、立ち直り、回復する力を育む教育。

イ 義務教育に係る経済的負担の軽減

- ・小中学校における就学援助が確実に行われるよう、国へ要望していくとともに、県内の市町教育委員会の実態に応じた工夫などについての情報収集や各種会議における共有を図りながら、各市町教育委員会の就学援助制度の円滑な実施に向けた働きかけを行います。(教育委員会)
- ・義務教育機関の子どもがいる生活保護世帯に対して、「生活保護法」に基づき、教科書等の学用品や通学用品、学校給食費等の扶助を行います。(子ども・福祉部)

ウ 高等学校等就学に係る経済的負担の軽減

- ・県立高等学校および私立高等学校に通う生徒で、地方税の課税所得により計算した額が一定の金額未満の世帯や保護者の失職などによる家計急変世帯に属する生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給します。(教育委員会、環境生活部)
- ・授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に対し、奨学給付金を支給します。(教育委員会、環境生活部)
- ・経済的な理由により高等学校等における修学が困難な方を支援するため、修学奨学金を貸与します。また、貸与に係る所得基準の見直しにより支援の充実を図ります。(教育委員会)
- ・就学支援金の対象とならない「生活保護法」に基づく保護を受けている者等の授業料の全部または一部を減免します。(教育委員会)
- ・生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、「生活保護法」に基づき、入学料や教材代等の扶助を行います。(子ども・福祉部)
- ・保護者の経済的負担を軽減し、修学に対する支援を行うため、入学料の減免を行う私立高等学校等に対して補助を行います。(環境生活部)
- ・不登校児童生徒等の教育機会の確保や社会的自立の促進を図るため、多様な学びの場を選択することができるよう、対象となるフリースクールを利用している不登校児童生徒等がいる低所得世帯に対して、フリースクールの利用料の一部を補助します。(教育委員会、環境生活部)
- ・資格・免許を取得または技能を修得し、将来の経済的自立につなげようとする低所得世帯の生徒に対し、専修学校高等課程で修業する場合は奨学金を貸与し、専修学校専門課程で修業する場合は、奨学金の利用に係る利子の一部を助成します。(環境生活部)
- ・母子・父子及び寡婦福祉資金貸付制度により、ひとり親家庭の子どもが、高等学校等に修学するために必要な支度資金等の資金貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・三重県社会福祉協議会が実施する、生活福祉資金（低所得世帯の子どもが、高等学校に就学するために必要な授業料等）の貸付に対して補助を行います。(子ども・福祉部)

エ 特別支援学校就学に係る経済的負担の軽減

- ・特別支援学校に就学する子どもたちの保護者の経済的負担を軽減するため、交通費、学用品購入費等の就学に必要な経費の一部を支援します。（教育委員会）

オ 大学等進学に係る経済的負担の軽減

- ・意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、三重県農業大学校や県立看護大学の授業料免除等を行います。（農林水産部、医療保健部）
- ・看護師等学校養成所を卒業後、県内で看護職員として就業する意思のある方に対して、一定期間県内で就業することを条件に返還を免除する修学資金の貸付を行います。（医療保健部）
- ・指定保育士養成施設卒業後、県内で保育士として就業する意思のある方に対して、一定期間県内で就業することを条件に返還を免除する修学資金の貸付を行います。（子ども・福祉部）
- ・国内の医学部医学科に在学し、卒業後県内において、一定の返還免除条件を満たす勤務をしようとする方に対して修学資金の貸与を行います。（医療保健部）
- ・機関要件の確認を受けた私立専修学校（専門課程）に在籍する低所得世帯や多子世帯の学生に対し、授業料等の減免を行った学校法人等に助成します。（環境生活部）
- ・母子・父子及び寡婦福祉資金貸付制度により、ひとり親家庭の子どもが、大学等進学に必要な就学支度資金や就学資金の貸付を行います。（子ども・福祉部）
- ・三重県社会福祉協議会が実施する、生活福祉資金（低所得世帯の子どもが、大学等に就学するために必要な授業料等）の貸付に対して補助を行います。（子ども・福祉部）
- ・大学等に進学する生活保護世帯の子どもに対して、必要となる生活費を支援するため、「生活保護法」に基づき、進学・就職準備給付金を支給します。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭の子どもと、児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもに対して、国や民間機関による奨学金制度の周知・活用等を図り、大学等への進学を支援します。（子ども・福祉部）
- ・大学等への進学により児童養護施設等を退所した者や里親委託を解除した者等のうち、保護者がいない等の理由により安定した生活基盤の確保が困難な者等に対して、一定の条件を満たした場合は返還免除となる家賃相当額および生活費の貸付を行います。（子ども・福祉部）
- ・令和2（2020）年度から始まった高等教育の修学支援新制度について、引き続き制度の周知を行います。また、令和7（2025）年度から始まる新たな支援制度（多子世帯への支援等）について、県内の高校生に対して周知を行います。（教育委員会）

③ 生活困窮家庭やひとり親家庭等への学習支援

- ・「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮家庭（生活保護世帯を含む）の子どもを対象に、学習支援等を行います。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもへの学習支援（大学等の受験料、大学等や高校進学に係る模擬試験受験料支援を含む）を市町等の関係機関と連携して実施していきます。また、「生活困窮者自立支援法」に基づく学習支援事業等、他の学習支援事業と調整を行いながら、実施の拡大を図ります。（子ども・福祉部）
- ・外国にルーツのある子どもや個別支援が必要な子どもなどへの対応のため、各学習支援の場に、必要に応じて個別学習支援員を配置できるよう国の制度が拡充されます。ニーズに応じたきめ細かな対応が可能となるため、実施の拡大に向けて市町に対して働きかけます。（子ども・福祉部）

【目標】

項目名	現状	目標値 (令和 11 年度)
ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業に登録する人数	261 人 (R5)	400 人
児童養護施設、里親の子ども高等学校等卒業後の進学率、生活保護世帯の子ども大学等進学率（※）	32.1% (R4・R5)	45%
地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合	76.0% (R5)	100%

※「高等学校等卒業後の進学率」とは、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、公共職業訓練施設へ進学した者の割合、「大学等進学率」とは、大学、短期大学、専修学校、各種学校へ進学した者の割合をいいます。

【モニタリング指標】 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

項目名	現状
就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,030 人 12.90% (R4)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 (小学校)	55.8% (R5)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 (中学校)	68.7% (R5)

児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100% (R5)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.9% (R4)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	1.7% (R4)
全世帯の子どもの高等学校等中退率	1.0% (R4)

(2) 生活の支援

貧困の状況においては、子どもの養育への影響が懸念されるため、保護者への長期的で具体的な視点に基づいた切れ目のない生活支援が必要です。

また、子どもの権利の観点からは、子ども自らが相談できる窓口や子どもの生活を保障していく取組が必要です。

このことから、貧困家庭やひとり親家庭の子どもおよびその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、その他の貧困家庭やひとり親家庭にある子どもの生活に関する支援を行います。

① 保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目のない生活支援

ア 妊娠・出産期の支援

- ・母子保健と児童福祉が連携して一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期に係る切れ目のない支援体制を提供する「こども家庭センター」の整備について市町に働きかけるとともに、各種研修の実施等による人材育成や地域の実情に応じた支援体制の構築に向けたアドバイザー派遣などにより運営を支援します。
(子ども・福祉部)
- ・若年層の予期せぬ妊娠に対する相談(電話・SNS)を行います。また、未受診の特定妊婦に対し妊娠判定費用補助を行います。(子ども・福祉部)
- ・妊娠期から出産・子育て期にわたり、さまざまな悩みを抱える方へのSNS相談を行います。また、レスパイトや育児技術支援の場の提供を行うとともに、産後ケア事業等の一層の推進を図ることで、切れ目のない支援につなげます。(子ども・福祉部)
- ・妊娠届出時アンケートおよび産婦健康診査の連続した情報に関する評価検討、産前産後の支援体制の強化、産婦人科と小児科のネットワーク強化等を行います。(子ども・福祉部)
- ・市町の乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の実施を支援・促進し、支援の必要な家庭に対して、養育相談や助言を行う体制を整備します。(子ども・福祉部)

イ 子育ての支援

- ・児童相談所において、児童の福祉に関する相談を受け、児童の家庭や、地域の状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な調査、判定等を行い、処遇方針を定め、市町等の関係機関と連携して、児童とその家族の支援等を行います。(子ども・福祉部)
- ・国の施設整備交付金等を活用して、放課後児童クラブ等の整備等の支援に取り組みます。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の負担軽減を図るため、放課後児童クラブを利用するひとり親家庭の利用料減免を行う市町を支援します。(子ども・福祉部)
- ・病気の時などに家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する「子育て世帯訪問支援事業」、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する「ファミリー・サポート・センター事業」の利用料への助成について、実施する市町の拡大を図ることで、家庭支援サービスに係る多様なメニューを提供し、支援の幅を広げることができるよう取り組みます。(子ども・福祉部)
- ・保育士等を対象とした人権保育専門講座の実施により、子どもの貧困に関する保育士等の理解を深めるよう努めます。(子ども・福祉部)
- ・家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所等に助成を行う市町に対して補助を行います。(子ども・福祉部)
- ・子どもが病気になったとき、仕事を休むことができない場合には、子どもを預けることができるよう、病児保育施設の整備や運営に対して支援します。(子ども・福祉部)
- ・子育てと仕事との両立支援を図るため、ひとり親家庭に対する保育所や放課後児童クラブの優先入所について市町に対して働きかけます。(子ども・福祉部)

ウ 保護者の自立支援

- ・「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援機関(相談窓口)において、生活困窮者の相談を受けます。生活困窮者が抱える課題は多様で複合的であることが多く、「制度の狭間」に陥らないように、広く受け止め、対象者の個々の状況に応じた支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、家庭での育児や子どもの世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした情報交換会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活を支援します。(子ども・福祉部)
- ・女性相談支援センターにおいて、配偶者等からの暴力被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性の生活基盤の確保のための相談、支援を行います。(子ども・福祉部)

- ・母子生活支援施設において、配偶者等からの暴力により子育てが困難となっている家庭や経済的に困窮している家庭を保護するとともに、生活基盤の確保の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。（子ども・福祉部）
- ・女性自立支援施設において、配偶者等からの暴力被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性を保護するとともに、生活基盤が確保できるよう支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。（子ども・福祉部）

エ 保護者の健康確保

- ・ひとり親家庭等が必要な医療を安心して受けることができるよう、市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。（医療保健部）
- ・生活保護世帯の方が安心して医療機関で治療を受けることができるよう、「生活保護法」に基づき、医療扶助を給付します。（子ども・福祉部）

② 子どもの生活支援

ア 児童虐待の防止・対応

- ・学校での子どもの観察において、注意すべき子どもの様子や行動、保護者の子どもへの関わり方等、子どものサインを見逃さないよう「児童虐待の気づきリスト」を活用するとともに、市町や児童相談所との連携を一層進めます。（教育委員会）
- ・市町等関係機関との協働により、児童虐待防止に関する啓発を行うとともに、児童相談所虐待対応ダイヤル（１８９）やＳＮＳ相談窓口の周知を行い、児童虐待を発見した人や子育てに悩みを抱える人が適切に通告・相談できるよう努めます。（子ども・福祉部）
- ・貧困やひとり親における養育など、生活上のストレスや孤立化が要因となって児童虐待に陥った場合、児童相談所の児童虐待への的確な早期対応と、その後の再発防止、親子関係の再構築などの家族支援のため、法的対応や介入型支援を推進します。（子ども・福祉部）

イ 社会的養育の充実

- ・保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を保護して、里親や児童養護施設等のもとで安定した生活環境を整えるとともに、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援します。（子ども・福祉部）
- ・社会的養育を必要とする子どもが、家庭や家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善の利益が保障されることをめざし、「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」に基づき、市町の子ども家庭支援体制の構築や、施設の多機能化、里親委託率の向上等の推進を図ります。（子ども・福祉部）

ウ 子どもの健康確保

- ・子どもの発育・栄養状態の確認等を目的として市町が行う乳幼児健康診査を支援します。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭等が必要な医療を安心して受けることができるよう、市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。【再掲】(医療保健部)
- ・学校における給食後の歯みがき指導やフッ化物洗口の実施など、子どものむし歯予防のための取組を推進します。また、歯科健康診断結果に基づき、子どもたちがもれなく治療するよう、適切な勧奨の方法について情報提供するなど、積極的な受診に努めます。(教育委員会)

エ 子ども向け相談の運営

- ・子どもからの相談に対応する窓口として、「こどもほっとダイヤル」、「教育相談」、「いじめ電話相談」、「子どもSNS相談みえ」、「親子のための相談LINE」等により、悩みを抱えた子どもからの相談に応じ解決に向けたサポートを行います。より多くの子どもが相談できるようチャットやSNSを活用した相談窓口の拡大に取り組みます。(子ども・福祉部、教育委員会)
- ・「少年相談110番」の周知、利用促進を図るとともに、少年や保護者からの相談に応じて必要な助言、指導を行います。(警察本部)

③ 子どもの安心できる居場所づくり

ア 持続可能な子どもの居場所への支援

- ・国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO、社会福祉法人、企業等を支援し、民間と連携した子どもの居場所づくりを推進します。(子ども・福祉部)
- ・子ども食堂の関係者で構成される「三重こども食堂ネットワーク」と連携し、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所の充実に向けた取組を支援します。また、子どもの居場所が地域の交流の場として、切れ目なく子どもたちを支援することができるよう、アドバイザー派遣や勉強会の開催等の人材育成支援や子ども食堂運営団体等への運営補助を行うとともに、子どもの居場所と地域におけるさまざまな協力者とのマッチングを行います。(子ども・福祉部)
- ・「食品ロスの削減」と「生活困窮者支援」の同時解決を目的に、食品関連企業等とフードバンク活動団体との間で、食品の提供および受け取りに関する連絡調整が容易に見えるウェブシステム「三重県食品提供システム」(通称「みえ〜る」)を運用することを通じて、子どもの居場所運営団体等の支援につなげます。(環境生活部)

イ 多様な居場所づくりの推進

- ・放課後児童クラブや地域による学習支援、生活困窮家庭等への学習支援等

の取組を通じて、家庭、学校以外で子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくりを行う市町を支援します。(子ども・福祉部)

- ・地域住民等の協力を得て、放課後や週末等に、学校等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を確保し、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供する「放課後子ども教室」が安定的に実施できるよう、市町に対し運営費等を支援します。【再掲】(子ども・福祉部)
- ・地域とともにある学校づくりの仕組みの導入を促進するとともに、全ての子どもを対象とした「地域未来塾」による学習支援活動を推進します。また、地域の退職教員・大学生等による教科指導の補助および補充学習や発展的な学習を推進します。【再掲】(教育委員会)
- ・高校中退者等が、他者や社会とつながろうとするきっかけを得るとともに、自身の興味・関心の幅を広げたり、強みに気づいたりすることができるよう、オンライン会議サービスやメタバースによるICTを活用した交流を進めるなど、オンラインの居場所づくりを推進します。(教育委員会)
- ・中高生世代の居場所づくりを進めていくため、子ども居場所運営団体や市町等を対象とした中高生世代の居場所づくりの必要性についてのセミナーを開催するとともに、不登校児童生徒の居場所づくり支援として、フリースクール等民間施設運営団体への運営補助を行います。(子ども・福祉部)

ウ 子どもの体験機会の確保

- ・地域の子どもの学びや体験機会の創出を目的として、地域の民間団体や企業等が複数で連携して各種のイベントを開催する場合、イベントの開催に係る費用の一部を補助する「三重県子どもの学び・体験イベント等開催支援補助金」により、子どもたちがさまざまな体験の機会を確保することができるよう支援します。(子ども・福祉部)
- ・NPO法人や民間団体等の子どもの居場所運営団体によるスポーツ、文化・芸術等の子ども向け体験活動の実施するための運営補助を行います。(子ども・福祉部)
- ・地域の子どもの学びや体験の機会を提供することができるよう、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業等において「オシゴトチャレンジ ミエキッズ(子どもの会社見学・出前講座)」を実施します。(子ども・福祉部)
- ・県内の社会教育関係者等の研修や交流の場を設け、地域で子どもの体験活動等に取り組む関係者の資質の向上を図ることにより、学習活動を推進します。【再掲】(教育委員会)
- ・貧困の状況にある子どもを支援している民間団体が行う体験活動への助成を行っている「子どもゆめ基金」事業を周知します。(教育委員会)

④ 子どもの自立支援

ア 社会的養護の子どもへの自立支援

- ・児童養護施設等退所者のうち、自立を図るための支援が必要となる児童等に対して、自立生活援助を実施します。また、児童養護施設等退所者に対し、家賃相当額や生活費等の貸付を行うとともに、就職やアパートの賃借等に必要となる身元保証人の確保対策を行います。さらに、児童養護施設等への自立支援員の配置を促進するとともに、施設や企業、NPO等が連携・協力し、施設入所中から退所後までの切れ目のない支援体制を整備します。（子ども・福祉部）

イ 若者への就労支援

- ・国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」を中心に、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。（雇用経済部）
- ・若年者の安定した雇用により経済的基盤を確立できるよう、就職時のミスマッチ解消に向けた支援として、正規雇用を促進するためのセミナーの開催や、県内中小企業・小規模企業の魅力発信のサポートなどに取り組みます。（雇用経済部）
- ・学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対し、学習の継続や学び直しができるよう、転入学や編入学制度を適切に活用した進路選択を支援します。また、地域若者サポートステーション等の関係機関と連携を図り、「働き出す力」を引き出す取組を進めます。【再掲】（教育委員会）
- ・地域若者サポートステーション等と連携し、各種講座や就労体験等を実施し、若年無業者の職業的自立を支援します。（雇用経済部）
- ・生活困窮家庭等に属する若者が、経済状況によって技能習得の機会を逸失することがないように、県立津高等技術学校の授業料の免除等を行います。（雇用経済部）
- ・母子・父子及び寡婦福祉資金貸付制度により、ひとり親家庭の子どもの運転免許（高校3年生在学時）などの就職に必要な技能の習得や就職支度資金の貸し付けを行います。（子ども・福祉部）
- ・高等教育機関を卒業した学生等に対し、県内での居住かつ就業等を条件に奨学金返還額の一部を助成します。（政策企画部）

⑤ 住宅支援

- ・ひとり親家庭の子育て世帯のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者募集にあたり優先的な取扱いとすることで、居住の安定を支援します。（県土整備部）
- ・住宅の確保に特別の配慮を要する子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、県および関係団体で組織する三重県居住支援連絡会による

支援活動を行います。(県土整備部)

- ・生活困窮者自立相談支援機関において、住まいに関する相談を受けるとともに、住居確保給付金の活用をはじめ、対象者の状況に応じた支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭等に対して住宅資金(住宅の建設等に必要な資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・三重県社会福祉協議会が実施する、低所得世帯への生活福祉資金(住居の移転に必要な資金等)の貸付に対して補助を行います。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名	現状	目標値 (令和 11 年度)
こども家庭センター設置市町数	15 市町 (R6)	29 市町
ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て世帯訪問支援事業、ひとり親家庭に対してファミリー・サポート・センター事業利用料への助成のいずれかを実施する市町数	19 市町 (R5)	29 市町
子ども食堂、フードパントリー、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数	181 か所 (R5)	350 か所

【モニタリング指標】 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

項目名	現状
三重県母子・父子福祉センター相談件数	224 件 (R5)
こどもほっとダイヤル受信件数	922 件 (R5)
ひとり親家庭に対して放課後児童クラブ利用料の減免を実施する市町数	27 市町 (R5)
児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数	19 人 (R5)

(3) 保護者に対する就労の支援

子どもの貧困の解消や貧困の連鎖の防止には、まずは保護者の就労によって根本的な改善が期待されることから、貧困家庭やひとり親家庭の保護者に対する就労に向けた各種の取組を行います。また、より安定した子どもとの生活の実現に向けた職業訓練の実施や資格取得のための支援を行います。

① 相談・職業紹介

- ・三重県母子・父子福祉センターでは、チラシ等の紙媒体、ホームページやSNS等のデジタル媒体の両面からのアプローチを行うことで、情報が必要な方に確実に届くよう積極的な情報提供を推進します。また、福祉事務所と連携して情報提供を行うことで、より多くのひとり親家庭等が必要なサービスを利用できるように取り組みます。(子ども・福祉部)
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭の事情に合った就業を進めるために、より充実した求人情報の収集に努めるとともに、求職者のキャリアアップの相談に応じる取組を進めます。さらに、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携することで、より多くの求職者の雇用を推進します。(子ども・福祉部)
- ・企業に対して、ひとり親家庭の父母の雇用についての理解を求め、「男女共同参画社会の推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」および「格差の改善」を図ります。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の父母を雇用する事業主が活用できる「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用奨励金」および「キャリアアップ助成金」の周知を三重県母子・父子福祉センターにおいて進めていきます。(子ども・福祉部)
- ・「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、行政からの委託業務等、母子福祉団体等に対する受注機会の拡大を図っていきます。(子ども・福祉部)
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、自立支援プログラム策定員を配置し、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、就業による自立を支援するとともに、策定後も自立した状況を継続できるようアフターケアを行います。(子ども・福祉部)

② 資格・技術取得の支援

- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、パソコン教室などの就業支援講習会、就業情報の提供などを行います。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得できるよう、教育訓練講座受講費用の支給(自立支援教育訓練給付金)や修学期間中の経済的支援(高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練促進資金貸付事業)を行うことで、早期就労への支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・専修学校等に委託して行う職業訓練において、就労経験がないまたは就労

経験の乏しいひとり親家庭の父母を対象に、実際の就職に必要な技能・知識を取得できるよう支援します。(雇用経済部)

- ・子育て期の女性の就労を支援するため、県立津高等技術学校で実施する訓練の一部で、総訓練時間の短縮や訓練開始時間を遅くして受講しやすいコースを設定するとともに、専修学校等に委託して行う職業訓練においても、託児サービス付き訓練コースの設定に取り組みます。(雇用経済部)
- ・離転職者を対象とした6か月の施設内訓練コースの一部で、総訓練時間を短縮化し、訓練開始時間を通常より遅くした就労を希望する子育て世代等の就職支援コースを設定します。(雇用経済部)
- ・就労意欲を持つ女性に対し、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援します。(雇用経済部)
- ・国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」を中心に、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。【再掲】(雇用経済部)
- ・就職氷河期世代を中心とした方の安定した就労につなげるため、本意ではない非正規雇用や無業の状態にある人を対象に、相談から就職までの切れ目のない支援に取り組みます。(雇用経済部)
- ・生活困窮者自立支援制度において、生活困窮家庭の方を対象に、関係機関等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行います。早期に就労が見込まれる方については、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援員等による伴走型の就労支援を行い、自立ができるよう支援します。直ちに一般就労が難しい方には、「就労準備支援事業」を実施し、一般就労に至る準備としての基礎能力の形成を支援します。(子ども・福祉部)
- ・生活保護世帯の方については、福祉事務所において、「就労支援プログラム」に基づき、ケースワーカーおよび就労支援員がハローワーク等の関係機関と連携し、就労による自立を支援します。(子ども・福祉部)

③ 親の学び直しへの支援

- ・ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための支援を行います。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名	現状	目標値 (令和11年度)
三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター) 求人票件数	150件 (R5)	250件

【モニタリング指標】 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

項目名	現状
ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	43 人 (R5)
ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	106 人 (R5)
就労支援を行う生活困窮者の人数	396 人 (R5)

(4) 経済的支援

父母には子どもを扶養する義務があり、親権は子どもの利益のために行使される必要があることから、貧困家庭やひとり親家庭にある子どもの生活上の利益が損なわれないよう、その保護者や子どもに対する経済的支援を行います。

① 養育費の確保に関する支援

- ・令和6(2024)年5月に公布された養育費の履行確保などを内容とする「民法等の一部を改正する法律」では、父母の協議等による取決めがない場合でも、養育費請求が可能となる法定養育費制度を導入したり、取決めがある場合でも、不払いになったケースについては、私文書においても差し押さえが申し立てられるようになります。これらの内容について、正しい理解の促進を図るため、普及啓発に向けて周知・広報を強化していきます。
(子ども・福祉部)
- ・養育費に関する相談支援や取決めの促進等においては、離婚前の早い段階から個々の当事者の状況を聴き取る必要があります。三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等において、弁護士等による養育費に関する相談支援を、法制度の改正等をふまえて行います。(子ども・福祉部)

② 手当の支給等による支援

- ・児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親家庭の児童や障がい児に対して経済的支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・児童手当により、子育て世帯への経済的支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の子どもが、高等学校等に修学するために必要な支度資金等の貸付を行います。また、ひとり親家庭の親には生活に必要な資金等の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得世帯に対して生活資金等の貸付を行います。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名	現状	目標値 (令和 11 年度)
養育費を受給している割合	25.4% (R5)	40%

【モニタリング指標】 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

項目名	現状
児童扶養手当の受給者数	10,881 人 (R5)

（５）身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備

貧困を背景とした課題は、ヤングケアラーにみられるように当事者も気づいていないことが多く、周囲が積極的に子どもの意見に耳を傾け、その異変に気づいて対応していく必要があります。また、ひとり親家庭については、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることや、父子家庭や外国人家庭等のように、周囲に相談する相手がいない家庭については、孤立しやすい状況にあることをふまえ、支援する必要があります。

こうした生活上のストレスの増大や孤立化により、ヤングケアラーや児童虐待等に陥る危険性が増すこともふまえ、行政および地域、学校、NPO等の民間団体等の関係機関による切れ目のない支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議や重層的支援体制整備事業における支援会議等の取組を通じて、各関係機関相互において情報を適切に共有し、子どもを中心とする家庭全体に多面的で積極的な支援を検討し、家庭における安全や安心を確保できる体制を整備します。

また、進学等で、それまで培われてきた関係機関とのつながりが途絶えてしまったり、新たな教育環境で子ども自身が孤立してしまったりしないように、移行先の関係機関に子どもや家庭の状況の情報共有を図るなど、長期的に相談窓口との関係を築いておくなどの取組を実施し、切れ目のない相談支援を継続できる体制づくりを進めます。

① 行政および地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の充実と活用

- ・貧困やひとり親家庭の状況からヤングケアラーやその他の養育上の不適切が生じ、子どもの権利が侵害される状況を早期に発見し、要保護児童対策地域協議会等の各関係機関の連携体制を活用して、家庭全体に多面的な検討やアプローチを行うことで、孤立化を防止したり、必要な支援につなぐことができるよう支援体制の整備や充実を進めます。（子ども・福祉部）

- ・子どもの貧困の解消に向けた対策は身近な地域で取り組むことが効果的であるため、市町や関係団体等で構成する会議等を活用し、支援体制の充実を図ります。(子ども・福祉部)
- ・市町における児童相談体制の強化に向けた取組をより積極的に支援するとともに、「こども家庭センター」の運営強化に係る助言や研修を実施するなど、児童相談所と市町との連携の一層の強化を図ります。(子ども・福祉部)
- ・多様な課題を抱える児童生徒に対する教育相談体制を充実させるために、継続してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置または派遣し、地域および福祉関係機関等との連携を図りながら、効果的なチームでの支援を行うためのネットワークを構築します。【再掲】(教育委員会)
- ・ヤングケアラー等貧困やひとり親家庭の家庭環境での課題を持っている子どもの気持ちを、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が学校において受け止め、学校だけでは解決が困難な事案については、関係機関と連携して支援検討を行います。【再掲】(子ども・福祉部、教育委員会)

② 市町による計画策定や取組の充実促進

- ・策定が努力義務となっている子どもの貧困の解消に向けた対策に関する計画について、未策定の市町に対しては、既に策定している市町の記載内容を共有するなど計画策定への支援を行うとともに、子どもや家庭により身近な存在である市町の支援体制の充実に取り組みます。(子ども・福祉部)
- ・子どもや保護者と関係機関との関わりが、進学等で途切れないように、市町が主導で支援体制を具体化できるよう市町における計画の策定や、妊娠婦から子どもの自立までをワンストップで必要な支援につなげるために「こども家庭センター」の整備を促します。(子ども・福祉部)
- ・地域の子どもの子育て支援の充実を図ることを目的として、令和5(2023)年度に「みえ子ども・子育て応援総合補助金」を創設し、「ひとり親・低所得世帯への支援」、「子どもの居場所づくり」等、各市町が地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対して補助を行います。(子ども・福祉部)

③ 相談機能の充実

- ・自立前後における相談窓口との関係が失われないように、主に県の相談窓口(県福祉事務所、三重県生活相談支援センター、児童相談所、女性相談支援センター、三重県母子・父子福祉センター等)において、貧困の状況にある子どもや保護者が世代間で連鎖しないよう貧困の連鎖を断ち切り、確実に支援につなぐことができるよう体制整備を図ります。(子ども・福祉部)
- ・「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援機関(相談窓口)において、生活困窮者の相談を受けます。生活困窮者が抱える課題は多様で複合的で

あることが多く、「制度の狭間」に陥らないように、広く受け止め、対象者の個々の状況に応じた支援を行います。【再掲】（子ども・福祉部）

- ・児童相談所において、児童の福祉に関する相談を受け、児童の家庭や、地域の状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な調査、判定等を行い、処遇方針を定め、市町等の関係機関と連携して、児童とその家族の支援等を行います。【再掲】（子ども・福祉部）
- ・女性自立支援施設において、配偶者等からの暴力被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性を保護するとともに、生活基盤が確保できるよう支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。【再掲】（子ども・福祉部）
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して、就業相談や生活相談に応じます。また、同センターにおいて、利用者のニーズに対応するため、休日の窓口を設置します。（子ども・福祉部）
- ・「みえ外国人相談サポートセンター」（MieCo／みえこ）において、外国人住民の生活全般にわたる相談に多言語で対応するほか、弁護士や出入国在留管理局等による専門相談を実施します。（環境生活部）
- ・福祉事務所の母子・父子自立支援員等が就労、生活等の支援に適切に対応できるよう、研修会を実施し、資質の向上に取り組みます。また、「生活困窮者自立支援法」に基づき、設置されている相談窓口と連携を図ります。（子ども・福祉部）
- ・生活困窮家庭（生活保護世帯も含む）の支援にあたる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや支援員等に対する研修を行います。（子ども・福祉部）
- ・地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動に対する支援や資質向上を図るための研修を実施します。（子ども・福祉部）
- ・複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な相談支援体制が整備できるよう、市町のニーズをふまえた支援を行います。（子ども・福祉部）
- ・家庭環境を要因とする問題を抱えている子ども（ヤングケアラー等）に周囲が気づき、相談や支援につながるよう関係機関と連携して取り組みます。（子ども・福祉部）
- ・「三重県生活相談支援センター」に相談支援員やアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもりなどの生きづらさを抱えている方に対して、伴走型支援によるアウトリーチを主体として、より丁寧な支援を行います。（子ども・福祉部）

④ 各種制度における広報の強化

- ・ホームページ上で 24 時間 365 日利用可能な「ひとり親家庭等相談用 A I

チャットボット」について、三重県母子・父子福祉センターと連携しながら、広報を強化するとともに、FAQ（想定する質問内容）のさらなる向上に取り組むことで、相談機能の充実を図ります。（子ども・福祉部）

- ・三重県母子・父子福祉センターでは、チラシ等の紙媒体、ホームページやSNS等のデジタル媒体の両面からのアプローチを行うことで、情報が必要な方に確実に届くよう積極的な情報提供を推進します。また、福祉事務所と連携して情報提供を行うことで、より多くのひとり親家庭等が必要なサービスを利用できるように取り組みます。【再掲】（子ども・福祉部）
- ・令和6（2024）年5月に公布された養育費の履行確保などを内容とする「民法等の一部を改正する法律」では、父母の協議等による取決めがない場合でも、養育費請求が可能となる法定養育費制度を導入したり、取決めがある場合でも、不払いになったケースについては、私文書においても差し押さえが申し立てられるようになります。これらの内容について、正しい理解の促進を図るため、普及啓発に向けて周知・広報を強化していきます。【再掲】（子ども・福祉部）

⑤ 父子家庭に対する支援の充実

- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、父子家庭からの相談に休日においても対応できる相談窓口を設置します。（子ども・福祉部）
- ・父子家庭に対する支援施策の情報提供を積極的に行い、ひとり親家庭が必要なサービスを確実に利用できるように取り組みます。（子ども・福祉部）
- ・父子家庭に対する支援の強化として、父子家庭の抱える課題に適切に対応できるよう、各福祉事務所等の相談機関に対する研修を実施します。（子ども・福祉部）
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、多くの父子家庭が悩みの相談や情報交換を行う「ひとり親家庭情報交換会」に参加できるよう、関係団体と連携して取り組みます。（子ども・福祉部）

⑥ 社会の理解促進に向けた周知啓発

- ・子どもの貧困は家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識を県、市町、民間の企業・団体のみならず、当事者である子どもとその家庭に浸透するよう、子どもの貧困に対する社会の理解を深めるよう周知啓発に取り組めます。また、ひとり親家庭に対する偏見や差別がなく、また、ひとり親家庭に対する社会の理解が深まるよう取り組むとともに、あわせて周知啓発に取り組めます。（子ども・福祉部）
- ・全ての子どもの権利が守られるためには、社会全体で子どもが権利の主体であることの意識を高める必要があります。そのためには、子ども基本条例の内容や子どもの権利について、地域の団体、教員、保護者等に理解を深めてもらうため、県内各地で学習会、研修会の開催に取り組めます。また、大人も子どもも分かりやすく学べるパンフレットを多言語で作成し、啓発に取り組めます。（子ども・福祉部）

【目標】

項目名	現状	目標値 (令和 11 年度)
子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を策定している市町数	15 市町 (R5)	29 市町
こども家庭センター設置市町数【再掲】	15 市町 (R6)	29 市町

【モニタリング指標】 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

項目名	現状
福祉事務所相談件数	5,544 件 (R5)
福祉事務所父子家庭相談件数	250 件 (R5)

第8章 計画の推進体制

1 庁内外の連携

計画の推進にあたっては、市町、学校、関係機関・団体、企業等との連携・協働のもと、以下の役割をふまえて取り組むとともに計画の進行管理を行います。

(1) 県の役割

県の関係部局が連携を図りながら、関連施策の着実な実施に取り組みます。

市町と施策の相互情報交換を行うなど、連携の強化に努めるとともに、地域の実情をふまえた対策が推進されるよう、市町および関係機関を支援します。

関係機関・団体および企業と情報交換を行うなど、連携の強化に努めるとともに、関係機関・団体および企業がその期待される役割を果たせるよう支援します。

(2) 市町の役割

住民に最も身近な行政機関として、児童福祉、保健、教育等の関係部署が連携して、地域の実情をふまえた対策に取り組みます。

(3) 関係機関・団体および企業の役割

NPOや社会福祉法人などの関係機関・団体は、その特性を生かし、単独もしくは行政や企業との連携・協働により、子どもの貧困の解消に向けた対策やひとり親家庭等の支援に取り組むことが期待されます。

企業は、自らの社会的責任の視点に立って、経済的困窮にある家庭の保護者等が、子どもを豊かに育てられるよう雇用環境の整備に努めるとともに、地域の中で、子どもの育ちを見守り、支える取組を推進することが期待されます。

2 計画の進行管理

本計画を着実かつ継続的に実行するためには、PDCA（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善））のサイクルに基づき、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて取組の見直しを行います。

- ・「第7章 具体的取組と計画目標」に記載した達成（数値）目標および各支援の柱における取組について、年度ごとに進捗状況を把握し、取組の成果や課題を明らかにした上で、これを評価します。その後、外部の有識者や関係者の意見を聴きながら、次年度以降の取組の改善方策の検討につなげていきます。また、子どもが、安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、子どもから広く意見を聴き取って、その意見が尊重されるよう取組を進めていきます。
- ・国からは引き続き国内外の調査研究や先進事例等の情報提供を受け、実態把握や取組の改善に努めます。

第9章 資料編

1 目標およびモニタリング指標

(1) 目標

項目名	現状値	目標値 (令和11年度)
1. 教育の支援		
ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業に登録する人数	261人 (R5)	400人
児童養護施設、里親の子ども的高等学校等卒業後の進学率、生活保護世帯の子ども等の大学等進学率(※)	32.1% (R4・R5)	45%
地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合	76.0% (R5)	100%
2. 生活の支援		
こども家庭センター設置市町数	15市町 (R6)	29市町
ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て世帯訪問支援事業、ひとり親家庭に対してファミリー・サポート・センター事業利用料への助成のいずれかを実施する市町数	19市町 (R5)	29市町
子ども食堂、フードパントリー、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数	181か所 (R5)	350か所
3. 保護者に対する就労の支援		
三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)求人票件数	150件 (R5)	250件
4. 経済的支援		
養育費を受給している割合	25.4% (R5)	40%
5. 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備		
子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を策定している市町数	15市町 (R5)	29市町
こども家庭センター設置市町数【再掲】	15市町 (R6)	29市町

※「高等学校等卒業後の進学率」とは、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、公共職業訓練施設へ進学した者の割合をいい、「大学等進学率」とは、大学、短期大学、専修学校、各種学校へ進学した者の割合をいいます。

(2) モニタリング指標 ※目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

項目名	現状値
1. 教育の支援	
就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,030 人 12.90% (R4)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 (小学校)	55.8% (R5)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 (中学校)	68.7% (R5)
児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100% (R5)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.9% (R4)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	1.7% (R4)
全世帯の子どもの高等学校等中退率	1.0% (R4)
2. 生活の支援	
三重県母子・父子福祉センター相談件数	224 件 (R5)
こどもほっとダイヤル受信件数	922 件 (R5)
ひとり親家庭に対して放課後児童クラブ利用料の減免を実施する 市町数	27 市町 (R5)
児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数	19 人 (R5)
3. 保護者に対する就労の支援	
ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	43 人 (R5)
ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	106 人 (R5)
就労支援を行う生活困窮者の人数	396 人 (R5)
4. 経済的支援	
児童扶養手当の受給者数	10,881 人 (R5)
5. 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備	
福祉事務所相談件数	5,544 件 (R5)
福祉事務所父子家庭相談件数	250 件 (R5)

三重県子どもの貧困の解消に向けた対策
及びひとり親家庭等支援計画

令和 7 年 3 月 策 定（ 予 定 ）

三重県子ども・福祉部 少子化対策課

三重県子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課

〒514-8570 津市広明町 13

電 話（ 0 5 9 ） - 2 2 4 - 2 0 5 7

E-mail : shoshika@pref.mie.lg.jp

第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画

【 中 間 案 】

令和6（2024）年12月

三 重 県

目 次

1	趣旨等	3
	(1) 策定の背景と趣旨	
	(2) 第二期計画における取組状況	
2	区域の設定	7
	(1) 区域設定にあたって	
	(2) 県設定区域	
3	教育・保育の量の見込み、確保方策	9
	(1) 量の見込みの設定にあたって	
	(2) 確保方策の設定にあたって	
	(3) 教育・保育の量の見込み、確保方策	
	(4) 認可・認定に係る需給調整の考え方	
4	教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保	13
	(1) 認定こども園への移行に必要な支援について	
	(2) 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策	
	(3) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との連携方策	
5	地域子ども・子育て支援事業の推進	15
	(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策	
	(2) 県が行う主な支援	
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	22
7	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等	23
	(1) 人材確保	
	(2) 資質の向上、専門性の確保	
8	教育・保育等情報および特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表	28
	(1) 公表の方法	
	(2) 公表の内容	
9	専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携	30
	(1) 児童虐待防止対策の充実	
	(2) 社会的養育の充実	
	(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	
	(4) 障がい児施策の充実等	
	(5) 外国につながる子どもへの支援	
10	仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進	37
11	計画を推進するために	38
	(1) 進行管理	
	(2) 広域利用を行う特定教育・保育施設の利用定員の変更手続き	
	(3) 待機児童解消のための協議会の設置	

別紙 1	県設定区域別および市町別の量の見込み、確保方策	・ ・ ・ ・ ・ 39
		(※最終案でお示しします)
別紙 2	認定こども園の設置見込数	・ ・ ・ ・ ・ 40
別紙 3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策(市町単位)	・ 41
		(※最終案でお示しします)

1 趣旨等

(1) 策定の背景と趣旨

国は、平成 24（2012）年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法（※1）」に基づき、平成 27（2015）年 4 月から子ども・子育て支援新制度を本格施行し、すべての子どもに良質な成育環境を保障していくこととしました。

子ども・子育て支援新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大および確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図るとされており、市町は、新制度の実施主体として、「子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町計画」という。）を策定し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供しています。

県では、「子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「県計画」という。）を策定し、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を実施しているところです。

また、国は、令和 3（2021）年 12 月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定し、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を社会全体で後押しするとの基本方針を示すとともに、令和 5（2023）年 4 月には、新たな司令塔として「こども家庭庁」を創設しました。

さらに、令和 4（2022）年 6 月には、こども施策に関する包括的な基本法として「こども基本法」が成立し、令和 5（2023）年 12 月には、政府のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」と、次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき基本的方向をまとめた、「こども未来戦略」が閣議決定され、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間で集中的に取り組む「加速化プラン」が示されており、具体的な施策として、保育所等の職員配置基準の改善、保育士等の処遇改善、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設や出産等の経済的負担軽減などが盛り込まれ、推進されています。

こうした状況の中、三重県においても、令和 2（2020）年 3 月の「第二期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「第二期計画」という。）の策定から 5 年が経過したことから、社会情勢や国の動向、県内市町の状況や課題等もふまえながら、子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項および基本指針（※2）に基づき、令和 7（2025）年度から 5 年間を計画期間とする「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「第三期計画」という。）を策定します。

※1 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

※2 基本指針

教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備及び子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和6（2024）年9月改正）

（2）第二期計画における取組状況

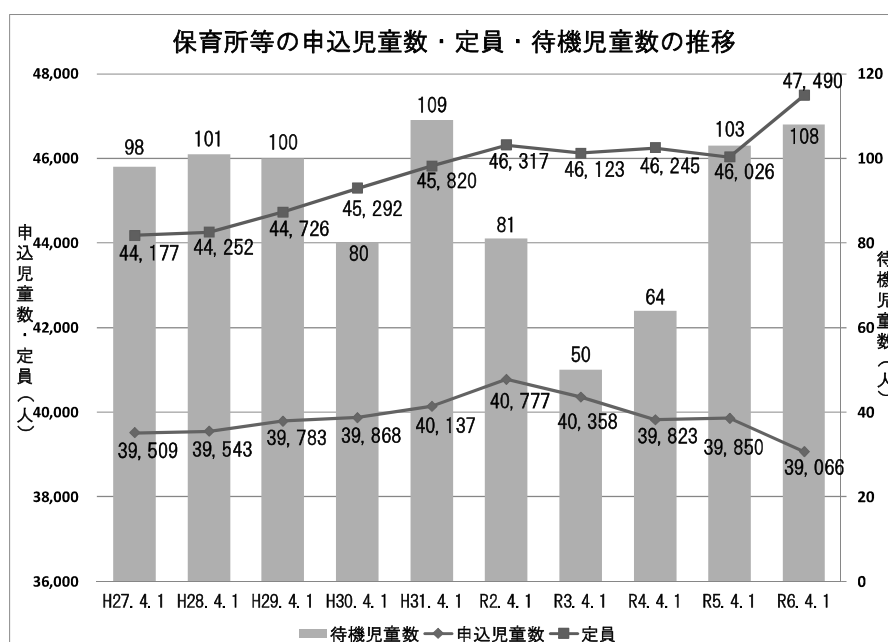
ア 教育・保育

県は、各市町が策定した「第二期 市町子ども・子育て支援事業計画」に沿って、教育・保育に係る量と質の確保が図られるよう、支援してきました。

保育の量の確保では、市町と連携し、社会福祉法人や学校法人の教育・保育施設の認定こども園化に伴う認可の手続きや施設整備に係る補助手続き等の支援に努めてきました。市町や私立幼稚園による認定こども園の新設・移行が計画以上に進捗する（計画：70施設／実績：117施設）など、地域の実情に沿った保育の受け皿整備が進み、教育・保育施設の定員数は、目標に沿った結果となっている一方、手厚い保育を必要とする0～2歳の低年齢児を中心に、毎年、待機児童が発生しており、依然としてその解消には至っていません。

また、保育の質の確保では、保育士等を対象にした人権保育研修やキャリアアップ研修など、資質の向上のための各種の研修を実施するとともに、市町と連携して保育環境の改善に努めてきました。しかしながら、保育を取り巻く環境は複雑化し、保育士等の人材不足も続いています。このような状況においても、多くの保育施設等で子どもの健やかな成長を支援する保育が実施されている一方で、一部の施設では、不適切保育事案が発生しました。

こうした状況をふまえ、第三期計画においても、保育の量の確保、質の向上に向けて取組を進める必要があります。



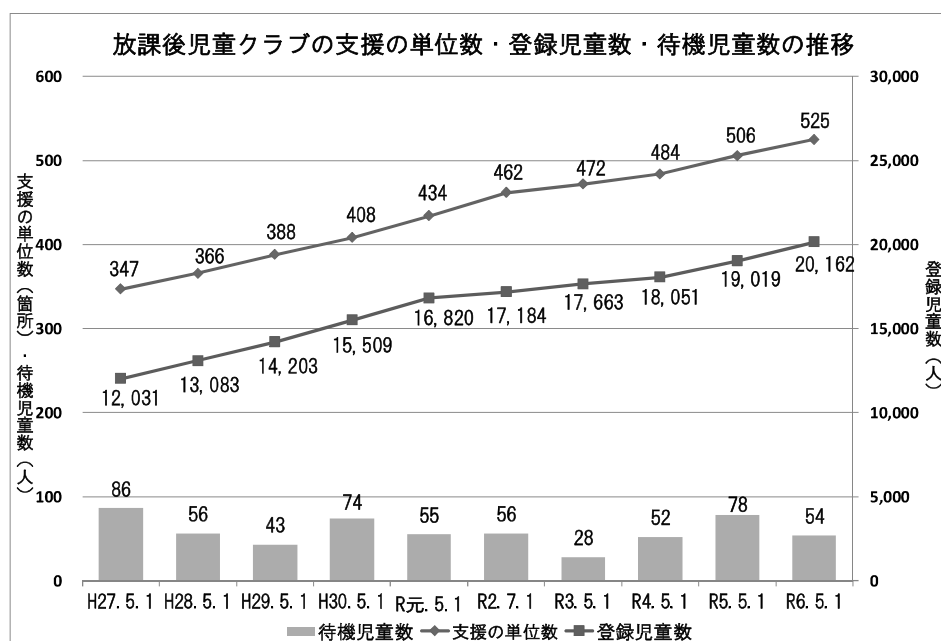
【三重県の状況：こども家庭庁（厚生労働省）保育所等利用待機児童数調査より】

イ 地域子ども・子育て支援事業

地域における子ども・子育て支援を推進するため、県は、市町が地域の実情に応じて実施する、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や病児保育事業などの「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられた各種事業について、事業の実施に必要となる施設の整備費や事業の運営費を補助するとともに、これらの事業を支える人材の育成や資質向上のための研修を実施することなどにより、市町の取組を支援してきました。

こうした取組により、例えば、病児保育事業では、病児保育を行う施設は17施設（令和2（2020）年度）から21施設（令和5（2023）年度）へ増えているものの、広域連携も含めた事業実施市町数は24市町にとどまっています。また、放課後児童クラブでは、支援の単位（児童の預かりの集団の規模）の数は462（令和2（2020）年度）から525（令和6（2024）年度）へ増加し、児童の受け入れ数は17,184人（令和2（2020）年度）から20,162人（令和6（2024）年度）となっていますが、一部の市町では、放課後児童支援員の不足等により、待機児童が発生しており、未だその解消には至っていません。

こうした状況をふまえ、第三期計画においても、引き続き、市町が地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の取組への支援を行うとともに、地域における子ども・子育て支援に欠かせない人材の育成および資質の向上に取り組んでいく必要があります。



【三重県の状況：こども家庭庁（厚生労働省）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査より】

ウ 専門的な知識・技術が必要な支援についての施策

過去に発生した児童虐待事案を受け、児童相談所の体制強化や職員の確保と資質向上等に取り組んできた中で、令和5（2023）年5月に、児童相談所が関与していた4歳女児が虐待により死亡する事案が新たに発生したことを受け、第三者

による検証委員会の検証結果等をふまえ、児童虐待対応力の強化が求められています。

社会的養育の推進については、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、家庭養育優先の原則等に則り、里親委託を推進し、里親への包括的支援体制（フォスターリング機関）の整備等が進められましたが、里親等委託率は29.7%（令和5（2023）年度末時点）となっており、より一層の推進が必要になっています。

ひとり親家庭の自立支援の取組については、「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、親への就業支援や子どもへの学習支援等に取り組んでおり、引き続き、生活の安定と向上を図ることによって、安心して子育てや生活ができる環境の整備が求められています。

障がい児施策については、発達に支援を要する子どもが増加傾向にある中、ライフステージに応じて途切れることのない、関係機関の連携による、個々の子どものニーズに応じたきめ細かな支援が求められています。

外国につながる子どもへの支援については、今後も子どもの増加が見込まれることから、すべての子どもが安心して過ごすことができる環境づくりが必要になっています。

こうした状況をふまえ、第三期計画を策定し、関係機関との連携を強化のうえ、各市町が策定する第三期の市町計画に基づいた取組の推進を支援していきます。

2 区域の設定

(1) 区域設定にあたって

- ・区域とは、教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期（確保方策）を定める単位として設定するもので、県が認定こども園および保育所の認可、認定を行う際には、区域の需給調整を勘案して決定することになります。
- ・県では、県内市町間での教育・保育の広域利用の実態等を勘案して県設定区域を定めます。

(2) 県設定区域

ア 1号認定（子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望する場合）

- ・私立幼稚園や認定こども園では、市町域を超えた広域利用が行われており、全利用児童数に占める広域利用対象児童の割合が高いため、生活圏域等を考慮して、次の8区域とします。

区 域 名	構 成 市 町
桑名・いなべ・員弁郡	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
四日市・三重郡	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿・亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪・多気郡	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩・度会郡	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

イ 2号認定（子どもが満3歳以上で保育の必要性の認定を受ける場合）、 3号認定（子どもが満3歳未満で保育の必要性の認定を受ける場合）

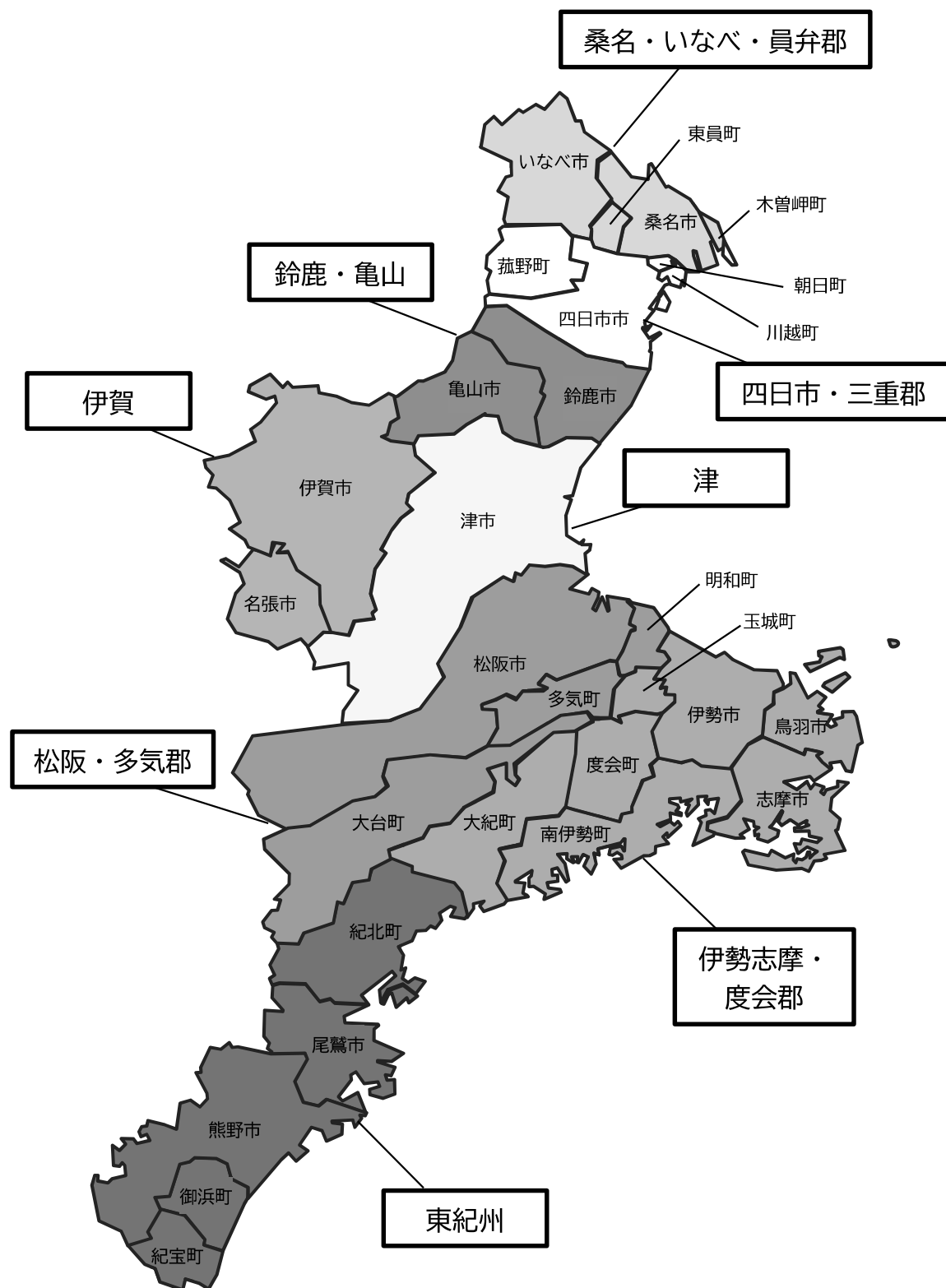
- ・保育所では、保護者の勤務等の都合から広域利用が行われていますが、対象となる児童は少数であり、大半は居住地の保育所を利用することから、29区域（市町ごと）とします。

ウ 地域子ども・子育て支援事業

- ・地域子ども・子育て支援事業では、全体的に広域利用は少ないことから、29区域（市町ごと）とします。

<参考>

1号認定に係る区域図



3 教育・保育の量の見込み、確保方策

(1) 量の見込みの設定にあたって

- ・市町では、市町計画に定める各年度の教育・保育の量の見込みを算定するにあたって、子どもの保護者等を対象に利用希望等把握調査（教育・保育施設の現在の利用状況、今後の利用希望、保護者の就労状況、今後の就労見込み等）を実施しました。
- ・第二期計画策定時と比較すると、より一層少子化が進行している一方で、共働き世帯、職員の加配を必要とする子どもや外国につながる子どもの数が増加傾向にあります。
- ・その調査結果から必要に応じて地域の実情（住民ニーズ、社会的な流出入など）を勘案して算定した量の見込みは、市町子ども・子育て会議での議論、調整を経て、市町計画における量の見込みとして定められています。
- ・県計画における量の見込みは、市町計画の量の見込み（数値）を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別（3号認定は0歳、1・2歳に区分）に定めます。

(2) 確保方策の設定にあたって

- ・国は「新子育て安心プラン」の計画期間終了後についても、待機児童対策や人口減少地域における保育機能の確保・強化等に取り組むとしています。
- ・なお、認定こども園の新設・移行が第二期計画の目標値以上に進んだ一方で、保育士不足の状況が続いています。
- ・県計画における確保方策は、市町計画の確保方策（数値）を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別に定めます。
- ・こうして定めた確保方策により、市町と連携して、待機児童の解消、すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供を目指します。

(3) 教育・保育の量の見込み、確保方策

- ・県全域での量の見込み、確保方策は次ページのとおりです。
*県設定区域別の各年度の量の見込み、確保方策は別紙1（*最終案でお示します）のとおりです。

教育・保育の量の見込み、確保方策

単位：人

			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
			実績	計画	計画	計画	計画	計画		
①量の見込み			1号認定							
			2号認定							
			3号認定	0歳						
				1・2歳						
				小計		0	0	0	0	0
②確保の内容	特定教育 保育施設	1号認定		最終案でお示しします						
		2号認定								
		3号認定	0歳							
			1・2歳							
			小計	0	0	0	0	0	0	
	特定教育 保育施設 (広域調整分)	1号認定								
		2号認定								
		3号認定	0歳							
			1・2歳							
			小計	0	0	0	0	0	0	
	確認を 受けない 幼稚園	1号認定								
		2号認定								
	幼稚園 ＋ 預かり保育	1号認定								
		2号認定								
	地域型 保育事業	2号認定								
		3号認定	0歳							
			1・2歳							
			小計	0	0	0	0	0	0	
		認可外 保育施設	2号認定							
	3号認定		0歳							
			1・2歳							
			小計	0	0	0	0	0	0	
	企業主導型 保育施設の 地域枠	2号認定								
		3号認定	0歳							
			1・2歳							
			小計	0	0	0	0	0	0	
	認定区分別	1号認定・合計		0	0	0	0	0	0	
		2号認定・合計		0	0	0	0	0	0	
		3号認定 ・ 合計	0歳	0	0	0	0	0	0	
			1・2歳	0	0	0	0	0	0	
			小計	0	0	0	0	0	0	
確保の内容 － 量の見込み (②－①)	1号			0	0	0	0	0		
	2号			0	0	0	0	0		
	3号	0歳		0	0	0	0	0		
		1・2歳		0	0	0	0	0		
		小計		0	0	0	0	0		

※市町子ども・子育て支援事業計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

<参考>

○用語の説明

用語	説明
教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園
施設型給付	教育・保育施設に対する共通の財政措置
特定教育・保育施設	市町長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」
特定地域型保育事業	市町長が地域型保育給付費の支給対象施設として確認する主に満3歳未満の子どもを対象とした小規模保育事業（※1）、家庭的保育事業（※2）、居宅訪問型事業（※3）、事業所内保育事業（※4） ※1：利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業 ※2：利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業 ※3：保育を必要とする子どもの居宅で家庭的保育者による保育を行う事業 ※4：事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業
特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園	施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園
預かり保育により保育ニーズに対応する幼稚園	預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも対応できる幼稚園
認可外保育施設	保育所として児童福祉法による認可を受けていない保育施設。確保の内容として記載する認可外保育施設は、市町が一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている施設のみ。
企業主導型保育施設	子ども・子育て拠出金を負担している企業等が設置する従業員のための保育施設。確保の内容として記載する企業主導型保育施設は、市町が設置者と調整を行い、市町の利用者支援の対象とする施設の地域枠のみ。

○認定区分の説明

認定区分(対象者)	利用の対象となる教育・保育施設、事業
1号認定の子ども	特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園）、特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園
2号認定の子ども（教育ニーズ）	特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園、預かり保育により保育ニーズに対応する幼稚園 ※主に幼稚園を利用

2号認定の子ども (保育ニーズ)	特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）、認可外保育施設、企業主導型保育施設
3号認定の子ども	特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）、特定地域型保育事業、認可外保育施設、企業主導型保育施設

(4) 認可・認定に係る需給調整の考え方

ア 基本的な考え方

- ・ 県は、適格性や認可・認定基準を満たす申請者からの申請があった場合には、幼稚園、認定こども園および保育所の認可、認定を行います。
- ・ ただし、認定区分別に県設定区域における特定教育・保育施設等（※）および特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園の確保の内容（供給）が、県計画で定める当該年度の量の見込み（需要）に既に達しているか、その認可・認定により超えることになるときは、県はこれを認可・認定をしないことができます。

※ 特定教育・保育施設等

- ・ 1号認定の子ども、2号認定の子ども：特定教育・保育施設
- ・ 3号認定の子ども：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業

イ 市町計画に予定していない幼稚園、認定こども園および保育所の認可・認定申請があった場合の調整

- ・ 県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設等（整備が具体的に進められている教育・保育施設等を含む。）および特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園の確保の内容（供給）が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設等に係る量の見込み（需要）に既に達している場合、またはその認可・認定申請に係る教育・保育施設の設置により超えることになる場合は、県はこれを認可・認定しないことができます。
- ・ ただし、待機児童が現に発生している、または発生する可能性が高く、迅速な対応が必要な場合などは、地域の実情に応じて、認可・認定を行います。
- ・ なお、認定こども園については、幼稚園と保育所の両方の機能や特徴をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化に関わらず継続して利用することができるとともに、過疎地域などで、少子化により集団教育・保育が困難な場合には必要に応じて施設の統廃合を契機とした整備も行われることから、地域の実情に応じて、認可・認定を行います。

- ・ 需要（量の見込み）＞供給（確保の内容）→原則、認可・認定
- ・ 需要（量の見込み）＜供給（確保の内容）→認可・認定をしないことができる

※確保の内容には、確認を受けない幼稚園を含みます。

※需要（量の見込み）、供給（確保の内容）は認定区分別に確認します。

4 教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保

(1) 認定こども園への移行に必要な支援について

現状と課題

- ・ 認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化に関わらず継続して利用することができ、地域の子育て支援も行う施設です。
- ・ 令和6（2024）年4月1日現在、県全域で117施設の認定こども園が設置されており、第二期計画策定時（令和2（2020）年3月末：55施設）から倍増している状況です。
- ・ その背景には、共働き世帯の増加等に伴い、低年齢児の入園希望が増加していることや、幼稚園（特に公立幼稚園）において、入園児童数の減少により、子どもがお互いに関わり合いながら遊び、学び合うことができる集団規模を維持することが難しくなっているなどの状況があります。
- ・ それぞれの地域の実情をふまえて、認定こども園への移行を検討する市町、事業者を支援する必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 市町の認定こども園の設置予定、私立幼稚園・保育所の認定こども園への移行希望（令和6（2024）年10月31日現在）をとりまとめた結果、県全域では令和7（2025）年度から令和10（2028）年度までの間に新たに48施設の設置が見込まれており、県は、計165施設を目指し、設置・移行が順調に進むよう、支援する必要があります。
- ・ 認定こども園への移行を検討している市町、事業者に対して、施設整備の補助制度等の必要な情報を迅速に提供し、適切な相談対応を実施していきます。
- ・ 幼稚園教諭、保育士、保育教諭を参加対象とする合同研修の実施拡大を図ります。

認定こども園設置見込数（詳細は別紙2のとおり）

	既設 (新制度に 移行予定)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	時期 未定	計
公私立設置 および移行 数	117	30	9	2	1	6	165

(2) 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策

現状と課題

- ・ 小規模保育事業などの地域型保育事業は、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する施設であり、満3歳以上の子どもは認定こども園、

幼稚園および保育所といった連携施設において教育・保育を受けることになります。

- ・これらの子どもが満3歳以降も適切に教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。
- ・なお、令和5（2023）年4月より、小規模保育事業において、市町がニーズに応じてより柔軟に判断し、満3歳以上の子どもを受け入れることができるようになりました。

計画期間における取組内容

- ・市町の積極的な関与を促進し、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者が円滑に連携を図ることができるよう、必要に応じて支援していきます。

（3）幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との連携方策

現状と課題

- ・幼児期は、生活や遊びの中で具体的な体験をとおして、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。学びの充実を図るにあたって、幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型や地域・家庭の環境に関わらず、すべての子どもたちに格差なく質の高い学びが保障されるよう、すべての幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育・保育のより一層の質の向上を図る必要があります。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等は、その教育・保育の形態に大きな違いがあり、子どもたちが小学校等での学習や生活に戸惑うなど、さまざまな課題が指摘されています。幼児期の教育と小学校等以降の教育の理念は、連続性・一貫性をもって構成されるものであり、今後さらに、幼保小接続に関する取組の充実を図っていく必要があります。

計画期間における取組内容

- ・幼稚園・保育所・認定こども園において、子どもたちの健康な心と体や自立心、規範意識の芽生え、生命を尊重する気持ちなどの育成が図られるよう、幼児教育アドバイザー等の派遣を行うとともに、幼保小接続等の優れた事例の普及を進めていきます。
- ・「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」（以下「手引き」という。）等を活用した実践事例の普及や、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等とが共同した接続カリキュラムの編成・実施等を推進します。今後、県内の幼児教育の状況や国の方針等を注視し、手引きの改訂を行っていきます。
- ・幼稚園教諭・保育士・保育教諭と小学校等の教員が、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等における教育活動や指導方法等の違いについて理解を深め、指導に生かせるよう、相互に保育・授業を見学するなどの交流や合同研修等の取組を推進します。

5 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

現状と課題

- ・ これまでに、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を内容とする「児童福祉法」の改正（令和4（2022）年）や、「こども未来戦略」（令和5（2023）年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実施するための「子ども・子育て支援法」の改正（令和6（2024）年）が行われました。
- ・ これらの法改正に伴い、子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援事業の新設・拡充、妊婦等包括相談支援事業や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の新設等により、市町が実施する地域子ども・子育て支援事業の内容は拡充されてきており、引き続き、市町が市町計画に基づき、地域子ども・子育て支援事業を円滑に実施できるよう支援していく必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 市町計画では、令和11（2029）年度までの量の見込みに対応する地域子ども・子育て支援事業を実施するため、それぞれの年度で確保方策を定めています。
- ・ 市町計画に基づく県全域での量の見込み、確保方策は次々ページのとおりです。なお、市町単位の詳細は、別紙3（＊最終案でお示しします）のとおりです。
- ・ 県では、市町計画をふまえながら、国の補助制度等を最大限に活用し、市町に対して事業の実施に必要な経費等を補助するとともに、市町と連携し、事業の実施に必要な人材確保・育成に向けた取組を進めていきます。

地域子ども・子育て支援事業の概要

事業名	事業概要
1 放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対して、放課後等に小学校の余裕教室や児童館等で遊びや生活の場を提供する事業
2 延長保育事業	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用日、利用時間以外の日・時間に認定こども園、保育所等で保育を実施する事業
3 病児保育事業	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設されたスペースで、看護師等が一時的に保育を実施する事業
4 ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方の相互援助組織。病児等の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズに対応する事業
5 一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等に対して、昼間等に、幼稚園・保育所・認定こども園等で、一時的に預かる事業

6 地域子育て支援拠点事業	乳幼児、保護者同士が交流等を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等を行う事業
7 利用者支援事業	子ども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報の提供、相談への対応等、関係機関との連絡調整を実施する事業
8 子育て短期支援事業	保護者が病気等により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等で一定期間（短期入所：ショートステイ、夜間養護：トワイライトステイ）、養育・保護を行う事業
9 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
10 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育の実施を確保する事業
11 子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童およびその保護者等の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業 ※令和6（2024）年度に児童福祉法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として制度化
12 児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業 ※令和6（2024）年度に児童福祉法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として制度化
13 親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童およびその保護者等の親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業 ※令和6（2024）年度に児童福祉法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として制度化
14 妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業 ※令和7（2025）年度に子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として制度化
15 乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業 ※令和7（2025）年度に子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として制度化し、令和8（2026）年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体で実施
16 産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業 ※令和7（2025）年度に子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として制度化
17 妊婦に対する健康診査	妊婦の健康の保持、増進のため妊婦に対する健康診査を実施する事業

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

			令和6年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年							人
		高学年							
		合計		0	0	0	0	0	
	確保の内容	登録児童							
延長保育事業	量の見込み	実人数	最終案でお示しします						人
	確保の内容	実人数							
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 （病児・緊急 対応強化事業）	量の見込み	延べ人数							人日
	確保の内容 （延べ人数）	病児保育							
		ファミサポ							
		合計	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 （幼稚園型）	量の見込み	1号認定による利用							人日
		2号認定による利用							
		合計（延べ人数）		0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数							
一時預かり事業 （幼稚園型以外）	量の見込み	延べ人数							人日
	確保の内容	延べ人数							
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数							人回/月
	確保の内容	施設数							箇所
利用者支援事業 （※利用者支援事業 （基本型）の財政支援 を受けていない地域 子育て相談機関を含 む。）	量の見込み	施設数							箇所
	確保の内容 （施設数）	基本型・特定型							
		こども家庭センター型							
		合計	0	0	0	0	0	0	
		地域子育て相談機関 （※）							
子育て短期 支援事業 （ショートステイ トワイライトステイ）	量の見込み （延べ人数）	ショートステイ							人日
		トワイライトステイ							
		合計		0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数							
ファミリー・ サポート・ センター事業 ※病児・緊急対応 強化事業以外	量の見込み	延べ人数							人日
	確保の内容	延べ人数							
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数							件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数							件
子育て世帯 訪問支援事業	量の見込み	延べ人数							人日
	確保の内容	延べ人数							
児童育成支援 拠点事業	量の見込み	実人数							人
	確保の内容	実人数							
親子関係形成 支援事業	量の見込み	実人数							人
	確保の内容	実人数							
妊婦等包括 相談支援事業	量の見込み	妊娠届出数							件 回 回
		1組当たり面談回数 面談実施合計回数							
	確保の内容	こども家庭センター （または、その代替 となる拠点） 上位以外で業務委託							回
乳児等通園 支援事業	量の見込み	0歳児・延べ人数							人日
		1歳児・延べ人数							
		2歳児・延べ人数							
	確保の内容	0歳児・延べ人数							
		1歳児・延べ人数							
		2歳児・延べ人数							
産後ケア事業	量の見込み	延べ人数							人日
	確保の内容	延べ人数							
妊産婦検診	量の見込み	検診回数							人回

※市町の子ども・子育て支援事業計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

(2) 県が行う主な支援

市町では、地域の実情に応じ、前述の地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた各種事業を実施していますが、県は、市町が事業を着実に実施できるよう、支援を行っていきます。主な支援は、次のとおりです。

ア 病児保育事業の充実

現状と課題

- ・子どもが病気になったとき、仕事等の理由で保護者が家庭で保育できない場合、病児・病後児を預けることができる病児保育は重要な役割を担っています。
- ・県内において病児保育事業に取り組む市町は、広域連携を含めると、24 市町です(令和6(2024)年4月1日現在)。病児保育事業では、医療機関との連携が不可欠であることや、利用児童数を安定的に見込めないことなど、運営上および経営上の課題があることから、一部で病児保育の体制が整っていない地域が生じています。

対応状況	市町数	備 考
自市町内に設置	12 市町	
広域連携にて対応	12 市町	協定により隣接市町の病児保育施設を利用
計	24 市町	

- ・今後も病児保育に係る一定のニーズが想定されることから、県内各地において病児保育施設の設置を促進し、支援するとともに、利用家庭の利便性の向上に努める必要があります。

計画期間における取組内容

- ・市町の実情をふまえ、病児保育施設の整備や運営に要する経費の一部を市町に補助することを通じて、病児保育施設への支援を行っていきます。
- ・また、利用ニーズや市町の実情をふまえながら、広域連携や病児保育の I C T 化を促進します。

イ 放課後児童対策の促進

現状と課題

- ・県内の放課後児童クラブの設置数は 436 クラブ、実施校区数は 329 校区（ともに令和6(2024)年5月1日現在）であり、全小學校区数（340 校区）に占める放課後児童クラブを設置している校区数の割合は 96.8%と高い割合となっています。
- ・一方、県内の放課後子ども教室（※）の設置数は 75 か所、実施校区数は 149 校区（ともに令和6(2024)年3月31日現在）であり、そのうち放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にまたは連携して実施しているのは 56 校区（37.6%）であり、連携が進んでいる状況には至っていません。

- ・ 国の「新・放課後子ども総合プラン」（令和5（2023）年度末まで）および、その後に続く「放課後児童対策パッケージ」（国が令和5（2023）・6（2024）年度に取り組む内容をまとめたもの）は終了したものの、放課後児童クラブの登録（利用）児童数は年々増加し、一部の市町では待機児童が発生している状況にあり、また、利用を希望する高学年の児童も等しく受け入れていくためには、今後も放課後等を安全・安心に過ごせる場所の確保が必要であり、推進方策として、放課後児童クラブの受け皿整備や運営、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携に対する支援が求められています。
- ・ また、ひとり親家庭等の配慮が必要な子育て家庭の児童が経済的負担から放課後児童クラブの利用を控えるようなことがないよう、その利用を促進するための支援を行うことも必要です。
- ・ さらに、放課後児童クラブにおいては、放課後児童支援員を2人以上配置（うち支援員1人を除き、補助員でも代替可能）する必要がある、放課後児童支援員等の人材の育成が欠かせません。
- ・ 加えて、学校の夏季休業など長期休業期間において、普段は放課後児童クラブを利用していない家庭からの預かりニーズに対応して児童の居場所づくりに取り組む市町があることから、待機児童解消の観点からも、こうした市町の取組を支援していくことも必要です。

※ 放課後子ども教室

すべての児童を対象に、放課後等の子どもの居場所（活動拠点）を設け、学習支援や多様な体験・交流プログラム等を提供することを目的に設置しています。

計画期間における取組内容

- ・ 放課後児童クラブに係る高い利用ニーズに対応するため、放課後児童クラブの施設整備や運営に要する経費への補助やひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料の減免に係る補助等を行い、市町を支援していきます。
- ・ また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するため、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に整備する場合の施設整備への補助や、放課後児童クラブ・放課後子ども教室・学校関係者等の連携を一層促進するために委員会の設置・運営に係る経費について補助を行っていきます。
- ・ 放課後児童クラブの安定的な運営や待機児童解消等に資するため、放課後児童支援員認定資格研修等を実施し、人材の育成や資質向上に努めます。
- ・ 夏季休業等の長期休業期間における児童の居場所づくりに取り組む市町を支援します。

ウ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

現状と課題

- ・ 子どもや子育て家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっており、児童虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等をふまえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和4（2022）年

6月に成立しました。

- ・これにより、市町における児童福祉および母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務とされましたが、すべての市町での設置には至っていません。
- ・また、子育て世代を包括的に支援するために整備された「子ども・子育て支援法」については、改正により、妊娠期の負担の軽減のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設が新たに盛り込まれ、妊娠出産期の支援が強化されています。
- ・すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に向け、引き続き支援に取り組む必要があります。

計画期間における取組内容

- ・安全・安心な出産のため、妊娠中は公費による妊婦健康診査が14回受診できます。また、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間・1ヶ月に実施する産婦健康診査についても、すべての市町で費用助成を実施しています。妊産婦健康診査が円滑に実施されるよう、必要に応じて市町とともに県内医療機関と内容の見直し等の調整を行っています。
- ・早期の妊娠届出を勧奨するとともに、子育て家庭に必要な支援が確実に届けられるよう、市町における妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）と妊婦のための支援給付による経済的支援の一体的な実施による実効性の高い相談支援の円滑な実施を支援します。
- ・母子保健法上に位置づけられていた産後ケア事業は県内すべての市町で実施していますが、令和6（2024）年の「子ども・子育て支援法」の改正により、「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられました。県は、産後ケア事業のさらなる充実に向け、広域的な調整を行います。
- ・県内のすべての市町では、生後4か月を迎えるまでに全家庭を訪問し、保護者の不安や悩みに対応し子育ての孤立化を防ぎ、必要な支援を行う乳児家庭全戸訪問事業が実施されています。加えて、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果等により、特に支援が必要と認められる家庭に対し、保健師・助産師・保育士等による必要な助言指導等を行う養育支援訪問事業についても取り組まれています。これらの事業について着実に支援を届けるため、引き続き関係機関の連携強化に取り組みます。
- ・「こども家庭センター」の設置について市町に働きかけるとともに、各種研修の実施等により一層の支援の充実を図ります。
- ・また、「こども家庭センター」を補完するための「地域子育て相談機関」の設置についても、市町へ働きかけます。
- ・県は、各市町で相談支援の中心的役割を担う母子保健コーディネーターを養成するとともに、母子保健コーディネーターを中心とした切れ目のない支援が県内どの地域においても必要な時に受けられるよう、県独自の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」により取組の推進を図ります。

エ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の促進

現状と課題

- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、子どものための教育・保育給付を受けていない0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前子どもに適切な遊びおよび生活の場を与えるとともに、子どもと保護者の心身の状況および養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行うものです。
- ・ 本制度は、子どもの成長の観点から、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的としているため、保護者の保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で時間単位等の利用が可能となっています。
- ・ 本制度は、令和7（2025）年度は「子ども・子育て支援法」の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8（2026）年度からは「子ども・子育て支援法」に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されることとなっており、今後、利用可能枠の在り方や人員配置、設備運営基準、手引きの作成等の検討事項について、国において議論が進められます。

計画期間における取組内容

- ・ 国の動向を注視し、市町に対して迅速に必要な情報を提供するとともに、次年度以降の市町における実施状況をふまえて、必要な支援を行っていきます。

6 子育てのための施設等利用給付（※１）の円滑な実施の確保

現状と課題

- ・ 令和元（2019）年 10 月から実施されている幼児教育・保育の無償化では、認可施設に通う子どもと、県に届出を行い国が定める基準を満たした認可外保育施設等に通う子ども（保育の必要性の認定を受けた子ども）が無償化の対象となっています。
- ・ ただし、経過措置として5年間（令和6（2024）年9月末まで）は、猶予期間として、「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）を満たさない認可外保育施設に通う子どもについても、施設が県に届出をしていれば、指導監督基準を満たした施設とみなして無償化の対象とされていました。
- ・ 令和6（2024）年 10 月以降は、原則として指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、無償化の対象外となりますが、認可外保育施設についても一定の保育の質を確保し、児童の安全確保を図ることが必要です。
- ・ なお、外国につながる子どもが多い施設など、指導監督基準を満たすために相当の期間を有する認可外保育施設については、一定の期間（令和 11（2029）年度末まで）、例外的に指導監督基準を満たした施設とみなして無償化対象とする新たな経過措置が設けられています。

計画期間における取組内容

- ・ 市町において、特定子ども・子育て支援施設（※2）の確認や公示、指導等の法に基づく市町の事務の執行など、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、認可外保育施設の届出、調査状況および関係法令に基づく是正指導等について市町と情報を共有するとともに、市町に対して認可外保育施設への合同での立入調査の協力を求めています。
- ・ 外国につながる子どもが多い施設など、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設については、利用家庭への影響が生じないようにするため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則に定める経過措置期間中（令和 11（2029）年度末まで）に、指導監督基準を満たせるよう、市町と連携して認可外保育施設の指導等に取り組んでいきます。
- ・ また、令和6（2024）年 10 月 1 日からは、指導監督基準を満たす認可外保育施設のみが保育料の無償化の対象施設となったことを受け、今後、認可外保育施設の新規開設があるときには、「自主点検表」の活用等により、早期に指導監督基準を満たし、子育てのための施設等利用給付が円滑に実施されるよう、市町と連携して、認可外保育施設の指導等に取り組んでいきます。

※1 子育てのための施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化制度により創設された、未移行の幼稚園、預かり保育、認可外保育施設、病児保育事業等の利用料に係る給付

※2 特定子ども・子育て支援施設

無償化の対象施設として市町の確認を受けた認可外保育施設や預かり事業を行っている施設等

7 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

(1) 人材確保

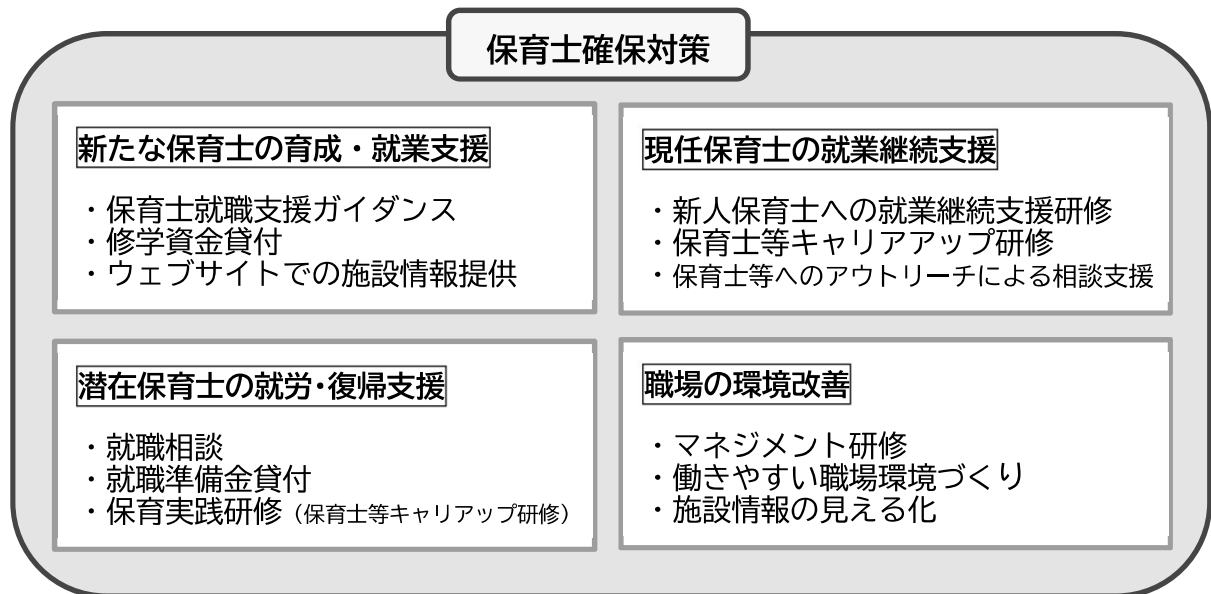
ア 乳幼児期の教育・保育に従事する者

現状と課題

- ・ 県内の保育所等では、令和6（2024）年4月1日現在、0～2歳の低年齢児を中心に108人の待機児童が発生し、未だその解消には至っていません。
- ・ 保育士の人材不足が待機児童発生 of 主な要因の1つに挙げられており、待機児童の解消を図るとともに、保育の質の確保・向上を図るためにも、保育士の確保は急務となっています。
- ・ また、幼保連携型認定こども園の設置には、幼稚園教諭免許と保育士資格を併せて所持する保育教諭の確保が必要となります。

計画期間における取組内容

- ・ 三重県保育士・保育所支援センターを中心に据え、新たに保育士となる者の育成・就業支援、新任保育士の就業継続支援、保育士資格を持っていても保育所等に就業していない者（以下「潜在保育士」という。）の現場復帰のための相談・斡旋業務を行うとともに、県内の保育所等の求人情報等を一元的に発信するなどにより、保育所等での就労につなげていきます。
- ・ また、潜在保育士就労等意識調査（平成30(2018)年度実施）において、離職者の約半数が7年未満で離職していること、離職理由として労働条件への不満が多く占めていることが明らかになっており、保育士の処遇改善や職場環境の改善を進めるため、新任保育士を対象とする就業継続のための研修や、経営者・管理者を対象とするマネジメント研修（職場環境改善）を実施するなど、保育所等における働きやすい職場環境づくりに対する支援に取り組んでいきます。
- ・ その他、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得をめざす学生の修学を支援するための保育士修学資金貸付や、潜在保育士が就職・復職の準備に必要な費用を支援するための就職支援準備金貸付等の活用により、保育士の確保につなげていきます。
- ・ 加えて、保育士、幼稚園教諭や保育教諭の確保の状況をふまえて、指定保育士養成施設、幼稚園教諭養成機関や保育所・幼稚園関係団体等と連携しての中学生や高校生を対象とした保育現場体験の開催など、保育の魅力発信に取り組めます。
- ・ 国は、幼稚園教諭免許または保育士資格のいずれか一方のみを持つ者が、もう一方の資格を無理なく取得できるよう、免許状・資格の取得に係る特例措置を令和11（2029）年度末まで延長しており（ただし、主幹保育教諭・指導保育教諭については、令和8（2026）年度末まで）、幼保連携型認定こども園の普及に対応できる人材の確保のため、市町等と連携して特例措置について対象者への周知等を行っていきます。



イ 地域子ども・子育て支援事業等に従事する者

現状と課題

- ・ 県内の放課後児童クラブの利用児童数が増加傾向にあることもあり、令和6（2024）年5月1日現在、54名の待機児童が発生しており、未だその解消には至っていません。
- ・ 待機児童発生 の主な要因の1つには、放課後児童支援員等の人材不足が挙げられており、待機児童の解消を図るとともに、児童の育成支援の質の確保・向上を図るためにも、これらの人材の確保は急務となっています。
- ・ 子育てへの不安や孤立感から地域での子育て支援ニーズも高まっており、地域において子育て支援に携わる人材の確保も必要となっています。
- ・ 「子ども・子育て支援法」の改正を受けて、児童福祉法により市町が実施する事業として「子育て世帯訪問支援事業」が新設されました。家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことが期待されています。

計画期間における取組内容

（ア）放課後児童健全育成事業に従事する者

- ・ 放課後児童支援員は、所定の要件（資格等）に該当し、県が行う研修を修了していることが求められているため、児童に対する育成支援の質の向上のための資質向上研修と併せて、放課後児童支援員認定資格研修を毎年複数回実施することで、支援員の確保を進めていきます。

（イ）地域における子育て支援事業に従事する者

- ・ 地域における子育て支援ニーズが高まってきていることから、子育て支

援事業に従事する人材を確保するため、子育て支援員研修（地域保育コース・地域子育て支援コース・放課後児童コース）を毎年実施していきます。

（ウ）切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に従事する者

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業および子育て世帯訪問支援事業の円滑な実施のため、市町の母子保健コーディネーターの養成、保健師、助産師等専門職の資質向上のほか、子育て支援に携わる人材の育成に取り組み、市町の事業を支援していきます。

（２）資質の向上、専門性の確保

ア 乳幼児期の教育・保育に従事する者

現状と課題

- ・ 幼稚園教諭、保育士、保育教諭には、外国につながる児童、障がい児、養育困難家庭の児童等への対応や、その保護者への支援の機会が増えつつあり、そのため、以前にも増して資質の向上と専門性の確保が求められることから、研修の充実がますます重要になってきています。また、保育所や保育士等には、地域の子育て支援の役割も求められるようになっていきます。
- ・ 研修の実施にあたっては、乳幼児期の重要性やその特性等を正しく理解し、乳幼児の愛着形成を促し、また子どもの自己肯定感や社会性等を育むことができるよう、専門的で実践的な内容が求められます。
- ・ 幼児期の子どもにとって、自然と直接触れ合う体験をすることは、子どもの主体性や想像力、思考力、コミュニケーション能力など、非認知能力の育成に有効とされています。
- ・ 県では、自然保育に取り組む保育所等を増やし、裾野が広がるよう、これまで、自然保育に取り組む意向のある保育所等に対するアドバイザーの派遣をはじめ、さまざまな取組を行ってきましたが、「安全性の確保が困難」「職員の負担が大きい」「スキルアップ研修等の不足」など、自然保育の実施に課題を感じている保育所等もあります。
- ・ 令和５（２０２３）年９月には、自然保育が子どもの育ちを豊かにすることを、組織・分野・地域を越えて幅広く共有し、連携することを目的に、自治体や関係団体等によるネットワーク「みえ自然保育協議会」が設立されました。
- ・ 県内の一部の保育施設等において、不適切保育事案が発生しており、子どもの人権を尊重した保育が行われるよう、資質向上の取組の強化が必要です。
- ・ また、県内で発生した不適切保育事案では、「保育現場における悩み事がある際に、相談できる相手がいなかった」などの課題も浮き彫りになったことから、不適切保育の防止や保育所等の職場環境改善を進める必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 保育士等の資質向上や専門性の確保に向け、処遇改善につながるキャリアア

ップ研修や、子どもの人権を尊重した保育を実践するための人権保育研修等を実施します。

- ・ 県教育委員会や教育・保育関連団体とも連携しながら、幼稚園教諭、保育士、保育教諭を対象にした、子どもを取り巻く現状や現場のニーズに沿った研修の充実を図るとともに、今後の認定こども園の設置・移行を見据え、幼稚園教諭と保育士の合同研修を開催していきます。
- ・ 自然保育の普及・促進のため、「みえ自然保育協議会」の構成員や関係団体、市町等と連携して、保育所等における自然保育の導入等に向けたガイドラインの策定を検討するなど、自然保育を実践できる保育士を育成していきます。
- ・ 不適切保育の防止を目的に、保育士同士のグループワーク等も組み合わせ、普段の保育の実践に役立つような内容の研修を実施します。
- ・ あわせて、保育所等において質の高い教育・保育が提供されるよう、保育士等を対象としたアウトリーチ（訪問）による相談支援等を行うことで、不適切保育の防止および保育所等の職場環境の改善を図ります。

イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する者

現状と課題

- ・ 放課後児童支援員等には、外国につながる児童、障がい児、養育困難家庭の児童等への対応や保護者への支援の機会が増えつつあり、以前にも増して資質の向上と専門性の確保が求められることから、研修の充実がますます重要になってきています。
- ・ 研修の実施にあたっては、学童期の重要性やその特性等を正しく理解し、子どもの自己肯定感や社会性等を育むことができるよう、専門的で実践的な内容が求められます。
- ・ 「子ども・子育て支援法」の改正を受けて、児童福祉法により市町が実施する事業として「子育て世帯訪問支援事業」が新設されました。家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことが期待されています。
- ・ 市町の保健師、助産師等は、複雑で多様化する母子保健、児童福祉の最前線で活躍するため、広くさまざまな分野に係る知識、専門性が求められます。

計画期間における取組内容

（ア）放課後児童健全育成事業に従事する者

- ・ 放課後児童支援員や補助員等には、児童の放課後等における生活の場や遊びの提供による育成支援にとどまらず、保護者支援やソーシャルワークの専門性も求められる状況にあることから、放課後児童支援員等のさらなる資質の向上や専門性の確保に向け、研修の内容を充実して実施していきます。

(イ) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に従事する者

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業および子育て世帯訪問支援事業の円滑な実施のため、市町の母子保健コーディネーターの養成、保健師、助産師等専門職の資質向上のほか、子育て支援に携わる人材の育成に取り組み、市町の事業を支援していきます。

8 教育・保育等情報および特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表

県では、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用または利用しようとする子どもの保護者等が、適切かつ円滑に利用する機会を確保できるよう、国と連携し、市町や事業者等が提供する教育・保育等に関する情報を公表しています。

また、教育・保育分野における費用の透明性の向上を目的として、子ども・子育て支援法の改正が行われ、令和7（2025）年度から特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者は毎事業年度の経営情報（収支計算書、職員給与の状況等）を県に報告し、県はこれを公表することとなります。

（1）公表の方法

- ・ 国の「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」により公表します。（「ここdeサーチ」アドレス <https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>）

（2）公表の内容

ア 教育・保育等情報

（ア）子ども・子育て支援法施行規則別表第一に掲げる主な項目

1 施設等を運営する法人に関する事項 ・ 法人の名称、所在地および連絡先 ・ 法人の代表者の氏名および職名 ・ 法人の設立年月日
2 施設等に関する事項 ・ 教育・保育施設または地域型保育事業の種類、開始年月日等 ・ 施設等の名称、所在地および連絡先 ・ 施設等の管理者の氏名および職名
3 施設等の従業者に関する事項 ・ 職種別の従業者の数、業務に従事した経験年数 ・ 従業者の勤務形態および労働時間等 ・ 従業者の有する教育または保育に係る免許、資格の状況
4 教育・保育の内容に関する事項 ・ 施設等の開所時間、利用定員および学級数、教育・保育の内容等 ・ 教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等 ・ 施設等の利用手続きおよび選考基準 ・ 利用者からの苦情に対応する窓口等の状況 ・ 賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
5 教育・保育を利用するにあたっての利用料等に関する事項

（イ）子ども・子育て支援法施行規則別表第二に掲げる主な項目

1 教育・保育の内容に関する事項 ・ 利用者に対する説明および同意の取得の状況 ・ 利用者に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況 ・ 相談、苦情等の対応のための取組の状況
2 施設等の運営状況に関する事項 ・ 安全管理および衛生管理のために講じている措置 ・ 情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況 ・ 教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

イ 特定教育・保育施設設置者等経営情報

- ・ 令和7（2025）年度より、県は特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者から報告された経営情報のうち、「職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要な情報」については、個別施設・事業者単位での公表が義務付けられ、経営情報の集計・分析とその結果については、公表に努めることになりました。
- ・ 職員の処遇等に関する情報については、個別の施設・事業者単位での情報公開の充実を通じて、保護者による施設・事業者の選択や保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討を支援するとされています。
- ・ また、経営情報の集計・分析とその結果については、公定価格の改善を始めとする国の政策検討に活用するとされています。
- ・ 今後も、国の動向を注視し、市町に対して迅速に情報を提供するとともに、適切に運用されるよう支援に努めます。

9 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

県では、令和5（2023）年度の死亡事例を受けて、令和6（2024）年3月にとりまとめられた第三者による検証委員会の検証結果等をふまえ、児童虐待対応力の強化を図るための相談体制の整備や児童相談所職員の人材確保・育成等に取り組んでいます。

また、県全体の児童相談対応力の向上に向けて、市町や関係機関との連携強化や、市町の相談体制の充実に取り組んでいます。

ア 児童相談所の体制強化

現状と課題

① 児童虐待相談対応件数

- ・ 県内の児童相談所が対応する児童虐待相談対応件数は、2,162 件（令和5（2023）年度速報値）と、近年、年間2,000 件を超える状況が続いています。

② 児童相談体制の強化

- ・ 国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童相談所職員の体制の充実と人材育成が求められています。
- ・ 児童虐待相談対応件数が高止まりする中、児童相談所における虐待対応力の強化を図るため、虐待対応へのAI技術の活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上や職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、親子関係の再構築等の家族支援を行っています。

計画期間における取組内容

- ・ 国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」により人材の確保を図るとともに、令和6（2024）年度に策定する児童相談所職員人材育成計画（仮称）に基づく職員研修の実施等により人材の育成に取り組めます。
- ・ 児童相談所における虐待対応力の強化を図るため、引き続き、虐待対応へのAI技術の活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上や職員の判断の質の向上を図ります。

イ 市町や関係機関との役割分担および連携の推進

現状と課題

- ・ 市町の児童相談体制の充実を目的に、市町と児童相談所を含む県との定期協議を実施し、市町ごとの強み弱みを把握したうえで、スーパーバイザーやアドバイザーの派遣を行っています。市町によって体制が異なり、抱えている課題も多様であることから、市町の状況に応じた支援が求められています。
- ・ 市町の児童相談体制を強化するため、市町職員を対象とした研修を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会の体制強化や、子育て家庭の困難を地域社会でしっかりと支える役割を持つ「こども家庭センター」の設置に向けた支援が求められています。

計画期間における取組内容

- ・ 市町との連携強化に向け、引き続き、定期協議の充実等を図りながら、市町の実情を把握し、的確な支援に努めます。
- ・ 市町の相談体制の充実に向け、引き続き、スーパーバイザーやアドバイザーの派遣を実施するとともに、市町のニーズをふまえた研修の充実を図ります。
- ・ 要保護児童対策地域協議会を中心に、市町、警察、学校、医療機関等との連携強化を進め、特定妊婦や要支援家庭等を早期に把握し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。

ウ 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

現状と課題

- ・ 共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中、妊娠・出産・育児に対する不安や負担を抱えている妊産婦やその家族に対する支援の重要性はますます高まっており、支援を必要とするすべての人にサービスを提供できる体制の整備が課題となっています。
- ・ 子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況をふまえ、改正児童福祉法では、母子保健機能および児童福祉機能の一体的な運営を行う「こども家庭センター」の設置が市町の努力義務となるなど、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制整備が求められています。
- ・ 全国の児童虐待による死亡事例は0歳児が最も多く、予期しない妊娠による妊婦健診の未受診が考えられることから、予期せぬ妊娠に悩む若年妊婦を必要な支援につなげ、虐待の未然防止を図る必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 三重県独自の出産・育児支援体制である「出産・育児まるっとサポートみえ」により、県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要なきに必要サービスを受けることができるよう、地域の実情に応じた切れ目のない支援体制の整備に向けた取組を支援します。
- ・ 妊婦健診や産婦健診、乳幼児健診等の均てん化を図るとともに、市町が実施する伴走型相談支援や産後ケア等の円滑な実施に向けて広域的な調整を行います。
- ・ 市町において、妊娠期から子どもが大人になるまでの一連の成長の過程のさまざまなニーズに対して、ワンストップで総合的な相談支援を行うことができるよう、地域の実情に応じて「こども家庭センター」の設置を支援するとともに、医師会（産婦人科医会、小児科医会）、歯科医師会、看護協会、助産師会、大学、企業、NPO等の関係団体の連携を進め、民間資源・地域資源と一体となった支援体制の構築を促進します。
- ・ 事業の円滑な実施のため、市町の母子保健コーディネーターの養成、保健師、助産師等専門職の資質向上のほか、子育て支援に携わる人材の育成に取り組みます。

- ・ 妊産婦のメンタルヘルスに対応し、必要な支援を行うため、市町における妊産婦健診および産後ケア事業の実施を推進するとともに、「エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）」や「赤ちゃんへの気持ち質問票」等を活用し、育児不安の早期発見や児童虐待防止に向けた取組を進めます。
- ・ 予期しない妊娠や性の問題に悩む若年者や家族に対応するため、相談窓口「妊娠SOSみえ」を設置し、電話やSNSによる相談を行うとともに、妊娠判定費用助成や医療機関への受診同行などにより、早期受診を促し、必要な支援につなげます。

（２）社会的養育の充実

社会的養育については、令和6（2024）年度に策定し、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までを計画期間とする「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」に基づき支援の充実を図っていきます。

ア 里親委託の推進

現状と課題

- ・ 家庭養育優先の原則に基づき里親委託を推進するため、里親支援センターの整備等による新たな里親登録者の増加や里親支援の充実が求められています。

計画期間における取組内容

- ・ フォスタリング機関から里親支援センターへの移行を支援し、新規の里親登録者の増加や里親支援の充実等により、里親委託を推進します。

イ 施設の高機能化および多機能化・機能転換の推進

現状と課題

- ・ 児童養護施設および乳児院は地域の子育て機能を担う重要な資源であることから、地域の実情に即した多機能化・機能転換に取り組む必要があります。
- ・ 施設において必要な人材の確保や職員の資質向上に取り組む必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 地域の実情に即した一時保護専用施設、児童家庭支援センター、里親支援センターの設置などの多機能化・機能転換を促進するとともに、入所施設の強みを十分に発揮し空きスペースを活用したショートステイや自立支援事業等の新事業展開を支援します。

ウ 自立支援の推進

現状と課題

- ・ 社会的養護経験者は自立にあたって困難を抱える場合が多く、丁寧なサポートが必要であるため、施設等入所中から退所後まで一貫した相談支援体制を充実させるなど、関係機関と連携した自立支援をより一層推進する必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 施設等入所中から退所後まで一貫した相談支援体制を充実させるなど、関係機関と連携した自立支援をより一層推進するとともに、施設の退所後や里親の措置解除後のアフターケアの環境を整備します。
- ・ 子どもの自立支援に理解のある企業やNPO法人等による就労支援のネットワークづくりに取り組みます。

エ 子どもの権利擁護への支援

現状と課題

- ・ 社会的養育に関わるすべての関係者が子どもの権利擁護（アドボカシー）について理解を深める必要があります。
- ・ 一時保護や措置された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見をくみ取る方策、子どもの権利を代弁する方策の整備や充実が必要です。

計画期間における取組内容

- ・ 子どもの意見表明等の権利について啓発を進めるとともに、社会的養育に関わるすべての関係者に子どもの権利擁護に関する研修を実施します。
- ・ 入所施設や里親・ファミリーホームに委託された子どもに「子どもの権利ノート」や「子どもの権利擁護相談手紙」を配付するとともに、定期的に子どもの意見を確認する仕組みづくりを進めます。

（３）ひとり親家庭の自立支援の推進

最終案でお示しします

（４）障がい児施策の充実等

障がい児施策については、療育や発達障がい等に関する専門的な相談支援を行うとともに、県立子ども心身発達医療センターにおいて、入院・外来診療や地域支援等を行っています。また、特別支援教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応えるきめ細かな教育を行っています。

引き続き、障がい児の地域社会への参加と包容を推進するため、ライフステージに応じて途切れることなく、また、地域における医療、福祉、保育、教育等関係機関の連携により、個々の子どものニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

現状と課題

①専門的な相談支援

- ・ 自閉症・発達障がいに関する専門的な相談支援を行うとともに、地域における関係機関の機能強化を図るため、センターとしての専門性を生かした後方支援を行う必要があります。

- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児・者とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児・者の支援を調整する医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員等）の養成が必要となっています。
- ・ 福祉型障害児入所施設に入所している障がい児の、地域生活への移行を促進していますが、地域の関係機関へ途切れなく支援を「つなぐ」ため、入所時から、18歳以降の地域における支援体制を視野に入れた関係機関との連携が求められています。

②発達支援の充実

- ・ 発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行う必要があります。

③特別支援教育の充実

- ・ 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちの数は増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応え、子どもたちが自立と社会参画に必要な力を身につけられるよう、早期からの一貫した指導・支援を行うとともに、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場における指導・支援の充実を図る必要があります。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍していることから、すべての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけ、専門性を高める必要があります。
- ・ 特別支援学校において、障がいのある子どもたちが、卒業後も必要に応じて支援を求めたり、支援を受けたりしながら、自分でやりたいことを選択したり決定したりするなど、主体的に生活していけるよう、組織的・計画的なキャリア教育の推進が必要です。
- ・ 共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに理解を深め、尊重し合いながら生活していく態度を身につける必要があります。

計画期間における取組内容

① 専門的な相談支援

- ・ 自閉症等の発達障がい児・者に対する個々の障がいに応じた相談支援を行う拠点である「自閉症・発達障害支援センター」において、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、専門性のさらなる向上と地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。また強度行動障がいを有する者を支援する施設等への集中的支援（コンサルテーション）を実施し、施設等の支援力向上を図ります。
- ・ 障害児入所施設に入所した時点から、退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた途切れのない支援を行います。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児・者の医療・福祉等関連分野の支援を調整する医療的ケア児・者コーディネーターを養成します。

②発達支援の充実

- ・ 県立子ども心身発達医療センターにおいて、併設する特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と連携することにより、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行います。
- ・ 市町の総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材の育成や技術的支援等を行い、発達支援が必要な子どもが、保育所・幼稚園等の段階から成長に応じて適切な支援が受けられるよう支援体制の充実に取り組みます。
- ・ 県立子ども心身発達医療センターにおける入退所時等の関係機関（児童相談所、学校、市町、医療・福祉施設等）との調整や、障がいの理解を深めること等の不安解消に向けた取組、総合相談窓口での相談対応、短期入所事業の実施等により、家族支援を充実していきます。

③特別支援教育の充実

- ・ 幼児期から学齢期・社会参画に至るまで、「パーソナルファイル」を活用して必要な支援情報を円滑かつ確実に引き継ぐことで、きめ細かな指導・支援を進めます。
- ・ 特別支援学校のセンター的機能として、特別支援教育コーディネーター等が、小中学校・高等学校等への教育相談や研修会等を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に取り組みます。
- ・ 子どもたちが、自己選択・自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、一人ひとりの状況や発達段階に応じたキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行を支援します。
- ・ 障がいの有無に関わらず、互いに理解し尊重し合いながら生活していく態度を身につけることができるよう、地域の学校との交流および共同学習をオンライン等も活用しながら継続して進めるとともに、地域の小中学校に副次的な籍を置くことについて、市町等教育委員会と連携し、取組を進めます。

（５）外国につながる子どもへの支援

現状と課題

- ・ 国際化の進展に伴い、県内における外国人住民数は、令和５（２０２３）年には過去最多となり、外国につながる子どもが増加しています。
- ・ 県内の保育所等においても、外国につながる子どもの割合が４割を超える園も出てきており、すべての子どもが安心して過ごすことのできる環境を整えることが必要です。国籍別では、引き続きブラジルが最も多くを占めていますが、近年ではベトナム、インドネシア、ネパール、スリランカなどのアジア圏の人の割合が増加しており、通訳者が配置された一部の園に利用希望が集中するなどの課題も見えてきています。
- ・ 地域における子育て支援拠点として、保育所等が果たす役割は大きく、子どもが多文化に接し、お互いの文化や伝統を尊重し合うことを学ぶ機会は非常に重要なものであるため、より多くの保育所等で外国につながる子どもの受け入れが可能となるよう、支援する必要があります。

- ・ 言葉の壁の問題や、文化や習慣など生活スタイルの違いからコミュニティに属さず、孤立しがちになるなど、さまざまな悩みを抱える保護者に対しても、保育士や他の保護者との円滑なコミュニケーション、相互理解が図られるよう、支援をしていく必要があります。

計画期間に関する取組

- ・ 県では、市町と連携しながら、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等における保育士の加配や、通訳者としての保育支援者の配置等に対する支援を行うことで、児童だけでなく、保護者支援にもつながる取組を促進します。
- ・ また、多文化に対する相互理解を深めるため、保育士等に対する研修事業を推進していきます。
- ・ さらに、可能な限り、必要な情報の周知等に係る多言語化等についても、検討を進めます。

10 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

＊最終案でお示しします＊

1 1 計画を推進するために

(1) 進行管理

- ・ 県は、毎年度、子ども・子育て会議において、第三期計画に基づく施策の実施状況（公立・私立ともに教育・保育施設の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価を行い、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施することとします。
- ・ また、認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となります。このため、市町は、認定の状況をふまえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町計画の見直しを行うことになっており、県においても、市町計画の見直し状況等をふまえ、必要な場合には、県計画の見直しを行うこととします。
- ・ 県は、この結果を公表するとともに、これに基づいて必要な措置を講じることとします。

(2) 広域利用を行う特定教育・保育施設の利用定員の変更手続き

- ・ 市町計画の策定にあたり、一定量以上の広域利用が恒久的に見込まれる場合は、あらかじめ市町間で調整を行います。
- ・ その広域利用について、市町間の調整が整わない場合には、市町からの要請に応じて、県は市町間の区域を越えた広域的な見地から調整を行います。
- ・ また、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更しようとする場合は、あらかじめ知事へ協議を行うこととします。

(3) 待機児童解消のための協議会の設置

- ・ 待機児童解消を促進するための方策として、隣接する市町等との調整に関し、県が協議会を設置するなどして必要な支援を行うこととします。

●市町の年度ごとの教育・保育の量の見込み、確保方策

市町名	圏域別又は市町別
-----	----------

			単位:人												
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度							
			実績	計画	計画	計画	計画	計画							
①量の見込み			1号認定												
			2号認定												
			3号認定	0歳											
				1・2歳											
				小計		0	0	0	0	0					
②確保の内容	特定教育 保育施設	1号認定													
		2号認定													
		3号認定	0歳												
			1・2歳												
			小計	0	0	0	0	0	0						
	特定教育 保育施設 (広域調整分)	1号認定		最終案でお示しします											
		2号認定													
		3号認定	0歳												
			1・2歳												
			小計	0	0	0	0	0	0						
	確認を 受けない 幼稚園	1号認定													
		2号認定													
	幼稚園 ＋ 預かり保育	1号認定													
		2号認定													
	地域型 保育事業	2号認定													
		3号認定	0歳												
			1・2歳												
			小計	0	0	0	0	0	0						
		認可外 保育施設	2号認定												
	3号認定		0歳												
			1・2歳												
			小計	0	0	0	0	0	0						
	企業主導型 保育施設の 地域枠	2号認定													
		3号認定	0歳												
			1・2歳												
			小計	0	0	0	0	0	0						
	認定区分別	1号認定・合計		0	0	0	0	0							
		2号認定・合計		0	0	0	0	0							
		3号認定 ・ 合計	0歳	0	0	0	0	0							
			1・2歳	0	0	0	0	0							
			小計	0	0	0	0	0							
確保の内容 － 量の見込み (②－①)			1号			0	0	0	0						
			2号			0	0	0	0	0					
			3号	0歳		0	0	0	0	0					
				1・2歳		0	0	0	0	0					
				小計		0	0	0	0	0					

※市町の子ども・子育て支援事業計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

●認定こども園の設置見込数

※認定こども園の類型 幼保＝幼保連携型、幼＝幼稚園型、保＝保育所型、地＝地方裁量型

No.	区域名	市町名	認定こども園設置数	認定こども園年度別設置見込数										区域別設置見込数	市町別設置見込数	
			令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		時期未定					
			(令和6年4月1日現在)	新設	既存施設からの移行	新設	既存施設からの移行	新設	既存施設からの移行	新設	既存施設からの移行	新設	既存施設からの移行			
1	桑名・いなべ・員弁郡	桑名市	幼保 8				幼保 1						幼保 1	13	2	
			幼 1													
			保 1													
		いなべ市			幼保 1											11
			保 10													
3		木曽岬町	幼保 1												0	
4		東員町													0	
5	四日市・三重郡	四日市市	幼保 22		幼保 3		幼保 2		幼保 1				幼保 2	24	17	
			幼 1		幼 6		幼 1									
							保 2									
		菰野町	保 4		保 3		保 1						保 2			6
7		朝日町													0	
8		川越町	幼保 1								幼保 1				1	
9	鈴鹿・亀山	鈴鹿市	幼保 8											3	1	
			幼 1													
					保 1											
10		亀山市	幼保 2		幼保 2										2	
11	津	津市	幼保 23	幼保 1										1	1	
			幼 1													
12	松阪・多気郡	松阪市	幼保 2				幼保 1							3	1	
			幼 2													
			保 4													
13		多気町	幼保 1												1	
			保 1					保 1								
14		明和町	幼保 5				幼保 1								1	
15		大台町	保 1												0	
16	伊勢志摩・度会郡	伊勢市	幼保 8											0	0	
			幼 1													
		鳥羽市														
		志摩市	幼保 5													
		玉城町	保 1													
		度会町														
		大紀町														
		南伊勢町														
23	伊賀	名張市	幼保 7		幼保 2								4	2		
		伊賀市	幼保 1		幼保 1							幼保 1			2	
25	東紀州	尾鷲市	幼保 1											0	0	
26		熊野市	保 1													
27		紀北町														
28		御浜町	保 2													
29		紀宝町														
設置見込数計		総合計	117	1	29	0	9	1	1	0	1	0	6	165	うち設置見込数	
		幼保連携型	95	1	9	0	5	0	1	0	1	0	4	116	48	
		幼稚園型	7	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	14	7	
		保育所型	15	0	14	0	3	1	0	0	0	0	2	35	20	
		地方裁量型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

●市町の年度ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

			令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年							人
		高学年							
		合計		0	0	0	0	0	
	確保の内容	登録児童数							
延長保育事業	量の見込み	実人数							人
	確保の内容	実人数							
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み	延べ人数		最終案でお示しします					人日
	確保の内容 (延べ人数)	病児保育							
		ファミサポ							
		合計	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用							人日
		2号認定による利用							
		合計(延べ人数)		0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数							
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数							人日
	確保の内容	延べ人数							
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数							人回/月
	確保の内容	施設数							箇所
利用者支援事業 (*)利用者支援事業 (基本型)の財政支援 を受けていない地域 子育て相談機関を含 む。	量の見込み	施設数							箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型							
		こども家庭センター型							
		合計	0	0	0	0	0	0	
		地域子育て相談機関 (*)							
子育て短期 支援事業 (ショートステイ ・トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ							人日
		トワイライトステイ							
		合計		0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数							
ファミリー・ サポート・ センター事業 ※病児・緊急対応 強化事業以外	量の見込み	延べ人数							人日
	確保の内容	延べ人数							
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数							件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数							件
子育て世帯 訪問支援事業	量の見込み	延べ人数							人日
	確保の内容	延べ人数							
児童育成支援 拠点事業	量の見込み	実人数							人
	確保の内容	実人数							
親子関係形成 支援事業	量の見込み	実人数							人
	確保の内容	実人数							
妊婦等包括 相談支援事業	量の見込み	妊娠届出数							件 回 回
		1組当たり面談回数							
	確保の内容	面談実施合計回数 こども家庭センター (または、その代替 となる拠点)							回
乳児等通園 支援事業	量の見込み	上位以外で業務委託							人日
		0歳児・延べ人数							
		1歳児・延べ人数							
	確保の内容	2歳児・延べ人数							
		0歳児・延べ人数							
		1歳児・延べ人数							
産後ケア事業	量の見込み	延べ人数							人日
	確保の内容	延べ人数							
妊産婦検診	量の見込み	検診回数							人回

※市町の子ども・子育て支援事業計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

健やか親子いきいきプランみえ（第3次）

【中間案】

令和6（2024）年12月

三重県

はじめに

※最終案において記載します

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の基本理念.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画期間.....	2
第2章 母子保健に関する三重県の現状	3
1 母子保健を取り巻く状況.....	3
2 母子保健の水準.....	7
3 地域格差と取組格差の状況.....	11
4 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の進捗状況.....	12
重点課題1：切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策.....	13
重点課題2：学童期・思春期から成人期に向けた保健対策.....	17
重点課題3：子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり.....	20
重点課題4：育てにくさを感じる親に寄り添う支援.....	22
重点課題5：妊娠期からの児童虐待防止対策.....	24
第3章 取組の推進体制と重点課題および目標	26
1 取組の推進体制.....	26
2 重点課題および目標.....	27
重点課題1：切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策.....	28
重点課題2：学童期・思春期から成人期に向けた保健対策.....	34
重点課題3：子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり.....	39
重点課題4：育てにくさを感じる親に寄り添う支援.....	43
重点課題5：妊娠期からの児童虐待防止対策.....	47
第4章 計画の総合的な推進	50
1 県の役割.....	50
2 市町の役割.....	50
3 関係団体の役割.....	50
第5章 計画の進捗管理および見直し	51
参考	52

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

三重県では、平成13（2001）年度に国が策定した21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者や関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画である「健やか親子21」をふまえ、平成15（2003）年3月に「健やか親子いきいきプランみえ」を策定し、母子保健の各課題に対する具体的な取組や数値目標などを設定して、その達成に向けた取組を推進してきました。

平成26（2014）年度には、国の「健やか親子21」が最終年度を迎え、平成27（2015）年度からの次期計画として「すべての子どもが健やかに育つ社会」を10年後のめざす姿とした「健やか親子21（第2次）」が策定されたことを受け、三重県においても「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（計画期間：平成27（2015）年度～令和6（2024）年度）を策定し、母子保健の取組を進めてきました。

今般、「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」が最終年度を迎えることから、少子化の進行、出産年齢の上昇、ニーズの多様化・複雑化といった母子保健を取り巻く環境の変化や残された課題をふまえ、「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」として新たな計画を策定します。

この計画は、主に母子保健分野における取組の推進を図るものですが、令和元（2019）年12月に施行された「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30（2018）年法律第104号）および同法に基づく「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和5（2023）年3月22日閣議決定。以下「成育医療等基本方針」という。）をふまえ、医療、福祉、教育などの各分野における施策の相互連携を図るとともに、横断的な視点で取組を推進し、母子だけでなく父親や祖父母も含めた、親と子およびその家族が、県内のどの地域においても切れ目のない一定の水準以上の母子保健サービスが受けられるなど、安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重県を実現していこうとするものです。

各分野の取組と連携して関係機関・団体がそれぞれの役割を果たし、県民の皆さんと共に計画に定めた課題の解決に向けた取組を着実に推進することにより、本県における母子保健をはじめとした成育医療等の一層の充実を図っていきます。

2 計画の基本理念

少子化や晩婚・晩産化の進行、ひとり親世帯やステップファミリーなど家族形態の多様化、地域社会でのつながりの希薄化など、妊産婦や乳幼児をはじめとする成育過程にある者等を取り巻く社会環境は大きく変化しており、県民と行政等の関係機関を直接つなぎ、母子の生命を守り、健康を保持・増進する役割を担う母子保健の取組は、一層重要なものとなっています。

成育過程にある者およびその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目な

く提供するためには、学童期・思春期から妊娠・出産・子育てに至るまで、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない母子保健サービスを提供できる体制の充実が必要です。

また、関係機関・団体だけでなく、家庭や地域住民が主体的に取り組み、地域が持つソーシャル・キャピタルを活用しながら、社会全体で子どもを産み、育てる人を支え、子どもの健やかな成長を見守る環境づくりを進めることも重要です。

こうした状況をふまえ、本計画における基本理念を「子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重」とし、行政などの関係機関・団体だけでなく、地域社会全体で基本理念の実現に向けた取組を推進します。

<基本理念>

子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重

3 計画の位置づけ

この計画は、母子保健をはじめとした成育医療等の取組を推進するために策定する、成育医療等基本方針に基づいた計画です。

また、本県の長期ビジョンである「強じんな美し国ビジョンみえ」のほか、「三重県医療計画」および「三重県こども計画（仮称）」等の関係する計画との整合を図りながら、取組を推進します。

4 計画期間

計画期間は令和7（2025）年度～令和11（2029）年度の5年間とします。

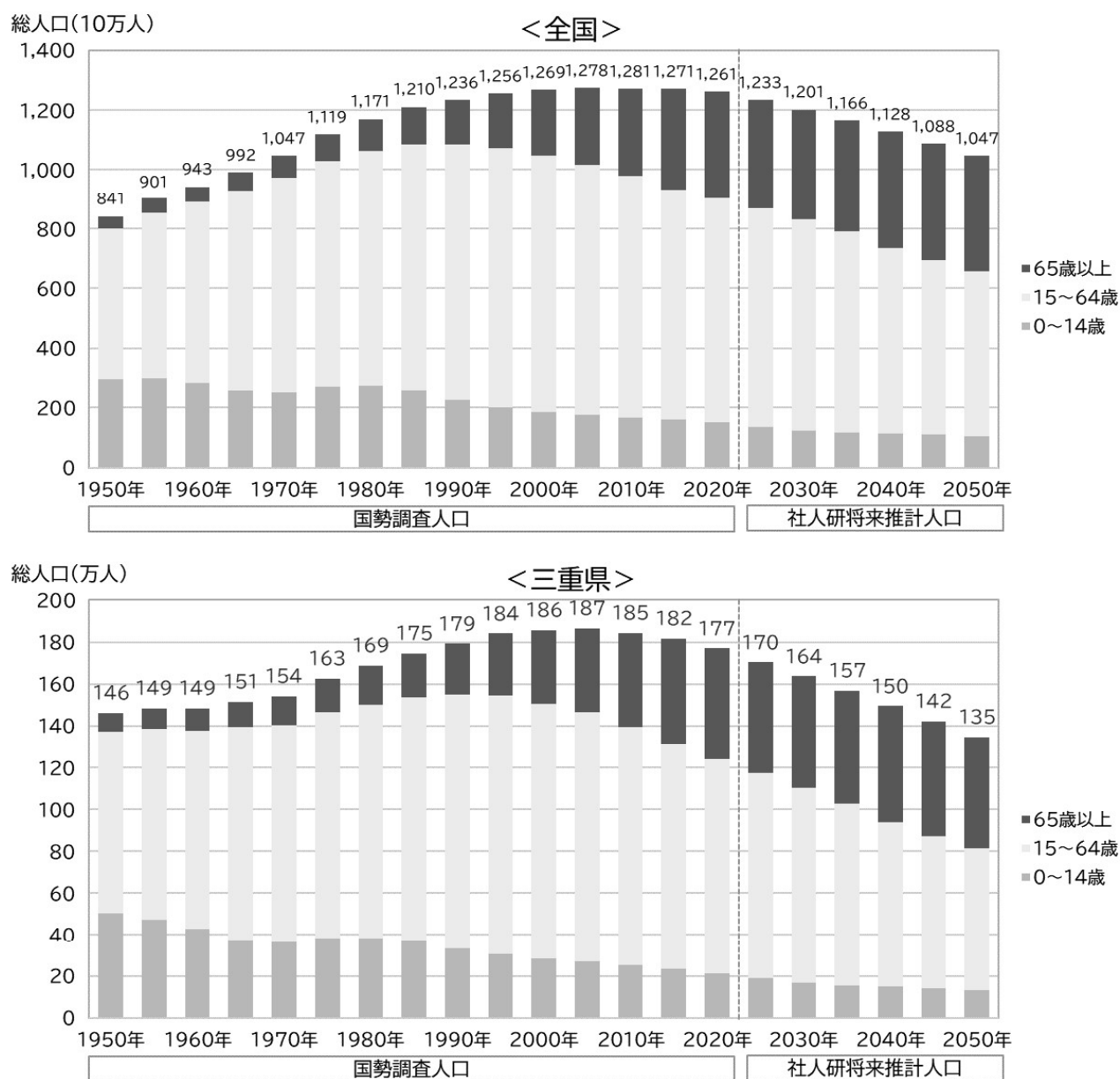
第2章 母子保健に関する三重県の現状

1 母子保健を取り巻く状況

(1) 人口の減少

三重県の人口は、平成 19（2007）年をピークに減少局面に入りました。直近の国勢調査の結果である令和 2（2020）年の総人口は約 177 万人であり、令和 22（2040）年には約 150 万人程度になる見込みです。なお、国立社会保障・人口問題研究所による「2045 年の推計人口（令和 5 年推計）」は、5 年前の推計値から減少しており、人口減少のスピードがさらに加速しています。

図表 1：年齢 3 区分別の人口の推移



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」、「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」

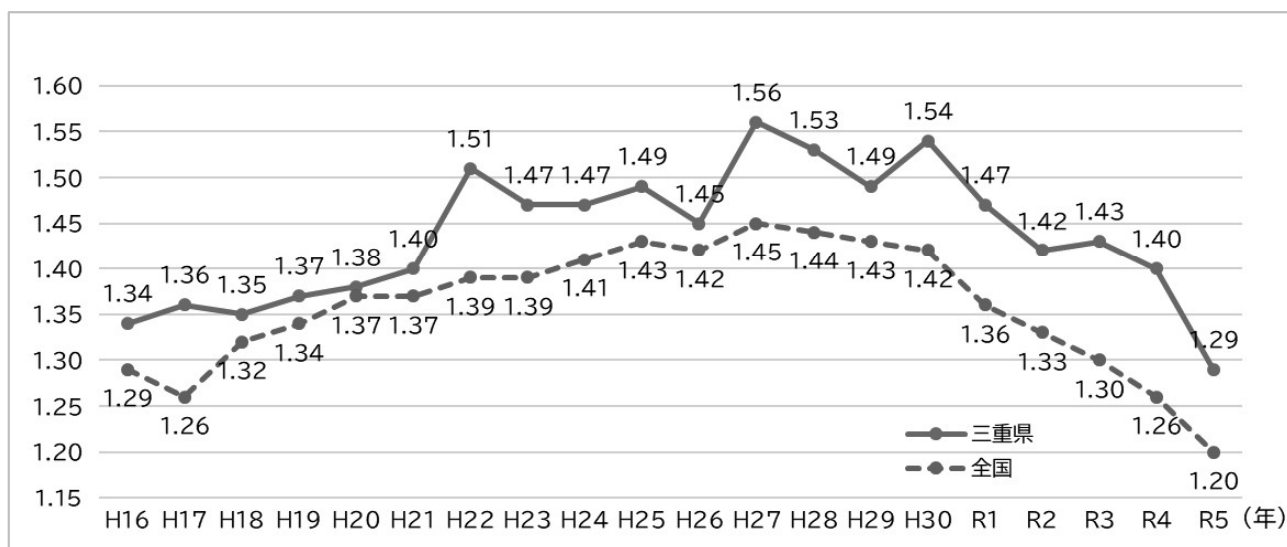
(2) 合計特殊出生率・出生率

合計特殊出生率は、「15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性が一生の間に何人の子どもを産むのかを推計したものです。

三重県の合計特殊出生率は、平成 16（2004）年の 1.34 を底に、上昇傾向にありましたが、近年は下降に転じ、令和 5（2023）年の三重県の合計特殊出生率は 1.29 と過去最低となりました。

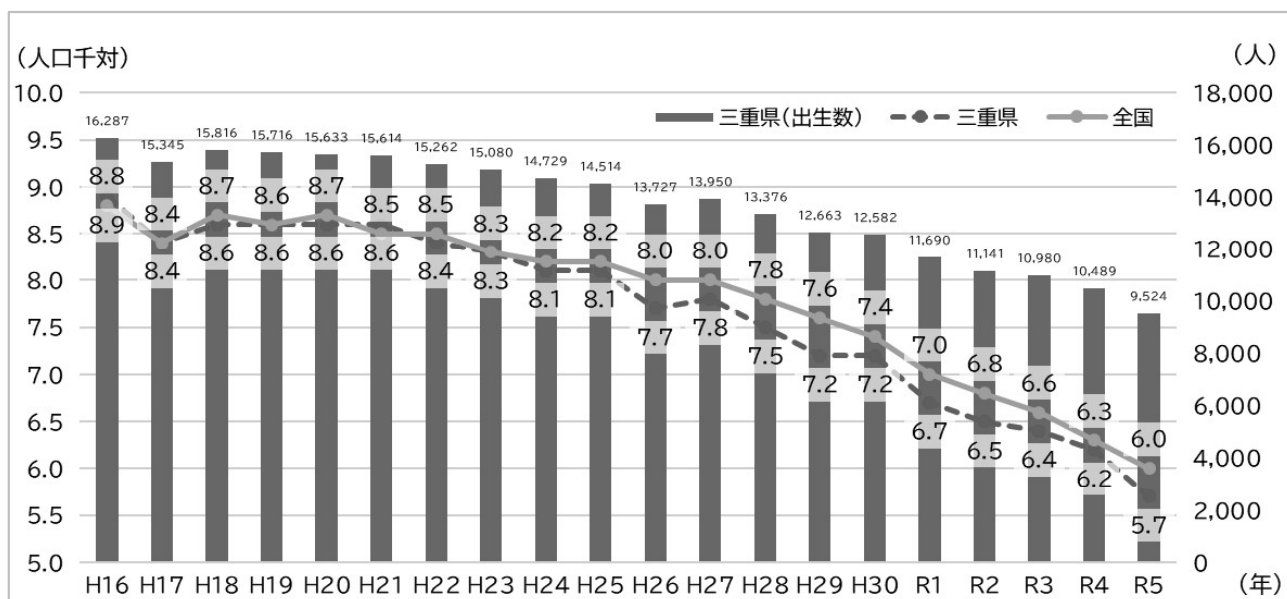
また、人口千人当たりの出生数の割合である出生率は、令和 5 年度で 5.7 と、全国平均の 6.0 を下回っており、減少傾向が続いています。

図表 2：合計特殊出生率の推移



出典：厚生労働省「人口動態調査」

図表 3：出生数および出生率の推移

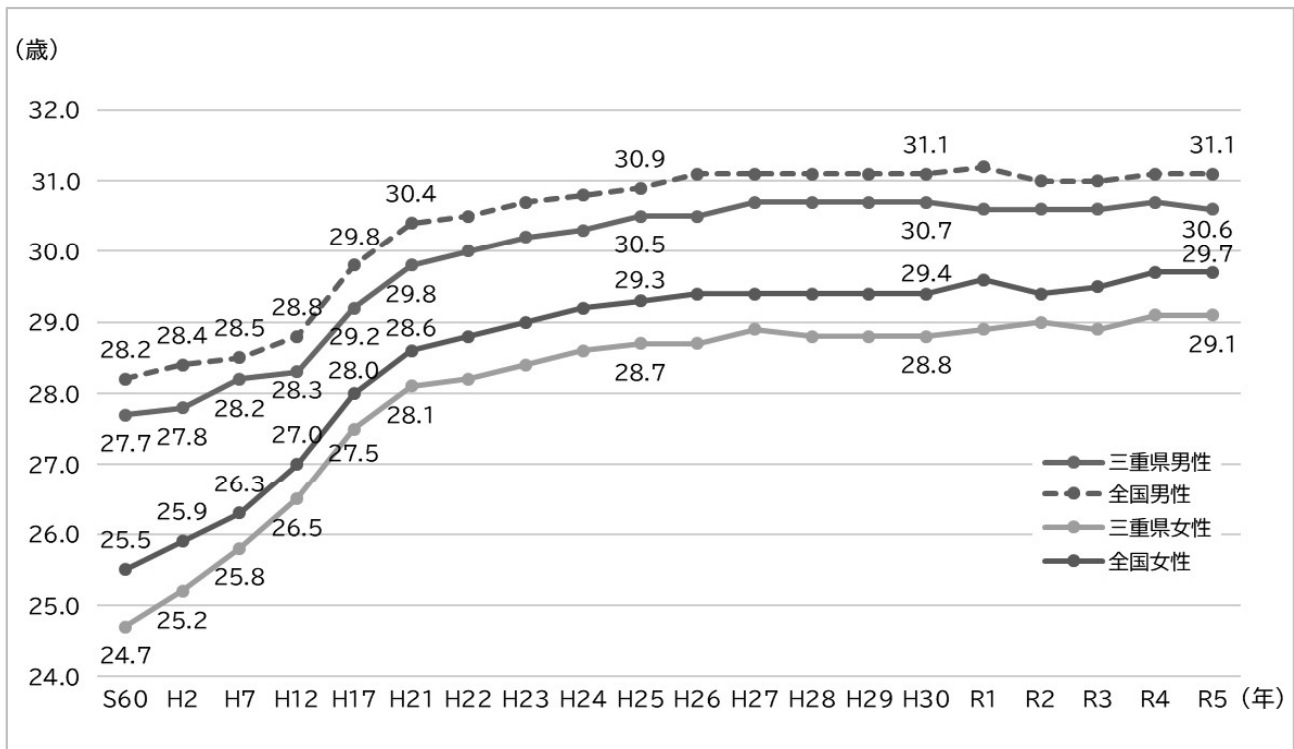


出典：厚生労働省「人口動態調査」

(3) 晩婚化・晩産化

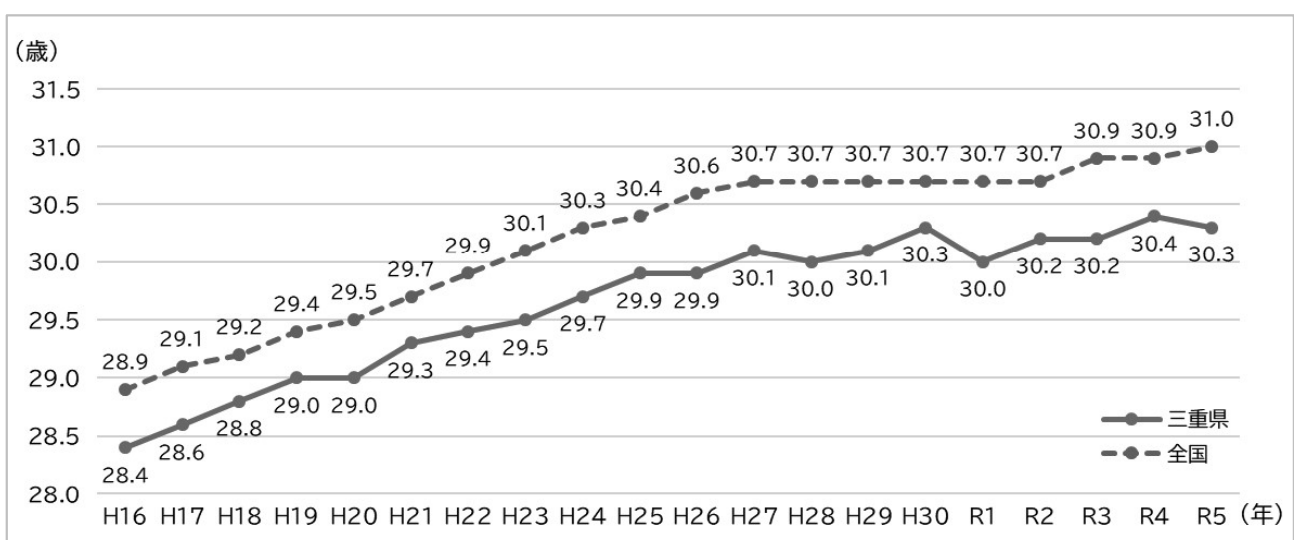
平均初婚年齢は、近年上昇傾向が落ち着いてはいるものの、過去と比較して男女とも高い値で推移しており、晩婚化が進んでいます。

図表4：平均初婚年齢の推移



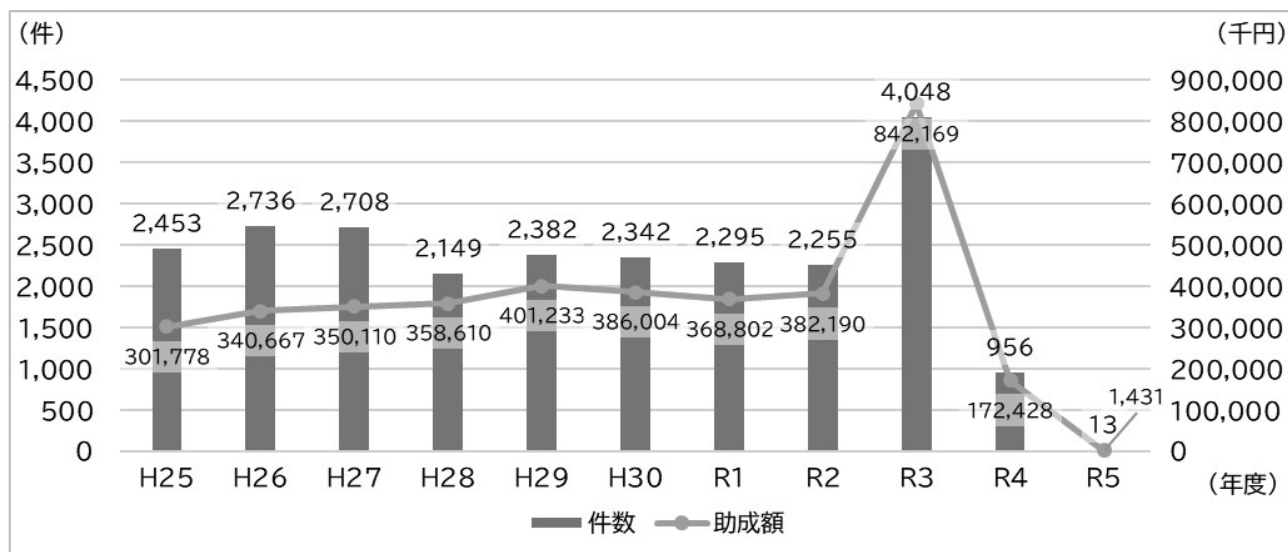
出典：厚生労働省「人口動態調査」

図表5：第1子誕生時の母の平均年齢の推移



出典：厚生労働省「人口動態調査」

図表 6：三重県特定不妊治療費助成事業の助成件数および額の推移



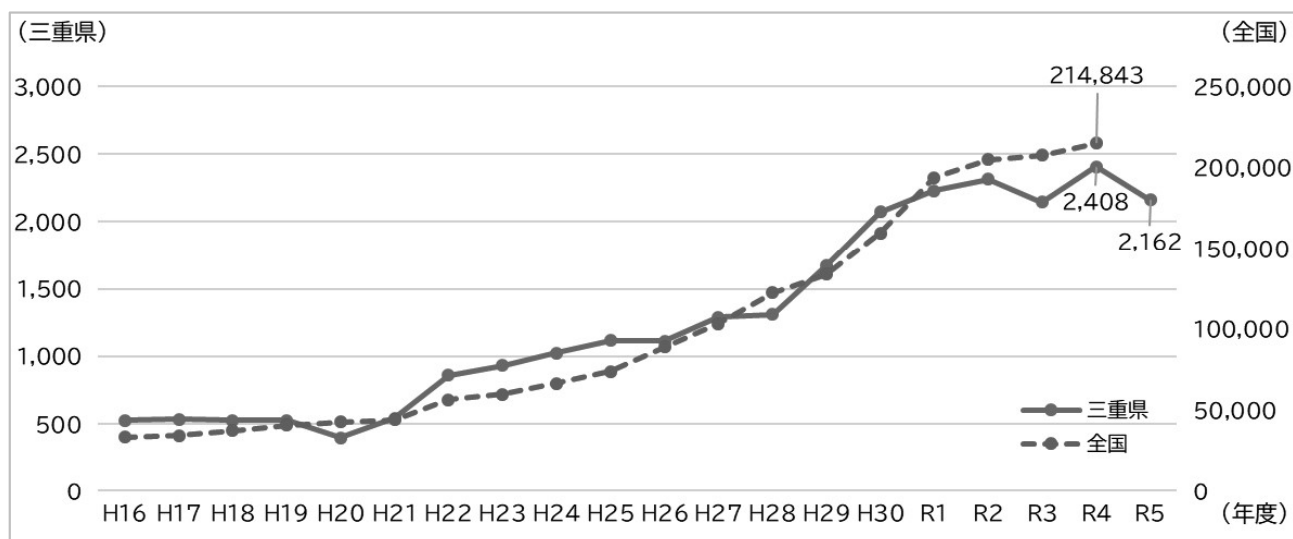
※令和4年4月から保険適用化（令和4年度以降の件数・金額は経過措置分）

出典：三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課調べ

（４）児童虐待の状況

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和5（2023）年度には2,162件（速報値）となり、過去最多となった令和4（2022）年度から減少したものの、依然として2,000件を超える水準にあります。

図表 7：児童相談所における児童虐待相談件数の推移



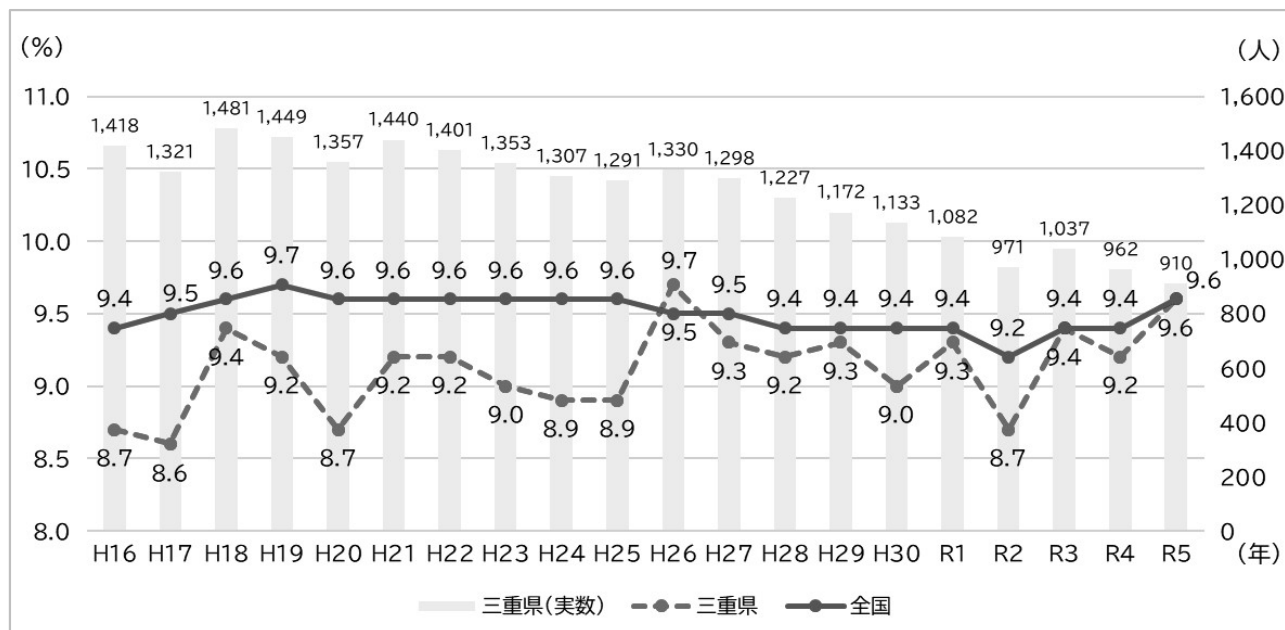
出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

2 母子保健の水準

(1) 低出生体重児の出生数と出生割合

低出生体重児とは、出生体重が2,500グラム未満の児をいいます。すべての出生に対する低出生体重児の出生割合について、三重県ではおおむね全国平均より低い水準で推移してきましたが、令和5（2024）年は全国平均と同じ9.6%となっています。

図表8：低出生体重児の出生数と出生割合の推移

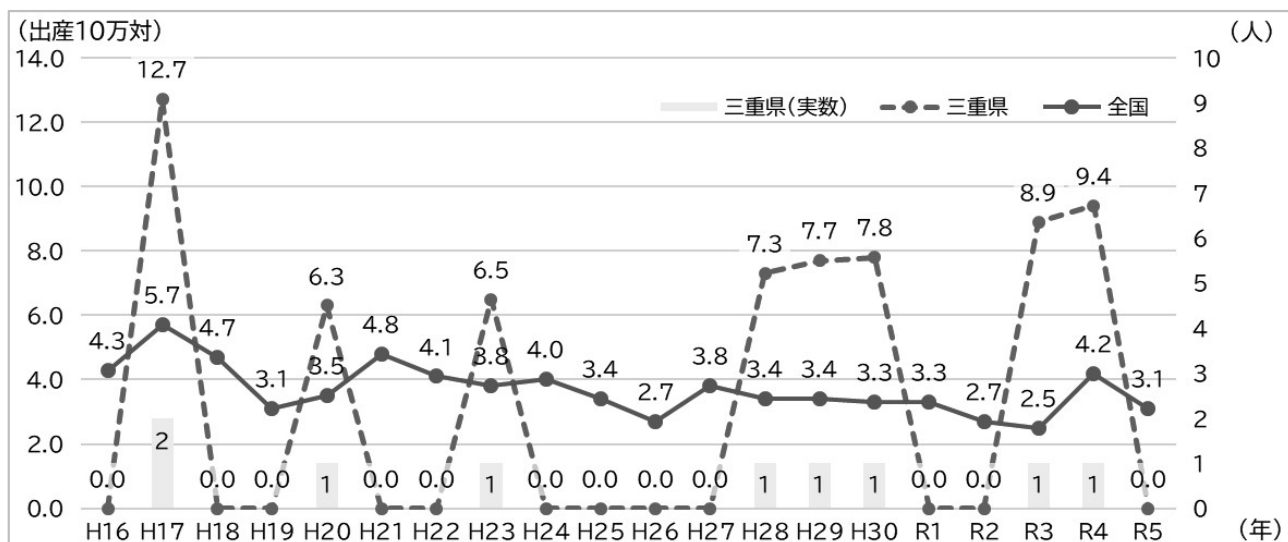


出典：厚生労働省「人口動態調査」

(2) 妊産婦死亡率

妊産婦死亡とは、妊娠中または妊娠終了後満42日未満の女性の死亡で、妊娠に関連した原因によるものをいいます。三重県では年次によって1件ないし数件の報告があります。

図表9：妊産婦死亡率の推移



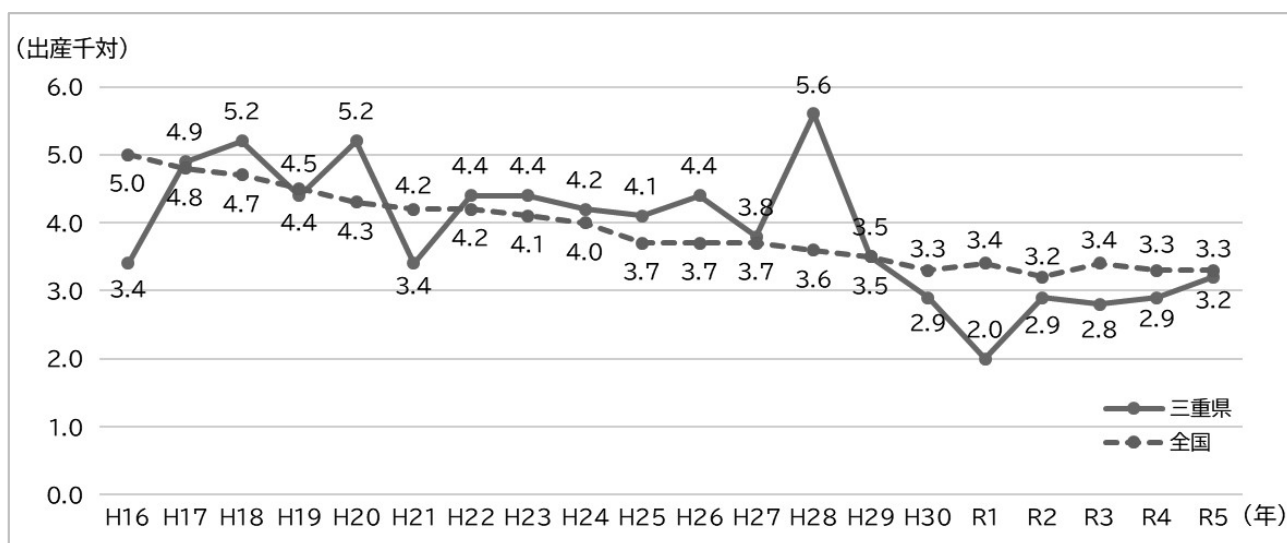
出典：厚生労働省「人口動態調査」

(3) 周産期死亡率・乳児死亡率・新生児死亡率

周産期死亡とは、妊娠満 22 週以後の死産と早期新生児死亡(生後 1 週間未満の死亡)を合わせたものをいい、三重県の周産期死亡率は平成 29 (2017) 年まで数年にわたり全国平均より高い水準で推移してきましたが、平成 30 (2018) 年以降は全国平均を下回っています。

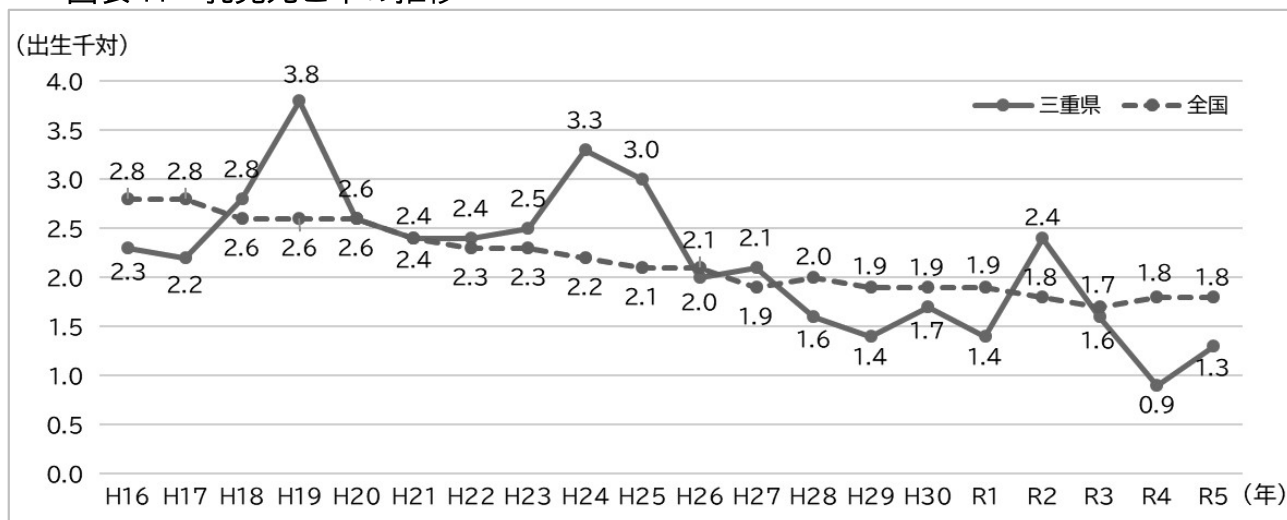
三重県の乳児死亡率および新生児死亡率は令和 2 (2020) 年に全国平均を上回ったものの、令和 3 (2021) 年以降は減少傾向にあり、近年は全国平均を下回る値で推移しています。

図表 10：周産期死亡率の推移



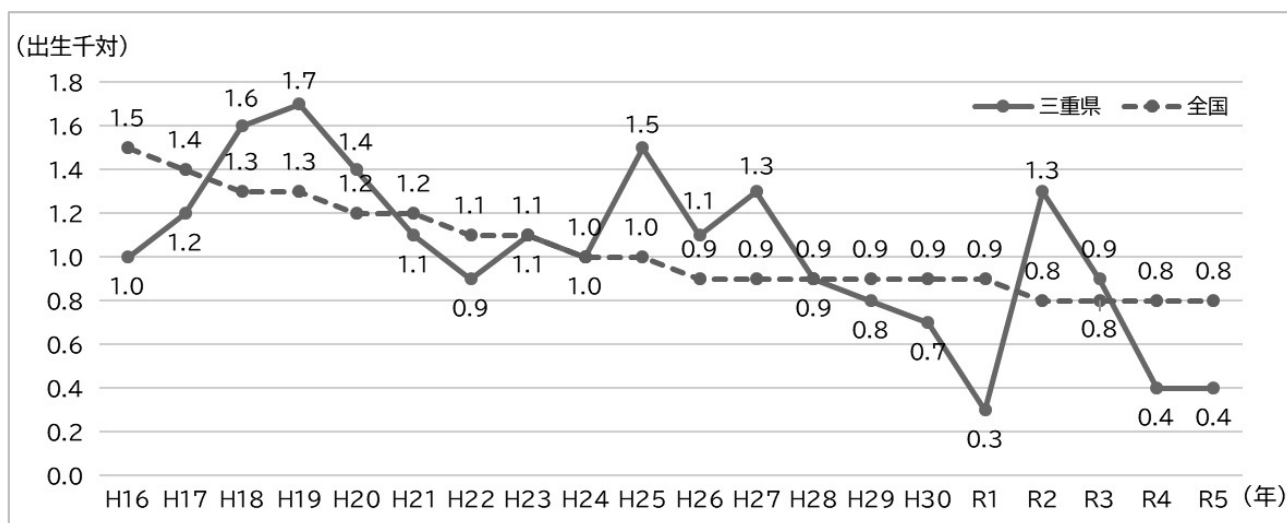
出典：厚生労働省「人口動態調査」

図表 11：乳児死亡率の推移



出典：厚生労働省「人口動態調査」

図表 12：新生児死亡率の推移

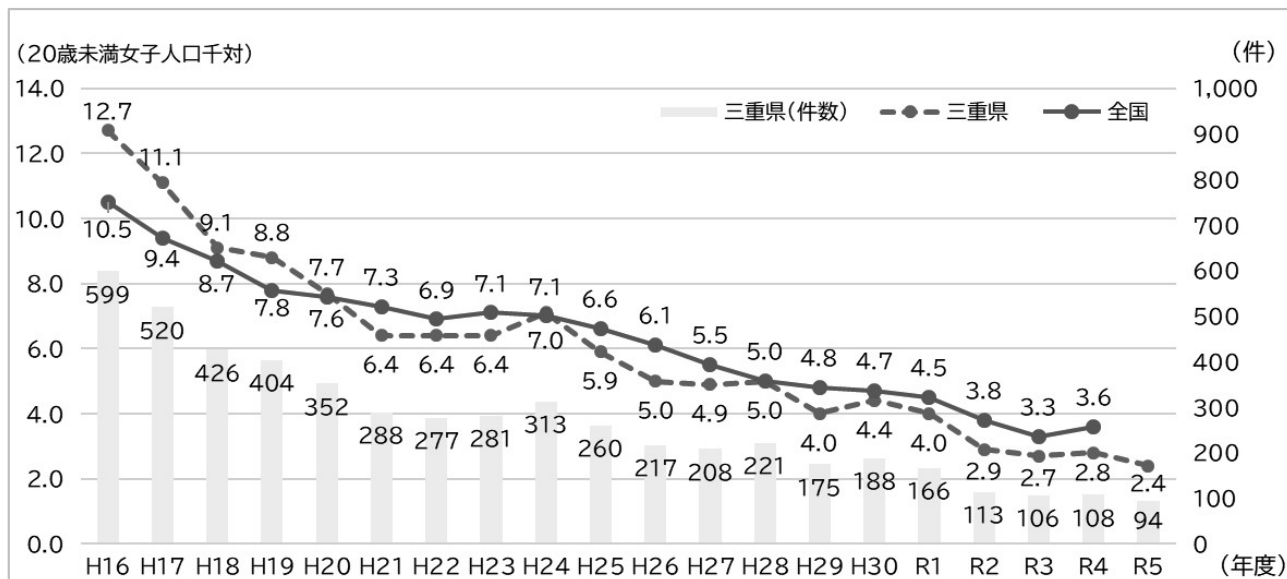


出典：厚生労働省「人口動態調査」

(4) 10代の人工妊娠中絶率

10代の人工妊娠中絶については年々減少傾向にあり、近年は100件程度で推移していましたが、令和5(2023)年度には100件を下回る値となりました。また、10代の人工妊娠中絶率(20歳未満女性人口千対)は令和5(2023)年度で2.4となっており、前年度の全国平均を下回っています。

図表 13：10代の人工妊娠中絶率の推移

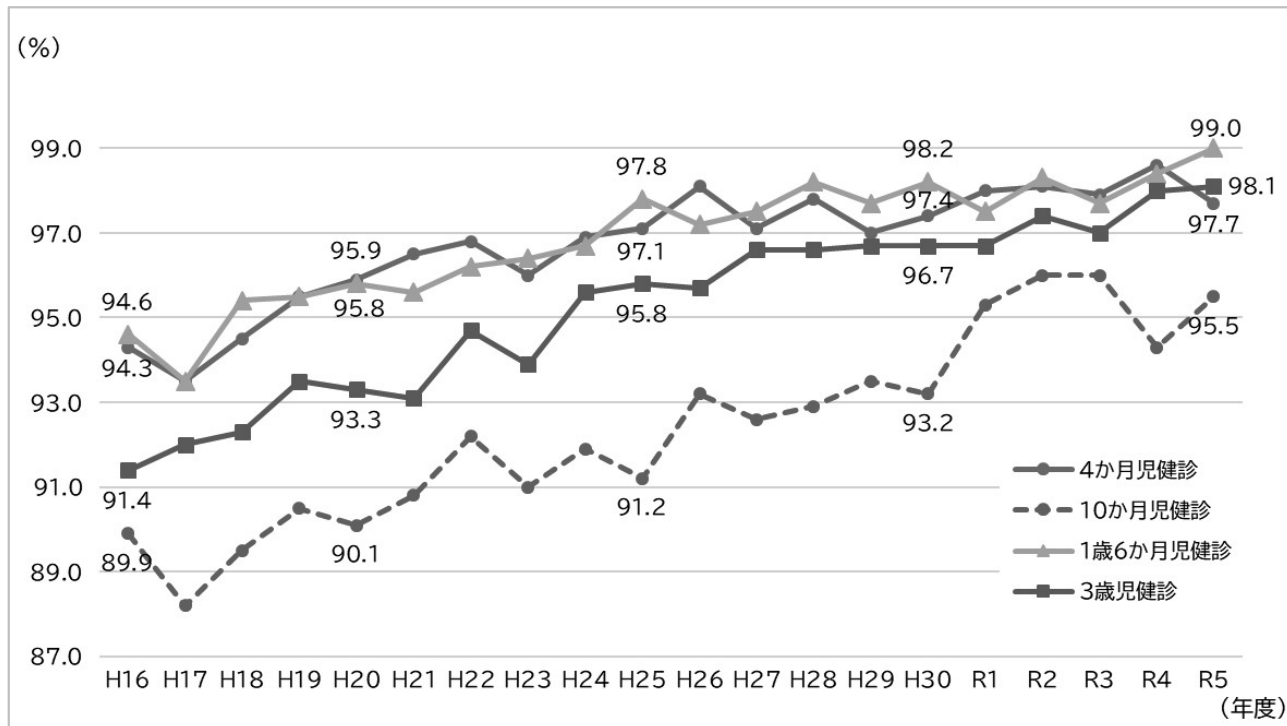


出典：厚生労働省「衛生行政報告例」

(5) 乳幼児健診の受診率

乳幼児の発育・発達を把握し、児童虐待の早期発見にもつながる乳幼児健診の受診率は、いずれの健診も増加傾向にあります。

図表 14：三重県における乳幼児健診受診率の推移



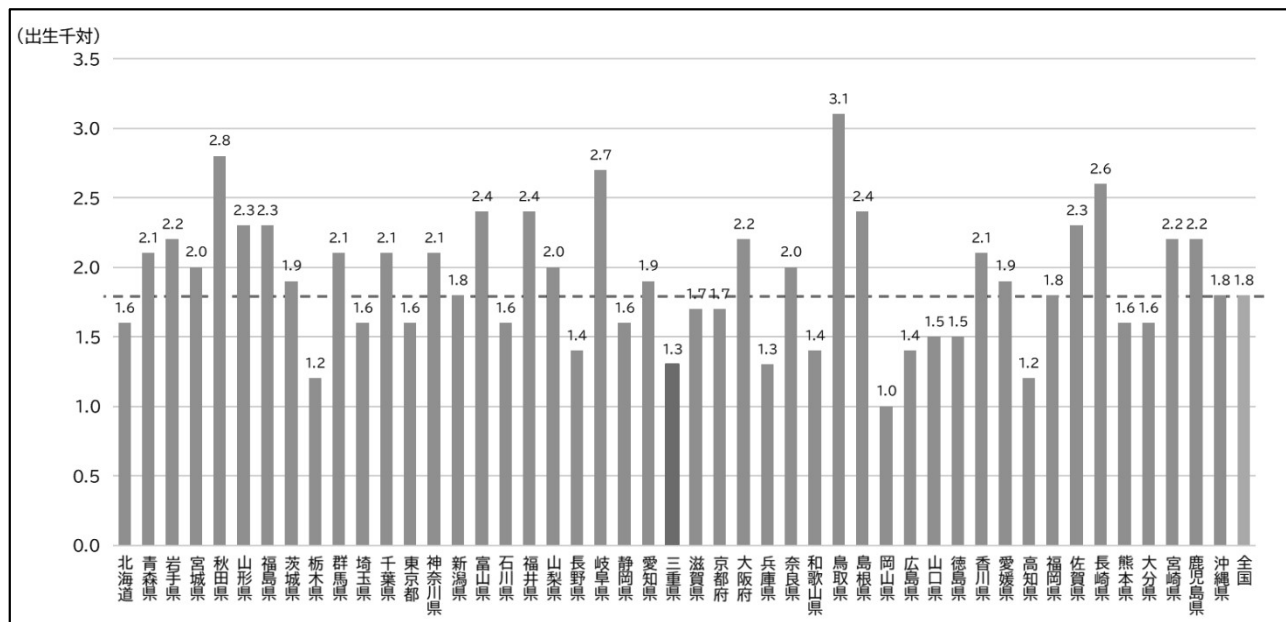
出典：三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課「母子保健報告」

3 地域格差と取組格差の状況

(1) 全国（都道府県）との比較

① 乳児死亡率

図表 15：乳児死亡率（令和5年）



出典：厚生労働省「人口動態調査」

※掲載図表検討中

(2) 県内市町間での比較

※掲載図表検討中

4 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の進捗状況

「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」においては、5つの重点課題ごとに、それぞれ成果指標と取組指標を設定し、取組を進めてきました。

最終評価の結果、各重点課題の成果指標全11項目中、4項目で最終目標を達成し、1項目で改善が見られました。一方、1項目は変化がなく、5項目については計画策定時よりも悪化しました。

また、取組指標については、全21項目中、5項目で最終目標を達成し、9項目で改善が見られました。一方、2項目は変化がなく、2項目については計画策定時よりも悪化しました（※3項目については調査中）。

成果指標

	総数	重点課題1 切れ目のない 妊産婦・乳幼児 への保健対策	重点課題2 学童期・思春期 から成人期に 向けた保健対 策	重点課題3 子どもの健や かな成長を見 守り育む地域 づくり	重点課題4 育てにくさを感じ る親に寄り添う支援	重点課題5 妊娠期からの 児童虐待防止 対策
目標を達成した指標	4 (36.4%)	2	1	1	0	0
目標に達していないが改善した指標	1 (9.1%)	1	0	0	0	0
変わらない指標	1 (9.1%)	0	0	0	1	0
悪くなっている指標	5 (45.4%)	1	2	1	0	1

取組指標

	総数	重点課題1 切れ目のない 妊産婦・乳幼児 への保健対策	重点課題2 学童期・思春期 から成人期に 向けた保健対 策	重点課題3 子どもの健や かな成長を見 守り育む地域 づくり	重点課題4 育てにくさを感じ る親に寄り添う支援	重点課題5 妊娠期からの 児童虐待防止 対策
目標を達成した指標	5 (23.8%)	4	0	0	0	1
目標に達していないが改善した指標	9 (42.9%)	4	1	2	1	1
変わらない指標	2 (9.5%)	1	1	0	0	0
悪くなっている指標	2 (9.5%)	0	1	0	1	0
(調査中)	3 (14.3%)	1	0	0	1	1

重点課題別の評価と課題

重点課題１：切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

めざす姿 ＜10年後＞（令和6（2024）年度）

市町や医療機関等との連携や支援制度の整備を通じて、妊娠・出産・育児に至るまでの間、切れ目なく必要な母子保健サービスが提供され、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができます。

（１）各指標および進捗状況

※評価：達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

	目 標 項 目	計画策定時 (H26)	R4 進捗状況	R5 進捗状況	R6 進捗状況	評 価	最終 評価 目標
成果指標	乳児死亡率(出生千対)	3.0 (H25 年)	1.6 (R3 年)	0.9 (R4 年)	1.3 (R5 年)	◎	減少
	幼児(1歳から4歳)死亡率(人口 10 万対)	19.4 (H25 年)	4.2 (R3 年)	10.6 (R4 年)	24.1 (R5 年)	×	減少
	むし歯のない3歳児の割合	81.0% (H25 年度)	89.0% (R3 年度)	89.8% (R4 年度)	91.7% (R5 年度)	◎	90%
	妊娠中の妊婦の喫煙率	2.8% (H25 年度)	1.5% (R3 年度)	1.2% (R4 年度)	1.5% (R5 年度)	○	0%
取組指標	子育て世代包括支援センター設置市町数	1 市町 (H26 年度)	29 市町 (R4 年度)	29 市町 (R5 年度)	—	◎	29 市町
	母子保健コーディネーター養成 数(累計)	15 人 (H26 年度)	246 人 (R4 年度)	276 人 (R5 年度)	調査中		295 人
	乳幼児健診の受診率	97.1% (4 か月児)	97.9% (4 か月児)	98.6% (4 か月児)	97.7% (4 か月児)	◎	増加
		91.2% (10 か月児)	96.0% (10 か月児)	94.3% (10 か月児)	95.5% (10 か月児)		
		97.8% (1 歳 6 か月児)	97.7% (1 歳 6 か月児)	98.4% (1 歳 6 か月児)	99.0% (1 歳 6 か月児)		
		95.8% (3 歳児)	97.0% (3 歳児)	98.0% (3 歳児)	98.1% (3 歳児)		
		(H25 年度)	(R3 年度)	(R4 年度)	(R5 年度)		
	乳幼児健診の未受診者のフォロー 率	95.4% (4 か月児)	100.0% (4 か月児)	100.0% (4 か月児)	100.0% (4 か月児)	○	100 %
		89.9% (10 か月児)	99.6% (10 か月児)	99.4% (10 か月児)	99.4% (10 か月児)		
		95.3% (1 歳 6 か月児)	100.0% (1 歳 6 か月児)	100.0% (1 歳 6 か月児)	100.0% (1 歳 6 か月児)		
		91.2% (3 歳児)	100.0% (3 歳児)	100.0% (3 歳児)	99.7% (3 歳児)		
		(H25 年度)	(R3 年度)	(R4 年度)	(R5 年度 暫定値)		
	産婦健診・産後ケアを実施して いる市町数	3 市町 (H29 年度)	29 市町 (R4 年度)	29 市町 (R5 年度)	29 市町 (R6 年度)	◎	29 市町

	目 標 項 目	計画策定時 (H26)	R4 進捗状況	R5 進捗状況	R6 進捗状況	評価	最終 評価 目標
	妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携をした市町数	22 市町 (H26 年度)	29 市町 (R4 年度)	29 市町 (R5 年度)	29 市町 (R6 年度)	◎	29 市町
	フッ化物歯面塗布を実施している市町数	22 市町 (H25 年度)	22 市町 (R3 年度)	22 市町 (R4 年度)	22 市町 (R5 年度)	△	29 市町
	妊婦歯科健康診査に取り組む市町数	11 市町 (H26 年度)	26 市町 (R3 年度)	26 市町 (R4 年度)	26 市町 (R5 年度)	○	29 市町
	県独自のすべての不妊治療助成事業に取り組む市町数	5 市町 (H26 年度)	22 市町 (R4 年度)	26 市町 (R5 年度)	28 市町 (R6 年 4 月時点)	○	29 市町
	不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	—	51.4% (R3 年度)	— (R4 年度)	56.6% (R5 年度)	○	60%
参考指標	周産期死亡率(出産千対) および妊産婦死亡率(出産 10 万対)	4.1 (H25 周産期) 0.0 (H25 妊産婦)	2.8 (R3 周産期) 8.9 (R3 妊産婦)	2.9 (R4 周産期) 9.4 (R4 妊産婦)	3.2 (R5 周産期) 0.0 (R5 妊産婦)	—	—
	妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	93.4% (H25 年度)	94.0% (R3 年度)	93.4% (R4 年度)	93.3% (R5 年度)	—	—
	1歳6か月児健診時までに麻疹(MR)の予防接種を終了している人の割合	93.5% (H25 年度)	96.2% (R3 年度)	95.1% (R4 年度)	94.1% (R5 年度)	—	—
	1歳6か月児健診時までに定期予防接種を全く受けていない人の数	—	31 人 (R3 年度)	52 人 (R4 年度)	82 人 (R5 年度)	—	—
	仕上げ磨きをする親の割合	68.1% (1 歳 6 か月児) (H26 年度) ※1	69.4% (1 歳 6 か月児) (R4 年度)	64.8% (1 歳 6 か月児) (R5 年度)	66.0% (1 歳 6 か月児) (R6 年度)	—	—
	「不妊相談センター」への相談件数および特定不妊治療費助成件数	285 件 (相談件数) 2,453 件 (助成件数) (H25 年度)	291 件 (相談件数) 4,048 件 (助成件数) (R3 年度)	268 件 (相談件数) 956 件 (助成件数) (R4 年度)	208 件 (相談件数) 13 件 (助成件数) (R5 年度)	—	—

※1 平成 26 (2014) 年度の数値は、平成 26 年度厚生労働科学研究 (山縣班) 親と子の健康度調査 (追加調査) による (県内 10 市町における抽出調査)。

(2) 評価と課題 (*印は調査中の指標。以下同じ。)

【成果指標】

- ・「乳児死亡率」は、平成 25 (2013) 年の 3.0 から令和 5 年には 1.3 まで改善しました。また、平成 27 (2015) 年と令和 2 (2020) 年を除いて、全国値よりも低い値で推移しています。
- ・「幼児死亡率 (1 歳から 4 歳)」は、平成 26 (2014) 年以降、令和 4 (2022) 年まで全国値よりも低い値で推移していましたが、令和 5 (2023) 年は 24.1 (実数 11 名) と悪化し、全国値 (17.0) を大きく上回っています。死因の内訳は、「白血病」2 名 (2 歳、4 歳)、「その他の内分泌、栄養及び代謝疾患」1 名 (4 歳)、「その他の神経系の疾

患」1名（4歳）、「インフルエンザ」1名（4歳）、「その他の呼吸器系の疾患」1名（2歳）、「その他の消化器系の疾患」1名（1歳）、「その他の先天奇形及び変形」1名（1歳）、「染色体異常、他に分類されないもの」1名（1歳）、「その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの」1名（1歳）、「その他の外因」1名（4歳）となっています。

- ・「むし歯のない3歳児の割合」は、平成25（2013）年度の81.0%から令和5（2023）年度には91.7%まで改善し、目標を達成しました。
- ・「妊娠中の喫煙率」は、平成30（2018）年度の2.1%から令和4（2022）年度まで減少傾向にありましたが、令和5（2023）年度は1.5%と前年度より増加しました。

【取組指標】

- ・「子育て世代包括支援センター設置市町数」は、令和2（2020）年度にすべての市町に設置されました。令和6（2024）年度からは、児童福祉法の改正（令和6（2024）年4月施行）により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が一体となった「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となり、令和6（2024）年4月現在、15市町で設置されています。
- ＊「母子保健コーディネーター養成数」は、毎年度、約20～30名を養成しており、養成した人材は市町の母子保健事業において中心的な役割を担っています。
- ・「乳幼児健診の受診率」について、4か月児、1歳6か月児、3歳児健診の受診率は、いずれも90%台後半で推移しています。10か月児健診の受診率は、平成25（2013）年度の91.2%から令和2（2020）年度には96.0%まで改善しましたが、近年は横ばいで推移しています。市町では、10か月健診未受診者に対し、担当保健師が家庭訪問または電話連絡で、子どもの様子の確認、予防接種の接種勧奨、1歳6か月健診の受診勧奨を行っており、より一層の健診の周知に努めていくこととしています。
- ・「乳幼児健診の未受診者のフォロー率」は、平成28（2016）年度以降、いずれの健診についても97%以上となっており、近年は100%に近い値で推移しています。
- ・「産婦健診・産後ケアを実施している市町数」は、令和4（2022）年度に29市町となり、現在もすべての市町で実施されています。
- ・「妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携をした市町数」は、平成29（2017）年度に29市町となり、現在もすべての市町で実施されています。
- ・「フッ化物歯面塗布を実施している市町数」は、平成29（2017）年度に23市町まで増加しましたが、令和2（2020）年度以降は22市町に減少し、改善は見られませんでした。
- ・「妊婦歯科健康診査に取り組む市町数」は、平成30（2018）年の15市町から、令和3年度には26市町まで増加しましたが、以降は同数で推移しています。
- ・「県独自のすべての不妊治療助成事業に取り組む市町数」は、平成26（2014）年の5市町から、令和6（2024）年4月には28市町まで増加しました（令和6（2024）年度中

には 29 市町となる見込み）。

- ・「不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合」は、令和 5（2023）年度には 56.6% となり、増加傾向にありますが、目標の達成には至りませんでした。

【課題】

（予防のための子どもの死亡検証）

- ・予防可能な子どもの死亡を減らすため、引き続き、子どもの死因を検証し、効果的な予防策を検討するとともに、予防対策の実践につなげていく必要があります。

（こども家庭センターの設置促進）

- ・できるだけ早期に「こども家庭センター」の設置が進み、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し一体的かつより充実した相談支援を行う体制が整えられるよう市町の取組を支援する必要があります。

（乳幼児健診の受診率向上と未受診者のフォロー）

- ・乳幼児健診は、児の健康の保持増進において重要であるとともに、虐待予防の観点からも重要な役割を果たすことから、引き続き乳幼児健診の受診勧奨および未受診者のフォローに取り組む必要があります。

（産後ケアの充実）

- ・産後うつや新生児への虐待予防を図る観点から、産婦健診や産後ケア事業の充実を進めていくことが必要です。改正母子保健法により、産後ケア事業が市町村の努力義務と規定され、県内全市町で実施されていますが、支援を必要とするすべての方が利用できる事業であることが明確化され、対象者の拡充が行われたこと等により、受け入れ先の確保が課題となっています。

（切れ目のない支援の充実）

- ・引き続き、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、市町や医療機関等の連携を推進し、産前産後の途切れのない支援に取り組む必要があります。
- ・妊産婦や子育て家庭に必要な支援が確実に届けられるよう、伴走型相談支援と経済的支援の一体的な実施による実効性の高い相談支援体制の整備に向けて、市町の取組を支援する必要があります。

（妊産婦および乳幼児の歯科保健対策）

- ・乳幼児のむし歯の予防や健全な口腔の発育のため、市町の歯科保健活動を支援するとともに、妊産婦に対する歯科検診や歯科保健指導の充実を図る必要があります。

（不妊治療等への支援）

- ・不妊治療が令和 4（2022）年度から保険適用となりましたが、先進医療治療費に対する助成や保険適用終了後の回数追加助成等、引き続き、経済的負担の軽減に取り組む必要があります。また、不妊治療に対する理解が進むよう、不妊治療と仕事の両立に向けた取組を進める必要があります。

重点課題2：学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

めざす姿 ＜10年後＞（令和6（2024）年度）

子どもたちが学童期・思春期における心身の健康の大切さを理解し、主体的に健康管理を行うとともに、妊娠・出産や性に関する医学的知識を持ち、自らの人生や家族の大切さについて考え、行動することができます。

（1）各指標および進捗状況

※評価：達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

	目 標 項 目	計画策定時 (H26)	R4 進捗状況	R5 進捗状況	R6 進捗状況	評 価	最終 評価 目標
成果指標	10代の人工妊娠中絶率(20歳未満女子人口千対)	5.9 (H25年度)	2.7 (R3年度)	2.8 (R4年度)	2.4 (R5年度)	◎	減少
	中学3年生(14歳)の女生徒で体重が標準の－20%以下の割合	3.17% (H25年度)	3.23% (R3年度)	3.41% (R4年度)	3.59% (R5年度)	×	減少
	10代の性感染症報告数 (梅毒のみ実数値、その他は1定点あたり)	1.24 (性器クラミジア) 0.06 (淋菌感染症) 0.24 (尖圭コンジローマ) 0.06 (性器ヘルペス) 0 (梅毒) (H25年)	0.81 (性器クラミジア) 0.38 (淋菌感染症) 0.13 (尖圭コンジローマ) 0.19 (性器ヘルペス) 2 (梅毒) (R3年)	1.06 (性器クラミジア) 0.47 (淋菌感染症) 0.18 (尖圭コンジローマ) 0.18 (性器ヘルペス) 1 (梅毒) (R4年)	1.00 (性器クラミジア) 0.24 (淋菌感染症) 0.06 (尖圭コンジローマ) 0.18 (性器ヘルペス) 4 (梅毒) (R5年)	×	減少
	妊娠・出産や性に関する医学的知識を持ち、自らの人生について考えることができる人を育てるためのライフプラン教育を実施している市町数	10市町 (H26年度)	20市町 (R4年度)	19市町 (R5年度)	21市町 (R6年度)	○	29市町
取組指標	朝食を毎日食べる小学生(6年生)の割合	87.6% (H26年度)	84.0% (R4年度)	83.0% (R5年度)	83.1% (R6年度)	×	100%
	思春期教室・相談事業を実施している市町数	18市町 (H26年度)	18市町 (R4年度)	17市町 (R5年度)	19市町 (R6年度)	△	29市町
参考指標	学校保健委員会を開催している公立の小中学校および高校の割合	86.9% (H25年度)	89.9% (R3年度)	92.5% (R4年度)	95.8% (R5年度)	—	—
	10代の自殺率(人口10万対)	1.1 (10～14歳) 7.7 (15～19歳) (H25年)	5.2 (10～14歳) 7.4 (15～19歳) (R3年)	2.6 (10～14歳) 10.0 (15～19歳) (R4年)	0.0 (10～14歳) 11.3 (15～19歳) (R5年)	—	—
	ひきこもり・思春期問題をかかえる家族グループ(教室・集い)への参加者数	432人 (H25年度累計)	1,010人 (R4年12月時点累計)	1,166人 (R5年12月時点累計)	調査中	—	—

	目 標 項 目	計画策定時 (H26)	R4 進捗状況	R5 進捗状況	R6 進捗状況	評価	最終 評価 目標
	妊娠レスキューダイヤルにおける 相談件数	50 件 (H25 年度)	420 件 (R3 年度)	785 件 (R4 年度)	750 件 (R5 年度)	—	—
	子宮頸がん予防ワクチンの接種 者数	1,568 人 (H25 年度)	651 人 (R2 年度)	2,426 人 (R3 年度)	5,425 人 (R4 年度)	—	—

(2) 評価と課題

【成果指標】

- ・「10 代の人工妊娠中絶率」は、平成 25 (2013) 年度以降、減少傾向にあり、平成 29 (2017) 年度以降は全国値よりも低い値で推移しています。
- ・「中学 3 年生 (14 歳) の女生徒で体重が標準の -20% 以下の割合」は、平成 27 (2015) 年度を除いておおむね横ばいで推移していましたが、令和 2 (2020) 年度以降、高い値で推移しています。
- ・「10 代の性感染症報告数」は、年度によって増減はありますが、淋菌感染症および性器ヘルペスは平成 25 (2013) 年度の数値を上回る値で推移しています。また、全国的に増加している梅毒については、10 代の感染者も発生しており、令和 5 (2023) 年には 4 人にまで増加しています。

【取組指標】

- ・「妊娠・出産や性に関する医学的知識を持ち、自らの人生について考えることができる人を育てるためのライフプラン教育を実施している市町数」は、平成 26 (2014) 年度の 10 市町から、平成 29 (2017) 年度には 25 市町まで増加しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和 2 (2020) 年度には 21 市町まで減少し、以降は横ばいで推移しています。
- ・「朝食を毎日食べる小学生 (6 年生) の割合」は、平成 26 (2014) 年度の 87.6% から減少傾向が続き、令和 6 (2024) 年度は 83.1% となりました。
- ・「思春期教室・相談事業を実施している市町数」は、平成 26 (2014) 年度の 18 市町から、令和元 (2019) 年度には 21 市町まで増加しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和 2 (2020) 年度以降減少に転じ、令和 6 (2024) 年度は 19 市町となっています。

【課題】

(性や妊娠等に関する正しい知識の普及)

- ・若者に対して、性や妊娠、自身の体やメンタルヘルス等に関する正しい知識を広く普及啓発し、望まない妊娠や性感染症等の予防、予防接種の推進、主体的な健康づくり等を進める必要があります。
- ・ライフプラン教育を進めるため、引き続き、産婦人科医会等と連携を図り、大学生や企

業の若手社員に対する講座の実施や内容の充実などの取組を進める必要があります。

- ・学童期・思春期を対象とした取組を進めるため、教育委員会との連携を強化する必要があります。

(予期しない妊娠等への対応)

- ・予期しない妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、引き続き相談体制の充実や特定妊婦等への妊娠判定費用の助成等に取り組む必要があります。

重点課題3：子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

めざす姿 <10年後>（令和6（2024）年度）

育児中の家庭が孤立することなく、地域社会の見守りの中で、心身ともに過度の負担や不安を感じることなく育児ができ、子どもが健やかに成長しています。

（1）各指標および進捗状況

※評価：達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

	目 標 項 目	計画策定時 (H26)	R4 進捗状況	R5 進捗状況	R6 進捗状況	評 価	最終 評価 目標
成果指標	住んでいる地域で子育てをしたいと思う親の割合	94.9% (H26 年度)	92.8% (R4 年度)	93.3% (R5 年度)	94.0% (R6 年度)	×	増加
	乳幼児の不慮の事故死亡率 (人口 10 万対)	41.2 (H25 年 0 歳) 3.2 (H25 年 1～4 歳)	0.0 (R3 年 0 歳) 0.0 (R3 年 1～4 歳)	0.0 (R4 年 0 歳) 0.0 (R4 年 1～4 歳)	0.0 (R5 年 0 歳) 0.0 (R5 年 1～4 歳)	◎	減少
取組指標	乳幼児健診の未受診者の全 数をフォローしている市町数	20 市町 (4 か月児) 21 市町 (10 か月児) 26 市町 (1 歳 6 か月児) 24 市町 (3 歳児) (H25 年度)	29 市町 (4 か月児) 28 市町 (10 か月児) 29 市町 (1 歳 6 か月児) 29 市町 (3 歳児) (R3 年度)	29 市町 (4 か月児) 28 市町 (10 か月児) 29 市町 (1 歳 6 か月児) 29 市町 (3 歳児) (R4 年度)	29 市町 (4 か月児) 28 市町 (10 か月児) 29 市町 (1 歳 6 か月児) 28 市町 (3 歳児) (R5 年度 暫定値)	○	29 市町
	地域の住民組織、NPO法人、 ボランティア等と連携して実施 している母子保健の取組があ る市町数	23 市町 (H26 年度)	26 市町 (R4 年度)	25 市町 (R5 年度)	25 市町 (R6 年度)	○	29 市町
参考指標	プレネイタル・ビジット(出産前 小児保健指導)またはペリネ イタル・ビジット(出産前後保 健指導)を受けた人の数	51 件 (H25 年度)	80 件 (R3 年度)	96 件 (R4 年度)	121 件 (R5 年度)	—	—
	育児休業制度を利用した従業 員の割合	男 4.2% (H25 年度) 女 81.1% (H25 年度)	男 12.9% (R2 年度) 女 96.3% (R2 年度)	男 9.4% (R3 年度) 女 97.0% (R3 年度)	男 25.7% (R4 年度) 女 97.3% (R4 年度)	—	—

（2）評価と課題

【成果指標】

- ・「住んでいる地域で子育てをしたいと思う親の割合」は、令和 6（2024）年度に 94.0% となり、前年度よりは若干増加しましたが、平成 26（2014）年度の 94.9% を下回っています。なお、東紀州地域（89.7%）は他の地域に比べてやや低い値となっています。

- ・「乳幼児の不慮の事故死亡率」（人口 10 万対）は、令和 3（2021）年以降、0 歳児、1～4 歳児とも 0.0 となっています。

【取組指標】

- ・「乳幼児健診の未受診者の全数をフォローしている市町数」は、令和 5（2023）年度で 4 か月児、1 歳 6 か月児は 29 市町となっていますが、10 か月児、3 歳児は 28 市町（暫定値）となっています。
- ・「地域の住民組織、NPO 法人、ボランティア等と連携して実施している母子保健の取組がある市町数」は、平成 26（2014）年度の 23 市町から平成 30（2018）年度には 29 市町まで増加しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で取組が実施されなかったことなどから、令和 2（2020）年度以降は減少に転じ、令和 6（2024）年度は 25 市町となっています。

【課題】

（子ども・子育て家庭を支えあう地域づくり）

- ・孤独感や不安感を抱える妊産婦や子育て家庭の孤立化を防ぐため、日常生活の中での見守りや、子どもや保護者が学校や家庭以外で安心して過ごせる居場所の確保など、母子保健関係者だけでなく、地域全体で子ども・子育て家庭を支えあう社会づくりを進める必要があります。
- ・子育てしたいと思われる地域づくりを進めるため、母子保健事業の充実を図るとともに、少子化対策と連携した取組を進める必要があります。

（多様な主体との連携）

- ・引き続き、医師会、産婦人科医会、小児科医会、歯科医師会、看護協会、助産師会、大学、企業、NPO 等の関係団体の連携を促進するとともに、地域資源の開拓を進め、民間団体と連携しながら支援体制の充実・強化に取り組む必要があります。

重点課題4：育てにくさを感じる親に寄り添う支援

めざす姿 <10年後>（令和6（2024）年度）

育児中の家族が、育児に対して行き詰まりや不安を感じた時に、気軽に相談することができる場があり、心身ともにゆとりを持って育児ができます。

（1）各指標および進捗状況

※評価：達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

	目 標 項 目	計画策定時 (H26)	R4 進捗状況	R5 進捗状況	R6 進捗状況	評価	最終 評価 目標
成果 指標	日常の育児について相談相手のいる親の割合	99.4% (H26 年度)	98.6% (R4 年度)	99.3% (R5 年度)	99.3% (R6 年度)	△	100%
取組 指標	育児支援を目的として健診スタッフに心理相談員または保育士等が配置されている市町数	27 市町 (H26 年度)	26 市町 (R4 年度)	25 市町 (R5 年度)	26 市町 (R6 年度)	×	29 市町
	周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率	97.4% (H26 年度)	99.8% (R4 年度)	99.2% (R5 年度)	調査中		100%
	「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	20.5% (H25 年度)	60.5% (R3 年度)	61.1% (R4 年度)	63.0% (R5 年度)	○	100%
参考 指標	重症心身障がい児(者)相談支援事業登録者数	356 人 (H26.3)	307 人 (R4.3)	297 人 (R5.3)	300 人 (R6.3)	—	—
	親子の心の問題に対応できる技術をもった小児科医の人数(子どもの心相談医登録者数)	25 人 (H25.10.1)	24 人 (R4.10.1)	23 人 (R5.10.1)	20 人 (R6.10.1)	—	—
	5歳児健診を実施する市町数	5 市町 (H26 年度)	8 市町 (R4 年度)	8 市町 (R5 年度)	8 市町 (R6 年度)	—	—
	通学している人工呼吸器使用児の数	—	2 人 (小中学校) 3 人 (特別支援学校) (R4.11 時点)	4 人 (小中学校) 4 人 (特別支援学校) (R5.5 時点)	調査中	—	—

（2）評価と課題

【成果指標】

- ・「日常の育児について相談相手のいる親の割合」は、毎年度 90%台後半で推移していますが、平成 26（2014）年度と同水準であり、増加には至りませんでした。

【取組指標】

- ・「育児支援を目的として健診スタッフに心理相談員または保育士等が配置されている市町数」は、平成 26（2014）年度の 27 市町から平成 28（2016）年度には 28 市町に増加しましたが、令和 4（2022）年度以降、心理相談員または保育士の確保が難しい現状から減少に転じ、令和 6（2024）年度は 26 市町となりました。
- ＊「周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率」は、平成 27（2015）年度以降、100％近くで推移しています。
- ・「『CLMと個別の指導計画』を導入している保育所・幼稚園等の割合」は、平成 25（2013）年度から毎年度増加し、令和 5（2023）年度には 63.0％となりました。

【課題】

（相談支援体制の充実）

- ・引き続き、発達支援や医療的ケアが必要な子ども達が成長段階に応じて適切な支援が受けられるよう、市町における総合的な相談窓口の強化や、相談の中核となる専門性の高い人材を育成していくことが必要です。

（健診等の充実）

- ・乳幼児の健康状態を把握し、疾患や発達障がいを含む障がいの早期発見・早期治療につなげるため、乳幼児健診の実施体制の充実を図るとともに、健診の結果を治療や療育につなげるための関係機関の連携強化等、健診後のフォロー体制の充実に取り組む必要があります。

重点課題5：妊娠期からの児童虐待防止対策

めざす姿 ＜10年後＞（令和6（2024）年度）

児童虐待の未然防止や早期発見を可能とするため、行政や医療機関などの関係機関だけでなく、地域の住民なども含めた地域社会全体で児童虐待を防止するための取組が行われています。

（1）各指標および進捗状況

※評価：達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

	目 標 項 目	計画策定時 (H26)	R4 進捗状況	R5 進捗状況	R6 進捗状況	評 価	最終 評価 目標
成果 指標	虐待による死亡件数(児童相談所関与)	0 件 (H25 年度)	0 件 (R3 年度)	0 件 (R4 年度)	1 件 (R5 年度)	×	0 件
取組 指標	母子健康手帳交付時に保健指導やアンケート等により状況把握を行った妊産婦の割合	57.5% (H25 年度) ※1	100% (R4 年度)	97.9% (R5 年度)	調査中		100 %
	乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業をともに実施する市町数	23 市町 (H25 年度)	29 市町 (R4 年度)	29 市町 (R5 年度)	29 市町 (R6 年度)	◎	29 市町
	子ども家庭総合支援拠点を設置している市町数	—	27 市町 (R4 年度)	27 市町 (R5 年度)	—	○	29 市町
参考 指標	児童相談所における児童虐待相談対応件数	1,117 件 (H25 年度)	2,147 件 (R3 年度)	2,408 件 (R4 年度)	2,162 件 (R5 年度 速報値)	—	—
	10 代の母による出生数	1 人 (15 歳未満) 49 人 (15～17 歳) 187 人 (18～19 歳) (H25 年)	2 人 (15 歳未満) 16 人 (15～17 歳) 73 人 (18～19 歳) (R3 年)	0 人 (15 歳未満) 7 人 (15～17 歳) 64 人 (18～19 歳) (R4 年)	1 人 (15 歳未満) 13 人 (15～17 歳) 57 人 (18～19 歳) (R5 年)	—	—
	要保護児童対策地域協議会とDV 対策協議会等を組織的に一体化する市町数	—	17 市町 (R4 年度)	18 市町 (R5 年度)	24 市町 (R6 年度)	—	—

※1 平成 25（2013）年度の数値は、母子健康手帳交付時の保健指導（アンケート等を除く）の実施率。

（2）評価と課題

【成果目標】

- ・「児童虐待による死亡件数」は、令和 5（2023）年 5 月に津市で児童相談所が関与していた 4 歳の女児が死亡する事案が発生したことを受けて、1 件となっています。

【取組指標】

- * 「母子健康手帳交付時に保健指導やアンケート等により状況把握を行った妊産婦の割合」は、平成 29（2017）年度以降、100%近くで推移しています。

- ・「乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業ともに実施する市町数」は、平成 25（2013）年度の 23 市町から年々増加し、令和元（2019）年度以降はすべての市町が実施しています。
- ・「子ども家庭総合支援拠点を設置している市町数」は、令和元（2019）年度の 1 市町から令和 5（2023）年度には 27 市町まで増加しましたが、全市町での設置には至りませんでした。令和 6（2024）年度からは、児童福祉法の改正（令和 6（2024）年 4 月施行）により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が一体となった「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となり、令和 6（2024）年 4 月現在、15 市町で設置されています。

【課題】

（児童虐待防止対策）

- ・三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書（2023 年津事例）をふまえ、「体制づくり」、「関係機関との連携」、「人材育成（研修）」の 3 つを柱に再発防止に向けた取組を充実させることが必要であり、特に母子保健分野においては「周産期における虐待のリスクの多角的な見立てと要支援妊婦（特定妊婦）への実質的な相談・支援体制の充実」が求められています。
- ・母子保健施策を通じた児童虐待防止対策を進めるため、妊娠の届出や健診等のさまざまな機会を通じて、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、切れ目のない支援に取り組むとともに、児童福祉との連携による包括的な支援の充実を図る必要があります。
- ・市町における児童相談体制を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会を中心に、市町、警察、学校、医療機関等との連携強化を進め、特定妊婦や要支援家庭等を早期に把握し、必要な支援が行われるよう、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

（予期しない妊娠等への対応）

- ・予期しない妊娠等に関する相談窓口「妊娠 S O S」の周知に取り組み、不安を抱える妊婦等を適切な支援につなげる必要があります。

第3章 取組の推進体制と重点課題および目標

母子保健を取り巻く環境の変化や、本県の母子保健の現状をふまえ、基本理念に掲げた「子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重」を実現するため、取組の推進体制や重点課題および目標を定めて計画を推進します。

1 取組の推進体制

本計画は、第2次計画に引き続き、「出産・育児まるっとサポートみえ」により取組の推進を図ります。

「出産・育児まるっとサポートみえ」とは、県が出産・育児に関する制度の整備や関係機関・団体との連携体制の強化といった市町における支援体制の整備に向けた土台づくりを行うとともに、県内の各市町が、既存の社会資源や地域のネットワークといったそれぞれが持つ強みを活かして、地域の実情に応じた方法で切れ目のない支援体制を整備することにより、県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる出産・育児支援体制をいいます。第2次計画策定以降、妊産婦や子育て家庭を取り巻く環境において、さまざまな問題が深刻化・複雑化し、母子保健と児童福祉の連携強化が求められている現状をふまえ、新たな視点を加えた上で、次の5つの視点を持って取組を推進します。

- 継続的な支援
妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない母子保健サービスを提供する。
- ワンストップの支援
行政、医療機関、保育所等のネットワークにより妊産婦等の情報が市町の相談窓口を集約され、速やかに母子保健サービスをコーディネートできる。
- 予防的支援
ポピュレーションアプローチ※1の観点から、すべての妊産婦等の状況を早期に把握し、必要な支援につなげる。
- 家族支援
母子だけでなく、父親や祖父母等の家族に対しても必要なサービスを提供する。
- 児童福祉・教育との連携
児童福祉・教育との連携を通じて、妊産婦および子どもと子育て家庭に対する包括的な支援を切れ目なく提供する。

※1 対象を一部に限定しないで集団全体へアプローチをすることにより、全体としてリスクを下げていこうという考え方。これに対し、リスクの高い人等に対象を絞り込んで対処していく方法をハイリスクアプローチといいます。

2 重点課題および目標

取組の推進にあたっては、次の5つを重点的に取り組むべき課題（重点課題）とします。

- (1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- (3) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- (4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
- (5) 妊娠期からの児童虐待防止対策

なお、医療体制の整備や医師、助産師等の確保など、医療施策として取り組むべき課題については、「三重県医療計画」と連携して取組を進めます。

また、重点課題の解決に向けた取組の進捗状況を把握・評価するため、重点課題ごとに「アウトカム（健康水準）」、「アウトカム（健康行動）」、「アウトプット」の指標を設定するとともに、本計画の計画期間において達成すべき数値目標を掲げます。その他、当該重点課題の状況を把握するために必要な指標については、数値目標を設定しない「参考指標」として設定します。

重点課題１：切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

<めざす姿>

- ・市町や医療機関等との連携や支援制度の整備を通じて、県内どの地域においても妊娠期から出産・子育て期にわたり切れ目なく必要な支援が受けられる体制が充実しています。

<現状等>

- ・妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長するためには、地域において妊産婦・乳幼児やその家族が、必要な時に必要な支援を受けることができる環境づくりが重要です。
- ・これまでも、市町や医療機関などの関係機関・団体による取組を通じて、妊婦健診、医療機関等での出産、産婦健診、新生児訪問、乳幼児健診、予防接種、歯科保健指導など、さまざまな母子保健事業の充実が図られてきました。また、妊娠期から子育て期にわたるワンストップの支援拠点である「子育て世代包括支援センター」が県内全市町に設置され、妊娠届出時から妊産婦や子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援等の取組が進められてきました。
- ・一方で、一部の母子保健事業については、地域によって実施状況に差がみられることから、保健、医療、福祉等の関係者が相互に連携し、母子保健事業の広域的な支援を行うことで、どの地域においても、妊産婦やその家族が必要な時に必要な支援を受けられる体制のさらなる充実が求められています。
- ・令和6（2024）年度からは、児童福祉法の改正により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が一体となった「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされ、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦および乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援と、子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく提供することが求められています。
- ・共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中、妊娠・出産・育児に対する不安や負担を抱えている妊産婦やその家族に対する支援の重要性はますます高まっており、伴走型の相談支援や、産後うつや新生児虐待等の予防に向けた産後ケアの充実も求められており、支援を必要とするすべての人にサービスを提供できる体制の整備が課題となっています。
- ・低出生体重児や多胎児の育児に関する不安への支援、流産や死産を経験した女性に対する心理的支援、外国籍の妊産婦や子育て家庭等に対する支援など、各市町単位での対応にとどまらず、広域的な支援が求められる課題もあります。
- ・不妊・不育症に悩む夫婦や、将来子どもを産み育てることを望む若年世代のがん患者などが、経済的な理由等で治療をあきらめることなく、妊娠・出産についての希望がかなえられるよう、経済的支援や相談体制の整備、仕事との両立支援等の取組を推進する必要がある。

ります。

- ・今後も、母子保健サービスの充実を図り、すべての妊産婦や乳幼児が安心して支援を受けられる体制づくりに向け、母子保健事業の均てん化や精度管理等の広域調整を図り、地域の実情に合わせた保健対策を推進する必要があります。

＜県の具体的な取組＞

●均てん化・広域調整

- ・県内のどの地域においても、質の高い母子保健サービスが提供されるよう、市町や医療機関等と連携し、妊婦健診や産婦健診、乳幼児健診等の均てん化を図るとともに、市町が実施する伴走型相談支援や産後ケア等の母子保健事業の円滑な実施に向けて広域的な調整を行います。（子ども・福祉部）

●こども家庭センター

- ・母子保健と児童福祉が連携して一体的な運営を行うことにより、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期に係る切れ目ない支援体制を提供する「こども家庭センター」の設置について市町に働きかけるとともに、各種研修の実施等により運営を支援します。（子ども・福祉部）

●切れ目のない健診

- ・県内全市町において実施されている妊産婦に対する健診や、4か月児、10か月児、1歳6か月児および3歳児に対する乳幼児健診に加え、新たに1か月児および5歳児の健診に対する国の支援が開始されたことから、各市町でのさらなる健診の実施に向けて働きかけを行うとともに、市町と連携し、出産後から就学前までの切れ目ない支援の取組を進めます。（子ども・福祉部）

●広域調整（人材育成）

- ・地域の実情に応じた切れ目のない母子保健事業を実施し、妊産婦や乳幼児の健康水準の維持・向上を図るため、市町保健センター等において中心的な役割を果たす母子保健コーディネーターを養成します。（子ども・福祉部）

●広域調整（助言）

- ・地域の実情に応じた切れ目のない母子保健サービスの提供に向けて、市町の母子保健事業の実施状況や未受診者のフォローアップ状況等を確認し、専門的な視点から助言・支援を行う母子保健体制構築アドバイザーを配置します。また、地域課題の分析および事業評価、支援体制の整備、支援ネットワークの強化等、対象市町に応じた内容について必要な助言・指導等も行います。（子ども・福祉部）

●妊産婦のメンタルヘルス対策

- ・妊産婦のメンタルヘルスに対応し、必要な支援を行うため、市町における妊産婦健診および産後ケア事業の実施を推進するとともに、「エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）」や「赤ちゃんへの気持ち質問票」等を活用し、育児不安の早期発見や児童虐待防止に向け

た取組を進めます。(子ども・福祉部)

- ・産婦人科・小児科・精神科の医師や市町等の連携を促進するとともに、育児不安を持つ妊産婦について、産婦人科からの紹介により、小児科医が出産の前後に育児に関する相談指導を行い、必要に応じて精神科医療機関につなぐ「みえ出産前後からの親子支援事業」を実施し、妊娠から育児まで、産前産後の切れ目のない支援の体制づくりを行います。(子ども・福祉部)
- ・妊娠期から出産、子育て期にわたりさまざまな不安を抱える方に寄り添い、健やかな育児につなげられるよう、SNS (Social Networking Service) を活用した相談事業「マタニティ・子育てほっとライン」を実施します。(子ども・福祉部)

●不妊・不育症

- ・経済的な理由により不妊治療を諦めることがないよう、助成回数の上乗せや保険適用外となった先進医療への助成について市町と連携して取り組むとともに、不育症についても検査費用や治療費に係る助成を行います。(子ども・福祉部)
- ・不妊や不育症、不妊治療の悩みや不安、疑問等に対応するため、「三重県不妊専門相談センター」において看護師や助産師等による専門相談を行うとともに、不妊ピアサポーターを活用した、身近な地域での当事者同士の交流会を実施し、傾聴による寄り添い型支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・不妊治療を受けやすい環境づくりを推進するため、不妊治療と仕事の両立支援に関する連携協定(三重県、三重県経営者協会、日本労働組合総連合会三重県連合会、公益社団法人三重県医師会、三重県産婦人科医会、三重労働局)に基づき、経営や人事労務に関わる方、労働団体、医療福祉関係者などの企業関係者に向けた「働きやすい職場づくり応援セミナー」の開催等により、不妊治療と仕事の両立を推進する気運の醸成に取り組めます。(子ども・福祉部)
- ・小児および思春期・若年(AYA世代)のがん患者等が希望をもってがん治療に取り組めるよう、妊孕性温存療法(凍結に係る治療)および温存後生殖補助医療による治療を受けた際の費用を助成します。(子ども・福祉部)

●グリーフケア

- ・流産・死産を経験された方に対し、「三重県不妊専門相談センター」において、悲嘆(グリーフ)に寄り添った相談対応を行うとともに、グリーフケアに関する母子保健支援者向け研修等の実施により、支援の充実を図ります。また、亡くなった子どもと関わりのあった児童・生徒のこころのケアの充実に取り組めます。(子ども・福祉部、教育委員会)

●低出生体重児と家族への支援

- ・低出生体重児と家族のために、医療機関や市町、当事者などの協力を得て作成した「みえリトルベビーハンドブック」を活用し、母子健康手帳との併用による育児不安の解消に向けた取組を進めます。(子ども・福祉部)

●多胎児妊産婦への支援

- ・多胎児妊産婦は、同時に2人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う、身体的・精神的な負担や経済的な問題など、多胎児ならではの困難さに直面することも少なくありません。また、市町単位では事例数も多くないことから、母子保健支援者に向けた支援に関する情報共有を行うとともに、市町や医療機関、民間団体等と連携した広域的な支援を実施します。（子ども・福祉部）

●外国にルーツのある家庭への支援

- ・市町等が外国人家庭への支援を適切に行えるよう、外国人妊産婦やその家族がおかれている現状や必要とする支援について情報提供を行うとともに、好事例の横展開を図ります。（子ども・福祉部）

●マス・スクリーニング

- ・障がいや乳幼児突然死等を引き起こす可能性がある先天性代謝異常等を早期に発見し、適切な治療や支援につなげるため、県内で生まれたすべての新生児を対象にマス・スクリーニング検査を実施します。（子ども・福祉部）

●妊産婦の口腔

- ・市町での母子健康手帳交付時等に、母と子の歯と口腔の健康づくりに関する情報提供を行います。また、妊娠時はむし歯や歯周病が発症しやすく、重度の歯周病は早産や低出生体重児出産のリスクを高める要因となることから、市町において妊婦の歯科検診や歯科保健指導が実施されるよう働きかけます。（子ども・福祉部、医療保健部）

●乳幼児の口腔

- ・生涯を通して歯と口腔の健康を維持するために、乳幼児期から口腔ケアや適切な食事・間食の摂り方等の生活習慣を身につけるとともに、かかりつけ歯科医への定期受診等の重要性について啓発を行います。（子ども・福祉部、医療保健部）
- ・むし歯予防に有効なフッ化物（フッ化物配合歯みがき剤、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口）の適切な利用が進むよう、年齢に応じたフッ化物の利用に関する正しい情報を提供します。また、フッ化物洗口の取組を促進するため関係機関・団体等と連携して専門的助言や技術的支援を行います。（医療保健部）

●妊婦の喫煙・飲酒

- ・市町における妊娠届出等の面談時のほか、医療機関における妊婦健診時などさまざまな機会をとらえ、妊婦の喫煙や飲酒のリスクについて周知啓発が図られるよう取り組むとともに、適切な保健指導ができるよう協力・支援します。（子ども・福祉部、医療保健部）

●母子保健事業のデジタル化

- ・母子保健情報のデジタル化と利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図るため、情報連携基盤（PMH）の導入・活用に係る市町への情報提供や広域調整を行います。（子ども・福祉部）

<指標>					
重点課題 1	項目		現状	目標	出典
アウトカム指標 (健康水準)	乳児死亡率(出生千対)		1.3	減少	人口動態調査(R5 年)
	幼児(1歳から 4 歳)死亡率(人口 10 万対)		24.1	減少	人口動態調査(R5 年)
	むし歯のない 3 歳児の割合		91.7%	95.0% (R17 年度)	母子保健報告(R5 年度)
	産後 1 か月時点での産後うつハ イリスク者の割合		10.2%	減少	母子保健事業の実施状 況調査(R5 年度)
アウトカム指標 (健康行動)	妊娠中の妊婦の喫煙率		1.5%	0%	乳幼児健康診査必須問 診項目(R5 年度)
	乳 幼 児 健 診 の 受 診 率	4 か月児	97.7%	100%	母子保健報告(R5 年 度)
		10 か月児	95.5%		
		1 歳 6 か月児	99.0%		
		3 歳児	98.1%		
	産後ケア事業の利用率		11.6%	増加	子どもの育ち支援課調 べ(R5 年度)
	妊産婦の歯科健診受診率		28.6%	増加	地域保健・健康増進事 業報告(R4 年度)
	仕上げ磨きをする親の割合(1歳6 か月児)		67.4%	増加	乳幼児健康診査必須問 診項目(R5 年度)
不妊治療に職場の理解があると感 じている人の割合		56.6%	65.0%	子どもの育ち支援課調 べ(R5 年度)	
アウトプット 指標	こども家庭センター設置市町数		15 市町	29 市町	子どもの育ち支援課調 べ(R6.4 時点)
	母子保健コーディネーター養成数 (累計)		調査中	385 人	子どもの育ち支援課調 べ(R6 年度)
	妊婦健康診査の未受診者を把握し 支援する体制がある市町数		22 市町	29 市町	母子保健事業の実施状 況調査(R5 年度)
	精神科医療機関を含めた地域の関 係機関との連携体制がある市町数		10 市町	29 市町	母子保健事業の実施状 況調査(R5 年度)
	流産・死産をされた方の情報を把 握する体制がある市町数		20 市町	29 市町	母子保健事業の実施状 況調査(R5 年度)
	1 か月児健診を実施する市町数		23 市町	29 市町	子どもの育ち支援課調 べ(R6 年度)
	乳 幼 児 健 診 の 未 受 診 者 の フ ォ ロ ー 率	4 か月児	100.0%	100%	子どもの育ち支援課調 べ(R5 年度暫定値)
		10 か月児	99.4%		
		1 歳 6 か月児	100.0%		
		3 歳児	99.7%		
乳幼児健康診査後のフォロー体制 がある市町数		20 市町	29 市町	母子保健事業の実施状 況調査(R5 年度)	
フッ化物洗口を実施している施設 (幼稚園・認定こども園・保育所・小 学校等)数		207 か所	231 か所 (R17 年度)	健康推進課調べ(R5 年 度)	
参考指標	周産期死亡率(出産千対)		3.2	—	人口動態調査(R5 年)
	妊産婦死亡率(出産 10 万対)		0.0	—	人口動態調査(R5 年)
	妊娠 11 週以下での妊娠の届出率		93.3%	—	母子保健報告(R5 年 度)
	支援が必要な里帰り出産する方 について里帰り先の市町村および医 療機関と情報共有・連携する体制 がある市町数		28 市町	—	母子保健事業の実施状 況調査(R5 年度)

重点課題 1	項目	現状	目標	出典
	5 歳児健診を実施する市町数	8 市町	—	子どもの育ち支援課調べ(R6 年度)
	1歳 6 か月児健診時までに麻疹(MR)の予防接種を終了している人の割合	94.1%	—	母子保健報告(R5 年度)
	1歳6か月児健診時までに定期予防接種を全く受けていない人の数	82 人	—	子どもの育ち支援課調べ(R5 年度)
	「不妊相談センター」への相談件数	208 件	—	子どもの育ち支援課調べ(R5 年度)
	県独自のすべての不妊治療助成事業に取り組む市町数	28 市町	—	子どもの育ち支援課調べ(R6.4 時点)
	特定不妊・不育症治療に係る県単補助事業助成件数	1,439 件	—	子どもの育ち支援課調べ(R5 年度)
	妊娠中のパートナーの喫煙率	—	—	乳幼児健康診査必須問診項目(R7 年度から問診票に項目追加予定)

重点課題2：学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

<めざす姿>

- ・子どもや若者が、心身の健康の大切さを理解し、主体的に健康管理を行うとともに、妊娠・出産や性に関する科学的根拠に基づいた正しい知識を持ち、自らの人生や家族の大切さについて考え、行動することができます。

<現状等>

- ・学童期・思春期は、健康に関するさまざまな情報に自ら触れ、行動を選択しはじめる、生涯を通じた健康づくりのスタートとなる重要な時期です。この時期に正しい健康知識を身につけること、自身の心身の健康に関心を持つことは、生涯の健康づくりのための行動変容に向けた大事な一歩となります。
- ・SNSの普及等により、性を取り巻く環境が変化する中、子どもや若者に対し、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の観点から、プレコンセプションケアを含む性や妊娠・出産等に関する正しい知識を広め、主体的な健康管理を推進するとともに、望まない妊娠や性感染症の予防、自分の将来を考えるライフプラン教育に取り組む必要があります。
- ・近年、10代の人工妊娠中絶件数は減少傾向にありますが、若者がアクセスしやすい相談窓口を設け、一層の周知に取り組むなど、引き続き、予期しない妊娠や性の悩みに関する相談支援の充実に取り組む必要があります。また、10代の妊娠は、社会や学校での孤立、困難を抱えた家庭環境、家庭に居場所がないこと、自己肯定感の欠如など、さまざまな要因が関与していると考えられることから、市町、医療機関、学校、NPO等の関係機関や地域が連携して支援に取り組む必要があります。
- ・また、自殺対策やメンタルヘルスの問題も重要な課題であり、自殺が10代後半の死因の上位にあることから、相談体制の充実やこころのケアに関する取組の推進が必要です。
- ・性や妊娠に関する正しい知識の普及やライフプラン教育の推進、若年妊婦への支援体制の充実、こころの健康に関する支援体制の強化など、学童期・思春期から成人期にわたる一貫した保健対策を通じて、子どもや若者が健やかに成長し、健康的な生活を送るための支援が必要です。

<県の具体的な取組>

●プレコンセプションケア、ライフプラン教育

- ・価値観やライフスタイルが多様化する中で、子どもや若者が学童期から自分の身体について理解し、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する科学的根拠に基づいた正しい知識を習得し予防行動がとれるよう、学童期から発達段階に応じた包括的性教育につなげる取組を進めます。（子ども・福祉部）

- ・産婦人科医会と連携のもと、産婦人科医を大学や企業に講師として派遣し、大学生や企業の若手従業員に向けた、ライフプラン講座を開催します。(子ども・福祉部)
- ・発達段階や年齢に応じた啓発パンフレットを小中高等学校や大学、企業等に配布し、プレコンセプションケアの啓発に取り組みます。(子ども・福祉部)
- ・養護教諭等の思春期保健に携わる職員を対象として、性を取り巻く最近の話題等をテーマとした講演「思春期保健指導セミナー」を開催します。(子ども・福祉部)
- ・思春期保健に携わる医療、保健、福祉、教育、警察、NPO等の関係者が参画する性教育懇話会を開催し、思春期世代の現状や課題、取組等について情報共有や意見交換を行うことで、健康教育や性教育に関する指導体制の充実を図ります。(子ども・福祉部、教育委員会)
- ・市町等教育委員会の学校保健担当者を対象とした連絡協議会にて、性に関する指導の実施推進の依頼と、各市町（小中学校）の取組について情報共有の場を設けます。(教育委員会)
- ・県立学校において、産婦人科医や助産師等の専門家を派遣し、性に関する講話や講演を実施します。また、家庭科では、乳幼児期の心身の発達と生活、親の役割と保育、子どもを取り巻く社会環境、子育て支援について理解するとともに、乳幼児と適切に関わるための基礎的な技能を身に付ける学習や、子どもを産み育てることの意義について考え、子どもの健やかな発達のために親や家族および地域や社会の果たす役割の重要性について考察する学習を実施します。さらに、外部機関等の協力を得ながら、乳幼児との触れ合い体験や交流などの実践的な学習を推進します。(教育委員会)
- ・学校において、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身につけることができるよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進します。(教育委員会)

●予期しない妊娠等に対する相談体制

- ・予期しない妊娠や性の問題に悩む若年者や家族に対応するため、相談窓口「妊娠SOSみえ」を設置し、電話やSNSによる相談を行うとともに、市町、医療機関、NPO等の関係機関やDV・性暴力被害等の各種相談窓口と連携した支援を行います。また、相談窓口を記載した啓発カード等を学校や商業施設で配布するとともに、インターネット広告等の活用により、相談窓口の認知度向上に取り組みます。(子ども・福祉部)
- ・特定妊婦の妊娠判定費用助成や医療機関への受診同行などにより、医療機関への早期受診を促し、必要な支援につなげます。(子ども・福祉部)

●自殺対策・こころの問題への対応

- ・県立こころの医療センターに設置した「ユースメンタルサポートセンターMIE」(YMSC-MIE)において、メンタルヘルスの課題を持つ若者やその家族等のために、専門相談や支援を行うとともに、市町や学校等と連携して、児童・生徒・学生への精神保健お

よび自殺予防授業や教職員への啓発等を実施します。また、精神医療に係る専門的なアドバイザーを学校等に派遣します。(医療保健部)

- ・さまざまなこころの悩みを抱える若者に対して、身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用した相談支援を行います。また、相談内容により、必要に応じて関係機関と連携を図ります。(医療保健部)
- ・子どもが身近な大人にSOSを出す力を身につけることや、教職員や保護者が子どもの些細なサインに気づき、受け止め、支援できる力を身につけることができるよう、県教育委員会が作成した動画教材を活用し、学校での自死予防の取組を推進します。(教育委員会)
- ・公立小中学校(義務教育学校を含む)、県立高等学校、県立特別支援学校、教育支援センターにスクールカウンセラーを配置し、児童生徒のこころのケアや、保護者の相談、教職員への助言や研修を行うなどして、教育支援体制の充実を進めます。(教育委員会)
- ・子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子ども自身が解決に向かうよう支えとともに、専門的な対応が必要な案件については、児童相談所や教育委員会などの関係機関につなげます。(子ども・福祉部)
- ・教職員が「子どもアドボカシー」の理解を深め、子どもの意見表明を支援する環境が整えられるよう、子どもの権利や「子どもアドボカシー」について学ぶ動画教材や資料を作成します。(教育委員会)
- ・子どもの権利擁護コーディネーターを配置するとともに、児童相談所一時保護所や一時保護専用施設、児童養護施設などにアドボケイトを派遣します。また、児童相談所や児童養護施設等職員のアドボカシーへの理解を図るため研修会を開催します。(子ども・福祉部)
- ・虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリング等の充実を図るため、児童相談所における児童心理司等の専門職の配置を進めるとともに、人材育成計画に基づく体系的な研修等により計画的な人材育成を図っていきます。(子ども・福祉部)

●子どもの生活習慣

- ・3～5歳児を対象に「早寝早起き朝ごはん」といった基本的な生活習慣が身につくよう、県内の保育所や幼稚園等において「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を活用し、生活を見直す機会を持つなど家庭と連携した取組を進めます。(子ども・福祉部)
- ・各小中学校における運動の日常化・運動時間の確保をめざし、各学校における体力向上の目標を設定するとともに、学校全体でなわとびやマラソン等に取り組む活動である「1学校1運動」等の実施を推進し、体育・保健体育の授業以外の子どもたちの運動機会を拡充する取組を進めます。また、良好な生活習慣の定着に向けて、子どもたちが自らの生活習慣を見つめ直す「生活習慣・読書習慣チェックシート」の活用を推進します。(教育委員会)

●予防接種の推進・がん検診の推進

- ・安全かつ効果的な予防接種を推進し、予防接種率の向上を図るため、学識経験者等で組織

される三重県公衆衛生審議会予防接種部会を開催します。また、先天性風しん症候群の発生予防のため、妊娠を希望する女性等を対象にした「三重県風しん抗体検査事業」を実施します。(医療保健部)

- ・市町やNPO等が実施する健康関連のイベント等の機会をとらえて、子宮頸がんおよび乳がん検診の受診啓発を促進するとともに、利用者ががん検診を受診しやすい仕組みづくりを支援します。また、HPVによる子宮頸がん対策については、HPVワクチン定期接種の積極的勧奨が再開されたことを受け、接種対象者等への周知啓発に取り組みます。(医療保健部)

＜指標＞					
重点課題 2	項目		現状	目標	出典
アウトカム指標 (健康水準)	10 代の人工妊娠中絶率(20 歳未満女子人口千対)		2.4	減少	衛生行政報告例(R5 年度)
	中学 3 年生(14 歳)の女生徒で体重が標準の－20%以下の割合		3.59%	減少	学校健康状態調査(R5 年度)
	10 代の性感染症報告数(梅毒のみ実数値、その他は1定点あたり)	性器クラミジア	1.00	減少	保健環境研究所調べ(R5 年)
		淋菌感染症	0.24		
		尖圭コンジローマ	0.06		
		性器ヘルペス	0.18		
		梅毒	4		
	いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	小学生	95.9%	100% (R9 年度)	三重県教育委員会調べ(R5 年度)
		中学生	97.7%		
		高校生	92.3%		
	自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合	小学生	82.4%	84.0% (R9 年度)	全国学力・学習状況調査(R6 年度)
		中学生	83.7%	82.0% (R9 年度)	
アウトカム指標 (健康行動)	朝食を食べている子どもたちの割合	小学生	93.5%	95.1% (R9 年度)	全国学力・学習状況調査(R6 年度)
		中学生	91.6%	93.1% (R9 年度)	
アウトプット 指標	妊娠・出産や性に関する医学的知識を持ち、自らの人生について考えることができる人を育てるためのライフプラン教育を実施している市町数		21 市町	29 市町	子どもの育ち支援課調べ(R6 年度)
	思春期教室・相談事業を実施している市町数		19 市町	29 市町	子どもの育ち支援課調べ(R6 年度)
参考指標	学校保健委員会を開催している公立の小中学校および高校の割合		95.8%	—	保健体育課調べ(R5 年度)
	10 代の自殺率(人口 10 万対)	10～14 歳	0.0	—	人口動態調査(R5 年)
		15～19 歳	11.3		
	スクールカウンセラーによる相談件数		33,132 件	—	生徒指導課調べ(R5 年度)

重点課題 2	項目		現状	目標	出典
	妊娠レスキューダイヤルにおける相談件数		750 件	—	子どもの育ち支援課調べ(R5 年度)
	睡眠時間が8時間以上の児童生徒の割合	小学校 5 年生	70.6%	—	全国体力・運動能力、運動習慣等調査(R5年度)
		中学校 2 年生	26.8%		
	子宮頸がん予防ワクチンの接種者数		5,425 人	—	地域保健・健康増進事業報告(R4 年度)

重点課題3：子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

<めざす姿>

- ・育児中の家庭が孤立することなく、地域社会の見守りの中で、心身ともに負担や不安を感じることなく育児ができ、子どもが健やかに成長しています。
- ・地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないよう温かく見守り支える地域づくりが進んでいます。

<現状等>

- ・子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進するためには、妊娠・出産・子育てを家庭のみに任せるのではなく、生活している地域でさまざまな関係機関や人が支援し、育児中の家庭の孤立を防ぐことが重要です。
- ・妊産婦や子どもとその家族に対する支援は、行政が提供するサービスに加え、民間団体等による多様な支援が重要な役割を果たすため、地域の民間団体や学校、医療機関、企業等と連携した取組を進める必要があります。
- ・特に、困難な家庭環境にある妊産婦や子どもへの支援は重要であり、これらの家庭は、養育環境が複雑で多くの課題を抱えていることが多いため、地域社会全体での支援が不可欠です。
- ・共働き世帯の増加や家族構成の変化に伴い、子育てと仕事の両立支援や男性の育児参画の重要性が増しています。男性の育児休業取得率は上昇しているものの、依然として女性と比べて低い水準にあることから、「ワンオペ育児」の解消や職場環境の整備を進めるため、男性の育児参画を促進する取組が引き続き必要です。
- ・予防可能な子どもの死亡を減らすため、CDR (Child Death Review) による検証を行い、結果を行政の施策に反映させることで、子どもの事故等を予防し、安全・安心な地域づくりを推進することが重要です。
- ・本県における分娩取扱医療機関の数は、分娩件数の減少や医師の高齢化などにより減少傾向にあります。また、国において、出産費用（正常分娩）に対する保険適用の導入が検討されるなど、分娩取扱医療機関を取り巻く環境が変化する中、地域において安全で安心して妊娠・出産できる体制の確保が必要です。
- ・産後ケア事業実施の中心となる産科等の医療機関や助産所が近隣になく、実施施設の確保が困難な市町もあることから、県による広域的な支援を実施する必要があります。
- ・市町や医療機関、NPO、企業など、多様な主体との連携による支援体制を強化し、地域全体で子どもや子育て家庭を支え、子どもが健やかに成長できる地域づくりを進める必要があります。

<県の具体的な取組>

●関係機関・民間団体との連携

- ・市町において、妊娠期から子どもが大人になるまでの一連の成長の過程のさまざまなニーズに対してワンストップで総合的な相談支援を行うことができるよう、地域の実情に応じて、こども家庭センターの設置を支援するとともに、医師会、産婦人科医会、小児科医会、歯科医師会、看護協会、助産師会、大学、企業、NPO等の関係団体の連携を進め、民間資源・地域資源と一体となった支援体制の構築を促進します。（子ども・福祉部）

●寄り添った相談支援（再掲）

- ・妊娠期から出産、子育て期にわたりさまざまな不安を抱える方に寄り添い、健やかな育児につなげられるよう、SNSを活用した相談事業「マタニティ・子育てほっとライン」を実施します。（子ども・福祉部）

●男性の育児参画の推進

- ・企業の管理職や人事・労務担当者、これから育児の当事者となる男性等を対象とした男性育休促進セミナーを実施するとともに、育児休業の取得を職場で応援したエピソード集などのツールを企業等に提供し、希望に応じて育児休業を取得できる職場の風土づくりを支援します。また、子育ての大切さや楽しさを伝えるハンドブックや、家事・育児のスキルアップに役立つガイドブックおよび動画を用いて普及啓発を行うとともに、市町の両親学級や子育て支援講座等での活用を促進します。（子ども・福祉部）

●予防のための子どもの死亡検証（CDR）

- ・予防可能な子どもの死亡を減らすため、子どもの死亡事例について、県内の医療、保健、福祉、警察および教育等の関係機関により死因等の検証を行うチャイルド・デス・レビュー（CDR）を実施し、検証から導かれた提言内容が予防策として実現されるよう関係機関に周知を図ります。（子ども・福祉部）

●乳幼児の突然死（SUID）や不慮の事故予防

- ・乳幼児の突然死（SUID）の予防（睡眠環境を整えることを含む）について、母子保健や児童福祉支援者に周知するとともに、乳幼児の不慮の事故を予防するための啓発用リーフレットを活用し、不慮の窒息事故等の予防策に関する啓発を行います。（子ども・福祉部）

●ひとり親世帯、子どもの貧困

- ・ひとり親家庭が必要な支援につながるよう、地域の実情に応じた体制整備や取組への支援を進めます。また、ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子・父子自立支援員に対する研修を行います。（子ども・福祉部）
- ・県内各地に子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、孤立の解消などのさまざまな支援機能を持つ「子どもの居場所」づくりを推進し、「持続可能な取組」としていくために、子どもの居場所運営団体に財政支援、人材育成支援等を実施します。（子ども・福祉部）

●災害時における妊産婦や乳幼児等への配慮

- ・要配慮者に十分配慮した避難所運営体制の確立等に向けて、防災知識の普及や訓練支援、費用への補助を行い、市町の取組を支援します。また、医療的ケア児等を含む要配慮者への対応を関係機関との連携を図り、事前に検討できるよう、市町の取組を支援します。（防災対策部）
- ・市町に対し、福祉避難所の確保や円滑な運営体制の整備について働きかけるとともに、災害時に福祉避難所の運営を指揮する人材の確保・育成、福祉避難所運営マニュアルの作成等を支援します。（子ども・福祉部）

●安全・安心に妊娠・出産・子育てができる環境づくり

- ・地域において安全で安心して出産できる体制を確保するため、施設・設備の整備を実施する分娩取扱施設を支援するとともに、さらなる支援策についても検討を進めます。（医療保健部、子ども・福祉部）
- ・今後、出生数の減少が見込まれている中で、安全で安心な分娩が可能な体制を確保できるよう、医療関係者や関係団体等との協議、検討を進めます。（医療保健部）
- ・リスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療、入院を必要とする小児の重症患者の受入体制を確保するため、周産期母子医療センターや、小児救急医療拠点病院の運営を支援します。（医療保健部）
- ・周産期死亡率のさらなる改善に向け、周産期医療に係るネットワーク体制の構築や多職種連携のための研修会等を開催し、安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。（医療保健部）
- ・居住地に関わらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられるよう、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、交通費や宿泊費の助成を行います。（子ども・福祉部）
- ・産後ケア受入施設の不足等へ対応するため、市町が実施する産後ケアの対象とならない妊産婦等に対し、母子生活支援施設等を活用したレスパイトケアの場を提供します。（子ども・福祉部）

●こども家庭センター（再掲）

- ・母子保健と児童福祉が連携して一体的な運営を行うことにより、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期に係る切れ目ない支援体制を提供する「こども家庭センター」の設置について市町に働きかけるとともに、各種研修の実施等により運営を支援します。（子ども・福祉部）

●広域調整（人材育成）（一部再掲）

- ・地域の実情に応じた切れ目のない母子保健事業を実施し、妊産婦や乳幼児の健康水準の維持・向上を図るため、市町保健センター等において中心的な役割を果たす母子保健コーディネーターを養成します。（子ども・福祉部）
- ・医療的ケア児を含む障がいのある子どもやその家族が、身近な地域で安心して暮らせるよう、市町の保健師等に対してさまざまな機会を通じて研修を実施し、支援内容の向上につ

なげます。(子ども・福祉部)

●広域調整(助言)(再掲)

- ・地域の実情に応じた切れ目のない母子保健サービスの提供に向けて、市町の母子保健事業の実施状況や未受診者のフォローアップ状況等を確認し、専門的な視点から助言・支援を行う母子保健体制構築アドバイザーを配置します。また、地域課題の分析および事業評価、支援体制の整備、支援ネットワークの強化等、対象市町に応じた内容について必要な助言・指導等も行います。(子ども・福祉部)

<指標>					
重点課題 3	項目		現状	目標	出典
アウトカム指標 (健康水準)	住んでいる地域で子育てをしたいと思う親の割合		95.6%	増加	乳幼児健康診査必須問診項目(R5 年度)
	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	4 か月児	91.9%	増加	乳幼児健康診査必須問診項目(R5 年度)
		1 歳 6 か月児	85.1%		
		3 歳児	80.2%		
	乳幼児の不慮の事故死亡率(人口 10 万対)	0 歳	0.0	0.0	人口動態調査(R5 年)
		1~4 歳	0.0		
	産後 1 か月時点での産後うつハイリスク者の割合(再掲)		10.2%	減少	母子保健事業の実施状況調査(R5 年度)
アウトカム指標 (健康行動)	産後ケア事業の利用率(再掲)		11.6%	増加	子どもの育ち支援課調べ(R5 年度)
	子ども食堂、フードパントリー、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数		181 か所	350 か所	少子化対策課調べ(R5 年度)
アウトプット 指標	地域の住民組織、NPO法人、ボランティア等と連携して実施している母子保健の取組がある市町数		25 市町	29 市町	子どもの育ち支援課調べ(R6 年度)
	周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率		調査中	100%	子どもの育ち支援課調べ(R6 年度)
	こども家庭センター設置市町数(再掲)		15 市町	29 市町	子どもの育ち支援課調べ(R6.4 時点)
	精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制がある市町数(再掲)		10 市町	29 市町	母子保健事業の実施状況調査(R5 年度)
参考指標	プレネイタル・ビジット(出産前小児保健指導)またはペリネイタル・ビジット(出産前後保健指導)を受けた人の数		121 件	—	子どもの育ち支援課調べ(R5 年度)
	育児休業制度を利用した従業員割合	男	25.7%	—	三重県内事業所労働条件等実態調査(R4 年度)
		女	97.3%		

重点課題4：育てにくさを感じる親に寄り添う支援

<めざす姿>

- ・育児に関する負担や不安を感じたとき、気軽に相談することができる場があり、心身ともにゆとりを持って育児ができます。
- ・障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもが地域で安心して生活できる環境が整備されるとともに、途切れのない発達支援体制が構築されています。

<現状等>

- ・乳幼児期の子どもの健やかな発達のためには、妊娠・出産・育児に対する親の負担や不安を軽減し、ゆとりを持って子どもを育てることができる環境づくりが必要です。育てにくさを感じる要因は、子どもの心身の状態や発達・発育の偏り、親の心身の不調、親子を取り巻く家庭環境など多岐にわたることから、保健・医療・福祉・教育の各分野が連携して支援体制を整備し、早期発見・早期支援を行うことが求められています。
- ・発達支援が必要な子どもに対しては、専門性の高い医療、保健、福祉、教育等が連携した支援を行うとともに、その後のフォローアップや継続的な診療体制の整備が必要です。また、身近な地域における支援体制の充実にも取り組む必要があります。
- ・令和3（2021）年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、地方公共団体の責務として医療的ケア児とその家族への支援が明文化され、支援の拡充が求められています。医療的ケアを必要とする障がい児・者とその家族が地域で安心して暮らせるよう、医療・保健・福祉・教育等の多職種連携や人材の育成が必要です。

<県の具体的な取組>

●乳幼児健診の充実、フォロー体制の充実、切れ目のない支援

- ・乳幼児の健康状態を把握し、疾患や発達障がいを含む障がいの早期発見・早期治療につなげるため、乳幼児健診の実施体制の充実、および健診の結果を治療や療育につなげるための関係機関の連携強化を図り、健診後のフォロー体制の充実に向けて取り組みます。（子ども・福祉部）
- ・特別な支援を必要とする子どもたちが、安心して学ぶことができるよう、幼児期から学齢期・社会参画に至るまで、「パーソナルファイル」等を活用して、必要な支援情報を円滑かつ確実に引継ぎ、きめ細かな指導・支援を進めます。また、特別支援学校のセンター的機能として、特別支援教育コーディネーター等が、小中学校・高等学校等への教育相談や研修会等を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に取り組みます。（教育委員会）

●子どもの発達支援

- ・県立子ども心身発達医療センターにおいて、併設する特別支援学校や隣接する国立病院機

構三重病院と連携することにより、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行うとともに、入退所時等の関係機関（児童相談所、学校、市町、医療・福祉施設等）との調整や、障がいの理解を深めること等の不安解消に向けた取組、総合相談窓口での相談対応、短期入所事業の実施等により、家族支援を充実していきます。（子ども・福祉部）

- ・小児科医等を対象とした連続講座の開催等により、発達支援の必要な子どもが身近な地域において適切な支援が受けられるよう支援体制の充実に取り組みます。（子ども・福祉部）
- ・自閉症・発達障害支援センターの専門性のさらなる向上と地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。また、発達障害者地域支援マネジャーを配置し、地域支援機能の強化を図ります。（子ども・福祉部）
- ・就学前から小学校等への支援情報の引継ぎについて、「CLM(Check List in Mie)と個別の指導計画」等を有効に活用し、早期からの適切な支援を行うことができるよう取り組みます。（教育委員会）
- ・特別な支援を必要とする子どもたちが、小中学校・高等学校の通常の学級で学べるよう、通級による指導を担当する教員を対象として年間を通じた研修を実施するなど、専門性の向上に取り組みます。また、発達障がい支援について、高度な専門性を身につけるための研修を実施するなど、地域で中心となる教員を養成し、発達障がい支援の経験が少ない教員等への支援体制の充実を図ります。（教育委員会）
- ・かがやき特別支援学校は、県立子ども心身発達医療センターと連携し、発達障がいに関するセンター的機能の中核となる学校として、より専門性の高い支援を行います。（教育委員会）

●医療的ケア児とその家族に対する支援（一部再掲）

- ・医療的ケア児を含む障がいのある子どもやその家族が、身近な地域で安心して暮らせるよう、市町の保健師等に対してさまざまな機会を通じて研修を実施し、支援内容の向上につなげます。（子ども・福祉部）
- ・医療的ケアを必要とする障がい児・者の医療・福祉等関連分野の支援を調整する医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員等）を養成します。（子ども・福祉部）
- ・県立特別支援学校において、ガイドラインに沿った医療的ケアを実施するとともに、医療的ケア担当者への研修を開催したり、看護師等が福祉車両等に同乗する通学支援を行ったことにより、医療的ケアを必要とする子どもたちが安全に安心して学びを継続できるよう支援します。また、医療的ケアを安全・安心に行うことができる体制を整えるため、医療関係者、関係部局、医療的ケア実施校等が委員となり、特別支援学校メディカル・サポート会議を開催します。（教育委員会）
- ・小中学校等に勤務する看護師に対して、特別支援学校での医療的ケアに関する取組や事例を検討する研修会への参加を働きかける取組などにより、医療的ケアを必要とする子どもたちの安全・安心を高めます。（教育委員会）

●難聴児の早期発見・早期療育の推進

- ・「三重県新生児・小児聴覚検査情報データベースシステム」により、新生児聴覚スクリーニング検査等で発見された聴覚障がい疑いのある子どもの聴覚検査や診断、療育支援等の情報を集約して関係機関において情報共有を図り、早期の療育支援につなげます。(子ども・福祉部)
- ・補聴器等の装用により子どもの健全な発達を促すため、軽・中等度聴覚障がい児を対象とした補聴器等の購入費助成を実施します。(子ども・福祉部)

●障がいのある子どもの受け入れ体制

- ・障がいのある子どもが、必要とする障害児通所支援等の福祉サービス利用へ円滑につながるよう、相談支援従事者研修等を実施するとともに、専門コース別研修（障害児支援）を開催し、相談支援を担う相談支援専門員等の専門性向上を図ります。(子ども・福祉部)
- ・心身障がい児を受け入れている私立の幼稚園および幼保連携型認定こども園等に対して特別支援教育に要する経費を助成することで、障がいのある子どもの教育・保育の受け入れ体制を整備します。(子ども・福祉部)
- ・放課後児童クラブにおいて、障がい児を保育する指導員の経費等を補助する市町を支援することにより、障がい児の受け入れを促進します。(子ども・福祉部)

<指標>

重点課題 4	項目	現状	目標	出典
アウトカム指標 (健康水準)	日常の育児について相談相手のいる親の割合	99.3%	100%	1歳6か月児アンケート(R6年度)
	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合(再掲)	4か月児	増加	乳幼児健康診査必須問診項目(R5年度)
		1歳6か月児		
		3歳児		
アウトカム指標 (健康行動)	地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数(累計)	319人	377人 (R8年度)	児童相談支援課調べ(R5年度)
アウトプット 指標	育児支援を目的として健診スタッフに心理相談員または保育士等が配置されている市町数	26市町	29市町	子どもの育ち支援課調べ(R6年度)
	周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率(再掲)	調査中	100%	子どもの育ち支援課調べ(R6年度)
	市町における育てにくさを感じる親への早期支援体制整備への支援を行っている県型保健所数	0か所	8か所	母子保健事業の実施状況調査(R5年度)
	医療的ケア児の支援のためのコーディネーターを配置している市町数	15市町	29市町	障がい福祉課調べ(R5年度)
	こども家庭センター設置市町数(再掲)	15市町	29市町	子どもの育ち支援課調べ(R6.4時点)
	乳幼児健康診査後のフォロー体制がある市町数(再掲)	20市町	29市町	母子保健事業の実施状況調査(R5年度)

重点課題 4	項目		現状	目標	出典
参考指標	親子の心の問題に対応できる技術をもった小児科医の人数(子どもの心相談医登録者数)		20 人	—	三重県小児科医会調べ(R6.10 時点)
	5 歳児健診を実施する市町数(再掲)		8 市町	—	子どもの育ち支援課調べ(R6 年度)
	通学している人工呼吸器使用児の数	小中学校	調査中	—	特別支援教育課調べ(R6.5 時点)
		特別支援学校	調査中		
	発達障がい児の発達支援を提供できる事業所数		426 か所	—	社会福祉施設等調査(R4 年)

重点課題5：妊娠期からの児童虐待防止対策

<めざす姿>

- ・児童虐待の未然防止や早期発見を可能とするため、行政や医療機関、民間団体等との連携のもと、母子保健と児童福祉が一体となり、不安や困難を抱える妊産婦や子育て家庭に必要な支援が提供されています。

<現状等>

- ・児童虐待への対応については、これまで制度の見直しや体制の強化が図られてきましたが、児童相談所に寄せられる相談件数は年間 2,000 件を超える状況が続いており、令和5（2023）年度には1件の死亡事例が発生するなど、依然として地域社会全体で取り組むべき重要な課題です。
- ・子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等をふまえ、改正児童福祉法（令和6（2024）年4月1日施行）では、母子保健機能および児童福祉機能の一体的な運営を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされるなど、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制整備が求められています。
- ・全国の児童虐待による死亡事例は0歳児が最も多く、3歳未満の子どもが虐待を受けるケースが過半数を占めています。妊娠期・周産期の問題としては、「予期しない妊娠」や「妊婦健診未受診」が高い割合を占めており、妊娠期からの適切なアセスメントと、相談しやすい体制の充実が求められていることから、「妊娠SOSみえ」などの相談窓口を通じて、予期しない妊娠に悩む若年妊婦に必要な支援につなげる取組を推進する必要があります。
- ・また、妊娠の届出や乳幼児健診等の母子保健の取組は、市町が広く妊産婦等と接する機会であり、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見に資するという観点からも重要な役割を担っていることから、母子保健と児童福祉の連携による虐待へ予防的な対応や、切れ目のない支援体制の充実が求められています。

<県の具体的な取組>

●妊娠期からの切れ目のない支援（一部再掲）

- ・予期しない妊娠や性の問題に悩む若年者や家族に対応するため、相談窓口「妊娠SOSみえ」を設置し、電話やSNSによる相談を行うとともに、市町、医療機関、NPO等の関係機関やDV・性暴力被害等の各種相談窓口と連携した支援を行います。また、相談窓口を記載した啓発カード等を学校や商業施設で配布するとともに、インターネット広告等の活用により、相談窓口の認知度向上に取り組めます。（子ども・福祉部）
- ・特定妊婦の妊娠判定費用助成や医療機関への受診同行などにより、医療機関への早期受診を促し、必要な支援につなげます。（子ども・福祉部）
- ・早期の妊娠届出を勧奨するとともに、子育て家庭に必要な支援が確実に届けられるよう、

市町における伴走型相談支援と経済的支援の一体的な実施による実効性の高い相談支援の円滑な実施を支援します。(子ども・福祉部)

- ・児童虐待につながりやすい精神疾患のある妊婦や若年妊婦等の特定妊婦を、妊娠初期から共通の視点で把握し、その後の支援につなぐことができるよう、各市町で使用する妊娠届出時アンケートの様式を統一します。(子ども・福祉部)
- ・母子保健と児童福祉が連携して一体的な運営を行うことにより、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期に係る切れ目ない支援体制を提供する「こども家庭センター」の設置について市町に働きかけるとともに、各種研修の実施等により運営を支援します。(子ども・福祉部)
- ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業および子育て世帯訪問支援事業等の円滑な実施のため、市町の母子保健コーディネーターの養成、保健師、助産師等専門職の資質向上のほか、子育て支援に携わる人材の育成に取り組みます。(子ども・福祉部)

●児童虐待の防止・早期発見・支援体制の強化

- ・市町等関係機関との協働により、児童虐待防止に関する啓発を行うとともに、児童相談所虐待対応ダイヤル(189)やSNS相談窓口の周知を行い、児童虐待を発見した人や子育てに悩みを抱える人が適切に通告・相談できるよう努めます。(子ども・福祉部)
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護等を推進するため、法制度や支援機関に関する周知・広報や、教育機関や職場での啓発を強化します。(子ども・福祉部)
- ・支援調整会議の活用による関係機関との連携をととして、困難な問題を抱える女性への支援を推進します。(子ども・福祉部)
- ・学校での子どもの観察において、注意すべき子どもの様子や行動、保護者の子どもへの関わり方等、子どものサインを見逃さないよう「児童虐待気づきリスト」を活用するとともに、市町や管轄児童相談所との連携を一層進めます。(教育委員会)
- ・「歯科医師の立場からの子ども虐待防止と子育て支援」マニュアルを活用した歯科検診や歯科治療等が行われるよう、児童虐待の可能性を視野に入れた臨床の重要性について歯科医療関係者へ啓発を行います。(医療保健部)
- ・児童相談所職員、市町児童相談担当職員等関係機関職員を対象とした研修を開催し、さらなる児童虐待相談体制の強化を図るとともに、警察、県・市町教育委員会、市町等との地域ブロック別の合同研修、情報共有や意見交換を通じて、児童虐待防止の強化を図ります。(子ども・福祉部)
- ・要保護児童対策地域協議会を中心に、市町、警察、学校、医療機関等との連携強化を進め、特定妊婦や要支援家庭等を早期に把握し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。(子ども・福祉部)
- ・要保護児童対策地域協議会に対し、運営などに関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図るとともに、特にケースマネジメント等に係るスーパーバイザ

一を定期的・継続的に派遣し、市町における児童相談体制の強化に取り組めます。(子ども・福祉部)

<指標>					
重点課題 5	項目		現状	目標	出典
アウトカム指標 (健康水準)	虐待による死亡件数(児童相談所関与)		1 件	0 件	児童相談支援課調べ(R5 年度)
	産後 1 か月時点での産後うつハイリスク者の割合(再掲)		10.2%	減少	母子保健事業の実施状況調査(R5 年度)
アウトカム指標 (健康行動)	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	4 か月児	96.1%	増加	乳幼児健康診査必須問診項目(R5 年度)
		1 歳 6 か月児	86.1%		
		3 歳児	70.1%		
アウトプット 指標	母子健康手帳交付時に保健指導やアンケート等により状況把握を行った妊産婦の割合		調査中	100%	子どもの育ち支援課調べ(R6 年度)
	妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある市町数(再掲)		22 市町	29 市町	母子保健事業の実施状況調査(R5 年度)
	こども家庭センター設置市町数(再掲)		15 市町	29 市町	子どもの育ち支援課調べ(R6.4 時点)
参考指標	児童相談所における児童虐待相談対応件数		2,162 件	—	児童相談支援課調べ(R5 年度速報値)
	10 代の母による出生数	15 歳未満	1 人	—	人口動態調査(R5 年)
		15~17 歳	13 人		
		18~19 歳	57 人		
	要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会等を組織的に一体化する市町数		24 市町	—	家庭福祉・施設整備課調べ(R6 年度)

第4章 計画の総合的な推進

計画の推進にあたっては、県・市町が関係機関・団体との連携・協働のもとでそれぞれの役割を果たし、県民のみなさんと共に計画を推進していきます。

1 県の役割

市町・関係団体等への情報提供等を通じて、県内の母子保健対策の推進に向けた関係機関・団体の連携の強化を図ります。

県内市町における地域格差と取組格差の解消による均てん化とさらなる支援の充実を図るため、各市町における課題分析や人材育成等について必要な助言・支援等を行うことにより、市町の母子保健対策の推進を支援します。

また、県保健所においては、地域保健の専門的かつ技術的拠点として、管内の母子保健に関する健康課題等を把握・共有し、市町に対してより具体的な助言等を行うとともに、市町や関係機関との連絡調整やネットワーク会議の開催、市町職員の研修等、広域的な支援を行います。

2 市町の役割

母子保健事業の主たる実施者として、課題の把握・分析を行った上で、それぞれの地域の実情に応じた母子保健対策の推進を図ります。

各種母子保健事業の実施にあたっては、県・県保健所等の関係機関・団体や地域住民と連携・協働して個々の状況に応じたきめ細かな母子保健サービスの提供を行います。

なお、保健所政令市である四日市市においては、県保健所の役割も担うこととなることから、より広域的かつ専門的な母子保健対策の推進が期待されます。

3 関係団体の役割

医師会、産婦人科医会、小児科医会、歯科医師会、看護協会、助産師会、大学、企業、NPO等の関係団体は、それぞれの分野において専門的な機能を活用した活動を行うとともに、県・市町等の関係機関や他の関係団体との連携・協働を通じて、地域の母子保健対策の推進を支援することが期待されます。

第5章 計画の進行管理および見直し

計画を着実に推進し、各課題を解決していくため、「計画→実行→評価→改善(P D C A)」のプロセスにより、計画の進捗状況を把握し、より効果的に取組を推進します。

年度ごとに、三重県母子保健報告や人口動態調査などにより数値目標の達成状況等を把握した上で、計画の進捗状況や取組内容などについて自己評価を行います。

自己評価の結果については、三重県医療審議会健やか親子推進部会へ報告し、評価の内容や計画の進捗状況等について意見をいただいた上で、当該年度の評価結果として市町、県医師会等の関係機関・団体へ周知するとともに、県のホームページで公表します。

評価後は、評価結果や部会でいただいた意見をふまえて、翌年度以降の取組等について検討を行い、必要に応じて取組内容や個別の事業内容等について見直しを行います。

また、計画の最終年度には、計画期間における取組や成果の最終評価を行います。

参考

「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」策定経過

令和6年度三重県医療審議会健やか親子推進部会委員名簿

健やか親子いきいきプランみえ（第3次）

令和7年3月策定（予定）

三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL：059-224-2248
FAX：059-224-2270
E-mail：sodachi@pref.mie.lg.jp